

■ 2016年版 ■

開発協力 参考資料集

外務省 国際協力局

目次

第1章 日本の政府開発援助（ODA）予算	1
図表1 政府開発援助予算（当初予算）の推移	1
第2章 日本の政府開発援助（ODA）実績	2
■第1節 二国間ODAの地域別配分	2
図表2 二国間ODAの地域別配分の推移	2
■第2節 主要分野・課題別実績	3
図表3 教育分野における援助実績	3
図表4 保健分野における援助実績	4
図表5 水と衛生分野における援助実績	5
図表6 運輸分野における援助実績	6
図表7 通信分野における援助実績	7
図表8 エネルギー分野における援助実績	8
図表9 農林水産分野における援助実績	9
図表10 環境分野における援助実績	10
図表11 防災・災害復興分野における援助実績	11
図表12 ジェンダー平等案件における援助実績	12
図表13 麻薬対策における援助実績（2015年度）	13
図表14 平和構築分野における援助実績	15
図表15 対人地雷問題に関連する援助実績（2015年度）	16
■第3節 無償資金協力	18
1. 実績	18
図表16 無償資金協力地域別配分	18
図表17 無償資金協力の10大供与相手国の推移	19
図表18 無償資金協力地域別割合	19
2. 事業の概要	20
■第4節 技術協力	22
1. 実績	22
図表19 政府全体の技術協力の地域・形態別実績（2015年）	22
図表20 技術協力の地域・形態別実績（JICA 2015年度実績）	23
図表21 技術協力の形態・分野別人数実績（JICA 2015年度実績）	24
2. 事業の概要	25
① 研修員受入事業	25

② 技術協力プロジェクト	26
③ 技術協力専門家派遣	29
④ 青年海外協力隊派遣事業	33
⑤ シニア海外ボランティア派遣事業	34
⑥ 開発計画調査型技術協力（開発調査）事業	36
■ 第5節 国際緊急援助	37
主な事業概要と実績	37
災害援助等協力事業（国際緊急援助）	37
■ 第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援	39
1. 実績	39
図表 22 2015年度地域・国別 日本NGO連携無償資金協力	39
図表 23 2015年度地域・国別 JICA草の根技術協力事業	43
図表 24 各省庁のNGO関連事業概要と実績	47
2. 事業の概要	48
① 日本NGO連携無償資金協力	48
② 草の根技術協力事業	49
③ 国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）	50
■ 第7節 有償資金協力	52
1. 実績	52
図表 25 円借款の調達条件の推移	52
図表 26 円借款供与実績の推移（債務救済を除く）	52
図表 27 2015年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国	52
図表 28 2015年度円借款供与額上位10か国	52
図表 29 円借款実績	53
2. 事業の概要	55
① 円借款	55
② 海外投融資	56
■ 第8節 官民連携事業の実績と概要	57
① 協力準備調査（PPPインフラ事業）	57
② 協力準備調査（BOPビジネス）	58
③ 民間技術普及促進事業	58
④ 中小企業等の海外展開支援	59

⑤ 中小企業製品を活用した無償資金協力	63
⑥ 民間連携ボランティア制度	64
⑦ 海外展開一貫支援ファストパス制度	65
⑧ 事業運営権に対応した無償資金協力	66
⑨ 草の根・人間の安全保障無償資金協力	67
■第9節 国民参加協力推進事業の概要	69
■第10節 主な国際機関の概要	70
1. 国連機関	70
① 国際連合 (UN)	70
② 国連食糧農業機関 (FAO)	71
③ 国連世界食糧計画 (WFP)	73
④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO)	75
⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO)	77
⑥ 国連児童基金 (UNICEF)	79
⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	80
⑧ 国連人口基金 (UNFPA)	82
⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	84
⑩ 国連環境計画 (UNEP)	85
⑪ 国連開発計画 (UNDP)	88
⑫ 世界保健機関 (WHO)	89
⑬ 国連大学 (UNU)	92
⑭ 国際労働機関 (ILO)	93
⑮ 国際原子力機関 (IAEA)	95
⑯ 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC)	97
⑰ 国際農業開発基金 (IFAD)	99
⑱ 国連合同エイズ計画 (UNAIDS)	101
⑲ 国連ボランティア計画 (UNV)	102
⑳ 国連人間居住計画 (UN-Habitat)	104
㉑ 国連国際防災戦略 (UNISDR)	106
㉒ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	107
㉓ 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (SRSG-SVC)	109
2. 国際開発金融機関	112
① 世界銀行 (国際復興開発銀行 (IBRD) および国際開発協会 (IDA))	112
② 国際通貨基金 (IMF)	113
③ アジア開発銀行 (ADB)	115

④ アフリカ開発銀行 (AfDB)	117
⑤ 米州開発銀行 (IDB)	118
⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD)	120
3. その他の国際機関等	122
① 国際移住機関 (IOM)	122
② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (グローバルファンド)	123
③ 赤十字国際委員会 (ICRC)	124
④ 地球環境ファシリティ (GEF)	126
⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR)	127
⑥ 国際獣疫事務局 (OIE)	128
⑦ 国際熱帯木材機関 (ITTO)	131
⑧ アジア生産性機構 (APO)	132
⑨ 国際家族計画連盟 (IPPF)	134
⑩ Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)	135
第3章 諸外国の経済協力	137
■ 第1節 DAC諸国のODA実績	137
図表30-1 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2014年)	137
図表30-2 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2015年)	138
■ 第2節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要	139
① オーストラリア (Australia)	139
② オーストリア (Austria)	143
③ ベルギー (Belgium)	146
④ カナダ (Canada)	150
⑤ チェコ (Czech Republic)	154
⑥ デンマーク (Denmark)	158
⑦ 欧州連合 (EU)	161
⑧ フィンランド (Finland)	165
⑨ フランス (France)	169
⑩ ドイツ (Germany)	172
⑪ ギリシャ (Greece)	175
⑫ アイスランド (Iceland)	178
⑬ アイルランド (Ireland)	181
⑭ イタリア (Italy)	184
⑮ ルクセンブルク (Luxembourg)	187
⑯ オランダ (Netherlands)	190

⑰ ニュージーランド (New Zealand)	193
⑱ ノルウェー (Norway)	196
⑲ ポーランド (Poland)	199
⑳ ポルトガル (Portugal)	203
㉑ 韓国 (Republic of Korea)	206
㉒ スロバキア (Slovakia)	209
㉓ スロベニア (Slovenia)	212
㉔ スペイン (Spain)	215
㉕ スウェーデン (Sweden)	219
㉖ スイス (Switzerland)	222
㉗ 英国 (United Kingdom)	225
㉘ 米国 (United States of America)	229
㉙ ブラジル (Brazil)	234
㉚ 中国 (China)	237
㉛ ハンガリー (Hungary)	240
㉜ インド (India)	242
㉝ インドネシア (Indonesia)	246
㉞ マレーシア (Malaysia)	248
㉟ メキシコ (Mexico)	250
㊱ 南アフリカ (Republic of South Africa)	253
㊲ ロシア (Russia)	255
㊳ サウジアラビア (Saudi Arabia)	258
㊴ シンガポール (Singapore)	260
㊵ カタール (Qatar)	262
㊶ タイ (Thailand)	264
㊷ トルコ (Turkey)	266
㊸ アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)	268

図表 1 政府開発援助予算(当初予算)の推移

(支払純額ベース、単位:億円、%)

区分	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計	事業予算	一般会計
I. 贈与	8,747 (19.8)	5,449 (▲1.1)	8,649 (▲1.1)	5,143 (▲5.6)	8,282 (▲4.2)	5,083 (▲1.2)	8,100 (▲2.2)	5,043 (▲0.8)	7,671 (▲5.3)	5,067 (0.5)	7,730 (0.8)	5,017 (▲1.0)	7,978 (3.2)	4,939 (▲1.6)	7,942 (▲0.5)	5,075 (2.8)
1. 二国間贈与	5,142 (2.9)	4,607 (▲1.4)	4,816 (▲6.4)	4,254 (▲7.7)	4,779 (▲0.8)	4,103 (▲3.5)	4,884 (2.2)	4,181 (1.9)	4,917 (0.7)	4,219 (0.9)	4,942 (0.5)	4,225 (0.2)	4,835 (▲2.2)	4,083 (▲3.4)	4,843 (0.2)	4,153 (1.7)
(1) 経済開発等援助	1,608	1,608	1,542	1,542	1,519	1,519	1,616	1,616	1,642	1,642	1,667	1,667	1,605	1,605	1,629	1,629
(2) 技術協力等	3,440	2,904	3,258	2,697	3,244	2,569	3,252	2,550	3,259	2,561	3,259	2,542	3,214	2,462	3,198	2,508
(3) 国際協力機構交付金 (有償資金協力部門)	70	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) その他	24	24	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
2. 国際機関への出資・拠出	3,605 (56.7)	842 (1.1)	3,833 (6.3)	889 (5.6)	3,504 (▲8.6)	980 (10.2)	3,216 (▲8.2)	861 (▲12.1)	2,754 (▲14.3)	848 (▲1.5)	2,788 (1.2)	792 (▲6.6)	3,142 (12.7)	856 (8.1)	3,099 (▲1.4)	923 (7.8)
(1) 国連等諸機関	587	585	621	611	699	683	589	573	571	545	514	488	986	560	1,020	599
(2) 国際開発金融機関	3,017	257	3,212	279	2,805	297	2,627	288	2,183	303	2,274	304	2,156	296	2,078	324
II. 借款	2,016 (▲1.6)	1,273 (▲14.8)	3,027 (50.1)	1,044 (▲18.0)	3,626 (19.8)	644 (▲38.3)	2,886 (20.4)	569 (▲11.6)	2,753 (▲4.6)	506 (▲11.1)	3,592 (30.5)	485 (▲4.2)	3,424 (▲4.7)	483 (▲0.5)	3,732 (9.0)	444 (▲8.1)
(1) 国際協力機構 (有償資金協力部門)	1,997	1,273	3,003	1,044	3,626	644	2,846	569	2,736	506	3,512	485	3,289	483	3,732	444
(2) その他	19	-	25	-	-	-	40	-	17	-	80	-	135	-	-	-
III. 合計	10,764 (15.1)	6,722 (▲4.0)	11,676 (8.5)	6,187 (▲7.9)	11,909 (2.0)	5,727 (▲7.4)	10,986 (▲7.7)	5,612 (▲2.0)	10,424 (▲5.1)	5,573 (▲0.7)	11,322 (8.6)	5,502 (▲1.3)	11,402 (0.7)	5,422 (▲1.5)	11,673 (2.4)	5,519 (1.8)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 ()内は対前年度増減率。▲は減。

*3 上記における国際協力機構交付金(有償資金協力部門)および国際協力機構(有償資金協力部門)については、2008年(平成20年)9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀行に関する予算を含む。

第1節 二国間ODAの地域別配分

図表 2 二国間ODAの地域別配分の推移

(単位:百万ドル)

地域	1970		1980		1990		2000		2010	
	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額
アジア	419.37	364.80	1,648.27	1,382.51	5,140.05	4,116.55	7,630.81	5,283.82	8,106.17	2,528.58
東アジア	304.57	288.89	1,117.64	942.62	4,017.87	3,213.96	5,609.70	3,855.95	5,188.12	798.32
北東アジア	107.61	96.40	131.14	81.69	1,042.29	834.72	1,360.81	700.48	1,063.84	▲138.62
東南アジア (ASEAN)	196.96	192.49	986.50	860.93	2,975.58	2,379.24	4,248.89	3,155.47	4,116.56	929.22
南アジア	172.94	169.94	821.78	703.38	2,893.69	2,299.10	4,219.82	3,126.40	4,088.89	901.54
中央アジア・コーカサス	114.65	75.76	519.04	434.93	1,117.85	898.25	1,723.29	1,130.07	2,637.22	1,532.14
アジアの複数国向け	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38	229.18	146.47
中東・北アフリカ	0.15	0.15	11.59	4.96	4.34	4.34	24.42	24.42	51.64	51.64
サブサハラ・アフリカ	13.45	13.44	199.64	192.69	898.16	665.71	990.11	726.79	2,339.90	1,591.76
中南米	8.19	8.19	243.71	233.83	887.34	830.69	1,078.57	969.65	1,835.29	1,732.75
大洋州	2.34	▲15.01	133.06	118.47	637.58	561.20	1,120.46	799.56	1,005.55	▲343.55
欧州	0.01	0.01	14.72	11.58	116.38	113.53	167.00	151.06	196.87	176.29
複数地域にまたがる援助等	0.01	▲0.99	1.94	▲1.46	159.58	157.96	128.57	117.57	232.45	180.51
合計	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64	1,562.14	1,562.14
合計	444.43	371.51	2,264.52	1,960.80	8,332.96	6,939.56	12,707.18	9,640.10	15,278.36	7,428.48

地域	2011		2012		2013		2014		2015	
	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額
アジア	7,963.11	1,587.93	8,156.94	1,612.03	12,526.35	3,448.73	7,271.26	1,977.13	6,333.08	1,626.33
東アジア	4,665.87	▲355.11	4,856.71	▲293.31	9,749.62	1,870.21	4,173.11	48.62	3,533.97	▲60.17
北東アジア	1,068.78	▲294.17	663.92	▲727.66	507.37	▲636.74	261.93	▲785.91	252.26	▲659.49
東南アジア (ASEAN)	3,590.72	▲67.30	4,183.82	425.38	9,234.47	2,499.16	3,902.48	825.82	3,271.88	589.49
南アジア	3,563.86	▲94.17	4,164.98	406.54	9,212.30	2,476.99	3,883.31	806.65	3,252.62	570.23
中央アジア・コーカサス	2,942.45	1,687.46	2,839.76	1,549.58	2,437.44	1,329.95	2,552.09	1,468.66	2,467.23	1,449.02
アジアの複数国向け	260.81	161.59	323.85	219.13	248.45	157.74	257.13	170.93	303.17	208.76
中東・北アフリカ	93.99	93.99	136.63	136.63	90.83	90.83	288.93	288.93	28.71	28.71
サブサハラ・アフリカ	1,873.82	965.82	2,240.45	1,497.86	2,146.29	1,426.68	1,559.74	927.26	1,420.53	863.76
中南米	3,194.46	1,743.80	1,843.85	1,718.01	2,896.49	2,136.93	1,643.27	1,557.42	1,866.98	1,788.80
大洋州	851.58	348.68	474.94	▲192.17	387.51	▲34.14	434.23	29.75	437.76	▲16.72
欧州	184.71	160.42	152.41	128.15	141.48	121.64	128.06	108.91	129.11	111.62
複数地域にまたがる援助等	256.68	183.72	93.90	35.25	64.00	▲3.28	192.37	131.74	111.78	48.12
合計	2,136.24	2,136.24	1,552.55	1,552.55	1,314.57	1,314.57	1,353.07	1,353.07	1,693.88	1,693.88
合計	16,460.59	7,126.60	14,515.03	6,351.67	19,476.68	8,411.11	12,581.99	6,085.28	11,993.13	6,115.80

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 「n.a.」はデータが無いことを示す。

*3 卒業国向け援助を含む。

第2節 主要分野・課題別実績

【図表3】 教育分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	297.13 (7.8)	86.42 (1.0)	813.26 (21.1)	1,196.81 [7.4]
2012	328.84 (9.9)	— (—)	468.34 (12.7)	797.18 [4.6]
2013	157.73 (2.8)	91.19 (0.7)	307.92 (10.8)	556.83 [2.6]
2014	199.19 (7.0)	289.57 (2.7)	301.48 (11.4)	790.23 [4.8]
2015	149.03 (5.1)	86.41 (0.6)	295.23 (12.4)	530.67 [2.7]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	4,856	1,046	1,670
2012	6,841	2,046	1,496
2013	4,955	5,064	1,384
2014	5,058	2,159	1,447
2015	10,182	1,300	1,589

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

*3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。
(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	幼児教育	初等教育	青年・成人 の生活技能	中等教育	職業訓練	高等教育・上級 技術/経営訓練	その他	合計
2011	2.86 (0.2)	64.00 (5.3)	4.19 (0.3)	11.79 (1.0)	104.17 (8.7)	746.55 (62.4)	263.24 (22.0)	1,196.81
2012	3.92 (0.5)	190.30 (23.9)	21.67 (2.7)	56.09 (7.0)	73.85 (9.3)	332.37 (41.7)	118.97 (14.9)	797.18
2013	2.07 (0.4)	54.20 (9.7)	22.45 (4.0)	8.46 (1.5)	28.77 (5.2)	186.48 (33.5)	254.41 (45.7)	556.83
2014	1.30 (0.2)	44.71 (5.7)	0.60 (0.1)	54.63 (6.9)	22.82 (2.9)	514.04 (65.0)	152.14 (19.3)	790.23
2015	1.29 (0.2)	39.84 (7.5)	0.19 (0.0)	7.91 (1.5)	48.20 (9.1)	277.05 (52.2)	156.19 (29.4)	530.67

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表 4 保健分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	167.16 (4.4)	62.64 (0.7)	162.05 (4.2)	391.85 [2.4]
2012	438.98 (13.2)	349.73 (3.4)	170.81 (4.6)	959.52 [5.5]
2013	313.06 (5.6)	60.72 (0.5)	124.97 (4.4)	498.75 [2.3]
2014	344.12 (12.2)	78.27 (0.7)	104.43 (4.0)	526.82 [3.2]
2015	234.69 (8.1)	422.51 (3.0)	100.39 (4.2)	757.59 [3.9]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	3,465	672	796
2012	1,867	1,348	671
2013	1,590	1,369	627
2014	2,015	1,262	570
2015	2,339	1,255	611

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- *3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策・ リプロダクティブ・ヘルス	合計
2011	134.21 (34.3)	195.05 (49.8)	62.59 (16.0)	391.85
2012	410.37 (42.8)	409.12 (42.6)	140.03 (14.6)	959.52
2013	159.01 (31.9)	285.53 (57.2)	54.21 (10.9)	498.75
2014	120.12 (22.8)	353.78 (67.2)	52.92 (10.0)	526.82
2015	457.39 (60.4)	255.01 (33.7)	45.19 (6.0)	757.59

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表5 水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	415.74 (10.9)	1,332.22 (15.6)	164.20 (4.3)	1,912.17 [11.8]
2012	281.15 (8.4)	2,141.92 (20.8)	192.16 (5.2)	2,615.22 [15.1]
2013	365.85 (6.5)	1,754.71 (13.3)	147.15 (5.2)	2,267.71 [10.5]
2014	242.00 (8.6)	894.66 (8.2)	127.28 (4.8)	1,263.94 [7.7]
2015	288.69 (9.9)	2,094.69 (14.7)	101.63 (4.3)	2,485.01 [12.7]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	1,364	626	51
2012	4,943	1,227	46
2013	3,972	1,364	46
2014	3,001	1,314	44
2015	1,707	1,417	38

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

*3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	水供給・衛生	水資源政策・保護	河川開発・洪水防御	農業用水資源	水力発電	合計
2011	1,595.86 (83.5)	96.53 (5.0)	106.40 (5.6)	87.78 (4.6)	25.60 (1.3)	1,912.17
2012	2,061.24 (78.8)	16.43 (0.6)	339.60 (13.0)	197.73 (7.6)	0.22 (0.0)	2,615.22
2013	1,541.69 (68.0)	21.44 (0.9)	87.26 (3.8)	295.48 (13.0)	321.85 (14.2)	2,267.71
2014	668.21 (52.9)	9.21 (0.7)	210.22 (16.6)	214.51 (17.0)	161.79 (12.8)	1,263.94
2015	1,728.93 (69.6)	6.77 (0.3)	107.41 (4.3)	459.41 (18.5)	182.49 (7.3)	2,485.01

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表 6 運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	418.19 (11.0)	3,112.78 (36.4)	149.08 (3.9)	3,680.06 [22.7]
2012	303.49 (9.1)	5,104.26 (49.5)	179.30 (4.9)	5,587.05 [32.3]
2013	616.99 (11.0)	5,943.09 (45.2)	128.79 (4.5)	6,688.87 [31.0]
2014	318.71 (11.3)	4,339.95 (39.9)	135.49 (5.1)	4,794.14 [29.3]
2015	398.94 (13.7)	5,903.66 (41.5)	103.34 (4.3)	6,405.94 [32.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	533	249	8
2012	1,026	902	8
2013	878	788	4
2014	904	815	6
2015	820	903	7

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- *3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合計
2011	3,117.40 (84.7)	269.22 (7.3)	214.05 (5.8)	43.15 (1.2)	36.24 (1.0)	3,680.06
2012	1,903.16 (34.1)	2,824.16 (50.5)	147.75 (2.6)	672.19 (12.0)	39.80 (0.7)	5,587.05
2013	2,248.32 (33.6)	3,499.75 (52.3)	455.73 (6.8)	449.83 (6.7)	35.23 (0.5)	6,688.87
2014	1,630.09 (34.0)	2,299.39 (48.0)	638.23 (13.3)	183.38 (3.8)	43.06 (0.9)	4,794.14
2015	1,898.24 (29.6)	3,246.99 (50.7)	655.82 (10.2)	579.22 (9.0)	25.67 (0.4)	6,405.94

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表7 通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	3.50 (0.1)	— (—)	33.15 (0.9)	36.65 [0.2]
2012	41.69 (1.3)	146.27 (1.4)	37.49 (1.0)	225.45 [1.3]
2013	17.13 (0.3)	— (—)	23.07 (0.8)	40.20 [0.2]
2014	16.15 (0.6)	129.59 (1.2)	19.82 (0.8)	165.56 [1.0]
2015	13.13 (0.5)	86.78 (0.6)	16.48 (0.7)	116.38 [0.6]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	275	59	207
2012	417	71	188
2013	309	41	152
2014	222	71	130
2015	296	93	128

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

*3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・印刷メディア	情報通信技術	その他	合計
2011	5.44 (14.8)	7.39 (20.2)	0.70 (1.9)	23.12 (63.1)	36.65
2012	20.67 (9.2)	154.92 (68.7)	24.53 (10.9)	25.33 (11.2)	225.45
2013	13.54 (33.7)	6.88 (17.1)	3.26 (8.1)	16.53 (41.1)	40.20
2014	12.04 (7.3)	138.47 (83.6)	3.88 (2.3)	11.17 (6.7)	165.56
2015	88.11 (75.7)	5.00 (4.3)	5.20 (4.5)	18.07 (15.5)	116.38

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表 8 エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	134.71 (3.5)	2,496.81 (29.2)	75.60 (2.0)	2,707.13 [16.7]
2012	67.39 (2.0)	1,010.76 (9.8)	93.14 (2.5)	1,171.29 [6.8]
2013	194.39 (3.5)	1,887.39 (14.3)	73.40 (2.6)	2,155.18 [10.0]
2014	92.01 (3.3)	2,790.94 (25.6)	62.22 (2.4)	2,945.17 [18.0]
2015	105.84 (3.6)	3,590.49 (25.2)	68.51 (2.9)	3,764.84 [19.3]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	679	169	15
2012	859	491	10
2013	958	617	10
2014	1,024	564	9
2015	892	535	10

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- *3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	エネルギーの供給	火力発電(化石燃料)	水力発電	新・再生可能エネルギー	その他	合計
2011	648.70 (24.0)	1,234.95 (45.6)	25.60 (0.9)	747.19 (27.6)	50.69 (1.9)	2,707.13
2012	1,011.07 (86.3)	55.31 (4.7)	0.22 (0.0)	44.16 (3.8)	60.53 (5.2)	1,171.29
2013	486.60 (22.6)	906.97 (42.1)	321.85 (14.9)	244.16 (11.3)	195.60 (9.1)	2,155.18
2014	603.87 (20.5)	1,593.62 (54.1)	161.79 (5.5)	493.70 (16.8)	92.18 (3.1)	2,945.17
2015	2,642.64 (70.2)	650.31 (17.3)	182.49 (4.8)	21.28 (0.6)	268.12 (7.1)	3,764.84

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表9 農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	87.28 (2.3)	313.89 (3.7)	255.80 (6.6)	656.97 [4.1]
2012	181.81 (5.5)	345.05 (3.3)	298.12 (8.1)	824.98 [4.8]
2013	137.85 (2.5)	249.66 (1.9)	268.23 (9.4)	655.75 [3.0]
2014	107.16 (3.8)	394.87 (3.6)	217.39 (8.2)	719.42 [4.4]
2015	92.18 (3.2)	427.14 (3.0)	179.54 (7.5)	698.87 [3.6]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	2,359	1,093	841
2012	4,899	2,437	735
2013	3,386	3,017	605
2014	4,573	2,050	411
2015	4,819	1,817	305

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

*3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	農業	林業	漁業	合計
2011	375.59 (57.2)	243.27 (37.0)	38.11 (5.8)	656.97
2012	506.04 (61.3)	254.67 (30.9)	64.28 (7.8)	824.98
2013	524.91 (80.0)	42.82 (6.5)	88.01 (13.4)	655.75
2014	503.61 (70.0)	142.84 (19.9)	72.97 (10.1)	719.42
2015	619.21 (88.6)	25.79 (3.7)	53.87 (7.7)	698.87

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表 10 環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	1,044.35 (27.4)	4,039.98 (47.3)	240.57 (6.2)	5,324.91 [32.8]
2012	450.54 (13.5)	5,824.26 (56.5)	373.29 (10.1)	6,648.08 [38.4]
2013	524.46 (9.4)	6,552.38 (49.8)	265.26 (9.3)	7,342.10 [34.0]
2014	270.81 (9.6)	6,665.68 (61.2)	251.60 (9.5)	7,188.09 [43.9]
2015	375.48 (12.9)	8,886.76 (62.4)	195.03 (8.2)	9,457.27 [48.4]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	2,929	1,111	183
2012	6,756	2,912	173
2013	4,937	3,360	146
2014	3,391	3,159	84
2015	3,191	2,848	32

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- *3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動 (緩和)	気候変動 (適応)	砂漠化対処	合計
2011	25.27 (0.5)	1,476.98 (27.7)	3,827.78 (71.9)	2,368.74 (44.5)	585.09 (11.0)	5,324.91
2012	22.55 (0.3)	450.10 (6.8)	4,486.03 (67.5)	2,479.20 (37.3)	367.89 (5.5)	6,648.08
2013	18.33 (0.2)	109.11 (1.5)	5,278.82 (71.9)	2,224.54 (30.3)	116.64 (1.6)	7,342.10
2014	19.45 (0.3)	1,124.00 (15.6)	4,787.22 (66.6)	2,329.02 (32.4)	147.36 (2.1)	7,188.09
2015	15.06 (0.2)	1,836.49 (19.4)	6,342.35 (67.1)	2,935.88 (31.0)	80.64 (0.9)	9,457.27

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表 11 防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	923.61 (24.2)	197.59 (2.3)	— (—)	1,121.19 [6.9]
2012	496.00 (14.9)	242.84 (2.4)	95.67 (2.6)	834.50 [4.8]
2013	435.43 (7.8)	33.93 (0.3)	33.04 (1.2)	502.40 [2.3]
2014	258.73 (9.1)	796.13 (7.3)	42.05 (1.6)	1,096.91 [6.7]
2015	824.51 (28.3)	310.54 (2.2)	65.12 (2.7)	1,200.17 [6.1]

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

*4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	465	321	0
2012	610	679	0
2013	358	647	0
2014	446	533	0
2015	827	846	0

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。

*2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。

*3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	災害予防	緊急支援 (物資・食糧)	復興支援	洪水防御	林業開発	合計
2011	97.20 (8.7)	531.88 (47.4)	207.17 (18.5)	87.30 (7.8)	197.64 (17.6)	1,121.19
2012	152.66 (18.3)	216.35 (25.9)	185.93 (22.3)	276.99 (33.2)	2.58 (0.3)	834.50
2013	104.53 (20.8)	279.14 (55.6)	82.17 (16.4)	34.58 (6.9)	1.98 (0.4)	502.40
2014	73.78 (6.7)	218.35 (19.9)	574.76 (52.4)	122.38 (11.2)	107.63 (9.8)	1,096.91
2015	128.54 (10.7)	750.86 (62.6)	219.63 (18.3)	95.85 (8.0)	5.28 (0.4)	1,200.17

*1 本データはDAC_CRS統計に基づく。

*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

*3 卒業国向け援助を含む。

図表 12 ジェンダー平等案件における援助実績

1. 援助形態別実績

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2011	1,062.68 (27.9)	1,333.64 (15.6)	164.50 (4.3)	2,560.82 [15.8]
2012	1,280.89 (38.4)	1,895.72 (18.4)	264.31 (7.2)	3,440.92 [19.9]
2013	1,069.84 (19.1)	1,186.37 (9.0)	205.47 (7.2)	2,461.68 [11.4]
2014	780.82 (27.6)	2,214.60 (20.3)	187.97 (7.1)	3,183.39 [19.5]
2015	869.07 (29.9)	6,164.02 (43.3)	191.87 (8.1)	7,224.95 [37.0]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。
- *4 卒業国向け援助を含む。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊等派遣(人)
2011	1,255	680	0
2012	4,053	1,562	0
2013	2,137	1,795	0
2014	5,302	1,581	0
2015	12,231	1,598	0

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には卒業国を含む)。
- *2 協力隊等派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)を含む。
- *3 研修員受入および専門家派遣については、公益財団法人等への委託や補助金の形で事業を実施した際の人数実績を含む。(2016年版参考資料集より、2014年以前の実績にも遡って適用)

3. 二国間政府開発援助の小分類

(約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	教育分野	農業・林業・漁業分野	保健分野	その他マルチセクター	その他	合計
2011	65.92 (2.6)	308.11 (12.0)	66.63 (2.6)	10.24 (0.4)	2,109.91 (82.4)	2,560.82
2012	168.60 (4.9)	288.02 (8.4)	319.53 (9.3)	3.79 (0.1)	2,660.97 (77.3)	3,440.92
2013	163.41 (6.6)	78.00 (3.2)	298.93 (12.1)	214.57 (8.7)	1,706.78 (69.3)	2,461.68
2014	114.51 (3.6)	268.59 (8.4)	145.56 (4.6)	534.26 (16.8)	2,120.48 (66.6)	3,183.39
2015	35.18 (0.5)	341.56 (4.7)	454.38 (6.3)	506.29 (7.0)	5,887.53 (81.5)	7,224.95

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
- *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
- *3 卒業国向け援助を含む。

図表 13 麻薬対策における援助実績（2015年度）

1. 無償資金協力

国名	案 件	金 額
ウズベキスタン、 カザフスタン、 キルギス及び タジキスタン	中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画（国連連携/UNODC実施）（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス及びタジキスタン対象）	296,000,000円 （4か国対象）
パキスタン	不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画	768,000,000円
タジキスタン	ハトロン州国境安全強化計画（国連連携/UNODC実施）	267,000,000円
合 計		1,331,000,000円

2. 草の根・人間の安全保障無償

国名	案 件	金 額
インドネシア	南スマトラ州パレンバン市における薬物依存症リハビリテーションセンター増築計画	9,903,960円
パラグアイ	青少年薬物依存者の社会復帰支援施設建設計画	8,967,750円
合 計		18,871,710円

3. 技術協力

(1) 研修員受入

案 件	国 名	人 数
(課題別研修) 薬物犯罪取締	インドネシア	1名
	マレーシア	1名
	フィリピン	1名
	カンボジア	1名
	ラオス	1名
	ベトナム	1名
	モルディブ	1名
	メキシコ	2名
	ペルー	2名
	ウルグアイ	1名
	ヨルダン	2名
	ケニア	1名
	ナミビア	1名
	南アフリカ共和国	1名
コートジボワール	2名	
小 計		19名
(課題別研修) 海上犯罪取締	インドネシア	1名
	マレーシア	2名
	フィリピン	1名
	東ティモール	1名
	ベトナム	1名
	スリランカ	2名
	ミクロネシア	1名
	ケニア	2名

(課題別研修) 海上犯罪取締	セーシェル	1名
	ソマリア	2名
	ジブチ	2名
小 計		16名
(国別研修) 薬物犯罪取締	ブータン	1名
シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト	ミャンマー	1名
合 計		37名

(2) 専門家派遣

国 名	案 件	人 数
ミャンマー	シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト	5名

(3) 調査団派遣

国 名	案 件	人 数
ミャンマー	シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト	3名

4. 国際機関への拠出金による支援

機 関	金 額
国連薬物統制計画(UNDCP)基金 (任意拠出金のみ)	27,500,000円

図表 14 平和構築分野における援助実績

1. 平和構築分野における主な援助実績

(約束額ベース、単位:百万ドル)

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による 紛争後調停支援	復員兵士支援 小型武器管理	地雷除去	児童兵 対策支援	合計
2011	34.32	5.19	3.62	17.52	45.82	3.20	109.68
2012	38.41	14.39	0.72	13.25	32.86	0.45	100.08
2013	22.96	2.52	17.65	—	45.12	—	88.25
2014	19.24	16.87	24.63	—	24.40	—	85.14
2015	22.63	5.67	4.25	2.73	30.13	—	65.39

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
 *2 本表が我が国の平和構築支援すべてを示すものではない。
 *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *4 卒業国向け援助を含む。

2. 日本が紛争後の国づくりへの支援を行っている主な国へのODA支援実績

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

国・地域名	2011	2012	2013	2014	2015
アフガニスタン	751.43	873.58	718.53	386.67	317.20
アンゴラ	11.52	13.79	15.17	8.00	197.30
イラク	370.46	360.96	700.46	365.45	325.54
ウガンダ	58.00	68.87	57.51	85.73	70.48
ギニアビサウ	9.78	6.62	5.65	8.03	3.49
コートジボワール	8.33	30.88	32.58	26.59	22.03
コンゴ共和国	7.22	5.07	6.13	6.39	0.94
コンゴ民主共和国	92.81	93.86	103.79	53.80	43.83
シエラレオネ	26.66	20.60	13.60	13.28	29.18
スーダン	97.26	94.48	76.31	52.51	40.82
スリランカ	171.80	182.21	105.00	133.49	33.43
中央アフリカ	38.27	13.57	5.53	9.29	18.17
ネパール	67.33	47.54	40.77	56.37	48.82
[パレスチナ自治区]	75.11	73.05	50.06	41.62	66.47
東ティモール	26.86	18.84	22.17	19.17	19.26
ブルンジ	21.20	26.06	30.70	9.04	2.55
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.76	2.64	6.53	6.82	10.98
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	3.95	1.90	▲0.59	▲3.08	▲2.71
リベリア	42.45	24.96	22.75	30.26	17.20
合計	1,882.20	1,959.48	2,012.66	1,309.42	1,264.97

- *1 DAC統計を基に作成。
 *2 債務救済分を除く。
 *3 事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置づけられている国などを抽出。
 *4 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 *5 []は地域名を示す。

【図表 15】 対人地雷問題に関連する援助実績 (2015年度)

支出総額(全40件) 5,527,194,777円
その他 351,084ドル

1. 地雷除去・不発弾処理支援

(1) 無償資金協力

ア 草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国名	案 件	金 額
アルメニア	アルメニア全土地雷リスク教育計画	10,184,900
スリランカ	スリランカ北部における人道的地雷除去活動計画	88,144,210
ジョージア	ガルダバニ/サガレジョ地区及びテルジェラ地区ERW(爆発性戦争残存物)・地雷除去計画	69,960,000
スリランカ	マナー県における人道的地雷除去活動及び北・東部州における地雷除去調査計画	66,345,730
スリランカ	スリランカ北部州及び北中央州における地雷除去計画	69,834,600
ベトナム	クアンビン州におけるコミュニティ開発のための人道的地雷除去計画	69,999,820
アフガニスタン	カブール県及びパルワン県における地雷除去計画	59,400,000
アフガニスタン	バグラーン県及びサマンガン県における再統合者のための地雷除去計画	62,700,000
イラク	ニナワ県における国内避難民の早期かつ安全な帰還のための爆発物除去計画	95,484,510
レバノン	バトルン郡における緊急地雷・不発弾除去活動支援計画	28,382,200
レバノン	西ベカー郡における緊急地雷・不発弾除去活動支援計画	69,488,870
アンゴラ	マランジェ州地雷除去計画	22,372,240
コンゴ民主共和国	赤道州地雷・不発弾技術調査と除去調査活動及びCCLAM能力強化支援計画	68,839,980
ジンバブエ	中央マシヨナランド州における地雷除去計画	69,880,910
コロンビア	トリマ県における地雷除去活動計画	63,068,830
ボスニア・ヘルツェゴビナ	シャマツ市及びドニ・ジャバル市における地雷除去支援計画	49,569,940
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ドマリェバツツ・シャマツ市等における地雷除去支援計画	43,641,640
	合 計	1,007,298,380

イ 日本NGO連携無償

(単位:円)

国名	案 件	金 額
カンボジア	CMACに対する地雷除去に係わる能力構築支援事業	88,164,890
カンボジア	CMACに対する不発弾処理に係わる能力構築支援事業	59,215,420
ラオス	ラオス不発弾処理機関に対する不発弾処理技術委譲及び不発弾訓練センター建替え事業	91,872,550
パラオ	パラオ共和国海域における不発弾 (ERW) 処理事業	90,388,100
	合 計	329,640,960

ウ 無償資金協力(一般)

(単位:円)

国名	案 件	金 額
カンボジア	第七次地雷除去活動機材整備計画	1,372,000,000
ラオス	第二次地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画	845,000,000
	合 計	2,217,000,000

(2) 日ASEAN統合基金

(単位:円)

国名	案 件	金 額
タイ	ASEAN域内の地雷原開放と地雷及び関連問題に取り組むための地域的協力	45,886,428
	合 計	45,886,428

2. 被害者支援

国際機関等への拠出金による支援

赤十字国際委員会（ICRC）通常拠出金

（単位：円）

国名	案 件	金 額
その他	地雷犠牲者支援等の「地雷対策」へのイヤマーク	27,144,000
	合 計	27,144,000

3. 地雷啓発活動支援

JPF（ジャパン・プラットフォーム）政府資金事業

（単位：円）

国名	案 件	金 額
ミャンマー	カレン州ラインプエ地区における地雷被害者を含む国内避難民および帰還民の水衛生・基礎インフラ改善	42,295,218
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地域主体型の地雷回避および障がい者支援	12,428,791
	合 計	54,724,009

4. 地雷対策支援全般（上記1.～3.の複数分野にまたがるプロジェクトを含む）

(1) 技術協力

（単位：円）

国名	案 件	金 額
カンボジア・ラオス	地雷・不発弾対策支援セミナー（UNMAS/JICA共催）	7,217,000
ラオス	（専門家派遣）UXO除去を通じた管理能力強化および貧困削減促進アドバイザー	2,498,000
ラオス	不発弾除去組織における管理能力強化プロジェクト	19,365,000
アンゴラ	地雷除去機専門家（個別専門家）フォローアップ協力	13,727,000
	合 計	42,807,000

(2) 国際機関への拠出金による支援

国連PKO局地雷対策サービス部（UNMAS）・地雷対策支援信託基金

（単位：円）

国・機関名	案 件	金 額
アフガニスタン	アフガニスタンにおける人道的地雷対策を通じた文民の保護	220,000,000
イラク	イラクの新たな解放地域における、即席爆発装置（IED）を含む緊急地雷除去活動に対応するための国家機関の能力強化	440,000,000
シリア	シリアにおける人道的地雷対策を通じた文民の保護	110,000,000
パレスチナ（ガザ）	ガザ地区における爆発物対策	55,000,000
コンゴ民主共和国	人道的地雷対策を通じたコンゴ（民）における平和の定着及び安定への支援事業	220,000,000
スーダン	南部二州及び東部諸州における地雷除去	231,000,000
ソマリア	中南部ソマリアにおける不発弾管理事業	264,000,000
南スーダン	南スーダンにおける人道的地雷対策実施のための即応チームの派遣	253,000,000
UNMAS本部	本部調整費等	9,694,000
	合 計	1,802,694,000

(3) その他（ODA以外の地雷・不発弾等に関する国際的な規制作りへの支援）

（単位：ドル）

国・機関名	案 件	金 額
国連軍縮局	対人地雷禁止条約（オタワ条約）2015年分締約国会議等分担金	53,710
対人地雷禁止条約履行支援ユニット	対人地雷禁止条約拠出金	92,264
国連軍縮局	クラスター弾に関する条約2015年分締約国会議等分担金	85,542
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）関連会議等分担金	92,418
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）関連会議等拠出金	27,150
	合 計	351,084

第3節 無償資金協力

1 実績

図表 16 無償資金協力地域別配分

2015年度*3

(上段:億円、下段:%)

形態	地域	東アジア	南アジア	サブサハラ・ アフリカ	大洋州	中東・ 北アフリカ	中南米	欧州・中央アジア・ コーカサス	その他	小 計
閣議決定案件		330.32 (23.62)	122.96 (8.76)	509.06 (36.40)	116.93 (8.36)	142.01 (10.15)	80.68 (5.77)	96.73 (6.92)	— —	1,398.69 (100)
草の根		19.73 (21.68)	5.84 (6.41)	19.74 (21.69)	6.60 (7.25)	7.63 (6.39)	20.35 (22.36)	11.13 (12.22)	— —	91.02 (100)
NGO連携		33.16 (27.89)	7.65 (6.43)	9.20 (7.74)	0.90 (0.76)	46.57 (39.16)	1.00 (0.84)	0.38 (0.32)	20.06 (16.87)	118.91 (100)
文化		0.23 (9.68)	0.09 (3.60)	0.56 (23.49)	0.10 (4.19)	0.19 (7.88)	0.86 (36.37)	0.35 (14.80)	— —	2.38 (100)
緊急		19.03 (27.33)	16.50 (23.70)	9.40 (13.51)	1.36 (1.96)	20.02 (28.76)	1.10 (1.58)	2.20 (3.16)	— —	69.62 (100)
合計		402.47 (23.95)	153.04 (9.11)	547.96 (32.60)	125.89 (7.49)	216.42 (12.88)	104.00 (6.19)	110.78 (6.59)	20.06 (1.19)	1,680.62 (100)

*1 補正予算を含む。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*3 平成27年度からサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、これまでの名称を便宜的に通称として用いている。

*4 閣議決定案件とは、相手国との間で国際約束である交換公文（Exchange of Note）を締結するための閣議決定を経た案件。

*5 草の根・人間の安全保障無償、NGO連携無償および草の根文化無償に関しては贈与契約に基づき、他は交換公文ベース。

*6 平成27年度案件で平成28年5月末日までに交換公文等を結んだもの、平成26年度以前の案件で平成27年6月1日以降に交換公文等を結んだものを含む。

図表 17 無償資金協力の10大供与相手国の推移

(交換公文ベース、単位：億円)

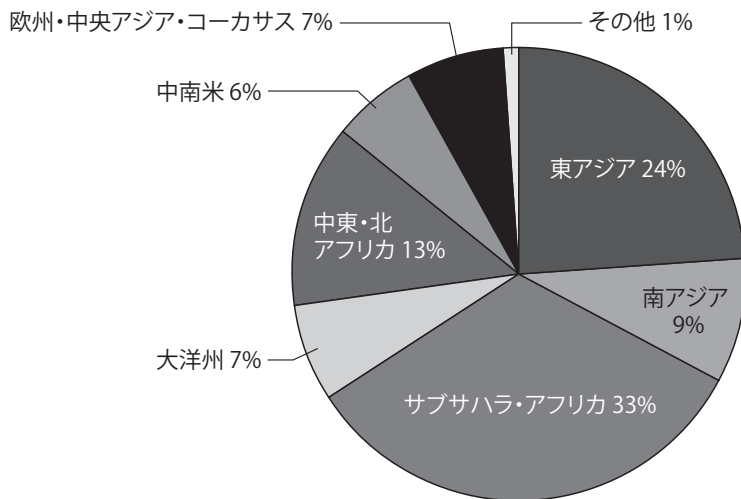
	2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	アフガニスタン	217.23	ミャンマー	277.30	ミャンマー	196.86	ミャンマー	177.71	ミャンマー	170.55
2	パキスタン	78.86	アフガニスタン	226.55	エチオピア	111.15	アフガニスタン	105.78	カンボジア	79.47
3	ケニア	65.84	タイ	89.86	フィリピン	108.03	カンボジア	88.27	ネパール	61.26
4	カンボジア	65.22	カンボジア	66.55	アフガニスタン	95.86	南スーダン	85.93	アフガニスタン	55.43
5	コンゴ民主共和国	63.60	パキスタン	65.15	カンボジア	74.58	モザンビーク	63.84	パキスタン	49.39
6	ガーナ	62.40	インドネシア	60.97	ラオス	62.11	タンザニア	55.79	コンゴ民主共和国	45.85
7	フィリピン	58.48	コンゴ民主共和国	55.07	南スーダン	57.13	パキスタン	47.98	タジキスタン	44.16
8	ベトナム	55.20	モザンビーク	50.94	ヨルダン	54.56	ラオス	42.58	東ティモール	40.57
9	モンゴル	50.09	エチオピア	50.09	ウガンダ	41.19	キルギス	37.04	タンザニア	38.36
10	ザンビア	45.84	ガーナ	48.77	ネパール	40.99	ギニア	35.96	モザンビーク	37.73
	合計	762.76		991.24		842.46		740.88		622.78

*1 債務救済は除く。
*2 補正予算分を含む。

図表 18 無償資金協力地域別割合

2015年度

(交換公文ベース)



2 事業の概要

1. 事業の目的等

開発途上地域の開発を主たる目的として、同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力。被援助国政府（機関）が、日本から贈与された資金を使用して、必要な生産物および役務を購入する。

2. サブ・スキームの見直し

我が国の無償資金協力は、1968年に食糧援助を開始して以来、徐々にサブ・スキームを増やし、2013年のピーク時には17のサブ・スキームにまで拡大した。これは、それぞれの時代で重視されるテーマをサブ・スキームという形で、当該テーマにおける案件実施を確保する上で一定の効果を持っていた。

しかし、サブ・スキームごとの実施手続が複雑化され、機動的なODAを実施する際の制約要因ともなり、相手国との関係でも手続の複雑化を引き起こしていた。そして、2013年秋の行政事業レビューでは、無償資金協力のPDCAを強化する観点から、「サブ・スキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要」との提言を受け、その対応が求められてきた。

これらを踏まえ、無償資金協力のサブ・スキームを抜本的に見直し、無償資金協力の柔軟な実施を確保するため、2015年度からはサブ・スキームという分類は使わないこととした。ただし、水産無償、食糧援助、文化無償、緊急無償、NGO連携無償および草の根・人間の安全保障無償については、すでに一種のブランド名として通用している場合もあるため、これまでの名称を便宜的に通称として用いることとしている。

3. 事業の仕組み

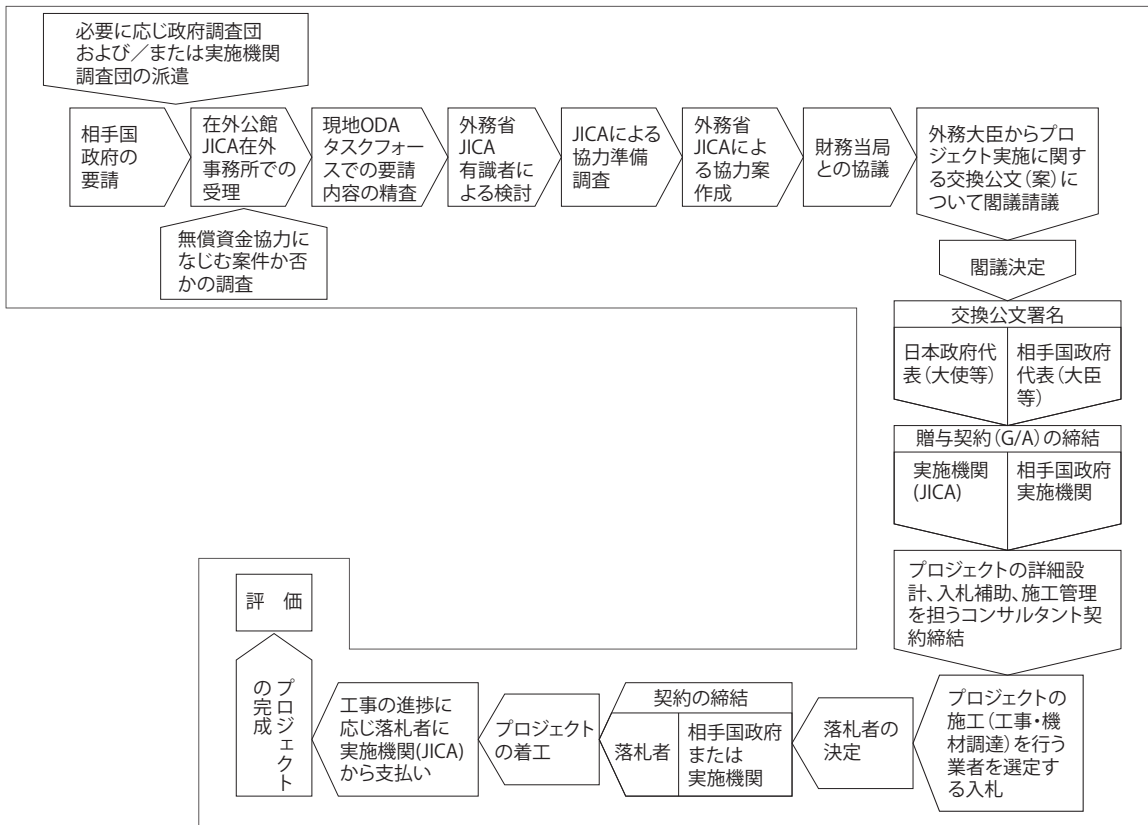
主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。

外務省は、その要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件の内、詳細な設計や積算を伴う施設の建設や機材の調達を行うもの（文化無償および水産無償を含む）については、JICAによる事前の詳細な調査をもとに実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する（施設・機材等調達方式）。

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結した後、これに基づきJICAが被援助国政府（機関）との間で贈与契約（G/A）に署名する。その後、被援助国政府（機関）は、日本のコンサルタントおよび請負・調達業者との間で契約を結び、詳細な設計を伴う施設の整備等の計画に必要な生産物および役務を調達する。

在外公館およびJICAは、被援助国政府（機関）から事業の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所等が実施状況をモニターする。

機動的な実施を確保する必要があるものなど外交政策の遂行上の判断と密接に関連して実施する必要がある案件（緊急無償資金協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力および食糧援助を含む）は、外務省が、交換公文（E/N）締結または贈与契約（G/C）締結までに必要とされる業務を行い、被援助国における物資・役務の調達に関しては、案件により各種機関・団体により様々な方法で行われる。これらの機関・団体の例としては、被援助国政府等に代わる調達代理機関（調達代理方式）、国際機関等（国際機関連携方式）、非営利団体（NGO等）が挙げられる。



(注) 上記はJICA実施分に関するもの

第4節 技術協力

1 実績

図表 19 政府全体の技術協力の地域・形態別実績(2015年)

地域	形態	総額		総人数		研修員受入				専門家派遣				調査団派遣			
		百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)
アジア		66,338.7	23.11	29,792	39.04	13,189	33.91	7,451.8	32.92	10,361	69.42	24,391.5	47.27	4,850	56.11	19,176.0	45.24
中東・北アフリカ		15,693.9	5.47	4,300	5.63	2,796	7.19	3,196.0	14.12	709	4.75	4,888.8	9.48	610	7.06	4,033.6	9.52
サブサハラ・アフリカ		40,277.3	14.03	22,908	30.02	17,618	45.30	5,442.4	24.04	2,355	15.78	14,898.5	28.88	1,719	19.89	10,425.1	24.59
中南米		15,717.0	5.48	4,611	6.04	2,219	5.71	2,457.0	10.85	899	6.02	5,161.6	10.00	456	5.28	2,016.6	4.76
大洋州		5,101.6	1.78	1,656	2.17	637	1.64	765.6	3.38	377	2.53	1,301.4	2.52	258	2.99	1,410.7	3.33
欧州		2,773.0	0.97	555	0.73	311	0.80	315.6	1.39	150	1.01	645.6	1.25	89	1.03	1,353.9	3.19
複数地域にまたがる援助等		141,132.5	49.17	12,488	16.36	2,123	5.46	3,007.0	13.28	74	0.50	307.8	0.60	661	7.65	3,973.4	9.37
合計		287,033.9	100.00	76,310	100.00	38,893	100.00	22,635.3	100.00	14,925	100.00	51,595.2	100.00	8,643	100.00	42,389.3	100.00

地域	形態	協力隊等派遣				留学生受入				調査研究その他等				JPO派遣			
		人	人数比(%)	百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)	人	人数比(%)	百万円	金額比(%)
アジア		1,161	29.27	3,166.3	25.59	155	1.61	587.8	4.06	76	51.01	11,565.4	8.14	-	-	-	-
中東・北アフリカ		184	4.64	646.5	5.22	-	-	-	-	1	0.67	2,929.1	2.06	-	-	-	-
サブサハラ・アフリカ		1,211	30.53	3,565.2	28.81	-	-	-	-	5	3.36	5,946.1	4.19	-	-	-	-
中南米		1,022	25.76	3,270.6	26.43	14	0.15	16.1	0.11	1	0.67	2,795.1	1.97	-	-	-	-
大洋州		384	9.68	1,381.9	11.17	-	-	-	-	-	-	242.0	0.17	-	-	-	-
欧州		5	0.13	13.5	0.11	-	-	-	-	-	-	444.4	0.31	-	-	-	-
複数地域にまたがる援助等		-	-	329.9	2.67	9,470	98.25	13,884.1	95.83	66	44.30	118,152.2	83.16	94	100.00	1,478.1	100.00
合計		3,967	100.00	12,373.8	100.00	9,639	100.00	14,488.0	100.00	149	100.00	142,074.1	100.00	94	100.00	1,478.1	100.00

- *1 複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。
- *2 卒業国向け援助を含む。
- *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- *4 地域分類は外務省地域分類による。

図表 20 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2015年度実績)

地域別	形態	経費総額		研修員受入		専門家派遣		調査団派遣		青年海外協力隊派遣		その他ボランティア派遣		移住者事業等		機材供与		その他	
		千円	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	千円	%
アジア		73,031,121	38.1	9,174 (8,472)	34.8 (33.6)	8,229 (7,454)	65.1 (66.9)	5,429 (5,242)	58.4 (58.8)	948 (358)	29.8 (29.9)	209 (68)	25.1 (21.1)	-	-	2,099,998	48.3	2,379,212	5.3
サブサハラ・アフリカ		41,169,820	21.5	12,622 (12,298)	47.9 (48.8)	2,446 (2,012)	19.3 (18.1)	1,802 (1,661)	19.4 (18.6)	1,127 (386)	35.4 (32.2)	78 (21)	9.4 (6.5)	-	-	1,028,037	23.6	1,959,180	4.4
中東・北アフリカ		9,667,235	5.0	1,576 (1,540)	6.0 (6.1)	497 (408)	3.9 (3.7)	587 (576)	6.3 (6.5)	114 (38)	3.6 (3.2)	48 (9)	5.8 (2.8)	-	-	150,164	3.5	1,251,902	2.8
北米・中南米		16,320,426	8.5	2,045 (1,964)	7.8 (7.8)	915 (766)	7.2 (6.9)	508 (475)	5.5 (5.3)	690 (292)	21.7 (24.4)	360 (169)	43.2 (52.5)	-	-	442,958	10.2	925,506	2.1
大洋州		5,359,336	2.8	584 (569)	2.2 (2.3)	353 (306)	2.8 (2.7)	253 (250)	2.7 (2.8)	302 (124)	9.5 (10.4)	104 (45)	12.5 (14.0)	-	-	61,778	1.4	2,046	0.0
欧州		3,750,713	2.0	362 (360)	1.4 (1.4)	210 (188)	1.7 (1.7)	221 (215)	2.4 (2.4)	-	-	21 (8)	2.5 (2.5)	-	-	236,659	5.4	30,778	0.1
国際機関		69,463	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	13	1.6	-	-	-	-	-	-
区分不能		42,315,129	22.1	-	-	-	-	503 (495)	5.4 (5.6)	-	-	-	-	-	-	332,038	7.6	38,069,190	85.3
合計		191,683,243	100.0	26,363 (25,203)	100.0 (100.0)	12,650 (11,134)	100.0 (100.0)	9,303 (8,914)	100.0 (100.0)	3,181 (1,198)	100.0 (100.0)	833 (322)	100.0 (100.0)	-	-	4,351,632	100.0	44,617,814	100.0
アジア		2,053,429,799	41.5	307,404	52.3	98,691	62.7	150,594	55.8	12,128	29.0	2,065	29.7	-	-	232,493,186	50.4	123,224,645	16.0
サブサハラ・アフリカ		812,085,392	16.4	135,460	23.1	20,008	12.7	39,601	14.7	13,542	32.4	340	4.9	-	-	59,378,608	12.9	51,782,075	6.7
中東・北アフリカ		326,089,841	6.6	42,116	7.2	9,524	6.0	19,723	7.3	2,748	6.6	652	9.4	-	-	34,056,744	7.4	18,899,243	2.4
北米・中南米		830,306,401	16.8	70,510	12.0	20,595	13.1	36,905	13.7	9,097	21.7	2,973	42.8	73,011	99.4	100,461,304	21.8	49,625,664	6.4
大洋州		137,300,143	2.8	13,005	2.2	3,369	2.1	6,582	2.4	3,568	8.5	661	9.5	426	0.6	9,227,826	2.0	5,714,290	0.7
欧州		121,207,876	2.4	13,592	2.3	3,587	2.3	8,165	3.0	617	1.5	89	1.3	-	-	12,636,011	2.7	4,487,509	0.6
国際機関		30,602,363	0.6	5,323	0.9	1,623	1.0	-	-	140	0.3	173	2.5	-	-	1,306,598	0.3	214,902	0.0
区分不能		640,659,258	12.9	1	0.0	124	0.1	8,118	3.0	-	-	-	-	-	-	12,066,029	2.6	517,681,481	67.1
合計		4,951,681,073	100.0	587,411	100.0	157,521	100.0	269,688	100.0	41,840	100.0	6,953	100.0	73,437	100.0	461,626,306	100.0	771,629,809	100.0

*1 2015年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。
 *2 実績なしは「(ハイフン)」で表示。
 *3 アフガニスタンはアジア地域、スーダンはアフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。
 *4 青年海外協力隊の数値は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみ派遣数となっており、これらを累積したものの。

図表 21 技術協力の形態・分野別人数実績 (JICA 2015年度実績)

(単位:人、%)

分野 形態	合計 人数		計画・行政		公共・公益事業			農林水産			鉱工業		エネルギー		商業・貿易		観光		人的資源		保健・ 医療	社会 福祉	その他
	計画 開発 計画	行政	公益 事業	運輸 交通	社会 基盤	通信・ 放送	農業	畜産	林業	水産	鉱工業	工業	エネルギー	商業・ 貿易	観光	人的 資源	科学・ 文化						
研修員受入 (構成比)	26,363 (25,203)	9,128 (9,036)	698 (698)	1,043 (1,019)	508 (491)	212 (210)	3,329 (3,235)	94 (79)	216 (216)	320 (295)	137 (104)	259 (251)	878 (836)	844 (844)	208 (208)	5,658 (4,918)	94 (58)	1,626 (1,622)	339 (339)	407 (405)			
専門家派遣 (構成比)	12,650 (11,134)	2,323 (2,119)	241 (1,175)	1,176 (1,064)	775 (716)	106 (93)	1,331 (1,124)	132 (124)	388 (344)	130 (109)	55 (51)	178 (161)	491 (456)	483 (418)	116 (109)	1,145 (1,030)	51 (47)	946 (848)	353 (325)	880 (551)			
青年海外 協力隊派遣 (構成比)	1,000 (1,000)	184 (190)	98 (106)	93 (96)	61 (64)	8 (8)	105 (101)	10 (11)	31 (31)	10 (10)	0.4 (0.5)	1.4 (1.4)	3.9 (4.1)	3.8 (3.8)	0.9 (1.0)	9.1 (9.3)	0.4 (0.4)	7.5 (7.6)	2.8 (2.9)	7.0 (4.9)			
調査団派遣 (構成比)	9,303 (8,914)	893 (863)	636 (608)	1,819 (1,706)	655 (613)	74 (74)	648 (623)	16 (16)	180 (174)	134 (126)	52 (52)	82 (82)	1,099 (1,041)	178 (168)	122 (119)	697 (679)	8 (8)	526 (515)	86 (84)	693 (673)			
その他 ボランティア (構成比)	1,000 (1,000)	96 (97)	68 (68)	196 (191)	70 (69)	8 (8)	70 (70)	0.2 (0.2)	1.9 (2.0)	1.4 (1.4)	0.6 (0.6)	0.9 (0.9)	11.8 (11.7)	1.9 (1.9)	1.3 (1.3)	7.5 (7.6)	0.1 (0.1)	5.7 (5.8)	0.9 (0.9)	7.4 (7.5)			
移住者事業等 (構成比)	833 (322)	463 (37)	11 (5)	- (-)	17 (6)	8 (4)	146 (16)	37 (5)	16 (-)	18 (5)	- (-)	60 (30)	- (3)	30 (33)	41 (7)	1,424 (571)	119 (45)	558 (191)	106 (43)	4 (1)			
ボランティア (構成比)	1,000 (1,000)	1.1 (1.6)	4.3 (4.0)	1.4 (1.9)	3.4 (2.8)	1.1 (1.2)	5.4 (5.0)	1.3 (1.6)	0.1 (-)	1.1 (1.6)	- (-)	9.4 (9.3)	1.0 (0.9)	8.9 (10.2)	1.6 (2.2)	24.8 (28.3)	13.2 (10.9)	8.0 (8.7)	5.0 (4.0)	1.9 (0.3)			
移住者事業等 (構成比)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
研修員受入 (構成比)	587,411 (1,000)	17,459 (30)	16,894 (29)	25,919 (44)	25,705 (44)	19,083 (32)	56,929 (9.7)	8,928 (15)	12,861 (2.2)	12,962 (2.2)	4,377 (0.7)	24,537 (4.2)	14,208 (2.4)	19,786 (3.4)	4,022 (0.7)	117,303 (200)	2,544 (0.4)	66,699 (11.4)	11,747 (2.0)	6,598 (1.1)			
専門家派遣 (構成比)	157,521 (1,000)	4,982 (3.2)	7,628 (4.8)	12,753 (8.1)	8,973 (5.7)	3,770 (2.4)	18,368 (11.7)	2,962 (1.9)	6,001 (3.8)	4,593 (2.9)	2,036 (1.3)	6,061 (3.8)	4,640 (2.9)	3,333 (2.1)	1,090 (0.7)	15,836 (10.1)	1,849 (1.2)	22,829 (14.5)	6,298 (4.0)	3,727 (2.4)			
調査団派遣 (構成比)	269,688 (1,000)	15,837 (59)	19,043 (7.1)	40,503 (15.0)	24,814 (9.2)	5,785 (2.1)	30,292 (11.2)	2,114 (0.8)	7,583 (2.8)	7,137 (2.6)	9,753 (3.6)	14,100 (5.2)	19,863 (7.4)	2,378 (0.9)	1,867 (0.7)	14,820 (5.5)	1,000 (0.4)	16,450 (6.1)	1,697 (0.6)	20,651 (7.7)			
青年海外協力隊派遣 (構成比)	41,840 (1,000)	607 (1.5)	202 (0.5)	191 (0.5)	1,804 (4.3)	733 (1.8)	5,718 (13.7)	1,176 (2.8)	517 (1.2)	654 (1.6)	26 (0.1)	3,451 (8.2)	38 (0.1)	115 (0.3)	180 (0.4)	12,214 (29.2)	2,849 (6.8)	6,425 (15.4)	611 (1.5)	733 (1.8)			
その他ボランティア (構成比)	6,953 (1,000)	116 (1.7)	200 (2.9)	135 (1.9)	303 (4.4)	156 (2.2)	430 (6.2)	74 (1.1)	24 (0.3)	109 (1.6)	18 (0.3)	950 (13.7)	71 (1.0)	577 (8.3)	113 (1.6)	1,627 (23.4)	435 (6.3)	408 (5.9)	325 (4.7)	235 (3.4)			
移住者事業等 (構成比)	73,437 (1,000)	- (-)	5 (0.0)	2 (0.0)	33 (0.0)	80 (0.1)	608 (0.8)	29 (0.0)	2 (0.0)	6 (0.0)	1 (0.0)	292 (0.4)	7 (0.0)	100 (0.1)	18 (0.0)	217 (0.3)	11 (0.0)	56 (0.1)	10 (0.0)	71,864 (97.9)			

*1 2015年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。
*2 実績なしは-(ハイフン)で表示。

2 事業の概要

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年

● 経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足、アジアからの研修員16名（二国間ベース）の受入れにより事業が開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国内で受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野の人材育成支援や課題解決に貢献することを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員を招聘し当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修」、研修実施国以外の研修員を招聘して開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの（集団型研修）や、個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの（個別型研修）など、様々な実施形態がある。研修コースは、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに合った研修カリキュラムを選択することができる。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は2週間から1年までである。研修は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGOなどの協力・連携により実施される。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、お互いの考え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の友好親

善に貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ、外務省がJICAや関係省庁とともに検討し、各国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名などを決定の上、日本の在外公館から毎年開発途上国政府窓口機関に通知する。同通知に基づき国際約束を結んだ後、研修コースごとに開発途上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通知する。

● 決定後の案件実施の仕組み

来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コース、または個々の要請内容に基づいて設定された研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度実績は次のとおり。

(1) 本邦研修

140か国・地域から11,730名の研修員を新規に受け入れ、前年度から継続の人数を合わせると、12,685名であった。

同年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、あらかじめ設定したコースの研修員や個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修が9,296名、日系人対象の研修131名、移住者またはその子弟を対象とした移住研修104名、地域の地方自治体やNGOとの連携による草の根技術協力事業地域提案型研修431名、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修934名、円借款事業関連の研修834名であった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及することを促進するための研修として、現地国内研修を実

施した（10,206名）。

(3) 第三国研修

開発途上国の中で、対象分野について比較優位のある国等に周辺の途上国から研修員を招いて研修を行う第三国研修を実施した（3,267名）。

● 地域別実績

(2015年度・新規人数) (単位:人)

地 域	本 邦 研修員*1	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
アジア*2	6,219	1,443	810	8,472
中東・北アフリカ*2	762	—	912	1,674
サブサハラ・アフリカ	2,462	8,763	939	12,164
北米・中南米	1,467	—	497	1,964
大洋州	477	—	92	569
欧州*2	343	—	17	360
国際機関	—	—	—	—
合 計	11,730	10,206	3,267	25,203

*1 本邦研修員は、移住研修員を含む。

*2 アフガニスタンはアジア地域、スーダンの中東・北アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● 分野別実績

(2015年度・新規人数) (単位:人)

中分類名	本 邦 研修員*	現地国内 研 修 員	第 三 国 研 修 員	総 計
開発計画	223	—	116	339
行政	2,702	5,873	461	9,036
公益事業	634	—	64	698
運輸交通	893	—	126	1,019
社会基盤	479	—	12	491
通信・放送	163	—	47	210
農業	1,118	1,437	680	3,235
畜産	70	—	9	79
林業	166	—	50	216
水産	185	—	110	295
鉱業	97	—	7	104
工業	226	—	25	251
エネルギー	449	—	387	836
商業・貿易	653	—	191	844
観光	194	—	14	208
人的資源	1,781	2,709	428	4,918
科学・文化	58	—	—	58
保健・医療	1,012	187	423	1,622
社会福祉	292	—	47	339
その他	335	—	70	405
合 計	11,730	10,206	3,267	25,203

* 本邦研修員は、移住研修員を含む。

② 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。その後2002年から「技術協力プロジェクト」として実施している。

● 目 的

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の達成のため、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与の3つの投入を有機的に組み合わせながら、一つの協力事業（プロジェクト）として一定期間実施するプロジェクト方式技術協力が行われていた。

開発途上国のニーズが従来にも増して多様化している近年の状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うために、専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等の投入要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入した。こ

れにより、相手国政府の広範なニーズにより容易に応じることができるようになっている。

2. 事業の仕組み

● 概 要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の経済社会の発展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の対象分野において、要請に応じてJICAが相手国と共同で特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、実施される事業である。また、相手国の経済社会開発に必要な人材の育成、研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、期待される開発効果を実現するために実施されるものである。なお、一定期間運営に関する協力を行った後、事業は開発途上国の運営に引き継がれていく。

プロジェクトでは、経済的自立・発展、人間の基本的ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口、

男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入において重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者（カウンターパート）に移転されるが、その際、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。

過去の日本の技術移転により、現地ニーズに的確に対応できる技術力を備えた開発途上国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入れも技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で研修実施国以外の人材に対する研修を行い（第三国研修）、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通知して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録(R/D：Record of Discussion)を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度の実績は、実施国数84か国・地域、実施件数572件であった。

● 主要な事業

- (1) 社会基盤分野では、平和構築・復興支援、ジェンダー平等・貧困削減の推進等に係る支援を含め、基本的な基盤整備への協力として、運輸交通・情報通信インフラおよび都市開発、地域開発に係る分野の支援に取り組んでおり、45か国・地域において93件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

モンゴル	ウランバートル市マスタープラン計画実施能力改善プロジェクト
インドネシア	情報セキュリティ能力向上プロジェクト
ボスニア・ヘルツェゴビナ	総合高校におけるIT教育改善プロジェクト
ブラジル	クリチバ市における土地区画整理事業実施能力向上プロジェクト
カンボジア	道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト
エチオピア	アディスアベバ市道路維持管理能力向上プロジェクト
ヨルダン	コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト
タイ	ASEAN災害医療ネットワーク構築プロジェクト
フィリピン	海上法執行に係る包括的実務能力向上プロジェクト バンサモロ包括的能力向上プロジェクト
ベトナム	ピンズオン公共交通管理能力強化プロジェクト
タイ	メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- (2) 産業開発・公共政策分野では、民間セクター開発、資源・エネルギー開発、法・司法や行財政・金融の制度整備などを通じて開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っている。また「日本センター」事業にも取り組み、45か国・地域において126件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

インドネシア	知的財産権保護強化プロジェクト 市民警察活動(POLMAS)全国展開プロジェクト
メキシコ	自動車産業基盤強化プロジェクト
エチオピア	品質・生産性向上(カイゼン)普及能力開発プロジェクト

モンゴル	日本人材開発センター・ビジネス人材育成プロジェクト
ベトナム	省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト 国会事務局能力向上プロジェクト VNACCSによる税関行政近代化プロジェクト
ケニア	地熱開発のための能力向上プロジェクト
タンザニア	効率的な送配電システムのための能力開発プロジェクト
ネパール	平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト
ドミニカ共和国	地方自治体計画策定能力強化プロジェクト
ケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ	東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト
ミャンマー	法整備支援プロジェクト

(3) 人間開発分野では、①教育（基礎教育、高等教育、産業技術教育・職業訓練）、②社会保障（障害と開発、社会保険、社会福祉、労働・雇用）、③保健医療（感染症対策、母子保健、保健システム、保健人材）の3分野に関する技術協力を展開している。これらの活動を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」を目指し、56か国・地域において135件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

カンボジア	前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト 助産能力強化を通じた母子保健改善プロジェクト 医療技術者育成システム強化プロジェクト
ネパール	小学校運営改善支援プロジェクト（フェーズ2）
パラグアイ	地域と歩む学校づくり支援プロジェクト プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト
ザンビア	授業実践能力強化プロジェクト HIV/エイズケアサービス管理展開プロジェクト
ニジェール	みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト
ガーナ	初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト
セネガル	母子保健サービス改善プロジェクトフェーズ2
アジア地域	アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクトフェーズ3

エジプト	エジプト日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクトフェーズ2
アフガニスタン	未来への架け橋・中核人材育成(PEACE)プロジェクト 結核対策プロジェクト フェーズ2
インドネシア	インドネシアエンジニアリング教育認定機構(IABEE)設立プロジェクト
ベトナム	日越大学修士課程設立プロジェクト 保健医療従事者の質の改善プロジェクト 高危険度病原体に係るバイオセーフティ並びに実験室診断能力の向上と連携強化プロジェクト
ケニア	アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト 地方分権下におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト
タンザニア	地域中核病院マネジメント強化プロジェクト
ブルンジ	妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト
ミャンマー	保健システム強化プロジェクト
バングラデシュ	母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ2
タジキスタン	ハトロン州母子保健システム改善プロジェクト
ニカラグア	チョンタレス保健管区とセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト
大洋州地域	生活習慣病対策プロジェクト
タイ	要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト
コロンビア	障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト
ウガンダ	産業人材育成体制強化支援プロジェクト
コンゴ民主共和国	国立職業訓練校能力強化プロジェクト 保健人材開発支援プロジェクトフェーズ2

(4) 地球環境分野では、自然環境保全、環境管理、水資源、防災、気候変動対策の5つの課題に取り組んでいる。環境と調和の取れた開発を推進し持続可能な社会を実現するため、61か国・地域において113件の協力事業を実施している。2015年は国際社会にとって大きな節目であり、ポスト2015開発課題として、ミレニウム開発目標（MDGs）以降の枠組みの決定をはじめ、第3回国連防災世界会議の仙台での開催、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）での新たな枠組み決定が行われた。2015年に照準を合わせて実施された取組もあわせ、具体例としては次のようなものがある。

ラオス	持続可能な森林管理及びREDD+支援プロジェクト
南部アフリカ地域	南部アフリカ地域持続可能な森林資源管理・保全プロジェクト
マレーシア	マレーシアにおけるE-waste管理制度構築支援プロジェクト
スーダン	ハルツーム州廃棄物管理強化プロジェクト
ミャンマー	ヤンゴン市開発委員会水道事業運営改善プロジェクト
キューバ	地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト
フィリピン	気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト
インドネシア	国家防災庁および地方防災局の災害対応能力強化プロジェクト
タイ	東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクト

(5) 農村開発分野では、食料生産から消費までのフードシステム全体を見据えた協力を展開すべく、農業生産性の向上、気候変動対策・レジリエンス強化、栄養、フードバリューチェーンの構築支援等に取り組んでいる。本課題への積極的な対応は「人間の安全保障」に資するのみならず、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、主に目標1「貧困をなくそう」および目標2「飢餓をゼロに」、また目標14「海の豊かさを守ろう」の達成に向けた重要な取組であり、51か国・地域において101件の協力事業を実施している。具体例としては次のようなものがある。

キルギス	一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興を通じたイシククリ州コミュニティ活性化プロジェクト
ミャンマー	農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト

③ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

エクアドル	チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト
ケニア	地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト(SHEP PLUS) 北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト
マラウイ	中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト
タンザニア	県農業開発(DADPs)灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2
マダガスカル	コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ2

● 分野別・地域別実施件数

2015年度

(単位:件)

分野 地域	社会 基盤	産業開発・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	51	76	55	48	38	2	270
中東・北アフリカ	5	10	12	9	12	1	49
サブサハラ・アフリカ	25	25	45	32	35	—	162
中南米	7	12	17	16	15	—	67
大洋州	2	1	4	6	1	1	15
欧州	3	2	2	2	—	—	9
合計	93	126	135	113	101	4	572

*1 年度中にR/DIに基づき実施した案件の一覧。

*2 技術協力プロジェクト案件のみ対象（地球規模課題対応国際科学技術協力は含まない）。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・「国際協力機構年報 資料編（国際協力機構編著）」等

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

● 目的

相手国政府に対する高度な政策提言を随時行い、能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）を支援することにより、開発効果を顕在化させることを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関（主として中央政府または政府関係機関）に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国の管理者、技術者（カウンターパート）に対し政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートとともに現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などの幅広い活動も行っている。

また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国（第三国）の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣することも行っている（第三国専門家派遣）。これは日本の実施する技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本がこの第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書によって提出された専門家派遣要請は、外務省が関係省庁およびJICAとともに検討、審査の上、採択、不採択を決定する。案件の審査・検討に当たっては、単に相手国の要請を個々に検討するだけでなく、相手国の開発課題を十分に把握し、どのような協力が最も適切か、というより総合的な観点から行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に通知して実施のための国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間に対応した専門家の選考を行い、日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2015年度は、計106か国・地域、計9,582名（新規・継続を含む）の専門家を派遣した。

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転のための専門家派遣がある。

運輸交通分野では、フィリピン公共事業道路省に道路計画管理アドバイザーを派遣し、同国の道路整備にかか

る政策・制度策定に関する助言を行ったほか、ミャンマー運輸省に運輸交通政策アドバイザーを派遣し、運輸交通、港湾分野の開発について、政策立案、制度構築、開発計画策定等の技術的な助言を行った。

都市開発分野では、ミャンマーに住宅政策アドバイザーを派遣し、同国の住宅政策立案能力および計画実施能力を向上させるための協力を行った。

情報通信・放送分野では、ペルー、フィリピンなどに地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を、ルワンダ、ミャンマーなどに情報通信政策アドバイザーを派遣した。

平和構築分野では、アンゴラに地雷除去機の専門家を派遣し、実施機関である国家地雷除去院（INAD）に対し、現状および課題の分析とその解決に向けた研修計画策定等の指導・助言を行った。

ガバナンス分野では新憲法制定に向けて法整備を進めているネパールに、民法の立法化・普及支援のためのアドバイザーを派遣している。また、ミャンマーでは、証券取引所開設に向けた証券監督機関の設立と組織のあり方を助言するアドバイザーを派遣している。

農業分野については、ボリビアに農牧振興アドバイザーを派遣し、同国サンタクルス県で生産・加工される農畜産物・加工品の情報収集・分析およびバリューチェーン（生産・加工・流通）改善に向けた活動・助言を行った。また、ザンビアに農業局アドバイザーを派遣し、同国の国家稲作開発戦略（NRDS）の改定プロセスへの積極的な関与を通して同国の稲作開発を推進すると共に、小規模灌漑開発や市場志向型農業アプローチの推進を行うことを通し、日本による協力成果の促進に貢献した。教育分野では、バングラデシュ、ラオス、ミャンマー、ネパールやザンビア、ブルキナファソ等の教育省に教育政策アドバイザーを派遣し、同国の教育政策・制度改善に係る助言を行うとともに、日本の協力案件間および他ドナーとの連携促進を支援している。

保健分野については、ケニア、ガーナ、セネガル、ザンビア、ベナン、スーダン、コンゴ民主共和国、ミャンマー、フィリピン等の保健省に専門家が配属され、中長期的な協力方針の策定、保健財政・保健情報を含む保健システムの強化に向けた政策レベルでの働きかけ、5Sを通じたマネジメント強化など、多角的な役割を果たしている。社会保障分野では、障害の主流化および障害者の社会参加促進（コロンビア、ルワンダ、南アフリカ共和国、ヨルダン）のほか、高齢者介護サービスの開発（タイ）や社会保障制度の強化（インドネシア）を支援している。

産業分野では、電力需給が逼迫するミャンマー・ヤンゴン市に生活環境改善のための電力アドバイザーを派遣し、配電計画や配電網の運用維持管理に係る技術移転をヤンゴン配電公社に対して実施し、計画的な維持管理や事故時復旧策の改善に貢献した。また、カンボジアには鉱物資源開発アドバイザーを派遣し、鉱業エネルギー省に対し中長期的に円滑かつ持続可能な資源開発が行われるための鉱業政策や技術情報等を提供し、採鉱・保安技術の指導を行った。そのほかにも、日本の関係機関と連携しつつ、探査、鉱床評価、採鉱、選鉱、保安、環境対

策など幅広い分野を対象に、民間企業や大学も対象とした研修やセミナー等の実施を通して各種技術や制度の紹介を行った。

更に、ラオスには経済政策・投資促進アドバイザーを派遣し経済政策立案や投資関連の法整備に関する助言を行っているほか、タンザニアには産業開発アドバイザーを派遣し、貿易・投資・中小企業振興等を包括的に進めるための助言を実施している。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続区分	アジア	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	区分不能*1	総計
2014年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	3,136	1,429	351	363	151	150	—	5,580
		継続	356	257	37	82	10	13	—	755
		合計	3,492	1,686	388	445	161	163	—	6,335
	一般技術専門家	新規	76	116	28	64	6	7	—	297
		継続	55	47	7	23	9	2	—	143
		合計	131	163	35	87	15	9	—	440
	援助促進専門家	新規	1,242	134	115	79	8	18	—	1,596
継続		155	25	12	16	5	—	—	213	
合計		1,397	159	127	95	13	18	—	1,809	
第三国専門家	新規	1	32	—	9	—	—	—	42	
	継続	—	5	—	—	—	—	—	5	
	合計	1	37	—	9	—	—	—	47	
在外技術研修講師	新規	22	2	12	14	—	—	—	50	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	22	2	12	14	—	—	—	50	
合計	新規	4,477	1,713	506	529	165	175	—	7,565	
	継続	566	334	56	121	24	15	—	1,116	
	合計	5,043	2,047	562	650	189	190	—	8,681	
2015年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	3,665	1,542	276	503	174	154	—	6,314
		継続	402	231	35	61	15	12	—	756
		合計	4,067	1,773	311	564	189	166	—	7,070
	一般技術専門家	新規	124	150	24	78	7	19	—	402
		継続	57	48	10	16	4	1	—	136
		合計	181	198	34	94	11	20	—	538
	援助促進専門家	新規	1,379	139	79	41	8	4	—	1,650
継続		188	18	12	9	—	—	—	227	
合計		1,567	157	91	50	8	4	—	1,877	
第三国専門家	新規	10	24	—	28	—	—	—	62	
	継続	1	—	—	—	—	—	—	1	
	合計	11	24	—	28	—	—	—	63	
在外技術研修講師	新規	13	—	6	13	2	—	—	34	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	13	—	6	13	2	—	—	34	
合計	新規	5,191	1,855	385	663	191	177	—	8,462	
	継続	648	297	57	86	19	13	—	1,120	
	合計	5,839	2,152	442	749	210	190	—	9,582	

*1 区分不能:複数地域にまたがる援助等。

*2 実績なしは—(ハイフン)で表示。

*3 アフガニスタンはアジア地域、スーダンは中東・北アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。

● 専門家分野別人数の推移

(単位:人)

年度	分類名 形態	新規 継続 区分 合計	開 発 計 画	行 政	公 益 事 業	運 輸 交 通	社 会 基 盤	通 信 ・ 放 送	農 業	畜 産	林 業	水 産	鉱 業	工 業	エ ネ ル ギ ー	商 業 ・ 貿 易	観 光	人 的 資 源	科 学 ・ 文 化	保 健 ・ 医 療	社 会 福 祉	そ の 他	合 計
2014年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	113	1,282	359	609	370	62	591	81	166	116	15	96	343	279	44	472	—	515	28	39	5,580
		継続	19	122	24	53	41	2	173	5	39	20	—	17	20	21	5	80	2	94	14	4	755
		合計	132	1,404	383	662	411	64	764	86	205	136	15	113	363	300	49	552	2	609	42	43	6,335
	一般技術専門家	新規	12	25	6	11	16	8	65	—	10	18	3	10	19	24	4	26	1	21	7	11	297
		継続	19	21	3	5	2	4	21	1	6	7	2	5	4	11	2	14	—	10	4	2	143
		合計	31	46	9	16	18	12	86	1	16	25	5	15	23	35	6	40	1	31	11	13	440
	援助促進専門家	新規	28	373	164	240	117	—	148	—	59	—	—	38	163	11	58	32	27	28	—	110	1,596
		継続	5	30	21	31	14	1	44	—	5	1	—	10	13	13	3	7	3	4	—	8	213
		合計	33	403	185	271	131	1	192	—	64	1	—	48	176	24	61	39	30	32	—	118	1,809
	第三国専門家	新規	—	—	6	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	42
		継続	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
		合計	—	—	6	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	—	47
在外技術研修講師	新規	—	8	1	—	3	—	—	1	1	1	—	—	3	5	—	2	—	13	6	6	50	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	8	1	—	3	—	—	1	1	1	—	—	3	5	—	2	—	13	6	6	50	
合 計	新規	153	1,688	536	860	506	70	808	82	236	135	18	144	528	319	106	532	28	609	41	166	7,565	
	継続	43	173	48	89	57	7	243	6	50	28	2	32	37	45	10	101	5	108	18	14	1,116	
	合計	196	1,861	584	949	563	77	1,051	88	286	163	20	176	565	364	116	633	33	717	59	180	8,681	
2015年度	技術協力プロジェクト専門家	新規	164	1,395	520	710	419	73	611	98	216	67	49	121	318	241	26	693	10	498	20	65	6,314
		継続	17	152	49	74	28	9	134	8	34	15	4	5	24	26	2	85	—	68	17	5	756
		合計	181	1,547	569	784	447	82	745	106	250	82	53	126	342	267	28	778	10	566	37	70	7,070
	一般技術専門家	新規	14	48	16	18	47	12	56	1	8	15	2	18	15	53	5	30	—	26	10	8	402
		継続	15	18	4	7	2	3	24	—	4	6	—	2	2	12	2	14	1	11	5	4	136
		合計	29	66	20	25	49	15	80	1	12	21	2	20	17	65	7	44	1	37	15	12	538
	援助促進専門家	新規	48	491	125	311	129	1	78	—	28	—	—	22	107	71	30	19	29	38	—	123	1,650
		継続	5	28	7	23	23	1	34	—	6	—	—	10	8	10	3	10	3	9	—	47	227
		合計	53	519	132	334	152	2	112	—	34	—	—	32	115	81	33	29	32	47	—	170	1,877
	第三国専門家	新規	—	—	8	6	10	—	5	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	62
		継続	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
		合計	—	—	8	6	10	—	6	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	63
在外技術研修講師	新規	—	5	—	2	1	—	3	—	—	2	—	—	1	6	—	1	—	5	2	6	34	
	継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	—	5	—	2	1	—	3	—	—	2	—	—	1	6	—	1	—	5	2	6	34	
合 計	新規	226	1,939	669	1,047	606	86	753	99	252	86	51	161	441	371	61	743	39	597	32	203	8,462	
	継続	37	198	60	104	53	13	193	8	44	21	4	17	34	48	7	109	4	88	22	56	1,120	
	合計	263	2,137	729	1,151	659	99	946	107	296	107	55	178	475	419	68	852	43	685	54	259	9,582	

* 実績なしは—(ハイフン)で表示。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp>

④ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年

● 経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始した後、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。このような状況の下、日本青年の自発的意思に基づく対外協力活動の実現を要求する声の高まりを背景に、技術を有する日本の青年を開発途上の国々に派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にさせながら社会的、経済的発展に協力すると同時に、青年たちがこれら諸国との親善と相互理解を深め、広い国際的視野をかん養することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

● 概要

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳～39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2015年度末までに86か国と派遣取り極め等を締結し、88か国に累計4万1,445名^(注1)を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取り極め（交換公文による国際約束）が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国から具体的な要請書を受け取り、国内においてこれら要請に基づいて年2回募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣の応募者は、面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、その後合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする70日間の派遣前訓練を受けた上で、年4回に分けて原則2年間の任期で派遣される。職種は人的資源、保健・医療、農林水産等10分野で約200職種と多岐にわたる。一方、短期派遣は長期派遣と同様に面接、健

康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定され、合格者は2日間～5日間の派遣前研修を受けた上で、年4回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、71か国において2,215名の隊員が協力活動を行った。2016年3月末現在の派遣中隊員は71か国に2,041名である。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域	新規	継続	合計	帰国
2014年度	アジア	375	244	619	249
	中東・北アフリカ	43	33	76	41
	サブサハラ・アフリカ	470	298	768	300
	中南米	258	166	424	159
	大洋州	121	61	182	62
	欧州	—	—	—	—
	合計	1,267	802	2,069	811
2015年度	アジア	358	283	641	295
	中東・北アフリカ	38	35	73	38
	サブサハラ・アフリカ	386	397	783	332
	中南米	292	201	493	191
	大洋州	124	101	225	73
	欧州	—	—	—	—
	合計	1,198	1,017	2,215	929

注1:1999年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員のみ数値を累積。

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2014年度	計画・行政	244	131	375	88
	公共・公益事業	12	12	24	17
	農林水産	70	90	160	167
	鉱工業	16	26	42	16
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	25	18	43	15
	人的資源	617	361	978	327
	保健・医療	231	141	372	166
	社会福祉	50	22	72	28
	その他	2	1	3	7
	合計	1,267	802	2,069	811
2015年度	計画・行政	223	211	434	172
	公共・公益事業	13	10	23	11
	農林水産	64	54	118	52
	鉱工業	18	13	31	27
	エネルギー	—	—	—	—
	商業・観光	29	20	49	24
	人的資源	616	475	1,091	456
	保健・医療	191	208	399	155
	社会福祉	43	26	69	32
	その他	1	—	1	—
	合計	1,198	1,017	2,215	929

新規、継続、帰国の分類方法

新規：2015年度中に新規に派遣された者

継続：2014年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2016年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者

帰国：2014年度もしくはそれ以前に派遣された者のうち、2015年度中に帰国した者。

(ただし、1年未満の短期のボランティア派遣は含まない)

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊「クロスロード」等

● ウェブサイト

・ JICA: <http://www.jica.go.jp/>

⑤ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でボランティアに対する関心が高まったこと、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会経験を持つ人材への要請が増加したことを受け、青年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業としての位置付けを明確にする必要が生じたため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」に変更し、現在に至っている。

同事業は、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボランティア精神に基づき開発途上国の技術協力要請に応え、発展に貢献しようとしている方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業である。

2. 事業の仕組み

● 概要

シニア海外ボランティア派遣事業は、相手国からの要請に基づき、国内で募集・選考した技術技能を有する人で、派遣時に40歳から69歳までの中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。1990年の発足以来、2015年度までに73か国に累計5,933名を派遣した。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、対象国の要望調査実施後、各相手国から受け取る具体的な要請書に基づいて、国内で募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣は、年2回募集が行われ面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定される。合格者は、国際協力、任国事情、語学等を内容とする35日間の派遣前訓練を受けた上で原則1年または2年間の任期で派遣される。また、短期派遣は、長期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験などの2回の選考を経て合否が判定される。合格者は2日間～最大5日間の研修を受けた上で、年4回に分けて原則1か月から1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、63か国で新規・継続を合わせ451名のボランティアが協力活動を行った。2016年3月末現在派遣中のボランティアは62か国に425名である。

● 年齢別実績

2015年度に活動をしたボランティア（新規）の年齢別人数の比率は、65歳以上が最も多く35%となっている。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
2014年度	アジア	87	62	149	58
	中東	26	14	40	13
	アフリカ	43	19	62	10
	北米・中南米	71	60	131	109
	大洋州	31	29	60	34
	欧州	13	3	16	1
	合計	271	187	458	225
2015年度	アジア	68	60	128	64
	中東	9	16	25	18
	アフリカ	21	32	53	24
	北米・中南米	105	55	160	63
	大洋州	45	25	70	33
	欧州	8	7	15	3
	合計	256	195	451	205

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
2014年度	計画・行政	25	21	46	26
	公共・公益事業	32	26	58	28
	農林水産	18	23	41	22
	鉱工業	26	24	50	27
	エネルギー	4	1	5	5
	商業・観光	33	16	49	34
	人的資源	94	54	148	47
	保健・医療	23	13	36	19
	社会福祉	11	6	17	9
	その他	5	3	8	8
	合計	271	187	458	225
2015年度	計画・行政	20	15	35	23
	公共・公益事業	32	23	55	26
	農林水産	26	14	40	23
	鉱工業	30	23	53	25
	エネルギー	3	3	6	1
	商業・観光	40	27	67	17
	人的資源	73	60	133	63
	保健・医療	25	19	44	14
	社会福祉	6	8	14	9
	その他	1	3	4	4
	合計	256	195	451	205

新規・継続・帰国の分類方法

新規：2015年度中に新規に派遣された者

継続：2014年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2016年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者

帰国：2014年度もしくはそれ以前に派遣された者のうち、2015年度中に帰国した者

(ただし、1年未満の短期のボランティア派遣は含まない)

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊誌「クロスロード」等

● ウェブサイト

・ JICA：http://www.jica.go.jp

⑥ 開発計画調査型技術協力(開発調査)事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に伴い、協力準備調査（将来の協力案件〈資金協力等〉の形成を目的とする調査）が導入されたことにより、旧開発調査^(注1)を以下3つの分類に整理したことで制度化されたもの。

- ①政策立案または公共事業計画策定支援（日本の資金協力を必ずしも想定しない）を目的とした「開発計画調査型技術協力」
- ②キャパシティ・ディベロップメント（能力向上）を目的とした「技術協力プロジェクト」
- ③将来の協力案件形成（主に資金協力）あるいは事前準備を目的とした「協力準備調査」

● 目的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目的とし、あわせて調査の実施過程を通じ、相手国のカウンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の開発計画に対し、学識経験者やコンサルタント等から成る調査団を派遣して現地協議／調査（データ収集等）と現地／国内での分析作業を実施した上で、計画の策定・提言を行う。開発途上国は、開発計画調査型技術協力の結果に基づき、①提言内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を策定する、②国際機関等からの資金調達により計画（プロジェクト）を実施する、③提言された組織改革、制度改革を行う、こと等が期待されている。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

- (1) 政策立案または公共事業計画策定支援を目的としたマスタープラン調査（M/P）および政策支援調査
マスタープラン調査では、国全体または特定地域に関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的な開発基本戦略を策定する（通常、15年～20年後を目標年次とする）。政策支援調査では、金融・財政改革、法制度整備、国営企業民営化等、市場経済化政策

等の計画策定を支援する。

- (2) 緊急支援調査

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興等の迅速な支援を行う。

- (3) 先方政府ないし他のドナー（世界銀行・ADBほか）による事業化を想定したフィージビリティ調査（F/S）
個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるかを検証し、最適な事業計画を策定する。

- (4) その他（地形図作成、地下水調査等）の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中から、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、プロジェクトの内容、効果について検討を行い、日本政府が実施案件を選定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査を行う。JICAは調査団を派遣して開発途上国の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範囲、内容、方法を定めた討議議事録を署名・交換する。その後、JICAを選定したコンサルタント等が討議議事録に基づく調査を開発途上国側実施機関と協力して実施し、提言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3. 分野別・地域別実施件数(2015年度)

(単位：件)

分野 地域	社会 基盤	産業開発・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	12	2	—	9	6	—	29
中東・北アフリカ	2	1	—	3	1	—	7
サハラ以南・アフリカ	8	10	—	6	12	—	36
中南米	2	—	—	—	—	—	2
大洋州	1	—	—	2	—	—	3
欧州	2	—	—	—	—	—	2
合計	27	13	—	20	19	—	79

* 経済産業省からの受託費による案件を含む。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

JICA : <http://www.jica.go.jp>

注1:旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団（現独立行政法人国際協力機構）が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

第5節 国際緊急援助

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業(国際緊急援助) 注:ただし、緊急無償資金協力を除く

1. 事業(国際緊急援助隊)の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊が創設。

● 経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム（JMTDR：Japan Medical Team for Disaster Relief）を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

2. 事業の仕組み

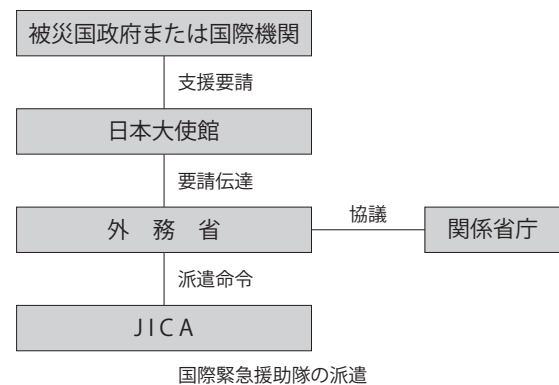
● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動等を行う専門家チーム、ならびに特に必要な場合に派遣される自衛隊の部隊がある。また、2015年10月に海外での大規模な感染症の流行を最小限に抑えるための活動を行う感染症対策チームが立ち上げられた。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害等が発生し、被災国政府等から日本に対して支援要請があった場合、要請の内容、災害等の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。

支援要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の活動内容

● 2015年度の主な実施案件の概要

(1) ネパールにおける地震被害に対する緊急援助

2015年4月25日（土）12時頃（現地時間）、ネパールの首都カトマンズ北西約80キロの地点を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生。カトマンズを含む各地で建物が倒壊し、道路も寸断され、8,600名以上の死者および21,000名以上の負傷者を出す甚大な被害が発生した。これに対し、日本政府は、ネパール政府からの要請を受け、国際緊急援助隊（救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊）を派遣したほか、約2,500万円相当の緊急援助物資の供与を実施した。

(2) インドネシアにおける煙害（ヘイズ）に対する緊急援助

2015年6月中旬以降、インドネシア・スマトラ島などにおける大規模な野焼きや森林火災が発生源と見られる煙害により、同国および周辺諸国で深刻な大気汚染が引き起こされた。これに対し、日本政府は、インドネシア政府からの要請を受け、約530万円相当の緊急援助物資（消火剤）の供与を実施し、同緊急援助物資が円滑かつ効果的に活用されるために国際緊急援助隊（専門家）を派遣した。

● 実績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン中部における台風被害（医療チーム、専門家チーム〈早期復旧、油防除〉、自衛隊部隊〈医療・防疫、輸送活動等〉） マレーシア航空機の情報不明事案（捜索救助チーム、自衛隊部隊） 	<p>16件 (2億9,800万円相当)</p>
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> 西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱対策事案（自衛隊部隊他） モルディブにおける水生産施設の火災による水供給不安定化事案（専門家） エア・アジア航空機の墜落事案（自衛隊部隊） バヌアツにおけるサイクロン被害（医療チーム） 	<p>23件 (3億1,460万円相当)</p>
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ネパールにおける地震被害（救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊） インドネシアにおける煙害（ヘイズ）対策事案（専門家） 	<p>10件 (1億3,280万円相当)</p>

4. 緊急援助物資の供与

海外での災害発生後、日本に対して支援要請があった場合、緊急性やニーズ等につき検討の上、被害者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。供与に備え、JICAはテント、毛布等の物資を海外4か所の倉庫（シンガポール、ドバイ、アクラ、マイアミ）に備蓄している。

2015年4月のネパールにおける地震被害や2016年3月のフィジーにおけるサイクロン被害など合計10件、総額約1億3,280万円相当の緊急援助物資供与を行った。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・ 外務省・国際緊急援助：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html

- ・ JICA国際緊急援助：

<http://www.jica.go.jp/jdr>

第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 実績

図表 22 2015年度地域・国別 日本NGO連携無償資金協力

(単位:円)

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	贈与契約締結額
東アジア地域				
インドネシア	2016年 3月 4日	主婦の能力強化を通じた地域の生活改善と生計向上支援事業(第2年次)	農林業	35,655,400
	2016年 3月 2日	マルチセクター間の連携促進による防災・災害対応能力強化および中央・地方間の防災ネットワーク構築事業	防災	43,674,969
	2015年 9月30日	中部ジャワ州3県での公立職業訓練センターの能力強化を通じた若年女性の就業支援事業	教育・人づくり	45,271,600
	2015年 8月27日	スラカルタ市の障害者支援団体に対する障害児用中古車椅子供与による福祉政策向上への支援	医療・保健	2,753,220
カンボジア	2016年 3月 4日	2州における農業協同組合の有機農産物販売強化を通じた貧困削減事業	農林業	37,285,930
	2016年 3月 1日	CMACに対する不発弾処理に係わる能力構築支援事業(第2年次)	地雷	59,215,420
	2016年 3月 1日	コンボンチュナン州農村開発事業(第3年次)	農林業	25,048,870
	2015年12月25日	カンボジアの農村地域における地域学習センター普及事業(第3年次)	教育・人づくり	22,037,290
	2015年10月 8日	CMACに対する地雷除去に係わる能力構築支援事業(第2期)	地雷	88,164,890
タイ	2016年 3月11日	タイ・ミャンマー国境の難民キャンプにおけるコミュニティ図書館を通じたノンフォーマル教育支援事業	教育・人づくり	30,923,142
	2015年 7月29日	チェンマイ県青少年へのHIV/AIDS予防教育事業(第三期)	医療・保健	15,509,997
東ティモール	2016年 3月 4日	東ティモール自動車検査員養成事業	教育・人づくり	30,396,630
	2016年 2月 3日	エルメラ県アッサベ郡農村地域の生業向上事業	農林業	24,224,090
	2015年12月21日	初等教育課程における学校保健促進プロジェクト	医療・保健	25,940,420
	2015年10月 1日	山間部農村の水利改善事業	水	45,510,630
フィリピン	2016年 3月11日	官民連携促進による防災能力強化事業	防災	44,629,773
	2016年 2月26日	災害に強い、森に守られた地域社会づくりプロジェクト	農林業	47,830,200
	2016年 2月26日	ミンダナオ島ブキドノン先住民地域における教育課題解決能力強化事業	教育・人づくり	35,037,200
	2016年 2月26日	ミンダナオ島バンサモロにおける平和教育実施能力及び紛争調停能力強化事業(フェーズ2)	平和構築	56,623,490
	2015年12月15日	ルソン北部における零細稲作農民の営農改善を通じた農業収入向上事業	農林業	25,414,400
ベトナム	2016年 3月 4日	女性健康センター設立と助産師能力向上プロジェクト(第2年次)	医療・保健	36,517,800
	2016年 3月 3日	ドンナイ省、ラムドン省小学校のインクルージョン教育研修システムの構築事業(第3年次)	教育・人づくり	10,893,410
	2015年 6月15日	南部メコンデルタ中核拠点病院施設の拡張、医師・看護師の技術向上	医療・保健	39,455,680
ミャンマー	2016年 3月 4日	農村開発の為に人材育成拠点の整備並びにマグウェ地域生計向上プロジェクト(第3年次)	農林業	33,126,023
	2016年 2月24日	シャン州ラショー地区における水と衛生・保健改善プロジェクト	医療・保健	40,024,260

(単位:円)

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	贈与契約締結額
ミャンマー	2016年 2月19日	マグウェ地域パウツ地区南部における地域保健プロジェクト(フェーズ2)	医療・保健	46,005,125
	2015年12月15日	ミャンマーの農村部における住民グループを対象とした未舗装道路整備能力強化事業	通信・運輸	35,628,792
	2015年12月11日	カレン州パアン市における職業訓練学校運営事業	教育・人づくり	49,174,358
	2015年 8月28日	南部デルタ地帯における情報伝達システムを活用した住民の生活環境改善及び防災支援事業	その他	27,382,294
	2015年 8月17日	シャン州山岳少数民族地域における農業環境及び水環境整備による生活改善事業	水	80,145,514
	2015年 7月24日	ヤンゴン及びバゴー地域における読書推進・図書館改善事業(第2年次)	教育・人づくり	25,331,157
モンゴル	2016年 3月 3日	新入生の「学びの基礎力」育成に向けた学校体制強化プロジェクト(第2年次)	教育・人づくり	49,065,830
ラオス	2016年 3月 3日	森林保全と農業農村開発活動による食料確保プロジェクト	農林業	11,887,590
	2015年11月 9日	ラオス不発弾処理機関に対する不発弾処理技術移譲及び不発弾訓練センター建替え事業(第2次)	地雷	91,872,550
	2015年11月 2日	ラオスの山岳地域における母子保健サービス強化事業	医療・保健	32,813,110
	2015年 9月25日	ラオス・フアパン県における障害者の働く場づくり	教育・人づくり	23,427,580
	2015年 8月25日	郡病院・保健センターの小児医療保健スタッフ育成および住民による小児医療保健サービス利用促進プロジェクト(第3期)	医療・保健	11,259,380
	2015年 8月17日	カムアン県及びサワンナケート県における看護師・看護学校学生及び当該保健局職員に対する歯科口腔保健サービスの構築	医療・保健	28,486,920
	2015年 7月29日	ラオスにおける持続可能な障害者技能指導員養成と企業によるサポートの促進(第2期)	教育・人づくり	20,993,280
南アジア地域				
インド	2016年 2月29日	有機農業推進の基盤整備事業	農林業	15,394,212
	2015年12月18日	ラジャスタン州における乳幼児の総合的栄養改善事業	医療・保健	53,954,464
	2015年10月13日	バラナシ市における参加型コミュニティ防災推進支援事業	防災	26,853,407
スリランカ	2016年 2月26日	ムライティブ県およびキリノッチ県における帰還民生計回復・コミュニティ強化支援事業(第3期)	農林業	61,241,713
	2016年 2月26日	トリンコマレ県 農民組合による市場アクセス向上支援事業	農林業	43,755,318
	2016年 2月12日	コミュニティにおける防災能力強化事業	防災	39,998,187
	2016年 2月12日	マルチアクターによる防災プラットフォームの構築ならびにその持続的な運営のための能力強化事業	防災	36,248,329
	2015年10月 1日	ムライティブ県コミュニティ再建及び帰還漁民の生計向上事業(第3年次)	その他	33,058,326
ネパール	2016年 3月 1日	震災弱者の回復と地域復興のためのチャングナラヤン村ラーニングセンター改修	防災	27,949,130
	2016年 2月24日	カルパチョウク行政村における生活改善事業	その他	30,202,700
	2015年12月 9日	ネパール災害専門家教育プログラム	教育・人づくり	9,263,430
	2015年12月 9日	カブレ郡3行政村における震災後住居再建支援事業	その他	33,736,340
パキスタン	2016年 2月29日	連邦直轄部族地域ハイバル管区における家畜を通じた帰還民の経済再活性・強化支援事業	農林業	41,282,026
	2015年11月30日	ハイバル・パフトウンハー州ハリプール郡における公立女子小学校の学習・衛生環境改善事業	その他	46,180,805
	2015年11月30日	教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業	教育・人づくり	96,403,318
	2015年11月18日	パキスタンにおける中古自動車いす提供を通じた重度障害者の自立支援事業	通信・運輸	5,395,742

(単位:円)

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	贈与契約締結額
バングラデシュ	2016年 3月10日	シレット県ゴワインガット郡 コミュニティと取り組む水・衛生環境改善事業	水	60,128,151
	2016年 2月 3日	バングラデシュ国スندانバンスの沿岸流域保全を通じた零細蜂蜜収集人の生計向上プロジェクト	農林業	20,368,220
	2016年 2月 1日	クルナ管区の非感染性疾患に対するコミュニティ強化事業	医療・保健	34,322,209
	2016年 1月18日	非正規企業で働く青少年の生活改善事業	教育・人づくり	39,143,043
	2015年11月10日	バングラデシュ北西部に住む先住民の子どもたちへの文化教育支援	教育・人づくり	10,313,703
サブサハラ・アフリカ地域				
ウガンダ	2016年 2月15日	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業(2年次)	防災	50,006,440
エチオピア	2016年 3月10日	アムハラ州妊産婦・新生児の健康改善事業	医療・保健	74,282,437
	2015年12月 7日	ツァイテ水供給と保健衛生改善事業	水	66,188,324
	2015年 6月25日	デシエ市のチェシャ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画	医療・保健	3,681,010
ガーナ	2016年 2月16日	北部州イースト・マンプレーシー郡2歳未満児の栄養改善事業	その他	28,984,010
ケニア	2016年 3月 4日	マシंगा準郡子ども健康と安全を保障する学校地域社会の改善事業(第2年次)	医療・保健	34,451,230
	2016年 3月 1日	ナイロビ市キアンビウ・スラムにおける女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業(第2年次)	平和構築	55,205,480
	2015年12月 2日	ダダブ難民キャンプにおける仮設住宅建設事業 3期	平和構築	91,179,220
	2015年11月11日	尿尿分離型環境衛生式トイレによる衛生改善と持続可能な農業の確立及び収入創出を基にした総合的村落開発(第2期)	農林業	47,374,360
	2015年11月 5日	若者グループに対する持続的な雇用創出と自立支援に向けた「土のう」による道路補修事業(第2フェーズ)	通信・運輸	32,477,610
コートジボワール	2016年 3月 7日	アニエビ州の農村社会経済基盤開発のための生計技術習得事業(第2期)	農林業	38,941,459
ザンビア	2016年 2月11日	カフエ郡チサンカーネ地域における母子保健サービス強化事業	医療・保健	56,972,960
	2015年12月 1日	ザンビア共和国妊産婦・新生児保健ワンストップサービスプロジェクト(第2年次)	医療・保健	49,621,660
	2015年12月 1日	ザンビア国チョングウェ郡におけるコミュニティ参加による包括的な結核及びHIV対策強化プロジェクト	医療・保健	41,328,210
スーダン	2015年12月24日	カッサラ州における水衛生環境改善事業	水	47,445,109
	2015年11月 4日	南コルドファン州の国内避難民居住区における女性と子どもの生活環境改善	その他	26,794,186
ブルキナファソ	2016年 2月 4日	農民組織の持続的な活性化に向けた「土のう工法」を用いた農道改築事業(第2フェーズ)	通信・運輸	29,259,720
マラウイ	2016年 3月 1日	ムジンバ県における農民自立強化・生計向上プロジェクト(第3年次)	教育・人づくり	48,458,778
マリ	2016年 3月 3日	クリコロ地域初等教育向上事業(第2年次)	教育・人づくり	33,237,721
南アフリカ	2016年 1月28日	ウムズンベ自治区の学生の経済・社会参加に向けた学力向上と基礎技能習得	教育・人づくり	4,886,064
	2016年 1月27日	リンポボ州ベンベ郡マカド地区における貧困下に暮らす青少年育成事業	教育・人づくり	20,856,170
モーリタニア	2016年 3月 4日	既設無線連絡網の保守・点検に関わる技術研修会と無線連絡網補強事業	通信・運輸	11,901,842
ルワンダ	2015年 8月13日	高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト(第3年次)	教育・人づくり	26,391,889
中南米地域				
ハイチ	2016年 3月 1日	ハイチ 南東部・西県における水衛生環境改善事業(第3年次)	水	49,693,490

(単位:円)

国・地域名	贈与契約締結日	案件名	分野	贈与契約締結額
ホンジュラス	2016年 2月12日	首都テグシガルパ市南東部における青少年育成を通じた住みやすいコミュニティづくり支援事業	教育・人づくり	25,660,580
	2016年 2月12日	ダンリ市山間部における思春期リプロダクティブヘルス推進プロジェクト(フェーズ2)	医療・保健	24,317,040
中東・北アフリカ地域				
アフガニスタン	2016年 2月29日	アフガニスタン市民社会の能力強化および定着事業	教育・人づくり	57,619,929
	2016年 2月 9日	東部ナンガルハル県における医療と住民主体の地域保健(第3期)	医療・保健	49,572,499
イラク	2016年 1月29日	イラク中部・北部の小中学校を対象とした国内避難民に起因する学校修復事業(フェーズ2)	教育・人づくり	86,442,756
	2016年 1月21日	クルド自治区エルビル県に於ける国内避難民に対する医療支援事業	医療・保健	45,103,188
	2015年10月29日	国内避難民受入地域の小・中・高等学校改築事業	教育・人づくり	68,219,476
パレスチナ自治区	2016年 3月 3日	パレスチナの初等教育の質向上事業	教育・人づくり	53,071,990
	2016年 2月24日	ガザ地区における聴力障がい児童及び危険地帯居住児童に対する心理社会的ケア事業(第3年次)	医療・保健	29,500,458
	2015年12月24日	エルサレム県における青少年のレジリエンスと地域保健の向上事業	医療・保健	22,585,583
ヨルダン	2016年 2月 3日	ヨルダンにおけるシリア難民負傷者・障害者支援事業	医療・保健	19,302,091
大洋州地域				
パラオ	2016年 3月 3日	パラオ共和国海域における不発弾(ERW)処理事業	地雷・不発弾処理	90,388,100
中央アジア・コーカサス地域				
タジキスタン	2016年 2月25日	ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業(フェーズ3)	教育・人づくり	37,624,070
計34か国・1地域 / 97件 / 56団体				3,778,858,126

図表 23 2015年度地域・国別 JICA草の根技術協力事業

(単位:千円)

国・地域名	採択年度・回	事業形態	案件名	分野	事業提案額
東アジア地域					
インドネシア	2015年度第1回	パートナー型	南東スラウェシ州ワカトビ県における地域に根差した環境保全型観光開発の推進	観光一般	49,891
	2015年度第2回	パートナー型	北スマトラ州デリ川流域の環境教育強化と技術指導による水環境改善事業	環境問題	49,157
	2015年度	支援型	ニアス島のモデル校における伝統舞踊「Maena」を活用した防災教育事業	その他	9,964
	2015年度	支援型	女性が担う地域減災力向上	その他	8,090
	2015年度	地域活性化特別枠	ソロク市における浄水技術改善事業	上水道	55,586
	2015年度	地域活性化特別枠	ボゴール市における一般廃棄物処理改善事業	都市衛生	57,879
	2015年度	地域活性化特別枠	典型的な熱帯泥炭地ブンカリス地区における水道水質の改善～宇部方式の支援による環境基本計画に基づいて～	上水道	26,783
	2015年度	地域活性化特別枠	バンダ・アチェ市と東松島市による相互復興:地域防災のためのコミュニティ経済活性化モデル構築事業	その他	59,991
	2015年度	地域活性化特別枠	南スラウェシ州バンタエン県における自動車整備士指導者養成プロジェクト	職業訓練	60,000
マレーシア	2015年度	地域活性化特別枠	マレーシア・セバランプライ市における歴史・自然を活かしたまちづくりプロジェクト～「横浜の都市デザイン」新興国へのノウハウ移転～	開発計画一般	54,364
	2015年度	地域活性化特別枠	低炭素社会実現に向けた人・コミュニティづくりプロジェクト	人的資源一般	59,880
カンボジア	2015年度第2回	パートナー型	カンボジア王国における芸術・情操教育支援事業	教育	79,901
	2015年度第2回	パートナー型	カンボジア地雷埋設地域の脆弱な障害者家族への生計向上支援事業	その他	74,244
	2015年度第2回	パートナー型	カンボジア王国 中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト	体育	49,987
	2015年度	支援型	国立クメールソビエト病院における母体救命の指導医の育成	保健・医療	10,000
	2015年度	支援型	中学校教員指導能力向上プロジェクト	教育	10,000
	2015年度	支援型	沖縄・カンボジア 博物館から発信する平和教育普及プロジェクト	文化	9,998
	2015年度	地域活性化特別枠	カンボジア王国/バタンバン州の公立幼稚園における幼児教育・保育の質の改善事業	社会福祉	59,787
フィリピン	2015年度第1回	パートナー型	児童養護施設の養育体制強化を通じた子ども達の成長と自立を促進するプロジェクト	社会福祉	67,616
	2015年度	支援型	ベンゲット州トゥプライ郡コーヒー栽培農家のコーヒー品質向上のための組織強化プロジェクト	その他	10,000
	2015年度	支援型	マニラ首都圏低所得者層地域における生活の質改善を目指した糖尿病予防プロジェクト	保健・医療	10,000
	2015年度	支援型	台風ヨランダからの集落復興と持続のための防災コミュニティ育成支援事業	災害援助	9,708
	2015年度	地域活性化特別枠	埼玉・セブものづくり人材育成事業(第2期)	職業訓練	59,939
	2015年度	地域活性化特別枠	フィリピン・ミンダナオのバンサモロ自治政府人材育成強化事業～平和構築支援を通じたグローバル・ヒロシマの形成～	人的資源一般	59,952
	2015年度	地域活性化特別枠	奥松島の技術を活かした台風ヨランダ被災漁村に於ける水産養殖と加工品開発	水産	23,800
ベトナム	2015年度第1回	パートナー型	ハノイ地区における従業員満足度・職場環境改善プロジェクト	社会基盤一般	49,981

(単位:千円)

国・地域名	採択年度・回	事業形態	案件名	分野	事業提案額
ベトナム	2015年度第1回	パートナー型	ベトナム国ナムザン郡少数民族地域における住民主体による地域活性化のための人材育成事業	観光一般	58,625
	2015年度	支援型	ラムドン省ドゥクチョン郡における先進農業技術導入のための人材育成事業	農業一般	10,000
	2015年度	支援型	工業基盤に必要な実践的技術の向上を目的とする人材育成	工業一般	9,998
	2015年度	支援型	高齢化対策としての介護予防事業の支援	保健・医療	10,000
	2015年度	支援型	アンザン省における高度農業技術移転に基づく栽培作物の多様化を通じた土壌条件の改善並びに農民所得向上支援のためのパイロットプロジェクト	農業一般	9,998
	2015年度	支援型	ホーチミン市における介護技術普及事業	社会福祉	9,987
	2015年度	地域活性化特別枠	中山間地域における農業活性化による農家生計向上プロジェクト	農業一般	42,961
	2015年度	地域活性化特別枠	地域・産品・観光の連携で拓く販売チャンネルの拡大～安全野菜栽培の拡大と伝統工芸品の振興～	その他	49,863
	2015年度	地域活性化特別枠	ハノイにおける無取水削減技術研修・能力向上プロジェクト	上水道	47,476
	2015年度	地域活性化特別枠	ホイアン市「エコシティ」実現支援プロジェクト	環境問題	59,960
	2015年度	地域活性化特別枠	香川らしい国際協力プロジェクト「ハイフォン市における生活習慣病対策のモデル事業構築プログラム」	保健・医療	44,013
タイ	2015年度	地域活性化特別枠	官民一体となったタイ王国への下水道技術の支援	下水道	48,400
	2015年度	地域活性化特別枠	タイにおける知的障がい児支援人材育成プロジェクト	その他福祉	54,760
	2015年度	地域活性化特別枠	タイ、チョンブリ県における町ぐるみ高齢者ケア・包括プロジェクトーサンスク町をパイロット地域として	保健・医療	46,348
タイ・マレーシア	2015年度	地域活性化特別枠	フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト	商業経営	48,170
ミャンマー	2015年度第1回	パートナー型	貧困地域における雇用促進のための労働集約型簡易舗装工事の自立事業化支援事業	道路	24,000
	2015年度第1回	パートナー型	障がい者の就労支援体制強化事業	社会福祉	49,940
	2015年度第2回	パートナー型	ミャンマー連邦共和国 バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・医療	78,250
	2015年度	地域活性化特別枠	ヤンゴン市道路排水能力改善事業	下水道	46,454
モンゴル	2015年度	支援型	モンゴル障害児療育支援事業	社会福祉	1,000
	2015年度	地域活性化特別枠	ウランバートル市送配水機能改善協力事業	上水道	43,000
	2015年度	地域活性化特別枠	農産物等の流通改善および土壌改良による農業者の収益向上事業	農業一般	60,000
	2015年度	地域活性化特別枠	ドルノゴビ県の下水道運営能力向上プロジェクト	下水道	17,416
ラオス	2015年度第1回	パートナー型	ラオス障害者スポーツ普及促進プロジェクト	社会福祉	99,993
	2015年度	支援型	モンゴル障害児療育支援事業	社会福祉	1,000
	2015年度	地域活性化特別枠	水道公社における浄水場運転・維持管理能力向上支援事業	上水道	48,763
	2015年度	地域活性化特別枠	首都ビエンチャン市における市民協働型廃棄物有効利用システム構築支援事業	都市衛生	59,500
	2015年度	地域活性化特別枠	香川らしい国際協力プロジェクト「ラオスうちわ産業振興支援プログラム(フェーズ2)」	林業加工	47,677

(単位:千円)

国・地域名	採択年度・回	事業形態	案件名	分野	事業提案額
東ティモール	2015年度	地域活性化特別枠	「ゴミを宝に！環の町芳賀モデル」を東ティモールヴィケケ市へ～循環型社会・循環型農業のシステム構築及び技術協力事業～	農業一般	49,903
南アジア地域					
ブータン	2015年度第2回	パートナー型	ブータン西部キノコ生産農家の生活向上プロジェクト	農業一般	56,261
	2015年度	支援型	ブータン王国における地域循環型有機農業による地域創生事業	農業一般	10,000
	2015年度	地域活性化特別枠	リンゴの生産、生産性および加工改善のための人材育成と新規技術導入	農業一般	59,988
インド	2015年度	支援型	インドの農村地域における糖尿病予防及び改善のための巡回指導プロジェクト	保健・医療	10,000
ネパール	2015年度	支援型	女性教師養成制度の構築を旨とするプロジェクト	教育	9,997
	2015年度	支援型	教職員を対象とした持続可能な防災教育人材育成と教材開発に向けた研修	その他	9,929
	2015年度	支援型	障害当事者による震災被災障害者のエンパワメントと主流化	社会福祉	10,000
	2015年度	支援型	農業高校のカリキュラム改善プロジェクト	高等教育	9,968
バングラデシュ	2015年度第1回	パートナー型	バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業	公益事業一般	49,889
	2015年度第2回	パートナー型	防災管理委員会(DMC)の能力強化と学校での防災教育を通じたサイクロン常襲地における実践的な自助・共助・公助の仕組みづくり	その他	85,437
	2015年度	支援型	地域コミュニティ参加による持続可能な大豆入り学校給食モデルの確立と、バングラデシュ政府の学校給食事業との連携・協力	その他	10,000
	2015年度	支援型	口腔衛生指導専門医による地域住民の健康増進事業	基礎保健	9,994
中央アジア・コーカサス地域					
キルギス共和国	2015年度第2回	パートナー型	キルギス共和国における有機農業の普及拡大と有機農産物の高付加価値化プロジェクト	農業一般	62,151
大洋州地域					
バヌアツ	2015年度第2回	パートナー型	タンナ島における在来建設技術の高度化支援	建築住宅	38,861
ミクロネシア	2015年度	支援型	環境保全を通じた生活改善プロジェクト	環境問題	10,000
中東・北アフリカ地域					
トルコ	2015年度	地域活性化特別枠	イズミル市におけるリスク管理に基づいた下水道管路更新能力向上	その他	54,373
サブサハラ・アフリカ地域					
ウガンダ	2015年度第1回	パートナー型	ムバララ県安全な牛乳生産支援プロジェクト	家畜衛生	51,225
ガーナ	2015年度第2回	パートナー型	地域と保健施設をつなぐ母子継続ケア強化プロジェクト	保健・医療	89,711
ザンビア	2015年度第2回	パートナー型	ザンビア共和国北西部州元難民現地統合対象地域における水衛生管理を通じたコミュニティの基盤づくり	その他	72,099
セネガル	2015年度第2回	パートナー型	地域資源の循環による農村コミュニティ生計向上プロジェクト～農村青年層のための「ファーマーズ・スクール」	農業一般	50,767
タンザニア	2015年度第1回	パートナー型	女性リーダー育成のための理数科目強化と全人教育のモデル校開設プロジェクト	教育	48,009
	2015年度第2回	パートナー型	タンザニア東部ウルグル山域におけるバナラ産地の形成と生計向上	農業一般	49,953
南アフリカ共和国	2015年度第1回	パートナー型	アクセシブルなまちづくりを通じた障害者自立生活センターの能力構築	社会福祉	58,120
	2015年度第2回	パートナー型	有機農業塾を拠点とした農村作り	農業一般	38,097

(単位:千円)

国・地域名	採択年度・回	事業形態	案件名	分野	事業提案額
ケニア	2015年度	支援型	ケニア国エンブ郡マニヤッタ市における環境教育人材育成事業	環境問題	9,993
	2015年度	支援型	ケニア国における医療検査診断技術向上及び障害福祉援助プロジェクト	保健・医療	10,000
ザンビア	2015年度	地域活性化特別枠	丸森町の在来技術を活用した小規模農家の食糧の安定利用強化プロジェクトーザンビア国ルサカ州 売る農業・食べる農業 明るい農村プロジェクトー	農業一般	59,623
中南米地域					
コスタリカ	2015年度第1回	パートナー型	生活改善アプローチによる農村開発モデル事業	農業一般	66,725
パラグアイ	2015年度第2回	パートナー型	パラグアリ県ラ・コルメナ市を拠点とした農村女性生活改善プロジェクト:日系社会・横浜・パラグアイでともに夢を紡ぐ	農産加工	78,098
	2015年度第2回	パートナー型	東部地域・酪農振興のための農業研修拠点の形成と人材育成支援	家畜衛生	99,737
ブラジル	2015年度	支援型	PIPA自閉症児療育学級への支援を通じた療育及び職業訓練プロジェクト	社会福祉	9,970
	2015年度	支援型	ブラジルセアラ州アラカチ市における人材育成を通じた地域子育て支援プロジェクト	その他	9,996
欧州地域					
セルビア	2015年度	支援型	セルビア共和国スメレボ市実施対象校の教員に対する難民児童への「心のケア」支援事業	社会福祉	9,998
計31か国 / 88件					3,562,922

図表 24 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2015年度

(単位:百万円)

省 庁	事業名(金額)	事業概要
外務省	草の根・人間の安全保障 無償資金協力 (9,102)	開発途上国においてNGO(ローカルNGOおよび国際NGO)、地方公共団体等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた比較的小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (3,778)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクトに対して資金供与を行うもの。
	NGO事業補助金 (16)	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および国内外において実施する研修会、講習等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。
	NGO活動環境整備事業 (122)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を行う。
文部科学省	政府開発援助ユネスコ活動 費補助金 (10)	ユネスコ活動の推進を目的としたNGO等民間団体に対して、アジア・太平洋地域等における開発途上国の教育、科学又は文化の普及・発展のための交流・協力事業を支援する。

2 事業の概要

① 日本NGO連携無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に「日本NGO支援無償資金協力」として創設。2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のため、従来のNGO支援スキーム（NGO事業補助金の現地事業部分、草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを対象としていた部分、および日本のNGOに対して実施されてきたNGO緊急活動支援無償）を整理し、発展・強化する目的で創設された。

2. 事業の仕組み

● 概要

日本の国際協力NGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発および人道支援事業に対して政府資金を提供する制度。具体的には、次の7つの事業分野からなる。

(1) 開発協力事業

日本NGO連携無償資金協力の基本事業形態（供与限度額原則5,000万円）。ただし、申請団体の過去2年間の総収入実績の平均を大きく超える資金協力は原則として行わない。

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携・協働して実施する経済社会開発協力事業に対し資金協力を行う（供与限度額は前述(1) 開発協力事業と同様）。

(3) リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の良質の中古物資を日本のNGOが受け取り、開発途上国・地域へ配布・贈与する際の輸送費等に対し資金協力を行う（供与限度額1,000万円）。

(4) 災害等復旧・復興支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民等に対して日本のNGOが実施する人道的支援や復旧・復興支援事業への資金協力を行う（供与限度額1億円）。

(5) 地雷・不発弾関係事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を

提供する（供与限度額1億円）。

(6) マイクロクレジット原資事業

現地でマイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが貧困層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、原資となる資金を提供する（供与限度額2,000万円）。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の社会復帰（DDR）や和解、相互信頼醸成事業等に対し資金協力を行う（供与限度額は開発協力事業と同様）。

ただし、次の「国際協力における重点課題」に該当する事業の場合には、12か月を超える事業期間（最長3年）、1億円を超える供与限度額（1年当たり最大1億円をめぐり）、一般管理費の計上が認められる。

（国際協力における重点課題）

- ① アジアにおける貧困削減に資する事業（社会・経済基盤開発、保健・医療、教育を含む）
- ② 小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援
- ③ アフリカにおける「質の高い成長」や「人間の安全保障」の推進に資する事業
- ④ 中東・北アフリカの生活向上・改革支援
- ⑤ 平和構築事業（特にフィリピン、ミャンマー、アフガニスタン、ケニア、南スーダン）
- ⑥ 地雷・不発弾関係事業

● 審査・決定プロセス

外務省民間援助連携室に事前相談の上で、同室に対して申請を行う。申請受付（受理）（平成28年度は8月締め切り）の後、申請団体の適格性、事業の必要性・内容、外交上・治安上の問題点、住民への援助効果、事業の持続発展性、事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外部審査機関、在外公館による審査を踏まえて外務省本省にて案件の採否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館とNGOとの間で贈与契約（G/C）を締結し、在外公館からNGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中および実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館（あるいは外務省本省）に提出する。在外公館は必要に応じて事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度の実績は、実施国数34か国1地域、実施件数97件、総額約38億円であった（その他、ジャパン・プラットフォームによる緊急人道支援等に対して約62億円の拠出実績がある）。地域別に見るとアジアにおける協力が実施件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以上を占めている（60件、約22億円）。分野別の実施件数・金額は、教育・人づくり、保健・医療が多く、この両分野が全体の半分近くとなっている。

● 地域別実績（2015年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

地域	件数	金額	構成比(%)
アジア	60	2,201	58
中東・北アフリカ	9	431	12
サブサハラ・アフリカ	23	919	24
中南米	3	100	3
大洋州	1	90	2
欧州・中央アジア	1	38	1
合計	97	3,779	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績（2015年度）

（贈与契約ベース、単位：百万円）

分野	件数	金額	構成比(%)
教育・人づくり	26	960	25
保健・医療	24	818	22
農林業	15	509	14
地雷・不発弾関連	4	330	9
水	6	349	9
平和構築	3	203	5
通信・運輸	5	115	3
防災	7	269	7
その他	7	226	6
合計	97	3,779	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② 草の根技術協力事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「草の根技術協力事業」として創設した。

● 経緯・目的

1997年および1999年に発足した「開発福祉支援事業」、「開発パートナー事業」、および「小規模開発パートナー事業」を2002年度に整理・統合した。

国際協力機構法第13条第1項第4号7におけるJICAによる国民等の協力活動の促進および助長のための事業との規程を踏まえ、以下を事業目的としている。

- ・市民の力による開発への貢献の、質・量両面における拡大
- ・途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加の促進

2. 事業の仕組み

● 概要

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つのメニューがある。

(1) 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績がある

NGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協力活動を支援するもの。事業規模は5年以内で1億円以内。

(2) 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体のアイデアや国内での活動実績を活かしてNGO等の団体が行う国際協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で1,000万円以内。

(3) 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れを通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するもの。事業規模は3年以内で3,000万円以内。（※なお、2012、2013、2014および2015年度については補正予算募集として「地域経済活性化特別枠（2012年度）」「地域活性化特別枠（2013、2014および2015年度）」に包含、3年間で6,000万円上限で募集し、地域提案型としての応募・実施はなし。）

● 審査・決定プロセス

(1) 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、JICA内審査部署、外部有識者等からの審査コメントおよび法定協議を踏まえ、年2回選考を実施。

(2) 草の根協力支援型

事業提案書をJICA国内機関で受け付け、JICA内審査部署、外部有識者等からの審査コメントおよび法定協議を踏まえ、年2回選考を実施。

(3) 地域提案型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、JICA内審査部署、外部有識者等からの審査コメントおよび法定協議を踏まえ、年1回選考を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択となり、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力についての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

(1) 草の根パートナー型

2015年度は、95件実施（うち新規案件15件）。

(2) 草の根協力支援型

2015年度は、23件実施（うち新規案件4件）。

(3) 地域提案型

2015年度は、15件実施（うち新規案件0件）。

(4) 地域経済活性化特別枠

2015年度は、58件実施（うち新規案件0件）。

(5) 地域活性化特別枠

2015年度は、55件実施（うち新規案件32件）。

③ 国際開発協力関係民間公益団体補助金（NGO事業補助金）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

● 経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェクトを支援するために1989年度に導入された。以後、NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわたり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち「事業促進支援」のみを引き続き実施することとし、その他の支援については、2003年度に終了している。

2. 事業の仕組み

● 概要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、および国内外における研修会や講習会等に対し、その事業費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGOが申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額

が決定される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき実施される。

補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募（外務省政府開発援助ホームページ等に掲載）を開始し、応募締切までの間、随時補助金申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務省国際協力局民間援助連携室に対して事業計画書および添付書類等の提出をもって行われ、申請事業は以下の諸条件等に基づく外務省における審査を経て、採否が決定される。採択された団体は外務大臣（主管：国際協力局民間援助連携室）に対して補助金交付申請書および添付書類等の提出を行い、所要の審査を経て補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

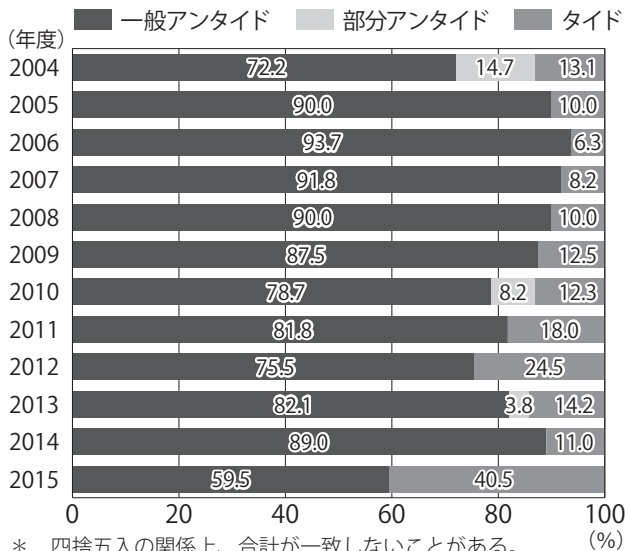
日本の国際開発協力関係民間公益団体（NGO）のうち、次の要件を満たす団体。

- ア 開発途上国における開発協力事業を主な活動目的とし、法人格を有する日本のNGO。
（登記上、法人本部の住所が日本国内にある特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人であること）
 - イ 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を実施し、管理する能力を有すること。
 - ウ 政治的、営利的および宗教的活動は類似の行為も含めて一切行っていないこと。
- (2) 事業審査の基本的な考え方
- ア 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国において行う草の根レベルの開発協力事業の効率性・効果を高めることができること。
 - イ 申請団体が十分な実施体制を有していること。
 - ウ 申請事業を行うことによって期待される効果が明確であること。
 - エ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等に配慮していること。
- (3) 事業実施期間
- ア 日本政府の当該会計年度内に終了することを要する。

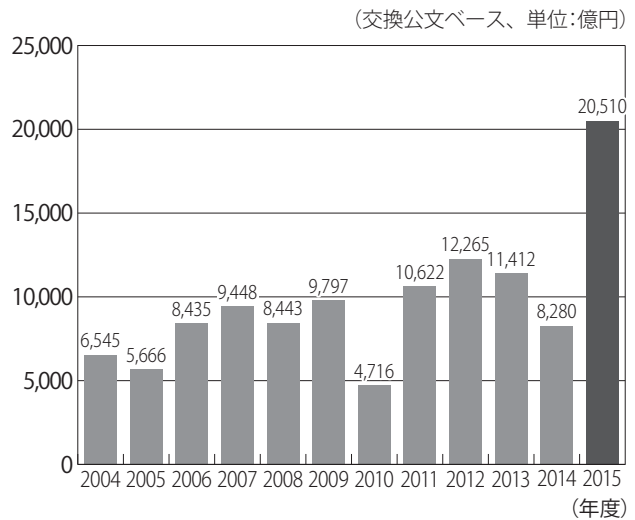
第7節 有償資金協力

1 実績

図表 25 円借款の調達条件の推移



図表 26 円借款供与実績の推移 (債務救済を除く)



図表 27 2015年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、単位:億円)

順位	国名	供与金額累計
1	インド	49,415.40
2	インドネシア	48,620.21
3	中国	33,164.86
4	フィリピン	27,161.05
5	ベトナム	25,726.50
6	タイ	22,368.24
7	バングラデシュ	11,999.00
8	スリランカ	10,357.04
9	パキスタン	9,859.93
10	マレーシア	9,760.38
11	ミャンマー	8,769.87
12	トルコ	6,971.80
13	エジプト	6,708.66
14	イラク	6,619.54
15	韓国	6,455.27
16	ペルー	4,439.38
17	ブラジル	4,163.59
18	ケニア	3,803.19
19	モロッコ	3,062.38
20	チュニジア	3,045.01
21	ウズベキスタン	2,766.30
22	ヨルダン	2,526.59
23	メキシコ	2,295.68
24	ウクライナ	1,742.54
25	シリア	1,563.05
26	パラグアイ	1,561.57
27	アフリカ開発銀行*1	1,280.90
28	モンゴル	1,259.44
29	ガーナ	1,250.91
30	コスタリカ	1,222.41

*1 円借款の供与対象には、政府・政府機関と共に国際機関も含む。

*2 1966年よりの累計。

*3 債務救済を除く。

図表 28 2015年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、単位:億円)

順位	国名	供与金額合計
1	インド	3,664.78
2	フィリピン	2,756.80
3	ベトナム	1,787.61
4	ウクライナ	1,451.62
5	インドネシア	1,400.51
6	バングラデシュ	1,332.65
7	ミャンマー	1,257.38
8	イラク	1,131.88
9	スリランカ	703.58
10	エジプト	541.76

* 債務救済を除く。

図表 29 円借款実績

1. 地域別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

地域	年度		2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
アジア	8,659	81.5	10,548	86.0	8,746	76.6	6,241	75.4	14,359	70.0		
(うちASEAN)	(4,345)	(40.9)	(4,791)	(39.1)	(4,279)	(37.5)	(2,671)	(32.3)	(7,860)	(38.3)		
サブサハラ・アフリカ	161	1.5	472	3.8	614	5.4	746	9.0	1,763	8.6		
中南米	576	5.4	211	1.7	855	7.5	405	4.9	50	0.2		
中東・北アフリカ	943	8.9	901	7.3	1,139	10.0	789	9.5	2,527	12.3		
欧州	283	2.7	—	—	59	0.5	100	1.2	1,496	7.3		
大洋州・その他	—	—	133	1.1	—	—	—	—	315	1.5		
合計	10,622	100	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100		

*1 アフリカ地域の実績には、政府、政府機関等と共に円借款の供与対象となっている国際機関(アフリカ開発銀行)向け円借款を含む。

*2 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

2. 形態別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

形態	年度		2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
プロジェクト	10,456	98.4	9,744	79.4	10,005	87.7	7,965	96.2	18,792	91.6		
ノン・プロジェクト	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4		
商品借款	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
構造調整融資等	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4		
合計	10,622	100	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100		

*1 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

*2 ツーステップローンは、「プロジェクト」の形態に含めている。ツーステップローン(開発金融借款)とは、第1段階として資金を開発途上国の開発金融機関に対して直接、あるいは途上国政府を通して供与し、第2段階として、途上国の開発金融機関がさらに途上国内の中小企業や農業部門に貸し出す方式の借款の供与形態のこと。

3. 調達方式別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

調達方式	年度		2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般アンタイド	8,689	81.8	9,266	75.5	9,366	82.1	7,371	89.0	12,195	59.5		
タイド	1,934	18.2	2,999	24.5	2,046	17.9	909	11.0	8,315	40.5		
部分アンタイド	—	—	—	—	430	3.8	—	—	—	—		
二国間タイド	24	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—		
日本タイド	1,910	18.0	2,999	24.5	1,617	14.2	909	11.0	8,315	40.5		
合計	10,622	100	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100		

* 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

4. 平均条件(債務救済を除く)

(交換公文ベース)

平均条件	年度	2011	2012	2013	2014	2015
金利(%)		0.74	0.49	0.58	0.34	0.31
償還期間(年)		32.5	35.9	33.6	35.3	35.4
据置期間(年)		9.3	9.8	9.3	9.2	9.4
グラント・エレメント(G.E.)(%)		75.50	80.64	77.78	80.02	82.12

5. 所得段階別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

所得段階	2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
後発開発途上国(LDCs)	845	8.0	3,961	32.3	1,116	9.8	2,576	31.1	4,079	19.9
(うち貧困国)	(729)	(6.9)	(3,883)	(31.7)	(965)	(8.5)	(2,576)	(31.1)	(3,694)	(18.0)
(うち貧困国以外)	(116)	(1.1)	(78)	(0.6)	(151)	(1.3)	—	—	(385)	(1.9)
貧困開発途上国	—	—	277	2.3	—	—	321	3.9	497	2.4
低所得開発途上国	6,584	62.0	5,644	46.0	6,034	52.9	3,493	42.2	5,622	27.4
中所得開発途上国	1,801	17.0	1,962	16.0	2,848	25.0	1,004	12.1	7,750	37.8
中進国	570	5.4	421	3.4	329	2.9	579	7.0	1,754	8.6
その他	821	7.7	—	—	1,085	9.5	307	3.7	809	3.9
合計	10,622	100	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100

*1 「その他」の実績には、政府、政府機関等と共に円借款の供与対象となっている国際機関(アフリカ開発銀行)向け円借款を含む。

*2 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

6. 分野別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

分野	2011		2012		2013		2014		2015	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(農林水産業)	939	8.8	191	1.6	198	1.7	1,218	14.7	47	0.2
農林業	451	4.2	—	—	114	1.0	99	1.2	47	0.2
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
灌漑・治水	488	4.6	191	1.6	84	0.7	1,119	13.5	—	—
(鉱工業)	434	4.1	451	3.7	395	3.5	307	3.7	409	2.0
鉱業	—	—	451	3.7	—	—	—	—	—	—
工業	434	4.1	—	—	395	3.5	307	3.7	409	2.0
(経済インフラ)	7,406	69.7	6,617	54.0	8,064	70.7	4,657	56.2	14,707	71.7
陸運	4,643	43.7	4,229	34.5	4,413	38.7	990	12.0	8,360	40.8
海運	119	1.1	218	1.8	958	8.4	321	3.9	890	4.3
航空	496	4.7	108	0.9	351	3.1	—	—	1,274	6.2
電力	2,148	20.2	1,945	15.9	2,342	20.5	2,867	34.6	4,183	20.4
ガス	—	—	—	—	—	—	236	2.8	—	—
通信	—	—	117	1.0	—	—	242	2.9	—	—
(社会インフラ)	1,605	15.1	1,851	15.1	856	7.5	1,284	15.5	2,643	12.9
(構造調整)	166	1.6	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4
(その他)	72	0.7	634	5.2	492	4.3	500	6.0	986	4.8
合計	10,622	100	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100

(主な対象分野の内容)

農林業:農業総合開発、林業

灌漑・治水:灌漑、治水、洪水制御

工業:肥料工場、製鉄所(中小企業向けツーステップローン
〈開発金融借款〉を含む)

海運:港湾建設、船舶

電力:水力、火力、地熱発電、送電線

通信:電話網整備、マイクロウェーブ施設

* 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

水産業:魚業基地整備

鉱業:石油開発、鉱山開発

陸運:道路、鉄道、橋梁建設

航空:空港建設

ガス:ガス開発

社会インフラ:上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等

その他:輸出促進 他

7. 債務救済実績

(交換公文ベース、単位:億円)

形態	年度	2011	2012	2013	2014	2015
	金額	金額	金額	金額	金額	
債務免除		957	1,153	2,147	—	—

* JICA円借款(ODA債権)の免除実績。

2 事業の概要

① 円借款

1. 事業の目的等

円借款は、開発途上国・地域(含む国際機関)に対し、開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で貸し付けるものである。

開発途上国・地域の経済社会発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要であるが、開発途上国・地域自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機などで見られたように、経済困難に陥った国については経済安定のための資金も必要である。

円借款は、このような資金需要に長期・低利の緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国・地域の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有する。そのことに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

2. 事業の手続き

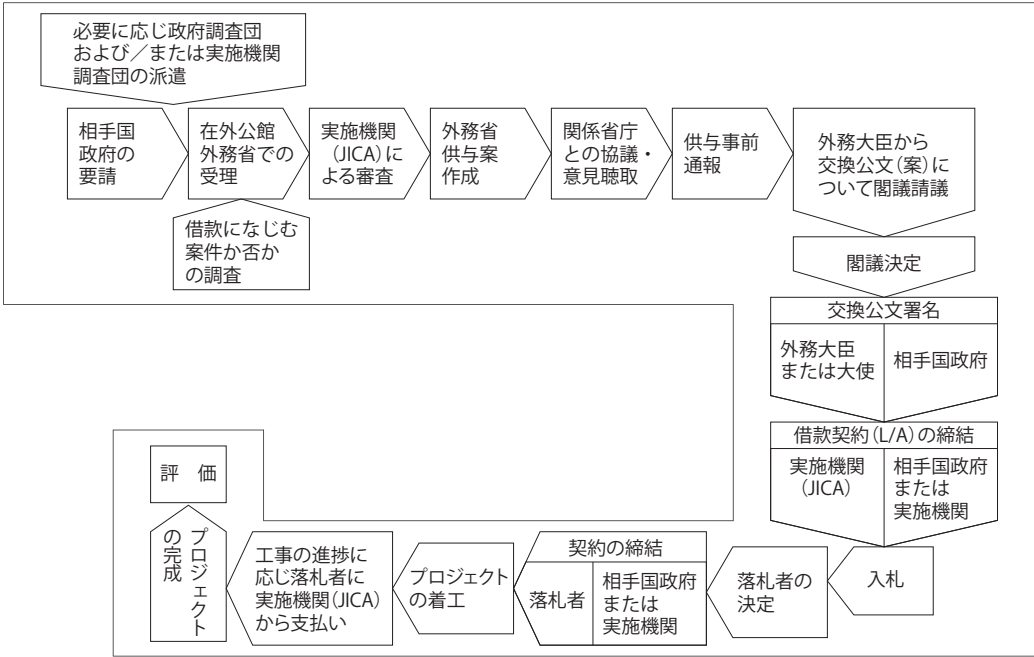
● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府（機関）からの要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。

必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府（機関）との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府（機関）に事前通知される。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国（機関）等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式^{注1}等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は、借



注1：コンサルタント雇用に際し、3～5社のコンサルタントを指定してプロポーザルを提出させ、それを評価してその中の1社を選定し、契約する方式。

入国の責任においてJICAが公表しているガイドラインに沿って行われることになっているが、JICAは、調達各段階において、必要に応じて調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別性の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗に応じて、実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体はあくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得

られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施および事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(借款契約(L/A)ベース、単位:億円)

年度	承諾額	実行額	回収額
2014	10,138	8,273	6,725
2015	20,745	9,700	6,960
累計	332,972	245,422	124,677

* JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。
* 輸銀借款は含まれない。

② 海外投融資

1. 事業の目的等

海外投融資は、開発途上国・地域での開発事業を担う日本または開発途上国・地域の法人等に対し、開発事業の実施に必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上国・地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件（インフラ・成長加速化、持続可能な開発のための2030アジェンダ・貧困削減、気候変動対策分野）に融資または出資することにより、開発途上国・地域の経済社会開発を支援するものである。

日本または開発途上国・地域の法人等に対する融資または出資のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

2. 事業の手続き

日本または開発途上国・地域の法人等からのJICAに対する申請に基づき、JICAにおいて案件について検討した上で、外務省、財務省および経済産業省ならびに外部有識者による海外投融資委員会に対して、案件の概要や審査方針等の説明を行う。

その後、JICAにおける二度の審査および案件実施についてのホスト国政府等に対する事前の通知を行い、外務省、財務省および経済産業省ならびに海外投融資委員会における審査結果の検討を経て、出融資の承諾を行う。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年度	承諾額	実行額	回収額
2013	1	3	58
2014	21	6	250
2015	1,864	15	8
累計	7,134	4,749	4,287

* 承諾額および実行額は、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位:上段:億円、下段カッコ内:%)

年度 地域	2014	2015	累計
アジア	10 (48.5)	39 (2.1)	2,459 (34.5)
中東・ 北アフリカ	—	—	442 (6.2)
サブサハラ・ アフリカ	—	—	323 (4.5)
中南米	11 (51.5)	—	1,450 (20.3)
大洋州	—	—	111 (1.6)
欧州	—	—	25 (0.3)
その他	—	1,824 (97.9)	2,324 (32.6)
合計	21 (100)	1,864 (100)	7,134 (100)

*1 債務救済分を除く。
*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*3 「その他」には複数の地域を対象とするファンドへの出資が含まれる。

第8節 官民連携事業の実績と概要

① 協力準備調査（PPPインフラ事業）

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年

● 経緯・目的

官民が協働で開発途上国の開発課題に取り組む仕組みが提案され、国際的にもPPP（Public Private Partnership）等の手法を活用し、ODAと民間が有意義なパートナーシップを構築し、開発効果を増大させ、成長の加速化を実現させてきている。このような動きを背景に、JICAにおいて海外投融資、円借款等での支援を想定したPPPインフラ事業の協力準備調査が2010年に開始された。調査中および調査完了後に同調査結果を開発途上国政府に対して提案し、官民連携によるPPPインフラ事業の実現および海外投融資、円借款等の供与を目指す。

2. 事業の仕組み

● 概要

調査に必要な費用のうち1件あたり1億5,000万円を上限（国家政策上重要な大型インフラ事業や、より精度の高い設計や精緻な需要予測、法制度の変更を伴う事業等、広範かつ詳細な情報の確認が求められる事業に関しては、3億円を上限とすることが可能）として、民間法人からの提案に基づき、海外投融資、円借款等を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該事業の妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。対象事業は以下4点。

- ・途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する事業
- ・日本政府やJICAの方針（国別援助実施方針等）および先方政府の開発計画等に沿った事業
- ・海外投融資、円借款等を活用する見込みがある事業
- ・建設および運営を含むPPPインフラ事業であり、提案した当該企業が事業への投資の形で参画予定であること

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。調査の結果、事業性が認められるものに関しては、海外投融資、円借款等の活用に関して検討を行う。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択件数は3件（3か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(3)、南アジア(2)、中東・欧州(2)

2015年度：東南アジア(2)、大洋州(1)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(1)、運輸交通(4)、資源エネルギー(2)

2015年度：運輸交通(3)

● 主な事業 具体例の紹介

中小企業向けレンタル工場事業準備調査（PPPインフラ事業）

採択：2012年度

受託企業所在地：東京都

実施国：ベトナム

概要：ベトナムは「2020年までに近代的な工業国を目指した基盤を作る」ことを国家目標として掲げている一方で、裾野産業が十分発達していないことが従来から指摘されてきた。そのためベトナム政府は、技術力のある海外の中小企業の誘致等を通じ、これら海外企業とベトナム国内企業の取引を促進することで、国内裾野産業の育成を図ろうとしている。本事業は、ベトナム南部のドンナイ省（ホーチミン市中心部から南東約25km）に位置するニョンチャックIII工業団地内において、約18haを対象に日本企業向けのレンタル工業団地開発事業を行うものであり、協力準備調査（PPPインフラ事業）を通じて、事業実施に関する妥当性・有効性などが確認された。その結果に基づき、JICAは事業に必要な資金の一部について、海外投融資（「ベトナム国中小企業・小規模事業者向けレンタル工業団地開発事業」）を実施済。

② 協力準備調査(BOPビジネス)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2010年度

● 経緯・目的

年間3,000ドル未満で暮らす貧困層（BOP：Base of Pyramid）は、世界の人口の約7割を占めると言われる。貧困層が抱える様々な課題に改善をもたらさうるビジネスを「BOPビジネス」と捉え、近年、事業を展開する民間企業の動きが高まりつつある。JICAでも、BOPビジネスとの連携促進に向け、2009年度に調査研究を実施し、BOPビジネスへの参入障壁のひとつとして、ビジネス計画の策定に不可欠な事業対象地の経済、社会に関する情報が不足していることが明らかになった。かかる状況を踏まえ、JICAは2010年度より、協力準備調査（BOPビジネス連携促進）制度を開始した。本事業では、BOP層が抱える課題の解決に寄与するBOPビジネスの実現に向けたビジネスモデルの開発や検証、事業計画の策定、ならびに、JICAが行う協力事業との連携可能性の検討を行うことを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

BOP層の持つ開発課題の改善に資することが期待されるビジネスを対象に、必要な費用のうち1件あたり5,000万円を上限として、最大3年間、民間事業提案者が、BOPビジネスの参入を検討するにあたっての準備調査を支援し、JICAが行う協力事業との連携可能性の検討を行う。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

留意点は以下3点。

- ・提案BOPビジネスのビジネス展開の可能性・持続性
- ・BOP層の抱える開発課題解決への貢献可能性

・本調査の実実施計画・実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、調査を開始する。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択実績は8件（7か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(5)、南アジア(6)、アフリカ(4)、中東(1)

2015年度：東南アジア(3)、南アジア(1)、アフリカ(4)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(2)、教育(2)、農業・農村開発(11)、水産(1)

2015年度：保健医療(3)、教育(1)、農業・農村開発(1)、水産(2)、資源・エネルギー(1)

● 主な事業 具体例の紹介

教育サービス事業準備調査（BOPビジネス連携促進）

採択：2013年度

受託企業所在地：東京都

実施国：インド

概要：インドの教育現場、特に公立学校では、学校の建物・電気などのインフラの未整備、教科書などの教材の不足、教師不足、教師のモチベーションの低さなど様々な問題を抱えている。大手の画像機器メーカーが、高い専門性と現場でのネットワークを持つ国際NGOと連携し、ITリテラシーが低くても簡単に使うことができ、狭い教室で利用可能なプロジェクターとマルチメディアコンテンツ（映像＋音声）を授業に活用し、双方向の授業を実現させる教育ソリューションビジネスの検証を実施した。

③ 民間技術普及促進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2013年度

● 経緯・目的

2013年に発表された「日本再興戦略」、「インフラシ

ステム輸出戦略」において、「企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進」が掲げられ、官民一体となり我が国企業の技術力や質の高いサービスへの理解を相手国政府関係者等に促していく中で、JICAでは様々な分野の民間企業、公益法人等との連携を通じ、我が国民

間企業等の優れた技術や事業経験等を途上国の開発課題解決に活用するために、本事業を2013年度より開始した。

2. 事業の仕組み

● 概要

本事業は、JICAが我が国民間企業等と連携し、開発途上国の政府関係者を主な対象に、日本での研修や現地でのセミナー、実証活動等を通じて、我が国民間企業の優れた技術への理解を促すために実施するもので、事業規模は1件あたり2,000万円（2014年度および2015年度補正予算に基づく健康・医療特別枠については5,000万円）を上限とし、協力期間は最大2年間となっている。

● 審査・決定プロセス

提出された企画書について、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。

留意点は以下3点。

- ・普及対象の技術を用いたビジネス展開の可能性
- ・開発課題解決への貢献可能性
- ・本事業の実施計画・実施体制

● 決定後の案件実施の仕組み

採択通知後、契約交渉、契約締結を経て、事業を開始する。JICA予算による機材調達がある場合は、契約前に相手国実施機関からの同意取得が必要となる。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度採択実績は28件（16か国）。

● 地域別実績（最近2年）

2014年度：東南アジア(15)、大洋州(1)、東・中央アジ

ア(1)、南アジア(2)、中南米(2) アフリカ(1)、中東・欧州(2)

2015年度：東南アジア(18)、東・中央アジア(3)、南アジア(1)、中南米(2)、アフリカ(2)、中東・欧州(2)

● 分野別実績（最近2年）

2014年度：保健医療(5)、運輸交通(2)、水資源防災(2)、農業・農村開発(4)、資源エネルギー(6)、民間セクター開発(2)、環境管理(2)、都市地域開発(1)

2015年度：保健医療(11)、運輸交通(3)、水資源防災(5)、農業・農村開発(5)、資源エネルギー(2)、環境管理(1)、都市地域開発(1)

● 主な事業 具体例の紹介

無停電工法を含めた安全且つ効率的配電工事の機械化普及促進事業

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：ベトナム

概要：ホーチミン配電公社やハノイ配電公社等に対し、送電を停止せず配線作業を行う日本式の工法（無停電工法）の紹介および技術指導を行うことにより、同工法並びに同工法に要する高所作業車や機材の普及を図る事業。技術面・安全面のノウハウおよび工事作業育成制度の体系化や普及アドバイス等のサポートとともに、商社、機器メーカーおよび配電設備工事会社の連携により、日本で培われてきた技術・ノウハウを総合的に移転した。実施機関による技術への理解が進んだことから、2015年4月以降、無停電工法用高所作業車37台の導入に至った。

④ 中小企業等の海外展開支援

ニーズ調査

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年度

● 経緯・目的

2011年1月に閣議決定された「新成長戦略実現2011」を踏まえ、2012年度外務省ODA予算において、ODAによる開発途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチングを行うことで、開発途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する一方、海外での事業に関する

知見やノウハウについて情報等を必要としている我が国中小企業等の海外展開との両立を図り、開発協力を通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の促進を図ることを目的として開始され、2015年度まで実施された。

2. 事業の仕組み

● 概要

我が国中小企業が有する製品・技術の途上国の開発課題解決のための有効活用と、その実現に資するODA案件の検討を念頭に、開発途上国におけるニーズおよび当

該製品・技術の活用可能性、ならびに開発援助案件としての事業化に必要な調査を行う（1案件につき5,000万円を上限）。

● 審査・決定プロセス

外務省が開発コンサルタント企業等に委託し、我が国のODA対象国において、国別援助方針や他の援助との整合性、連携等を踏まえつつ、我が国中小企業等が優位性を有する製品・技術が当該国政府機関等に提供されれば、当該国の開発に、より一層効果的に資すると考えられている分野・ニーズ等の調査および開発援助案件としての事業化に必要な調査を行うものである。応募コンサルタント企業等は公示による企画競争により決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

実施決定後は、外務省がコンサルタント企業等と委託調査契約を結び、該当国にて予め提案された分野につき、各企業が現地調査を含めた必要な調査を行い、その結果を成果物（ファイナル・レポート）にまとめる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、4か国に対し、4案件を実施した。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東アジア	2(6)	1(3)
南アジア	1(3)	1(3)
中南米	0	0
中東(含む北アフリカ)	0	1(3)
アフリカ	1(3)	1(3)
総計	4(12)	4(12)

* 案件で複数の分野に跨がるものがあり、()内は分野別件数を表す。

● 分野別実績（最近2年）

分野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー・廃棄物処理	2	4
水の浄化・水処理	0	2
防災・災害対策	0	0
農業	3	3
職業訓練・産業育成	3	2
医療保健	1	0
教育	1	1
福祉	0	0
食料・食品	2	0
総計	12	12

● 主な事業

- (1) 調査対象国（ラオス）における農業、環境・エネルギー、職業訓練・産業育成分野に関する開発課題につき、我が国中小企業が持つ小型農業機械、植物工場、電動小型自動車、充電・蓄電システム、産業自動化実習教材、生産管理実習教材等のニーズを調査し、さらに、我が国中小企業がビジネス展開を図る上で、ラオスを拠点とした高付加価値商品作物のASEAN諸国への輸出、小型EVバス、電動バイクや充電設備の輸出および現地組立、工業化に必要な教育プログラムや教材の普及、指導者の育成等による産業人材の育成に伴う本邦製造業の直接進出等に係る可能性につき調査を行った（2014年度「ラオス農業、環境・エネルギー、職業訓練・農業育成分野に関する調査」）。
- (2) 調査対象国（モロッコ）における環境・エネルギー・廃棄物処理、水の浄化・水処理、教育に関する開発課題につき、我が国中小企業がもつ医療廃棄物焼却炉、油脂分解と浄化槽による廃液処理システム、油温減圧式乾燥機、合併処理浄化槽、電子ペーパータブレット、電子黒板、特殊スキャナー等のニーズを調査し、さらに我が国中小企業がビジネス展開を図る上で、医療廃棄物焼却炉の整備、オリーブ搾油果実廃液（マルジン）の適正処理、オリーブ湿潤な搾油粕（グリニョン）の付加価値化、合併浄化槽の整備、地方への遠隔教育（eラーニング）の導入等に係る可能性につき調査を行った（2015年度「モロッコ環境・エネルギー・廃棄物処理分野、水の浄化・水処理分野、教育分野に関する調査」）。

4. より詳細な情報

● ウェブサイト

・外務省：<http://www.mofa.go.jp>

<基礎調査、案件化調査、普及・実証事業>

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2013年度

● 経緯・目的

2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略－Japan is Back」では、中小企業の海外展開について、「今後5年間で新たに1万社の海外展開実現」の目標が掲げられ、ODAに関しては、「新たにODAを活用し、新興国等途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業の優れた製品を

使った技術協力を本格始動する」とされた。本目標に沿って、JICA運営費交付金にて中小企業の海外展開を支援する3つのスキームが実施されている。(注1)

基礎調査は、優れた技術力と商材、事業アイデアを持つ中小企業の開発途上国進出による開発課題解決の可能性およびODA事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定等に係る調査を実施することにより、開発途上国の発展を促進することを目的とする。

案件化調査は、中小企業等からの提案に基づき、途上国の開発に対する製品・技術等の活用可能性を調査することを目的とする。

普及・実証事業は、中小企業等からの提案に基づき、途上国開発に対する製品・技術等の適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討することを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

JICAは、公募による企画競争にて契約相手先を決定し、中小企業等と業務委託契約を締結し、調査・事業が実施される。

● 審査・決定プロセス

中小企業等は、調査、または事業の内容について企画書により提案を行う。企画書はJICAが任命する審査委員により、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査され、採択案件が決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

審査により採択となった提案について、JICAと調査・事業を提案した中小企業間で業務委託契約の締結に向けた契約交渉が行われ、契約締結に至る。本契約のもと、調査・事業が実施される。

3. 最近の実績

<基礎調査>

● 概要

2015年度採択は、実施国数10か国、実施件数22件。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	14	18
東・中央アジア	0	1
南アジア	4	2
中南米	1	0
大洋州	0	0
アフリカ	0	1
中東(含む北アフリカ)・欧州	0	0
総計	19	22

● 分野別実績（最近2年）

分野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	7	2
廃棄物処理	0	1
水の浄化・水処理	3	2
職業訓練・産業育成	0	3
福祉	1	2
農業	5	7
医療保健	1	3
教育	0	1
防災・災害対策	0	1
その他	2	0
総計	19	22

● 主な事業 具体例の紹介

廃電子機器等の回収・金属再資源化事業調査

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：バングラデシュ

概要：バングラデシュにおける廃電子機器等の回収・金属再資源化に関する事業化調査。近年、都市部での人口増加や経済成長によるIT産業の活性化に伴い、特に都市部での電子機器類の廃棄量（いわゆる電子ゴミ）が急増しているが、適正な処理について法律で定められておらず、環境汚染の進行が懸念されている。独自に開発した高性能特殊金属破碎・選別プロセスの導入により短時間で効率的なリサイクル、鉄やアルミ、貴金属の再生と中古部品のリユースを通じた環境汚染抑制、資源循環を目指す。

<案件化調査>

● 概要

2015年度採択は、実施国数19か国、実施件数66件。

注1：案件化調査については、2012～2013年度については外務省予算にて実施された後、2014年度よりJICA運営費交付金により実施されている。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	32	40
東・中央アジア	1	14
南アジア	7	5
中南米	4	2
大洋州	0	1
アフリカ	5	4
中東(含む北アフリカ)・欧州	2	0
総 計	51	66

(注) 複数地域向け案件はそれぞれの地域で計上

● 分野別実績（最近2年）

分 野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	10	10
廃棄物処理	8	5
水の浄化・水処理	7	10
職業訓練・産業育成	2	4
福祉	1	1
農業	8	21
医療保健	5	4
教育	1	2
防災・災害対策	4	6
その他	5	3
総 計	51	66

● 主な事業 具体例の紹介

(1) 茶成分分析計による品質管理を通じた紅茶産業競争力向上に関する案件化調査

採択：2015年度

受託企業所在地：静岡県

実施国：スリランカ

概要：紅茶用茶成分分析計の導入・普及を通じた紅茶産業の競争力向上に関する調査。世界的な紅茶の生産地でありながら、紅茶の品質検査に時間がかかるため、全輸出量のごく一部しか品質検査が行われておらず、品質の高さを客観的に示す手段がないため不利な価格交渉を強いられるリスクを抱えている。緑茶用茶成分分析計の導入により検査時間の大幅な短縮と検査に必要な経費の削減を実現し、紅茶の品質管理体制の構築を通じて産業競争力向上を目指す。

(2) 安全・高品質・衛生的な医療用酸素ガスの供給システム構築に係る案件化調査

採択：2015年度

受託企業所在地：徳島県

実施国：ミャンマー

概要：ミャンマーにおける安全・高品質・衛生的な医療用酸素ガスの供給システム構築に関する調査。国民の生活向上のための支援として医療水準の向上、医療分野における教育の充実など、保健医療体制の整備に重点を置いているが、病院機能として不可欠な医療用ガス分野における品質規制、安全・衛生の基準は未だに整備されておらず、医療事故を引き起こすリスク拡大が懸念されている。高品質な医療用ガスの製造、品質管理、安全配送、安定供給をトータルにカバーする医療用ガス安定供給システムの構築を目指す。

<普及・実証事業>

● 概 要

2015年度採択は、実施国数20か国、実施件数38件。

● 地域別実績（最近2年）

対象地域	2014年度	2015年度
東南アジア	31	231
東・中央アジア	0	6
南アジア	6	0
中南米	3	1
大洋州	1	3
アフリカ	4	4
中東(含む北アフリカ)・欧州	1	1
総 計	46	38

● 分野別実績（最近2年）

分 野	2014年度	2015年度
環境・エネルギー	5	9
廃棄物処理	4	4
水の浄化・水処理	11	4
職業訓練・産業育成	1	3
福祉	0	0
農業	9	10
医療保健	3	0
教育	2	1
防災・災害対策	4	4
その他	7	3
総 計	46	38

● 主な事業 具体例の紹介

(1) ゴマ加工品の生産管理技術の普及・実証事業

採択：2014年度

受託企業所在地：京都府

実施国：パラグアイ

概要：ゴマ加工技術を移転することにより、加工ゴ

マ製品開発によるゴマ高付加価値を実証し、国内市場の開拓を検討する普及・実証事業。パラグアイはゴマ生産国であるが、国内消費量が非常に少なく加工技術も不足している。現在パラグアイ産ゴマの殆どは生ゴマのまま原料として輸出されており、その主な輸出先が日本である。しかし、日本の残留農薬検査基準対応や連作障害による生産量の減少、国際価格の影響等の課題に直面している。ゴマの栄養価が認識され、パラグアイ人の嗜好に合ったゴマ商品が開発・普及することにより、ゴマの国内消費増加、将来的に国際市場の価格変動に対する脆弱性への対応の貢献を目指す。

(2) 台風被災地における台風強い浮沈式養殖技術の普及・実証事業

採択：2014年度

受託企業所在地：東京都

実施国：フィリピン

概要：浮沈式養殖生簀技術の有効性・採算性を実証し、普及の可能性を検討する普及・実証事業。台風の高潮により多くの犠牲者が出たサマール島およびレイテ島では、主要な産業である漁業・養殖業が大きな被害を受け、沿岸漁民の今後の生計手段の確保が困難となっている。同技術は、JICAによる「台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクトのうちクイック・インパクト・プロジェクト」で導入され、現地ニーズが確認された浮沈式養殖生簀技術について、追加導入および養殖指導により、台風ヨランダで被害を受けた養殖漁家の生計回復・改善への貢献を目指す。

⑤ 中小企業製品を活用した無償資金協力

1. 事業の目的

自国の貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、その努力を支援するために必要な生産物および役務の調達に必要な資金の贈与を行う。被援助国政府が、日本から贈与された資金を使用して、生産物および役務を調達する。その際、調達代理機関が被援助国政府の代理人として調達を行う。本事業の実施により、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、我が国中小企業の製品を供与することを通じ、当該中小企業製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出するとともに、我が国中小企業の海外展開を力強く支援する。

2. 事業の仕組み

● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府からの要請に基づき検討を行う。外務省は、その要請に関して、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えられる案件については、事業の実施可能性などを確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で供与額等を規定した交換公文（E/N）を締結し、これに基づき、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結び、調達代理機関が被援助国の代理人として生産物および役務を調達する（調達代理方式）。事業について、日本側と被援助国政府側とが密接に協議する場として「コミッティー」（被援助国政府、調達代理事

務所、大使館等から成る委員会）を設置し、事業の進捗などを確認する。

● 具体例の紹介

「平成26年度 中小企業ノンプロジェクト無償資金協力」 供与額1億円

医療機材が不足するミクロネシアの医療機関に下記医療機材等の資機材の購入費を供与。

機材名	メーカー所在地	実績概要	実績（成果）と今後の展開
麻酔器	東京都	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に1台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
基本外科用手術セット	東京都	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に1台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
ストレッチャー	岐阜県	ミクロネシア（コスラエ州立病院）に5台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。
木材粉碎機	佐賀県	ミクロネシア（ヤップ州環境保護局、コスラエ州資源経済局の計2か所）に2台を配備	大洋州での市場拡大を目指し、ニーズの高い商品の開発を図る。

⑥ 民間連携ボランティア制度

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年

● 経緯・目的

昨今、企業の若手社員や管理職の育成のために青年海外協力隊やシニア海外ボランティアへの参加を検討している企業からの問い合わせが増えてきている。事業の新興国への展開、開発途上国を対象としたBOPビジネスへの関心の高まりなど、企業がグローバル化する中、それに対応するためのグローバルな視野や素養を備えた人材の確保も喫緊の課題となっている。このようなニーズに応えるよう、企業と連携してグローバル人材の育成に貢献するプログラム「民間連携ボランティア制度」を創設した。

2. 事業の仕組み

● 概要

民間連携ボランティア制度は、我が国企業等の職員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。JICA青年海外協力隊事務局に応募のあった民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。JICAによる選考後、語学講座等を中心とする派遣前訓練を経て、事業展開を検討している国へ職員を派遣することにより、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握し、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力なども身に付け、帰国後の企業活動への還元が期待される。同制度の積極的な活用を促進するため、条件を満たした中小企業社員の人件費及び一般管理費の一部をJICAが補填している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年度には、8か国に対して20名を派遣した。2016年3月末現在の派遣中のボランティアは13か国で26名である。民間連携ボランティア制度を活用している企業は、サービス業、製造業、建設業など多岐に亘り、派遣職種はコミュニティ開発や環境教育、マーケティング、土木などが挙げられる。より多くの企業による民間連携ボランティア制度の活用を促進するため、JICAは2015年度に約130回の説明会を開催し、4,500社以上（内4,300社以

上が中小企業）が参加した。また、これまでに325社（内138社が中小企業）に対してコンサルティングを実施しており、101社（内76社が中小企業）と同制度に関する合意書を締結している。

※2015年度の派遣職種は、環境教育、経営管理、品質管理、観光、マーケティング、公衆衛生、工作機械、コミュニティ開発、農産品加工、野菜栽培、化学・応用化学、陸上競技。2014年度の派遣職種は、コミュニティ開発、環境教育、マーケティング、土木、観光、工作機械、土壌分析、建築、コンピュータ技術、上水道。

● 地域別実績

(単位:人)

地域	派遣国	派遣者数				累計 (2012~ 2015年度)
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
アジア	ベトナム	1	1	3	4	9
	インドネシア	0	2	2	4	8
	タイ	1	2	1	5	9
	ラオス	0	0	1	0	1
	マレーシア	0	1	1	2	4
	スリランカ	0	0	1	0	1
	ブータン	1	0	0	0	1
	フィリピン	0	2	0	1	3
アフリカ	ガーナ	0	0	1	0	1
	ウガンダ	0	0	2	0	2
	セネガル	0	0	1	0	1
中南米	ベリーズ	0	1	1	0	2
	ペルー	0	0	1	0	1
	ドミニカ共和国	0	1	0	0	1
	ボリビア	1	0	0	0	1
	パラグアイ	0	0	1	2	3
	エクアドル	0	0	0	1	1
	メキシコ	0	0	0	1	1
大洋州	サモア	0	0	1	0	1
	パラオ	0	1	1	0	2
	ミクロネシア	0	1	0	0	1
	フィジー	0	0	1	0	1
合計		4	12	19	20	55

4. より詳細な情報

● 書籍等

月刊「クロスロード」等

● ウェブサイト

・ JICA : <http://www.jica.go.jp/>

⑦ 海外展開一貫支援ファストパス制度

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 事業の開始時期

2014年2月

● 経緯・目的

「海外展開一貫支援ファストパス制度」は、日本再興戦略に基づき、海外展開を支援する機関（政府・公的支援機関、地域経済団体、自治体等）が有機的に連携し、中堅・中小企業等の海外展開に当たって、国内から現地まで一貫して円滑な支援を提供できる仕組みを構築することを目的として制度化されたもの。

2. 事業の仕組み

● 概要

海外展開一貫支援ファストパス制度は、地域金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関が、海外展開支援に知見のある機関（外務省、ジェトロ等）と協力し、海外展開を目指す顧客企業に対し、支援を一貫して円滑に進めるものである。本制度には「紹介元支援機関」「紹介先支援機関」の2つの形態が存在する。紹介元支援機関は、その顧客企業が海外展開に関して抱えている課題に対して、自機関または既存のネットワークでは解決できない場合、課題解決に向け、最適な支援策を提供する紹介先支援機関に企業を取り次ぐことができる。紹介先支援機関は、紹介元支援機関からの紹介により、企業を受け入れ、支援の提供を行う。なお、本制度の企画主体は外務省及び経済産業省で、日本貿易振興機構（ジェトロ）が事務局を担当している。

2014年2月の制度開始以来、2016年3月末までに577の企業支援機関が本制度に参加している。

● 審査・決定プロセス

紹介元支援機関は、紹介先となりうる他の支援機関の支援サービスを確認し、紹介先支援機関の選択を行う。同時に支援先企業に対して、本制度の概要等を説明し、同意を得た上で、紹介先支援機関の本制度対応窓口へ支援企業情報と共に制度利用申請を行う。当該企業情報および申請を受け、紹介先支援機関は、受入れ可能性、担当部署及び担当者を検討し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の受入れ決定後は、紹介先支援機関は必要に応じて、紹介元支援機関に当該企業の事実関係や周辺情報の確認等の情報共有を行いながら、具体的な支援内容の検

討を行い、当該企業に対して、的確な支援を速やかに開始する。

3. 分野別・地域別実績（2015年度）

主に「市場情報」、「現地パートナー探し」および「制度・手続き等に関する情報」を課題と考えている企業が当該制度を活用している。また、支援対象地域は、タイ、ベトナムなどのASEAN諸国のほか、中国などアジアが中心となった。

利用企業の課題	件数		
	2013年度	2014年度	2015年度
市場情報	4	32	90
現地パートナー探し	2	16	70
制度・手続き等に関する情報	2	26	62

※「ファストパス制度」利用企業へのアンケート結果より

4. 新たな取り組み

● 「新輸出大国コンソーシアム」の設立

2016年2月26日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の合意を契機として、海外展開に取り組む中堅・中小企業等の支援に向けて、公的機関や地域金融機関、商工会議所など官民の支援機関を幅広く結集した「新輸出大国コンソーシアム」が設立された。「新輸出大国コンソーシアム」は、海外展開一貫支援ファストパス制度をさらに発展させたもので、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、よりきめの細かい支援を可能とする枠組みである。「新輸出大国コンソーシアム」事業の開始に伴い、2016年3月、海外展開一貫支援ファストパス制度は同事業の中に組み入れられることが決定した。海外展開一貫支援ファストパス制度の企業支援機関は、「新輸出大国コンソーシアム」の支援機関として、新たな枠組みで企業支援を行うこととなった。

● 事業の仕組み

「新輸出大国コンソーシアム」は、海外展開一貫支援ファストパス制度よりも企業支援機関を拡充させるとともに、各都道府県のジェトロの貿易情報センター又は自治体等に専門家（「新輸出大国コンシェルジュ」）を配置し、各参加機関と連携して、企業のニーズに応じた支援機関の担当窓口の紹介を行う。海外の進出先においても、支援機関と在外公館との間のネットワークを強化し、複数の支援機関が連携して中堅・中小企業を支援す

る。さらに、企業のニーズに応じ、海外ビジネスに精通した外部専門家が事業計画の策定に当たってのアドバイ

ス現地調査、販路開拓のサポート等を実施する。

⑧ 事業運営権に対応した無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2014年度

● 経緯・目的

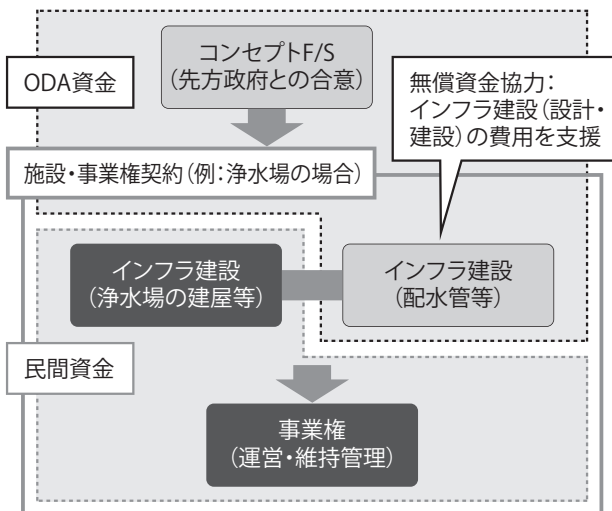
2013年5月のインフラシステム輸出戦略の閣議決定にて、「事業運営権獲得を視野に入れた無償資金協力の積極的活用」という方針を定め、無償資金協力の制度／運用の改善を行った後、2014年度以降、本事業を開始している。

開発途上国では、官民連携型の公共事業が推進され、民間企業が中長期にわたり、事業の運営を担うことが期待されている。当該事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、我が国の優れた技術を途上国の開発に役立てることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスに必要な資金を供与する。資金は途上国政府を通じ、事業を担う特別目的会社等に支払われる。



● 審査・決定プロセス

まず日本企業が開発途上国政府に事業を提案。開発途

上国政府は審査の上、日本側に要請を行う。実施手続きは、日本側実施機関として、JICAがこれを行う場合と調達代理機関が行う場合がある。外務省が要請の妥当性の検討を行い、妥当と考えられる案件については、日本側の実施機関がJICAの場合、JICAによる調査を通じて事業の実施可能性を確認するとともに、適正な援助規模の概算額を算定する。調査段階では、民間企業のアイデアを取り入れながら、事業のコンセプトを形成し、審査する。その後、案件検討会議、財務省協議を経て閣議決定が行われる。調達代理機関の場合、事業の調達代理機関選定後、財務省協議を経て閣議決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

政府間で計画の名称、供与限度額等を規定した交換公文（E/N）を締結する。日本側実施機関がJICAの場合、JICAが被援助国政府との間で贈与契約（G/A）に署名し、調達代理機関の場合、被援助国政府は、調達代理機関との間で契約を結ぶ。

事業実施の段階では、日本企業が主導するコンソーシアムが設立する特別目的会社等が事業を受注し、中長期に亘り運営する。

3. 最近の実績

● 概要

2014年度実績は、実施国数2か国、実施件数2件、（約37億円）。2015年度実績はない。

● 地域別実績

（E/Nベース、単位：億円）

地域	2014年度	
	件数	金額
アジア	1	21.06
中東・北アフリカ	—	—
サブサハラ・アフリカ	1	16.20
中南米	—	—
大洋州	—	—
欧州・中央アジア	—	—
合計	2	37.26

● 主な事業 具体例の紹介

(1) 2014年度ミャンマー「無収水低減計画」21.06億円

<p>開発途上国のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ヤンゴン市における上水道サービス不足（普及率は人口の38%）。 ◆水供給能力の向上が喫緊の課題。 	<p>民間企業のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆無収水（漏水、盗水など）対策に必要な調査・修繕等の豊富な技術力。 ◆商業資金のみではファイナンスに課題。
<p>無償資金協力により日本企業の持つインフラ技術の海外展開を支援</p>	
<p>◆計画概要（総事業費約26億円、うち無償資金21.06億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業が事業の実施から運営・維持管理までを担う。 <ul style="list-style-type: none"> - 基礎調査：流量測定点の設定、試掘、漏水調査計画策定等。 - 漏水調査・修繕工事：漏水調査を行い、必要な修繕を実施。 - 維持管理：修復した配水設備の維持管理。 <p>◆目的・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業の技術をいかした質の高いサービスを持続的に提供。 ◆ヤンゴン市における漏水率を低減し、水供給量を増大させる。 ◆新規の配管網整備に比べ、早期の効果発現が期待される。 ◆無償資金の国際約束にて日本企業との契約を義務づけ、日本企業の海外進出に貢献。 	

(2) 2014年度ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設設計画」16.20億円

<p>開発途上国のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療廃棄物の処理能力不足により、有害廃棄物が野ざらしにされるなど、生活環境に悪影響。 ◆廃棄物処理能力の向上が喫緊の課題。 	<p>民間企業のニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療廃棄物処理に係る高度な技術力とノウハウ。 ◆商業資金のみではファイナンスに課題。
<p>無償資金協力により日本企業の持つインフラ技術・ノウハウの開発への活用・海外展開を支援</p>	
<p>◆計画概要（総事業費約78億円、うち無償資金16.20億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業が施設建設から運営・維持管理までを担う。 <ul style="list-style-type: none"> - 高度処理焼却施設の設置、運営。 - 廃棄物追跡システムの導入。 - 研修施設の建設、研修の実施。 <p>◆目的・成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本企業の技術・ノウハウをいかした質の高いサービスを持続的に提供。 ◆医療廃棄物の処理能力を向上し、住民生活および都市環境を改善。 ◆日本企業との契約を義務付けることにより、日本企業の海外進出に貢献。 	

⑨ 草の根・人間の安全保障無償資金協力

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年

● 経緯・目的

日本企業がCSR（企業の社会的責任）活動やBOPビジネス（低所得者層をターゲットにビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決に貢献するもの）を通じて事業を実施（予定を含む）する国等において開発途上国の経済社会開発に貢献することを支援するため、同協力を活用する。

なお、草の根・人間の安全保障無償資金協力の事業開始・経緯・目的については第6節に記載している。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国において日本企業と連携し、公益性の高い事業を草の根無償で支援することにより、開発効果を高めるとともに、日本企業の海外における知名度向上や活動環境の整備等に貢献する。

● 審査・決定プロセス

基本的に草の根・技術協力事業と同じ審査・決定プロセスであり、第6節に記載している。

● 決定後の案件実施の仕組み

基本的に草の根・技術協力事業と同じ審査・決定プロセスであり、第6節に記載している。

3. 最近の実績

● 概要

2015年度の官民連携案件に係る実績は、実施国数15か国、実施件数21件（約2.83億円）。

● 地域別実績（最近2年）

(E/Nベース、単位：億円)

地域名	2014年度		2015年度	
	件数	金額	件数	金額
アジア	7	0.62	3	0.32
中東・北アフリカ	2	0.20	2	0.33
サブサハラ・アフリカ	7	0.93	15	2.09
中南米	2	0.20	1	0.09
大洋州	—	—	—	—
欧州・中央アジア	—	—	—	—
合計	18	1.95	21	2.83

● 分野別実績（最近2年）

（単位：件）

	2014年度	2015年度	合計
保健・医療	8	8	16
教育	2	—	2
太陽エネルギー	2	2	4
漁業	—	—	—
社会福祉	—	1	1
上水	—	—	—
職業訓練	—	—	—
廃棄物処理	—	1	1
飲料水供給	4	8	12
道路	1	—	1
農業	1	—	1
産業	—	1	1
合計	18	21	39

● 主な事業 具体例の紹介

年度	国	案件名	供与限度額 （千円）	案件概要
2014	タイ	タイミャンマー国境沿い遠隔村の学校における初等教育環境改善計画	9,692	貧困遠隔村にある学校に対し、日本の太陽光発電設備（太陽電池パネル、バッテリー、インバーター、発電機）を整備することで電気を使えるようにし、日本企業よりメンテナンス等の技術指導を得る。併せて、生徒の教育に必要な設備（室内の電球整備、テレビ、パソコン・プリンター、Wi-Fi中継器、冷蔵庫、浄水器、野菜水耕栽培器）を整備することで、学校の教育環境を改善するもの。
2014	パキスタン	シンド州カラチ市ビンカシムタウン・アマン二次救命救急車配備計画	9,850	救急救命サービスのニーズの高いカラチ市ビンカシムタウンにおいて、救急車を供与することで、同地区の市民に対する救急医療体制の向上を図るもの。救急車に搭載する高度な救命措置のための追加機材や、救急車の販売保証期間の拡大を日本企業が支援。
2014	ガボン	エボラ対策検査機材設置計画	9,659	首都リーブルビルの国際空港に、出入国者のエボラ出血熱等の体温検査を行う機器を供与し、日本企業が技術面で研修を行うことにより、エボラ出血熱の感染拡大を最小限に抑える。

2015	ガンビア	ガンビア防疫強化計画	12,371	首都バンジュールの国際空港にサーモグラフィーカメラ3台を設置し、全入国者に対する体温検査を行う体制を整えることで、感染症の流入を防止するもの。日本企業が保健・社会福祉省と連携し、同社開発のサーモグラフィーカメラの運搬・設置を支援し、同省及び空港職員に対する運用・維持管理の研修を実施。
2015	ウルグアイ	フローレス県水質管理機材整備計画	8,565	フローレス県の井戸水の水質管理に必要な分析機器を整備することで、井戸水を使用している住民の飲料水の安全を確保するもの。
2015	タイ	就労移行支援事業所兼販売所整備計画	6,831	就労移行支援事業所兼販売所の整備工事及び移動販売車を整備することで、障がい者のエンパワーメントとインクルーシブな社会の実現を目指すもの。日本企業は、パン製造や販売の指導、経営アドバイスの提供等を支援するとともに、就労移行支援事業所兼販売所の開設後に監督者（店長）1名を派遣。

その他、官民連携事業として、海外投融資、草の根技術協力、日本NGO連携無償があるが、海外投融資は第2章第7節に、草の根技術協力および日本NGO連携無償は第2章第6節に記載している。

第9節 国民参加協力推進事業の概要

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年に国民参加協力推進事業がJICA事業の一部として制度化され、それを基に、JICAの独立行政法人化を機に策定された国際協力機構法においても明文化された。

● 経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 開発教育支援

子どもから大人まで、市民一人ひとりが開発・環境・平和などの地球規模の問題に関心を持ち、また考える機会を提供するため、開発教育支援事業を実施している。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行っている。

(2) 連携・研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、大学等と、相互の人材や知見を活かした事業の促進、連携を深めるための取組を行っている。また、これらのアクターの国際協力活動を支援するため、必要な知識や情報を広く提供するとともに、組織運営や事業実施に係る能力強化の支援を行っている。

(3) 国際協力推進員

国際協力推進員は、「地域のJICA窓口」として、地域国際化協会など地方自治体が発行する国際協力事業の活動拠点に配置され、主に、JICAが実施する事業に対する支援、広報および啓発活動の推進、自治体等が行う国際協力事業との連携促進等の業務を行っている。これらの業務を通じて、国際協力に対する市民か

らの理解の増進、地域での市民による国際協力活動の促進、地域関係者との連携推進を図ることを目的としている。

3. 最近の活動内容

2015年度実績は次のとおり。

(1) 開発教育支援・市民参加

国際協力出前講座（JICA）：2,038件／195,344名
中学生・高校生エッセイコンテスト：応募総数6万9,755点

グローバル教育コンクール：332点（写真部門241点、グローバル教育取組部門91点）

教師海外研修：20コース／163名

開発教育指導者研修：172件／9,616名

JICA施設訪問：1,469件

国際協力（ODA）実体験プログラム：27件／997名

市民向けイベントセミナー：1,323件

グローバルフェスタJAPAN：来場者数10万1,300人

(2) 連携・研修

〈NGO活動支援〉

・NGO-JICAジャパンデスク設置に拠る現地での情報提供、連携強化：20か国

・NGO組織強化のための国内アドバイザー派遣：2015年度8件

・NGO活動強化のための海外アドバイザー派遣：2015年度1件

・国際協力担当者のためのPCM*を活用したプロジェクト運営基礎セミナー：2015年度開催数全27回、受講者総数：446名

・地域提案型NGO組織力アップ！研修：2015年度全3件実施、受講者総数70名

* PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）：開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。

第10節 主な国際機関の概要

1 国連機関

① 国際連合 (UN : United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年設立。日本は1956年に加盟。本部は米国のニューヨークにあり、事務総長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークスにおいて開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲章は、1945年4月から6月にかけて連合国50か国の代表がサンフランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印された。さらに同年10月24日、5大国（中国、フランス、ソ連、英国、米国）と他の署名国の過半数が同憲章を批准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持すること、②人民の同権および自決の原則を尊重する諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること、③経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決すること等について国際協力を達成すること、④これらの共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、である。

2. 事業の仕組み

● 機構

国連は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局の6つの主要機関により構成されている。

● 主要機関概要

主要機関の内、総会、安全保障理事会、経済社会理事会の概要は以下のとおり。

(1) 総会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に関する問題について討議し、安全保障理事会が

憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争または事態について遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理事会またはこの両者に対して勧告することができる。各国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関する勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出席し、かつ投票する構成国の3分の2の多数が必要であるが、その他の問題は出席し、かつ投票する構成国の単純多数決による。

(2) 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう要請することや適当と認める解決条件を勧告すること、事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成される。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定には少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反対（拒否権の行使）がないことが必要である。

(3) 経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、研究および報告を行い、これらの事項について、総会、加盟国および関係専門機関（国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）等）に勧告し、この勧告を通じて専門機関の活動を調整することを主な任務としている。理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。表決は単純多数決で、各理事

国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会等における日本の位置付け

安全保障理事会においては、日本は①1958～1959年、②1966～1967年、③1971～1972年、④1975～1976年、⑤1981～1982年、⑥1987～1988年、⑦1992～1993年、⑧1997～1998年、⑨2005～2006年、⑩2009～2010年に、ブラジルとならんで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、近年では、日本は2009年2月および2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960年～1965年、1968年～1970年、1972年～1980年、1982年～2014年まで合計17期理事国を務めた。また、2014年の選挙において再選され、18期目となる2015年～2017年の間、理事国を務める。

● 邦人職員

事務局の専門職以上の職員数は約3,000名。その内邦人職員は、81名（衡平な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の2.70%。2015年6月末現在）である。高須幸雄国連事務次長（管理局長）ほか活躍している。

● 日本の財政負担

国連の通常予算の金額は、2015年約27億7,140万ドル、2016年約25億360万ドルで、日本は2015年2億9,400万

ドル、2016年2億3,700万ドルの分担金を負担。日本の国連通常予算分担率は、2015年10.833%、2016年9.68%であった。

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国名	分担金額	分担率	国名	分担金額	分担率
1	米国	654.8	22.000	米国	594.0	22.000
2	日本	294.0	10.833	日本	237.0	9.680
3	ドイツ	193.8	7.141	中国	193.9	7.921
4	フランス	151.8	5.593	ドイツ	156.4	6.389
5	英国	140.5	5.179	フランス	119.0	4.859
6	中国	139.7	5.148	英国	109.3	4.463
7	イタリア	120.7	4.448	ブラジル	93.6	3.823
8	カナダ	81.0	2.984	イタリア	91.8	3.748
9	スペイン	80.7	2.973	ロシア	75.6	3.088
10	ブラジル	79.6	2.934	カナダ	71.5	2.921
	その他	834.8	30.767	その他	761.5	31.108
	合計	2,771.4	100	合計	2,503.6	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. より詳細な情報

● 書籍等

国際連合の基礎知識（国際連合広報局国際連合広報センター監訳）

● ウェブサイト

- ・国際連合本部：<http://www.un.org>
- ・駐日国際連合広報センター：<http://www.unic.or.jp>
- ・外務省国際機関人事センター：<http://www.mofa-irc.go.jp>

② 国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1945年10月16日設立。本部はイタリアのローマにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1943年に開催された連合食糧農業会議で、食料・農業^{注1}に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日、FAO第1回総会開催のための連合代表会議が開かれ、連合34か国の署名により、設立の根拠となるFAO憲章が発効した。2016年7月時点で194

か国およびEUが加盟している。

FAOは、世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上、食料・農産物の生産と流通の促進、農村住民の生活条件の改善を通じ、世界経済の発展に寄与し、人類を飢餓から解放することを目的として活動している。主な機能は、国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定（国際植物防疫条約〈IPPC〉、FAO/WHO合同食品規格計画（コーデックス委員会）等）、中立的で国際的な協議の場の提供（総会、国際会議の開催等）、世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達

注1:ここでいう「農業」は、林業、水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様。

(各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム〈GIEWS〉等)、並びに開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)である。

2. 事業の仕組み

● 概要

FAOの活動は、10年間の長期的な戦略目標と活動方針を定めた「戦略枠組み」の下、4年間の「中期計画」が策定され、これに基づく2年間で1期とした会計期間毎の「事業予算計画」を定め、これに沿って実施される。活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる通常予算と、各加盟国および国連開発計画(UNDP)資金等による任意拠出金から成る。このうち、通常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対する助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、任意拠出金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用されている(一部のフィールド事業は通常予算によって実施される(後述「3. 最近の活動内容」内「主要な事業」を参照))。

● 意思決定機関

FAOの活動・組織・財政に関する意思決定は、加盟国により構成される運営組織において行われる。最高意思決定機関は、全加盟国により構成され、2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間においては、総会で選出された49か国の理事国で構成される理事会が、その執行機関として総会に代わって活動するほか、総会による議決を必要としない事項についての決定等を行う。また、3つの理事会委員会(計画、財政、憲章法務)が理事会に報告を行うほか、4つの技術委員会(農業、林業、水産および商品問題)および5つの地域総会(アジア・太平洋、欧州、ラテンアメリカ・カリブ、近東、アフリカ)が理事会および総会に助言および報告を行う。

● 事業運営

通常予算については、FAO事務局長の提案に基づき総会で承認された「事業予算計画」に沿って、FAO事務局が事業を実施する。一方、任意拠出金については、FAO事務局が作成した事業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を取り交わした上で拠出され、事業が実施される。事業の実施状況および成果については、定量的な指標・ターゲットを用いてモニタリング・評価され、定期的に加盟国に報告される。

FAO事務局長は、2012年1月に就任し、2015年6月に

再選されたジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ氏が務めている。

3. 最近の活動内容

● 戦略目標

FAOは、成果に基づく効果的かつ効率的な運営を実現するため、1990年代後半から2000年代にかけて段階的な組織改革に取り組み、その一環として、長期的な戦略枠組みに掲げる戦略目標等に対応した事業予算計画を2010~2011年から導入した。現行の2010~19年戦略枠組みで掲げられた戦略目標等と、これらの達成に向けた主な取組は以下のとおりである。

- 戦略目標1：飢餓・食料不安・栄養不良の撲滅への貢献(主な取組：食料安全保障に係る政策・法体制強化への支援や関係者間の連携推進等)
- 戦略目標2：より生産的で持続可能な農林水産業の実現(主な取組：持続可能な生産手法・技術の普及、世界農業遺産(GIAHS)の推進、気候変動対応型農業の推進、「責任ある漁業のための行動規範」の実施等)
- 戦略目標3：農村貧困の削減(主な取組：農村組織の強化や小規模生産者への支援、食料安全保障に貢献する社会的保護制度の実施支援等)
- 戦略目標4：包摂的で効率的な農業およびフードシステムの実現(主な取組：包摂的で効率的なバリューチェーンの推進、コーデックス委員会・IPPCにおける食品安全・植物検疫措置に関する国際基準の策定、食料の損失・廃棄の削減、責任ある農業投資の推進等)
- 戦略目標5：脅威・危機に対する強靱性(レジリエンス)の向上(主な取組：農業における防災・減災の主流化や越境性動植物疾病等に関する早期警報システムの普及支援等)
- 目標6：戦略目標の達成を可能にする環境(技術的質、知識、サービス)の確保および分野横断的課題(ガバナンス、ジェンダー、栄養、気候変動)への対応(主な取組：食料・農業全般に関する統計の整備と能力構築支援、持続可能な開発目標(SDGs)の指標のモニタリング、FAOのガバナンス強化、ジェンダー・栄養の主流化等)

● 事業予算

2016~17年事業予算計画(通常予算)では、10億563.5万ドルの予算が計上され、特に、栄養改善、気候変動への適応、地域事務所等における南南協力と資源動員、社会的保護やジェンダー、統計分野に関する技術的能力、

GIAHS（世界重要農業遺産）等について取組が強化されている。

また、FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を行ってきており、FAOの全予算の約6割を占める任意拠出金の大部分がフィールドレベルでの農村・農業開発事業等に使用されている。一方、通常予算の中でも、開発途上国の要請に迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力事業（TCP）として比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。2016～17年事業予算計画（通常予算）ではTCPIに約1億3,800万ドルが計上されている。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認された。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地球規模の課題の一つととらえ、世界ひいては日本の食料安全保障の確保に貢献するFAOの活動に広く協力してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア・太平洋地域における数少ない先進国であることから、FAOにおける日本の役割は極めて重要なものとなっている。

このような状況の下、日本は、1954年～1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、2015年12月末時点で949名の職員（通常予算から支出されている専門職以上の職員）が働いている。そのうち、邦人職員数は29名であり、五十嵐FAO本部評価部長、庄司FAO中央アジア地域支所長等が活躍している。

● 財政負担

2016～17年の分担金総額は約10億563.5万ドルであり、2016年の日本の分担額は、約2,958万ドルおよび約2,081万ユーロ（2004年より通貨別支払い）となっている。分担率は10.834%となっている。

また、日本は1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行っている。

2015年（平成27年）には、以下のような事業を実施した。

- ・ アフリカ食料安全保障情報整備支援事業
- ・ アジアにおけるフードバリューチェーン構築事業
- ・ SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）関連総合対策プロジェクト
- ・ 越境性感染症国際監視強化事業
- ・ GIAHS活動支援事業
- ・ 南南協力を活用した気候変動下での食料安全保障地図活用・普及支援事業
- ・ 持続的漁業の実現フォローアップ事業

● 通常分担金（上位10か国）

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	111.6	22.0	米国	111.6	22.0
2	日本	55.0	10.8	日本	55.0	10.8
3	ドイツ	36.2	7.1	ドイツ	36.2	7.1
4	フランス	28.4	5.6	フランス	28.4	5.6
5	英国	26.3	5.2	英国	26.3	5.2
6	中国	26.1	5.1	中国	26.1	5.1
7	イタリア	22.6	4.4	イタリア	22.6	4.4
8	カナダ	15.1	3.0	カナダ	15.1	3.0
9	スペイン	15.1	3.0	スペイン	15.1	3.0
10	ブラジル	14.9	2.9	ブラジル	14.9	2.9
	合計	507.4	100	合計	507.4	100

* 合計はその他の国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ウェブサイト

- ・ 国連食糧農業機関（FAO）本部：<http://www.fao.org>
- ・ FAO駐日連絡事務所：<http://www.fao.org/japan/jp>

③ 国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年設立。本部はイタリアのローマにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714（XVI）および第11回国連食糧農業機関（FAO）総会決議1/61により、多数国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として

1963年に発足。

国連世界食糧計画（WFP）は、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争等の人為的災害、あるいは干ばつや洪水等の自然災害に起因する難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

● 概要

①緊急食糧援助、②中期救済復興援助、③開発事業（農村、人的資源開発）等において主として食料を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局長の承認により援助計画が確定される（食料価格が300万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要となる）。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 実施の仕組み

各援助計画に基づき、食料の調達、海上輸送、陸上輸送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、食料の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2015年のWFPによる食料支援の活動規模は約41.2億ドルであり、世界81か国約7,670万人の人々に約320万トンの食料配布等の支援を実施した。

なお、2016年4月現在、98か国に386事務所を有しており、職員数は15,155名（うち国際専門職員は1,397名）である。

● 地域別実績

（単位：百万ドル）

地域	2014年	2015年
サブサハラ・アフリカ	2,514.8	2,500.5
アジア	524.0	558.0
中南米・カリブ諸国	131.3	115.1
中東・北アフリカ	1,431.3	1,296.9
欧州・CIS諸国	21.1	50.8
その他	94.9	112.2
合計	4,717.5	4,633.5

出典：WFP事務局資料

● 分野別実績

（単位：百万ドル）

分野	2014年	2015年
開発援助	345.6	300.3
中期救済復興援助	1,682.1	1,918.1
緊急援助	2,161.8	1,772.8
その他	528.0	642.3
合計	4,717.5	4,633.5

出典：WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された36か国より成る「執行理事会」（Executive Board）の下で、援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来理事国として参加している。

● 邦人職員（邦人職員の全体に占める割合および幹部職員）

WFPの専門職以上の邦人職員は、2016年6月現在44名（全体の約3.0%）であり、ローマの本部および各国・地域事務所において活躍している（また、JPOが8名勤務）。

● 財政負担（各国比較等、過去2年間暦年ベース）

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2014年では1億5,655万ドル（全体の2.9%）、2015年では1億9,677万ドル（全体の3.9%）となっている。2015年は第6位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	2,245.3	42.1	米国	2,015.5	39.9
2	英国	409.2	7.7	英国	456.8	9.0
3	EC	371.8	7.0	ドイツ	329.2	6.5
4	カナダ	350.1	6.6	カナダ	261.6	5.2
5	ドイツ	301.2	5.6	EC	250.3	5.0
6	サウジアラビア	271.1	5.1	日本	196.8	3.9
7	日本	156.6	2.9	国連	159.9	3.2
8	国連	137.3	2.6	サウジアラビア	151.6	3.0
9	オーストラリア	112.8	2.1	オランダ	101.5	2.0
10	スウェーデン	93.5	1.8	ノルウェー	96.5	1.9
	合計	5,336.2	100	合計	5,057.4	100

出典：WFP事務局資料

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告（Annual Report）」（英語）

WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事務局が発行（非売品、ウェブサイトにも掲載あり）。

- ・「国連WFP協会（JAWFP）ニュースレター」（日本語）

日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFPの活動について紹介するニュースレター（4ページ、WFPと国連WFP協会事務局の共同発行）。

連絡先：WFP日本事務所 TEL：045-221-2510

● ウェブサイト

- ・WFP本部（ローマ）：<http://www.wfp.org>

- ・WFP日本事務所：<http://www.wfp.or.jp>

上記ホームページからWFPおよび国連WFP協会のニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO:United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年11月設立。本部はフランスのパリにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章（1946年11月発効）に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立された。1946年12月には、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。日本は1951年7月に加盟した。

国連教育科学文化機関（UNESCO）の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由を尊重するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を実現することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

● 概要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

● 活動資金

活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2016～2017年（1会計年度は暦年2年間）の通常予算（加盟国の分担金）は6億6,700万ド

ル、予算外資金（加盟国からの任意拠出金等）は約3億9,211万ドル（2014年：UNESCO調べ）である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会（58か国で構成）で、次期総会（総会は2年に1度開催）に提出される事務局作成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・事業・予算計画案等を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下で、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCOの活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2021年までの中期戦略において、平和と公平で持続可能な開発という二つの包括目標の下、9つの戦略目標（①万人のための質の高い包括的な生涯学習を促進する教育制度開発の支援、②学習者の創造性およびグローバル市民としての責任の強化、③万人のための教育（EFA:Education for All）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成、④科学技術とイノベーションの制度および政策の強化、⑤持続可能な開発への重要な課題に対する国際的な科学協力の促進、⑥包括的社会開発の支援・文化の関係改善のための文化間対話の振興および倫理原則の推進、⑦遺産の保護・促進および伝達、⑧創造性の涵養及び文化的表現の多様性、⑨表現の自由・メディア開発および情報・知識へのアクセスの促進）を設定。

2014～2021年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億7,337万ドルである。

● 地域別実績

2014～2021年中期戦略においては、引き続きジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。

● 主要な事業

2016～2017年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に29.8%、自然科学分野に16.1%、社会人文分野に9.1%、文化分野に13%、情報コミュニケーション分野に8.2%となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来継続して執行委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定過程および管理運営に直接関与してきている。

● 邦人職員

2015年12月現在、事務局職員数は2,174名で、その内邦人職員は52名（全体の約2.39%）。1999年11月に第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2015年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は10.834%であり、2015年度は分担金として約33億円を負担。分担金拠出額第1位は米国（ただし2011年以降未払い）、第3位はドイツ。

● 主要分担国一覧

（単位：千ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	71,830	22.0	米国	71,830	22.0
2	日本	35,373	10.8	日本	35,373	10.8
3	ドイツ	23,319	7.1	ドイツ	23,319	7.1
4	フランス	18,261	5.6	フランス	18,261	5.6
5	英国	16,909	5.2	英国	16,909	5.2
6	中国	16,808	5.1	中国	16,808	5.1
7	イタリア	14,523	4.4	イタリア	14,523	4.4
8	カナダ	9,743	3.0	カナダ	9,743	3.0
9	スペイン	9,708	3.0	スペイン	9,708	3.0
10	ブラジル	9,580	2.9	ブラジル	9,580	2.9
	合計	326,500	100	合計	326,500	100

*1 合計は、その他の国を含む。

*2 UNESCOの会計年度は1期間が2年であるため、2014年、2015年の各分担金は、2014～2015年（2か年）の分担金総額を、2で割ったもの。

● 日本の協力の分野別主要例

(1) 教育分野

・ アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育（EFA）の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発を目的とした人材養成セミナー等を実施するための「アジア・太平洋地域教育協力信託基金」に3,000万円拠出（2015年度）。

・ 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）

「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」の終了に際し2014年にUNESCOと我が国の共催で開催された「ESDに関するユネスコ世界会議」において、DESDの後継プログラムとして、「政策的支援」、「教育者」等を優先行動分野とするESDグローバル・アクション・プログラム（GAP）が正式発表された。これを受け、GAPの優先行動分野に基づきESDに関する事業を実施するための「ESDグローバル・アクション・プログラム（GAP）信託基金」を新設し、1億5,200万円を拠出（2015年度）。

・ アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCOを通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識字者を対象に識字教育事業を実施（総額32億8,300万円）。加えて、「警察識字能力強化計画」実施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

・ 自然・社会科学事業

UNESCOの科学事業や日本がこれまでアジア・太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模課題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業信託基金」に4,000万円拠出（2015年度）。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会（ユネスコIOC）を中心としてインド洋津波警戒減災システム（IOTWS）構築が進められ、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

・ 世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画（IHP）」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にUNESCOとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネッ

トワークを推進している。

(3) 文化分野（文化遺産保存事業）

・有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2015年度末まで累計6,760万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2015年度は113万ドルを拠出。

・無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2015年度末までに累計約1,621万ドルを拠出している。2015年度は約24万ドルを拠出。

(4) その他（人材育成等）

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育（EFA）目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標（MDGs）の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2015年度末までに累計約5,874万ドルを拠出した。2015年度は約35万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニ

ケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の保護の分野では、アンコール遺跡（カンボジア）、タンロン遺跡（ベトナム）等に関し日本信託基金を通じた保存修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2014年末までに計15件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ UNESCO : <http://www.unesco.org>
(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・アラビア語)
- ・ 日本ユネスコ協会連盟 : <http://www.unesco.jp>
(日本語、英語)
- ・ ユネスコ・アジア文化センター :
<http://www.accu.or.jp> (日本語、英語)

⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年設立。本部はオーストリアのウィーンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立された。

1985年、国連工業開発機関（UNIDO）憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、国連の第16番目の専門機関として独立。ウィーンに本部を置き、世界30か国に地域事務所、3都

市に連絡事務所、17か国にUNIDOデスク、7か国8都市に投資・技術移転促進事務所を設置。

● 目的

- ・ 経済に関する新たな国際秩序の確立に貢献するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ること。
- ・ 世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進すること。
(UNIDO憲章第1条)

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国における持続可能な産業開発を促進するために、2年に1度開催されるUNIDO総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。その活動資金の多くは、地球環境ファシリティ（GEF）やモントリオール基金^(注1)等から供与される資金、工業開発基金（IDF）^(注2)や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2015年実績は約2億500万ドル。

事務局の行政経費（人件費、地域事務所運営費、会議開催費等）は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2015年実績は7,901万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行権限が付与される。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNIDOが従前より提唱してきた「包括的かつ持続可能な産業開発（ISID）」の概念が、同機関の積極的な働きかけの結果、持続可能な開発目標（SDGs）の目標9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」に反映された。同分野に関するSDGs実施フォローを目途として、2015年末にUNIDOは産業開発報告書2016年を作成した。2016年はSDGsフォローアップのためのHLPFに産業関連のインプットをしたほか、事務局長が世界人道サミット、TI-CAD VI、G20等の国際会議に出席する等積極的に貢献している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

（単位：百万ドル）

地域	2015年
アジア・太平洋(アラブ諸国除く)	49.6
アラブ諸国	28.3
アフリカ(アラブ諸国除く)	66.9
中南米	14.2
欧州・中央アジア諸国	19.0
グローバル・地域間	27.1
合計	205.1

出典：2015年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

（単位：百万ドル）

分野	2015年
生産的活動を通じた貧困削減	56.3
貿易能力構築	20.6
環境およびエネルギー	121.5
その他	6.4
合計	205.1

出典：2015年UNIDO年次報告書

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会（IDB）のメンバーを務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会（PBC）のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金拠出国となっている。

● 邦人職員

職員数は全体で600名を超え、専門職以上の邦人職員は14名（2016年4月現在：専門職以上の職員全体の約5.7%）となっている。

● 財政負担

分担金：2015年度1,271万ユーロ

（分担率17.7%、第1位）

拠出金（工業開発基金）：2015年度3,402千ドル

注1：開発途上国のフロン類規制措置実施の支援のための国際基金。

注2：UNIDO内部にある、各国政府や国際機関、NGOからの任意拠出を受け入れる基金。

● 主要分担国一覧（コア拠出）

（単位：千ユーロ、％）

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	日本	12,714	17.7	日本	12,714	17.7
2	ドイツ	8,380	11.7	ドイツ	8,380	11.7
3	フランス*1	7,139	—	中国	6,044	8.4
4	中国	6,044	8.4	イタリア	5,218	7.3
5	イタリア	5,218	7.3	スペイン	3,486	4.9
6	スペイン	3,486	4.9	ロシア	2,861	4.0
7	ロシア	2,861	4.0	韓国	2,343	3.3
8	韓国	2,343	3.3	メキシコ	2,163	3.0
9	メキシコ	2,163	3.0	オランダ	1,941	2.7
10	オランダ	1,941	2.7	トルコ	1,560	2.2
	合計*2	71,872	100	合計	71,872	100

*1 フランスはUNIDOのメンバー国ではないため、分担率は割り当てられていない。

*2 上記分担額合計には、分担対象となっているその他の国の拠出金額、および分担対象外のフランスの拠出額も含む。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況
日本は主として、日本から開発途上国への投資促進を目的に工業開発基金に対する拠出を行っている。UNIDO

東京投資・技術移転促進事務所（ITPO）は、上記拠出金により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、開発途上国の投資促進ミッションの招聘、セミナーの開催等を実施している。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNIDOは、日本政府もODAとして出資する「人間の安全保障基金」を用いたプロジェクト実施に力を入れており、過去10年に渡り、15か国を超える国においてプロジェクトを実施した。

5. より詳細な情報

● 書籍

・「Annual Report」（UNIDO編）

国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ウェブサイト

・国連工業開発機関（UNIDO）本部：

<http://www.unido.org>

⑥ 国連児童基金（UNICEF:United Nations Children's Fund）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1946年設置。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1946年第1回国連総会決議（決議57（II））により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議（決議802（VIII））により常設の国連機関となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。

1965年にはノーベル平和賞を受賞。

日本の資金協力は1950年代以降行われている。

2. 事業の仕組み

● 概要

開発途上国の主に子どもを対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争等の際の緊急人道支援活動等を行っている。

2015年の総収入は約50億1,000万ドルで、総支出額は約51億1,200万ドル。このうち約47億6,840万ドルが現地での事業本体の支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会（執行理事国36か国により構成）において、中期事業計画、国別プログラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、他の国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムに則って事業を実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

サブサハラ・アフリカ地域での自然災害や武力紛争に対応するため、近年同地域での事業割合が5割以上を占める。また、シリア人道危機への対応を含む中東・北アフリカ地域での事業割合が、2015年は18.5%を占め、日本もUNICEFを通じて両地域への支援を実施している。

すべての活動分野においてジェンダー平等・女性の工

ンパワーメントを推進。男子と比べ社会的弱者となり易い女子への支援（教育支援、水・衛生支援等）や、子どもを守り、育てる母親への支援（妊産婦・母子保健支援等）を重視している。

● 地域別実績

(単位:百万ドル)

地域	2015年	割合(%)
サブサハラ・アフリカ	2,643	55.4
アジア・太平洋	798	16.7
中東・北アフリカ	885	18.5
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	153	3.2
中・東欧・NIS諸国	142	2.9
他(複数地域にまたがる事業)	145	3.0
合計	4,768	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分野	2015年	割合(%)
健康	1,278	26.8
教育	1,000	20.9
水・衛生	868	18.2
子どもの保護	643	13.4
栄養	603	12.6
社会的包摂	266	5.5
HIV/AIDS	107	2.2
合計	4,768	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、重要なパートナーの一つであるUNICEFが果たす役割に鑑み、従来からその活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長年にわたりその政策決定に参画してきた。日本の2015年の拠出額は世界6位であり、日本政府の意向は執行理事会の審議・決定等に反映され

ている。

● 邦人職員

職員数は全体で1万人を超え、2015年12月現在、国際専門職以上の邦人職員数は89名である（幹部職員は4名）。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本のUNICEFに対する2015年の拠出額は約1億6,052万ドルで、各国政府によるUNICEFへの拠出額全体の5.3%を占める。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	672.2	21.1	米国	867.7	28.7
2	英国	489.8	15.4	英国	512.1	16.9
3	EC	355.3	11.2	EC	283.3	9.4
4	ノルウェー	198.2	6.2	ドイツ	222.0	7.3
5	ドイツ	193.7	6.1	スウェーデン	173.8	5.7
6	スウェーデン	191.1	6.0	ノルウェー	160.5	5.3
7	カナダ	189.1	5.9	日本	160.5	5.3
8	日本	174.0	5.5	カナダ	154.5	5.1
9	オランダ	146.4	4.6	オランダ	131.4	4.3
10	オーストラリア	119.4	3.8	デンマーク	46.5	1.5
	合計	3,180.7	100	合計	3,022.8	100

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2016年8月末までに計78件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「ユニセフ年次報告」（日本語版）

● ホームページ

・UNICEF東京事務所：<http://www.unicef.org/tokyo/jp>

・日本ユニセフ協会：<http://www.unicef.or.jp>

⑦ 国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR:United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年1月1日設立。本部はスイスのジュネーブにあり、高等弁務官が代表を務める。

● 経緯・目的

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会

への同化（第三国定住、現地定住）を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与える。また、難民の保護のため、国際条約（1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等）の締結および国際条約の批准（加入）の促進等を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

(1) 対象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること（総会決議40/118）、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと（総会決議48/116）とされている。

(2) 内容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会（例年10月、ジュネーブで開催）が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されている（2015年時点98か国）。また、執行委員会の下部組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRが行う難民の保護、地域情勢、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、他の国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体（Implementing Partners）としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年のUNHCRの活動規模は、約33億ドルとなっている。2016年6月時点で125か国、454か所の事務所を拠点に9,727名の職員が難民、国内避難民等への支援活動を行っている。UNHCRが発表している難民を含むUNHCRの支援対象者数は、2015年12月時点で約6,530万人となっている。

● 地域別実績（年次予算）

（単位：百万ドル、%）

地域	2015年	構成比
アジア・太平洋	256.4	7.8
サブサハラ・アフリカ	1,097.7	33.3
中東・北アフリカ	1,151.7	35.0
欧州	243.7	7.4
米州	59.0	1.8
グローバル・オペレーション*1	266.5	8.0
本部関係	213.0	6.5
その他	6.7	0.2
合計	3,294.8	100

*1 複数地域にまたがるもの。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、過去15年以上にわたり上位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会（98か国から構成）のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCRの職員数は9,727名、その内国際専門職以上の邦人職員は63名（国際専門職員全体の2.3%、2016年6月現在）である。

● 日本の財政負担

日本からは、1967年以降積極的に資金協力を行っており、2014年は約1.83億ドル、2015年は約1.73億ドルを拠出した（国別では第4位）。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	1,280.8	39.8	米国	1,352.4	40.2
2	EU	271.5	8.4	英国	262.2	7.8
3	英国	203.5	6.3	EU	191.5	5.7
4	日本	181.6	5.6	日本	173.5	5.1
5	ドイツ	134.2	4.3	ドイツ	142.8	4.2
6	スウェーデン	104.3	4.1	クウェート	121.9	3.6
7	クウェート	92.2	2.8	スウェーデン	110.5	3.2
8	サウジアラビア	90.9	2.8	ノルウェー	88.4	2.6
9	ノルウェー	77.5	2.4	デンマーク	73.1	2.2
10	オランダ	77.1	2.3	オランダ	71.9	2.1
	合計*1	3,217.8	100	合計*1	3,361.0	100

出典: UNHCR作成資料

*1 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「The Global Appeal」

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

・「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のウェブサイト（下記）にて参照可能。

● ウェブサイト

・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）本部：

<http://www.unhcr.org/>

（英語：情報量が日本語ホームページより多い）

・UNHCR駐日事務所：<http://www.unhcr.or.jp>（日本語）

⑧ 国連人口基金 (UNFPA: United Nations Population Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として設置。日本は1971年以来、資金協力を行っている。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」(UNFPA: United Nations Fund for Population Activities) と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金 (United Nations Population Fund)」に改称。

● 目的

UNFPAは、人口統計データを用いて、開発途上国のニーズを調査・予想を可能にし、開発目標到達までの道のりと進捗を把握するための支援を行っている。さらに、技術面での指導・訓練・サポートを通して開発途上国パートナーのデータ収集・分析・研究などの能力強化を図っている。

また女性と若い人々の性と生殖に関する健康・権利が開発の中心に位置付けられるように、主に以下の3つの活動を行っている。

・すべての妊娠が望まれるものであること

女性が意図しない妊娠を避け、自身の望む、責任を持って育てられる数の子どもを産めるようにするために、家族計画を実行し、効果的な避妊薬（具）を入手できるようにする。

・すべての出産が安全であること

貧富の格差、住んでいる場所にかかわらず、また自然災害や紛争・戦時下でも、家族計画を実施でき、専門家の立ち会いの下に出産が行われ、緊急産科ケアを受けられるようにし、妊産婦死亡率を低減する。

・すべての若者の可能性が満たされること

開発途上国人口の半数以上を占める若者の権利を守り、性と生殖に関する情報・サービスをはじめ、自らの潜在能力を発揮できる知識とスキルを得られるようにする。特に少女の強制的な結婚・児童婚・ジェンダーに基づく暴力、女性性器切除等を廃絶し、教育を続けられるようにする。

2. 事業の仕組み

● 概要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、開発途上国政府およびNGOを通じて援助を実施している。国連加盟各国からの資金拠出を主な財源とし、ほかに財団やトラスト（公益信託）、企業や個人からの寄付、利子収入などによって支えられている。2015年の国連人口基金

の収入は約9億9,280万ドルで、そのうち一般拠出金総額は約4億4,480万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4、5年計画を策定し国別援助額を定め、世界中の約150か所にあるカントリー・オフィスが中心となり、国連開発援助枠組み（UNDAF）の下に国別プログラムを策定する。この国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会にて審議・承認される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定され、必要があれば執行理事国の意見を踏まえて改訂される。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAは事業を開発途上国のパートナー（政府、NGO等）に委託して、技術支援をしながら事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

1994年カイロで行われた国際人口開発会議（ICPD）で採択された行動計画（PoA）および持続可能な開発目標（SDGs、特に第3、5目標）に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、そして、ジェンダーの平等・女性のエンパワーメントに関する政策提言（アドボカシー）に重点を置いて援助を行っている。ICPD開催から20年の節目となる2014年、「ICPD Beyond 2014（ICPDから20年：2014年以降の展望）」を冠した関連行事が行われた。

また、2015年に採択された持続可能な開発目標（SDGs）の策定に際し、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント、性と生殖に関する健康・権利、の重要性を主張し、これらがSDGsに含まれることに貢献した。

● 地域別実績

UNFPAはプログラムへの投資として、性と生殖に関する健康・権利、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等、人口政策に重点を置き、思春期の少女・若者や女性を中心としているため、主にアフリカおよびアジア・太平洋地域への援助にその資金が充てられている。

（単位：百万ドル、％）

地 域	2015年	構成比
東・南部アフリカ	201.1	21.5
西・中部アフリカ	161.7	17.2
アラブ諸国	112.0	11.9
東欧・中央アジア	32.6	3.5
アジア・太平洋	145.8	15.5
ラテンアメリカ・カリブ諸国	57.5	6.1
地球規模の活動	227.4	24.2
その他	0.8	0.1
合 計	938.9	100

出典：UNFPA Annual Report 2015

● 目的別実績

2015年のUNFPAの目的別事業実績は支出額ベースで以下の通り。

（単位：百万ドル、％）

目 的	金 額	構成比
総合的な性と生殖に関する健康若者	500.3	53.3
ジェンダーの平等と権利	60.8	6.5
開発のためのデータ	113.6	12.1
組織の効率と有効性	104.9	11.2
組織の効率と有効性	159.3	16.9
合 計	938.9	100

出典：UNFPA Annual Report 2015

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性に鑑み、UNFPAに対して積極的な資金協力を行っており、拠出金の国別順位においては1986年から1999年まで第1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位。2010年には第9位にまで下がったが、2011年からは第8位となり、2015年は一般拠出金として約1,808万ドルを拠出し、第9位。また、これまで数度にわたり、最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めてきている。

● 邦人職員

職員数は全体で約2,700名で、その内国際専門職以上の邦人職員は15名（2015年12月現在）となっている。

● 日本の財政負担

一般拠出金額は、2012年以降約2,000万ドルで推移。2015年のUNFPAに対する一般拠出金総額（約4.4億ドル）に占める拠出率は、4.1%（第9位）となっている。

● 主要拠出国一覧（一般拠出金）

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	70.3	14.7	スウェーデン	57.4	12.9
2	ノルウェー	69.1	14.5	ノルウェー	55.6	12.5
3	フィンランド	60.4	12.7	オランダ	39.7	8.9
4	オランダ	48.4	10.1	デンマーク	39.6	8.9
5	デンマーク	41.9	8.8	フィンランド	38.0	8.5
6	英国	33.1	7.0	米国	30.8	6.9
7	米国	31.1	6.5	英国	30.8	6.9
8	ドイツ	24.7	5.1	ドイツ	21.3	4.8
9	日本	23.8	5.0	日本	18.1	4.1
10	スイス	16.8	3.5	スイス	16.2	3.6
	合計	477.4	100	合計	444.8	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主な用途を明示した信託基金への拠出

2000年、UNFPAと日本政府の合意の下に日本信託基金（JTF、「インターカントリーなNGO支援信託基金」）が設けられ、多数の国にまたがった、または地域的規模で活動する人口開発分野のNGO等の活動に資金を提供している。日本は例年100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協

力」を結び、1995年以来、同協力を22か国（2012年度まで総額約20億円相当）において実施してきている。また、UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実施に力を入れており、2015年12月まで計55件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「世界人口白書」（UNFPA編・発行、日本語版制作 ジョイセフ）

世界の人口分野の問題の動向と人口指標などをとりまとめている。例年秋に発行。

英語と日本語版はUNFPA東京事務所ウェブサイトより入手可能。日本語版印刷物は（公財）家族計画国際協力財団（ジョイセフ）で入手可。

- ・「UNFPA Annual Report」（UNFPA編・発行）

UNFPAの年間活動内容、財政状況などをとりまとめている。入手方法はUNFPA東京事務所ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・ UNFPA本部：http://www.unfpa.org
- ・ UNFPA東京事務所：http://www.unfpa.or.jp（日本語）

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA:United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1949年12月設立。1950年から活動を開始。2010年の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2017年6月30日まで。本部はパレスチナ自治区のガザとヨルダンのアンマンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関（UNRPR：United Nations Relief for Palestine Refugees）の調整により、民間の手によって

行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まり、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）が成立した。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記「3. 最近の活動内容」のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員（教員、医師、フィールド・ワーカー等）および国際職員約3万人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメン

バーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

● 概要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に住むパレスチナ難民約559万人に対し、通常計画として教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉等を下記のとおり直接実施している。なお、2015年の活動規模は約12.4億ドルであった。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなくヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレスチナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWAが運営する初等・中等学校666校において生徒約48万人に対する初等・中等教育、また、職業訓練所9か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行うために、教育スタッフとして約2万2,600人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター128か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、一日95件の診察を実施している。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営を司る委員会としては、国連総

会の決議により設置された諮問委員会（英国、米国、フランス、日本等のドナー国とヨルダン、シリア、レバノンの難民受入国の計26か国から構成、パレスチナ解放機構〈PLO〉はオブザーバーとして参加）、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会（英国、米国、フランス、日本、レバノン等）がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2016年6月現在、国際職員251名のうち邦人職員3名が在籍。

● 日本の支援

日本は1953年から拠出を行っており、2015年には約3,946万ドルを拠出した。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	408.8	31.8	米国	380.5	30.5
2	EU	139.4	10.8	EU	136.7	10.9
3	サウジアラビア	103.5	8.1	英国	99.6	7.9
4	英国	95.3	7.4	サウジアラビア	96.0	7.7
5	ドイツ	79.9	6.2	ドイツ	91.7	7.3
6	スウェーデン	54.8	4.3	スウェーデン	45.4	3.6
7	UAE赤新月社	42.9	3.3	イスラム開発銀行 (IDB)	40.0	3.2
8	ノルウェー	35.9	2.8	日本	39.4	3.2
9	日本	28.8	2.2	クウェート	32.0	2.5
10	オーストラリア	27.2	2.1	ノルウェー	28.6	2.3
	合計	1,323.9	100	合計	1,246.8	100

*1 UNRWA統計（暦年）より

*2 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）本部：
<http://www.unrwa.org>

⑩ 国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年設立。日本の資金協力は、翌1973年の活動開始以来行われている。本部はケニアのナイロビにあり、事

務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1972年の第27回国連総会決議2997（12月15日採択）に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として

設立された（上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである）。国連環境計画（UNEP）は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出国として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

● 概要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン層保護、気候変動、廃棄物管理、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連機関、国際機関、地域機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金を含む各国の任意拠出によって賄われている。2012年および2013年の環境基金への拠出総額は、それぞれ7,236万ドルおよび7,939万ドルであった（2014年6月末時点）。

● 審査・決定プロセス

国連持続可能な開発会議（リオ+20、2012年6月、ブラジル）の決定を受け、UNEP設立以来の58か国の管理理事国会合に代わり、2014年からは全国連加盟国が参加可能な国連環境総会（UNEA）が意思決定機関となり、2年に1度開催されることとなった。各国からの拠出金見込額をもとに、UNEAにおいて、向こう2年間の分野ごとの資金配分を決定していく。この資金配分に従って、UNEP事務局がUNEAで決議された方針と各国からの要請を踏まえて、具体的なプロジェクト等の活動を策定している。第1回UNEAは2014年6月に、第2回UNEAは2016年5月に開催された。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、UNEAで決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事

務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部がアジア・太平洋地域など世界6か所にある地域事務所や国連開発計画（UNDP）等他の国連機関などと連携して実施する場合とがある。UNEPは各開発途上国に事務所を持たないため、開発途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタントの雇用や、UNDP等の職員に依頼するなどしている。

3. 最近の活動内容

● 概要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。主な活動内容は次のとおり。

- ・ 多数国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・ 環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- ・ 経済開発と環境保護の統合
- ・ 持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・ 市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア・太平洋、欧州、中南米の各地域において、他の国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業を実施している。2014年度および2015年度に実施した事業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として以下のような事業がある。

- ・ 気候変動への適応のための政策の策定支援事業（南アフリカ、マダガスカル、タイ、アフガニスタン等）
- ・ 産業に対する生態系アプローチの適用を支援する事業（インドネシア、アンゴラ、コンゴ民主共和国等）

● 分野別実績

前項の「審査・決定プロセス」のとおり、2年間の活動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2013年12月時点での環境基金を財源とした実績額（2012-2013年）は次のとおり。

(単位:百万ドル)

分野	実績額(2012-2013年)
気候変動	25.3
災害と紛争	6.2
生態系管理	27.8
環境ガバナンス	40.0
有害物質と廃棄物	17.3
資源効率性	19.8
その他	19.6
合計	155.9

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1972年のUNEP発足当初から2012年までの最高意思決定機関は、国連総会において選出された58か国（任期4年）により構成される管理理事会であり、日本は継続して管理理事国に選出されていた。2014年から、意思決定機関は全国連加盟国が参加可能なUNEAとなり、日本もこれに引き続き参加している。

● 邦人職員

2014年12月末現在、専門職以上の職員は651名で、うち日本人職員は17名。日本としては邦人職員数増加のため積極的に働きかけている。

● 日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の拠出規模は上位15位内に位置している。2012年および2013年の拠出状況（上位10か国の拠出率・額および全体額）は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2012年		2013年			
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	オランダ	10.0	14.09	オランダ	10.2	13.15
2	ドイツ	9.7	13.64	ドイツ	9.9	12.69
3	米国	6.6	9.27	米国	6.2	8.02
4	フランス	5.9	8.23	フランス	5.9	7.51
5	英国	5.7	8.03	英国	5.6	7.15
6	スウェーデン	4.9	6.87	スウェーデン	4.8	6.15
7	フィンランド	4.4	6.18	スイス	4.7	5.98
8	デンマーク	4.4	6.15	デンマーク	4.6	5.90
9	スイス	4.4	6.10	フィンランド	4.4	5.60
10	ノルウェー カナダ	3.0	4.20	ノルウェー	3.0	3.85
	(12) 日本	2.8	3.91	(13) 日本	1.3	1.63
	合計	72.4	100	合計	79.4	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を行う「国連環境計画国際環境技術センター」(UNEP/IETC)を日本に招致、1992年に大阪に設置された。日本はホスト国として、コア予算分として2014年、2015年にそれぞれ約130万ドルを拠出しているほか、「水銀廃棄物の環境上適正な管理プロジェクト」等、プロジェクトの実施も支援している。UNEP/IETCは、主に廃棄物管理の分野を対象に、開発途上国等に対し、環境上適正な技術に関する研修およびコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積および普及等を通じ、技術移転を促進している。また、同センターは、「廃棄物管理に関するグローバルパートナーシップ」の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・活動に関する情報や連携の更なる促進に努めている。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

- ・イラク環境部門人材育成事業
- ・イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「UNEP ANNUAL REPORT」(各年)
- ・「UNEP YEAR BOOK」(各年)

● ウェブサイト

- ・国連環境計画 (UNEP) 本部: <http://www.unep.org>

⑪ 国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1966年1月1日設置。本部は米国のニューヨークにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯・目的

1965年の第20回国連総会決議2029 (XX) に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技術援助計画」が統合され、1966年1月1日に設立された。国連システムにおける技術協力活動を主に推進する中核的機関として、170の国・地域で活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連開発計画 (UNDP) は32の国連機関等から成る国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。これらを活かし、開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およびグローバルな計画を策定する。また、これらの計画に基づき被援助国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。UNDPは、国連総会が設立した「国連資本開発基金 (UNCDF)」や「国連ボランティア計画 (UNV)」の管理も行う。

その活動資金は、各国からの任意拠出等によって賄われている。2015年の収入は約45億ドルであり、そのうち通常資金 (コア・ファンド) 収入は約7億4千万ドル。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド収入の見込み額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別の支援割当額を定める。これをもとに各国のUNDP国事務所が中心になって、支援の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別支援計画を策定する。その上で、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNDPが自ら事業を実施するほか、開発途上国政府がUNDPの協力を得て事業を実施するが、他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

貧困の撲滅、不平等と社会的疎外の大幅是正を目標として、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築に重点を置いて、170の国・地域で活動している。

1990年からは毎年、開発の度合いを測定する尺度である「人間開発指数」に基づく「人間開発報告書」を発行している。また、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向け国連において中心的役割を果たし、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の策定や実施においても、国連内部の調整役を務めるなど重要な役割を担う。

● 地域別実績

2014年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル)

地域	金額
アジア太平洋	1,256.7
アフリカ	1,199.8
ラテンアメリカ・カリブ地域	885.7
アラブ諸国	333.5
欧州・CIS	323.7
合計	3,999.5

(出典: UNDP年次報告書2014/2015)

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 日本との連携

UNDPは、グローバルな課題の解決に向けた取組を牽引する上で、日本の重要なパートナーである。2015年3月の「第3回国連防災世界会議」、同年8月の「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW!2015)」および2016年12月のWAW!2016には、クラーク総裁が訪日して出席した。また、UNDPはアフリカ開発会議 (TICAD) の共催者であり、2016年8月のTICAD VIIにもクラーク総裁が出席する等、日本が主導する国際会議等にも積極的に協力している。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、数年を除き、UNDPの政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である執行理事会の理事国としてUNDPの意思決定に積極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの職員数7,456名（うち専門職以上は2,537名）のうち、邦人職員は73名（うち専門職以上は61名）（2015年）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本はUNDPのトップドナーであり、2015年の拠出総額は約3億6千万ドル（うちコア拠出約6,733万ドル、ノンコア拠出約2億9千万ドル）。

● 主要拠出国一覧（コア拠出）

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年度			2015年度		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ノルウェー	112.2	14.2	英国	83.0	11.8
2	英国	90.3	11.4	ノルウェー	81.3	11.6
3	米国	81.0	10.2	米国	75.0	10.6
4	日本	80.5	10.1	日本	67.3	9.6
5	スウェーデン	72.9	9.2	スイス	60.1	8.6
6	スイス	63.5	8.0	スウェーデン	58.8	8.4
7	デンマーク	60.1	7.6	デンマーク	47.0	6.7
8	オランダ	36.8	4.6	カナダ	33.4	4.7
9	カナダ*	35.6	4.5	ドイツ	25.1	3.6
10	フィンランド	30.3	3.8	ベルギー	20.1	2.9
	合計	793	100	合計	704	100

出典：UNDP財務報告書（2014年、2015年）

*1 合計にはその他の拠出国を含む。

*2 カナダの2014年の拠出額は2015年に受領。

● 主な用途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本とUNDPの効果的かつ効率的なパートナーシップの構築を目的として、2003年に従来の基金を整理統合し、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基

金により、持続可能な開発目標（SDGs）の実施、ジェンダー平等、防災などの日本とUNDPの共通の重要開発課題において、二国間援助を補完し、相乗効果を生む事業を実施している。2015年には、同基金に対して約99万ドルを拠出した。

また、その他の基金として、日本・パレスチナ開発基金（1988年設立）およびTICADプロセス推進基金（1996年設立）をUNDPに設置し、それぞれの目的のために拠出している。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

2011年から、日本とUNDPの政策方針の相互理解を向上させ、効果的な連携を図ることを目的として、例年、日・UNDP戦略対話を実施している。

また、UNDPとJICAは2009年に連携強化のための覚書を締結し、定期協議を開催するとともに、世界各地の開発現場で様々な連携プロジェクトを展開している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・ UNDP年次報告書（UNDP発行）
- ・ UNDPが毎年発表する「Human Development Report（人間開発報告書）」

● ウェブサイト

- ・ 国連開発計画（本部）：<http://www.undp.org>
- ・ 国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所：
<http://www.jp.undp.org/tokyo/ja/home.html>

⑫ 世界保健機関（WHO: World Health Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1948年4月7日設立。スイスのジュネーブに本部があり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択したWHO憲章（1948年4月7日発効）によって設立された。日本は第4回総会において加盟が認められ、1951年5月16日に加盟した。

「すべての人々が到達しうる最高水準の健康を達成すること」（憲章第1条）を目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

予算は2年制であり、活動の財源は、加盟国の義務である分担金（各国の分担率は国民所得等に基づいて算定される国連分担率に準拠）と、加盟国およびUNDP、世界銀行等の他の国際機関からの任意拠出金から成っている。

分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金

の割合が8割程度まで上昇しており、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され年に1度開催される世界保健総会が、最高意思決定機関であり、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対する助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、2か年予算の決定、執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事務局長の任命等を行う他、保健・医療に係る重要な政策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 概要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症や非感染性疾患等への対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定及び規則の提案、食品、医薬品及び生物製剤等に関する国際基準の策定、勧告、研究促進等も行っている。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援であり、これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で通常与えられる。

● 地域別予算

(単位:百万ドル、%)

地域	2016-2017年	
	金額*1	構成割合*1
南東アジア*2	365.1	8.3
アフリカ	1,162.3	26.5
南北アメリカ	186.9	4.3
欧州	245.8	5.6
東地中海*3	603.2	13.8
西太平洋*4	285.6	6.5
(本部)	1,536.0	35.0
合計	4,384.9	100

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 南アジアと東南アジアの一部、北朝鮮。

*3 中東と北アフリカの一部。

*4 大洋州と東アジア、東南アジアの一部。

● 主要な事業

2003年に発生した重症急性呼吸器症候群 (SARS)、2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA (H1N1) および2013年に発生した鳥インフルエンザA (H7N9)、2014年に西アフリカを中心に流行したエボラ出血熱をはじめとして、新たな感染症の発生や既に克服されたと思われていた感染症の再興 (コレラ、結核等) が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月の総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則 (IHR: International Health Regulations) が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。2009年に新型インフルエンザA (H1N1) が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法 (DOTS)、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、その他の感染症の対策にも力を注いでいる。ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病等顧みられない熱帯病 (NTD) についても、制圧対策を推進している。

その他、病気の子どもに幅広くケアを提供するための小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための妊産婦対策や家族計画等のリプロダクティブ・ヘルス対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病等の非感染性疾患、自然災害や紛争等の緊急事態における緊急人道援助等についても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に参画している。この間、日本は12回にわたって、執行理事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2015年12月末現在で7,632名（専門職2,994名、一般職3,243名、短期雇用職1,395名）の職員がいるが、そのうち邦人職員は34名。中島宏第4代事務局長（1988～1998年）、尾身茂西太平洋地域事務局長（1999～2009年）を輩出している。

● 財政負担

2016～2017年の総予算は43億8,490万ドルである。このうち、約21%にあたる分担金総額は9億2,900万ドル（2年間の総額）であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2016年の日本の分担率は10.8338%（分担金は約5,030万ドル）と、米国（分担率22%）に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残り（約79%）の34億5,590万ドルは、加盟国等の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2015年には3,063万ドル（2014年には3,071万ドル）を拠出している。

● 主要分担国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2015年			2016年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	115.1	22.0	米国	113.5	22.0
2	日本	50.3	10.8	日本	50.3	10.8
3	ドイツ	33.2	7.1	ドイツ	33.2	7.1
4	フランス	27.8	5.6	フランス	28.2	5.6
5	英国	24.1	5.2	英国	24.1	5.2
6	中国	23.9	5.1	中国	23.9	5.1
7	イタリア	20.7	4.4	イタリア	20.7	4.4
8	カナダ	13.9	3.0	カナダ	13.9	3.0
9	スペイン	13.8	3.0	スペイン	13.8	3.0
10	ブラジル	13.6	2.9	ブラジル	13.6	2.9
	合計	463	100	合計	478	100

* 合計には、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

WHO西太平洋地域事務局（WPRO）との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行ってきている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援（660万ドル）、2007年2月イラク復興支援（390万ドル）等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2016年1月末までに計39件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ World Health Report, 2013（WHO発行）

● ウェブサイト

世界保健機関（WHO）本部：<http://www.who.int/en/>

13 国連大学 (UNU:United Nations University)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1972年設立。1975年東京に国連大学暫定本部設置。日本の協力としては、同大学の基盤的経費（運営費＋研究費等）の拠出を行っている。本部は東京にあり、学長が代表を務める。

● 経緯・目的

- ・1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄作内閣総理大臣（当時）は国連大学創設構想実現への協力を日本政府として約束した。
- ・1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。ただし、英国、米国等主要国が伝統的な意味での「大学」とすることに反対したため、「学者・研究者の国際的共同体」として設立されることとなった。
- ・1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・1975年、東邦生命ビル（東京）内に国連大学暫定本部を開設し、本格的な活動を開始。
- ・1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都が無償提供、建物の建設経費は日本（旧文部省）が負担した。
- ・2009年第64回国連総会にて「国連大学憲章」の改正。大学院プログラムが開設可能となった。

2. 事業の仕組み

● 概要

大学本部（東京）および世界12か国にある計13の研究・研修センター/プログラム（2016年7月現在）が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠出金によって賄われており、2014～2015年（1会計年度は暦年2年間）の予算は1億3,920万ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営に関する方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する（年2回開催）。理事会は、個人の資格で任命される理事12名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部（東京）もしくは世界12か国13の研究・研修センター/プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

● 概要

2013年3月にマローン新学長が就任し、同学長のリーダーシップの下、「戦略プラン2015～2019」を定め、国連の喫緊の課題についての研究を最優先課題とし、組織の効率化および政策研究機能を強化するなど、各種の改善を行っている。

● 主要な事業

(1) 研究活動

国連のシンクタンクとして国際機関および各国政府への助言などを通してその政策形成に貢献することを目的とし、主として以下の分野について、研究活動を行っている。

- ・平和とガバナンス
- ・地球規模の開発と包摂
- ・環境・気候・エネルギー

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を実施している。たとえば以下がある。

- ・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コース」（テーマ：「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等）
- ・大学生、大学院生（留学生を含む）、若い社会人のためのグローバルセミナー（テーマ：「国際社会と法の支配」）

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステナビリティと平和研究所（UNU-ISP）において、2010年秋に「サステ

イナビリティ・開発・平和学」修士課程を開設、2011年秋には、横浜にある国連大学高等研究所（UNU-IAS）において、「環境ガバナンス生物多様性学」修士課程を開始。2012年秋には、UNU-ISPに「サステイナビリティ学」博士課程が開設された。翌年にはオランダの国連大学マーストリヒト技術革新・経済社会研究所（UNU-MERIT）が公共政策と人間開発に関する修士課程プログラムを開講した。2014年には日本人を含む世界中から選ばれた約180名の大学院生が在籍し、将来的に国連機関や開発援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。なお、東京の「サステイナビリティ・開発・平和学」課程と横浜の「環境ガバナンス生物多様性学」課程は2014年に統合され「サステイナビリティ学」の修士および博士課程となった（東京）。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加しており、2016年5月から西田恒夫広島大学平和科学研究センター長（元国連代表部大使）が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2016年4月現在で国連大学の総職員数114名に対し14名。

● 日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、創設時には国連大学基金に1億ドルを拠出した。2015年は外務省から1億6,000万円、文部科学省から3億円、環境省から4億円（国連大学ESDプログラム推進事業費他）、農林水

産省から3,100万円（開発途上国における持続的農業のための実習型研究能力育成事業）を拠出している。2015年の各国政府拠出額の第2位はマレーシア、第3位はドイツである。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国・地域名	拠出額	拠出率
1	日本	8.4	21.1	日本	6.7	26.8
2	アルジェリア	6.3	15.7	マレーシア	4.0	16.0
3	ドイツ	5.2	13.2	ドイツ	4.0	15.9
4	オランダ	4.4	11.1	フィンランド	2.6	10.4
5	マレーシア	4.2	10.7	カナダ	1.7	6.7
6	フィンランド	2.1	5.2	英国	1.2	4.8
7	カナダ	1.8	4.6	ベルギー	1.1	4.3
8	英国	1.3	3.2	オランダ	1.1	4.2
9	ポルトガル	1.0	2.5	スウェーデン	0.8	3.1
10	スウェーデン	1.0	2.4	欧州委員会	0.6	2.5
	その他	4.1	10.3	その他	1.3	5.2
	合計	39.7	100	合計	24.9	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「United Nations University Annual Report」
当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に発行。
- ・「国連大学年次報告書」（上記の日本語版）

● ウェブサイト

- ・国連大学：<http://www.unu.edu/>

14 国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1919年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編「労働」に基づき、国際連盟の機関（加盟42か国）として設立。1946年から国際連合の専門機関となった。政・労・使の三者構成の形式をとっており、労働条件の改善を通じて社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的としている（ILO憲章およびフィ

ラデルフィア宣言〈同憲章付属書〉）。

日本は、国際労働機関（ILO）創立時の加盟国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、1954年以降主要国（常任理事国：ブラジル、中国、フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、英国および米国の10か国）の一国となっている。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、

会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。国連開発計画（UNDP）からの割当資金、加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議等を主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事（政府代表28名、労働者・使用者代表各14名）により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催等について了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。

特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

● 概要

1999年以降「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」のため、(1) 労働における権利、(2) 雇用、(3) 社会保護、(4) 社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2014–2015年における上記4分野における実績（通常予算および予算外財源の合計）は以下のとおりである。

(1) 労働における権利	216.7百万ドル	20.3%
(2) 雇用	398.3百万ドル	37.3%
(3) 社会保護	178.9百万ドル	16.8%
(4) 社会対話	238.6百万ドル	22.3%

*このほかに、その他として35.0百万ドル（3.3%）がある。

● 地域別実績

2014年における地域別援助額（通常予算および予算

外財源の合計）とその割合は以下のとおりである。

（単位：百万ドル、%）

地域	実績	構成比
アジア・太平洋*1	75.0	31.7
アフリカ	69.8	29.5
アラブ・中東	8.5	3.6
中南米	25.5	10.8
欧州*2	9.4	4.0
地域間	48.5	20.5
合計	236.7	100

*1 アフガニスタンおよびイランを含む。

*2 イスラエルを含む。

*3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している（1940年に脱退し、1951年に再加盟）。1954年以降、日本政府は常任理事国となっている（1970年代以降は、政・労・使ともに理事を務める）。

● 邦人職員

2015年末現在でジュネーブ本部に558名、地域総局等地域組織に230名の合計788名の職員（専門職以上）がいるが、そのうち邦人職員は33名。

● 日本の財政負担

2016～2017年のILO予算は7億5,752万500スイスフラン（2年間の総額）。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2016年の日本の分担率は10.8%、分担金は約4,100万スイスフラン、2017年の日本の分担率は9.7%、分担金は約3,700万スイスフラン。米国（2016年、2017年の分担率は共に22%）に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

(単位:百万スイスフラン、%)

順位	2016年			2017年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	米国	83.3	22.0	米国	83.3	22.0
2	日本	41.0	10.8	日本	36.6	9.7
3	ドイツ	27.1	7.1	中国	30.0	7.9
4	フランス	21.2	5.6	ドイツ	24.2	6.4
5	英国	19.6	5.2	フランス	18.4	4.9
6	中国	19.5	5.2	英国	16.9	4.5
7	イタリア	16.8	4.5	ブラジル	14.5	3.8
8	カナダ	11.3	3.0	イタリア	14.2	3.8
9	スペイン	11.3	3.0	ロシア	11.7	3.1
10	ブラジル	11.1	2.9	カナダ	11.0	2.9
	合計	378.8	100	合計	378.8	100

*1 合計はその他の国を含む。

*2 分担率は同じでも、インセンティブ・スキーム等により2016年、2017年で実際に支払われる分担額が異なる国がある。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2015年末までに計18件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国際労働機関（ILO）：<http://www.ilo.org>

⑮ 国際原子力機関（IAEA:International Atomic Energy Agency）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1957年設立。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国である。本部はオーストリアのウィーンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際原子力機関（IAEA）は、1957年にIAEA憲章に基づき、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止等を目的として設立された国際機関。IAEAの主な活動は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電、保健および医療、農業、産業応用といった平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。IAEAは、第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたことなどを背景に、1953年、アイゼンハワー米大統領が国連総会で行った「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説を契機に、米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。

2. 事業の仕組み（技術協力）

● 概要

IAEAは、原子力発電分野および非発電分野（保健・医療、食糧・農業、水資源管理、産業応用、環境など）において、専門家派遣、機材の供与、研修員の受入れなどの技術協力事業を実施している。これら活動は、主にIAEA技術協力（TC）局によって実施されており、その主たる活動資金は、「技術協力基金（TCF）」に対する拠出により賄われている。TCFは、国連の分担率に基づき各国の負担割合が決められており、2016年の同基金の予算目標額は8,445.6万ユーロ。

また、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な拠出金として、2010年に平和的利用イニシアティブ（PUI）が設立された。PUIへは、2016年7月現在、我が国を含む19か国および欧州委員会が、合計9,000万ドル以上の拠出を行っており、IAEAの技術協力プロジェクトに活用されている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成し、TCFの目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施に係る調整を行う。事業の実施に際し

ては、受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

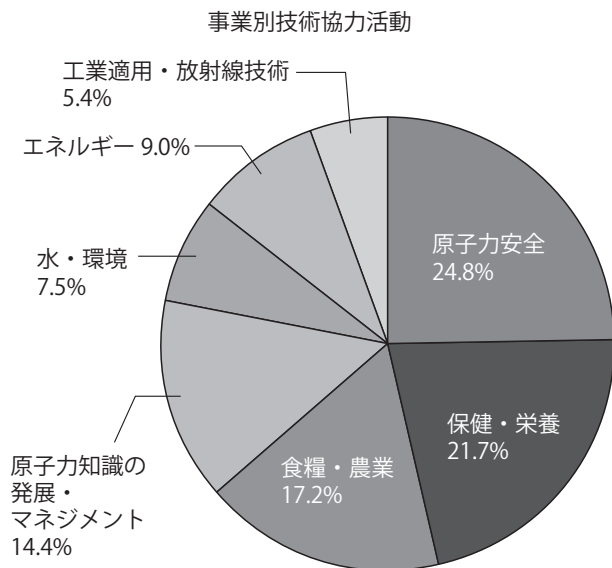
● 概要

開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入等の形で、発電分野、および非発電分野における技術協力プロジェクトを実施している。

特に、2015年から「平和と開発のための原子力 (Atoms for Peace and Development)」を掲げるなど、IAEAは開発課題に対する原子力科学・技術の活用に積極的に取り組んでいる。

● 活動実績

TC局実施の技術協力活動の、2015年事業別実績は以下のとおり。



出典：IAEA Technical Cooperation Report for 2015

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、IAEAの原加盟国であり、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の指定理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画してきた。また、日本は国際的な核不拡散体制を強化するとともに、世界有数の原子力先進国として開発途上国に対する原子力の平和的利用を推進するため、IAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。特に、2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全を強化するための取組においてもIAEAと緊密に協力してきている。

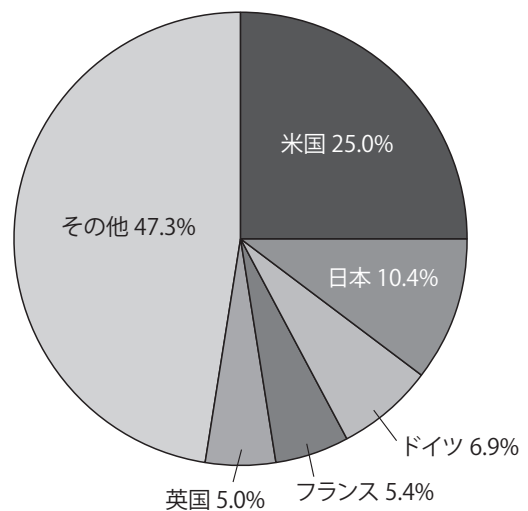
● 邦人職員

専門家、補助職員を合わせた職員数は2,560名。事務局には、2015年12月31日現在、日本人として2期目を務める天野之弥事務局長（任期は2013年12月から2017年11月末までの4年間）をはじめ、39名の邦人職員が在籍している。

● 技術協力分野における日本の主な財政的貢献

我が国は、技術協力基金に対し、米国に次ぐ第2位の拠出国として、決定された分担額を約40年にわたり100%拠出している。2015年は、727.8万ユーロを拠出した（目標額全体の10.4%）。

技術協力基金負担割合（2015年）



我が国はまた、PUIに対しても、2011年以降継続して拠出を行っており、2016年7月現在までに、合計2,391万ドルを拠出し、様々なIAEA技術協力プロジェクトを支援してきた。

● 技術協力分野における日本の主な人的貢献（専門家の参画）

RCA (Regional Cooperative Agreement for Research Development and Training Related to Nuclear Science and Technology) は、IAEAの技術協力活動の一環として、アジア・太平洋諸国における原子力科学技術に関する共同の研究、開発および訓練等の活動を促進および調整することを目的として創設された枠組み。保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用等の、主に非発電分野における技術協力プロジェクトを実施している。現在、日本を含む22カ国が加盟。日本は、全ての分野の活動に積極的に参加しており、国内の大学、研究機関等から専門家を派遣し、締約国の人材育成および技術力向上に貢献している。

5. より詳細な情報

● 書籍等

毎年、技術協力に関する年次報告書「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。

● ウェブサイト

- ・国際原子力機関（IAEA）本部：<http://www.iaea.org>
- ・アジア原子力地域協力協定（RCA）：
<http://www.rcaro.org/>

16 国連薬物・犯罪事務所 (UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2004年設置。本部はオーストリアのウィーンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連においては、薬物問題に専門的に取り組むため、1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画（UNDCP：United Nations International Drug Control Programme）が設置された。一方、国際犯罪に対応するため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事司法計画（CPCJP：Crime Prevention and Criminal Justice Programme）が設置された。

1997年、事務総長報告A/51/950に基づき国連犯罪防止センター（CICP：Centre for International Crime Prevention）が設置され、CPCJPの実施を担当することとなった。また、同報告により、相互に関連する不正薬物対策を含む犯罪対策および国際テロ対策を包括的に行うため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯罪防止オフィス（UNODCCP：United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention）を構成することとなった。

さらに、2002年、これが現在の国連薬物・犯罪事務所（UNODC）に改称され、2004年には、国連事務総長により正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合するものとしてUNODCが発足した。なお1999年には、国際テロへの対応を強化するため、当時のUNODCCP（現在はUNODC）内に、テロ防止部（Terrorism Prevention Branch）が設置されている。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な事業は、(1)薬物に関する国際条約を批准、実施す

る国家の政策および事業決定過程に必要な情報の収集のため、不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、(2)国連加盟国による不正薬物、犯罪、テロに関する各条約の締結・実施および国内法整備を支援すること、(3)国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロ対策における能力向上のための技術協力を提供すること、の3つである。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会（CND）および犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）と、国際麻薬統制委員会（INCB）、さらに、国際組織犯罪防止条約（UNTOC）と国連腐敗防止条約（UNCAC）および薬物関連諸条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画（UNDCP）基金および犯罪・テロ対策実施のための犯罪防止刑事司法基金（CPCJF：Crime Prevention and Criminal Justice Fund）の2つの基金を管理する。基金の使途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合において審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物対策

薬物分野では、薬物関連諸条約の実施のための法整備支援、不正薬物治療やリハビリ支援、麻薬栽培依存脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年に一度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめるなどの情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとっている。

また、2016年4月に18年ぶりに開催された国連麻薬

特別総会（UNGASS）では、成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの策定において主導的役割を果たした。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新しい形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、人身取引、組織犯罪に対する各グローバル・プログラムを通じて、法の支配の強化や安定した刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との闘いに取り組んでいる。

(3) テロ対策

1999年に、国際テロへの対応を強化するため、テロ防止部が設置され、関連安保理決議およびテロ防止関連条約実施のための技術的支援を、国連テロ対策委員会（CTC：Counter-Terrorism Committee）ないし援助を必要とする国々からの直接要請に基づき実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会（2010～2011年を除く）および犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、UNODCへの主要拠出国として、長年にわたりUNODCの政策決定に参画している。

2013年に我が国とUNODCとの間で立ち上げられた日・UNODC戦略対話が定期的開催されており、テロおよび組織犯罪対策における連携についての意見交換および協力案件や協力実績のレビューを行い、日・UNODC行動計画に署名している。2016年6月には、フェドートフUNODC事務局長が訪日し、3回目の同戦略対話が開催された。また、訪日の機会を捉えて、岩城法務大臣や木原外務副大臣をはじめ、関係省庁との意見交換も行っている。更にUNODCは、5年毎に開催される国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の事務局を担っており、我が国で2020年に開催予定の第14回コンGRESSの開催に向けて意見交換を行っている。

● 邦人職員

職員数は約1,500名で、2016年8月現在、専門職以上の邦人職員数は4名である。

● 日本の拠出

日本は、UNDCP基金にその設立当初から拠出しており、CPCJFに対しても、1996年、1998年、2000年～2002年、および2006年以降毎年拠出している。当初予算での拠出は、近年減少傾向にあるが（118万ドル（2012年）、70万ドル（2015年））、テロ対策の強化や麻薬等の不法取引といった国際犯罪への取組へのニーズの高まりから、補正予算による拠出は大幅に増加している。アフガニスタンおよび周辺諸国に対しては、麻薬対策を中心に、2012年以降、600万ドル（2012年）、500万ドル（2013年）、350万ドル（2014年）、500万ドル（2015年）を拠出している。また、中東・北アフリカ地域に対しては、麻薬・国境管理対策プロジェクトやテロ対策法執行能力強化プロジェクト等を実施するために、2013年以降、約162万ドル（2013年）、417万ドル（2014年）、約611万ドル（2015年）を拠出している。更に、サブ・サハラ地域に対しては、麻薬・国境管理対策や組織犯罪対策プロジェクト等を実施するために、2013年以降、150万ドル（2013年）、152万ドル（2014年）、約494万ドル（2015年）を拠出している。

● 日本の拠出金の活用状況

薬物対策について日本は、薬物問題が人々の生活や生存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取りまなければならない問題であるという認識の下で、UNDCP基金への拠出を通じて、UNODCの実施する薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、国内で押収される不正薬物の多くが東南アジア地域から密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域におけるプロジェクトを重点的に支援してきた。具体的には、地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国の国境地帯における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマーにおけるケシの不法栽培監視のためのプロジェクト、合成薬物対策の前駆化学物質規制プロジェクト、合成薬物のデータ分析・収集を目的としたプロジェクト等である。さらに、2008～2015年度には、アフガニスタンおよびその周辺諸国への麻薬対策プロジェクトも支援してきた。

このほか、日本は、2006～2015年度にCPCJFに対して行った拠出を通じて、UNODCが東南アジア地域（タイやフィリピン等）で実施する人身取引対策プロジェクトを支援した。また国際的な腐敗対策の取組のため2008年からは腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行った。

ており、2009年10月には、ベトナムでセミナーを開催したほか、ラオス、カンボジア向けプロジェクトを実施している。

テロ対策としては、テロ防止部への拠出により、近年は中東・アフリカ諸国の法執行機関の能力強化や法整備支援、暴力的過激主義対策における刑事司法関係者等のワークショップ等を実施した。また、2013年には米国と協力し、拠出金を使って、リビアにおけるテロ対策法制度支援のためのプロジェクトを実施した。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2015年末までに計12件のプロジェクトが承認された。

● 国連連携/UNODC実施無償資金協力

拠出金以外にも、日本は国連連携/UNODC実施の無償資金協力を行っている。2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け、日本は岸田外務大臣より、外交政策の「3本柱」を発表。このうちの「国際テロ対策の強化」では、UNODCの協力を得て、サヘルおよび北アフリカ各国で警察・国境管理能力の向上訓練・研修を行い、司法制度強化のための無償資金協力（サヘル地域の「刑事司法・法執行能力向上計画」等）を実施することを決定した。

また、2014年4月にナイジェリアで発生したイスラム過激派組織ボコ・ハラムによる女子生徒拉致事件を受け、ナイジェリアにおけるテロ対策および人身取引対策の法執行能力強化を目的に、「テロの効果的な訴追強化計画」、「人身取引との戦いに対する支援計画」を紛争解決・平和構築無償協力として実施（計1.1億円）した。

このほか、2012年1月にはアフガニスタンへの「刑事

司法能力強化計画」（約7億円）、また2016年3月には中央アジア地域4か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン）を対象とする「中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画」（2.96億円）およびタジキスタンを対象とする「ハトロン州国境安全強化計画」（2.67億円）に関する国際約束を締結した。

● 主要拠出国一覧

UNODC（UNDCP基金およびCPCJF）への主要拠出国・機関

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	コロンビア	64.7	24.08	EU	73.8	23.65
2	EU	45.6	16.97	カタール	50.1	16.06
3	米国	41.3	15.35	米国	39.1	12.52
4	オランダ	12.6	4.68	コロンビア	31.8	10.19
5	スウェーデン	11.7	4.35	パナマ	26.2	8.40
6	ブラジル	11.6	4.30	カナダ	12.3	3.94
7	英国	10.3	3.82	日本	10.6	3.41
8	日本	8.6	3.19	英国	8.3	2.66
9	デンマーク	7.9	2.94	デンマーク	7.9	2.54
10	ノルウェー	7.7	2.85	スウェーデン	7.0	2.26
	合計	268.7	100	合計	312.0	100

*1 UNODCのオンラインデータ集計による（2016年10月1日現在）。
*2 合計は、その他の国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・ 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）本部：
<http://www.unodc.org>

⑰ 国際農業開発基金 (IFAD:International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年より国連の専門機関として業務を開始。

● 経緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議において、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設立され、1978年より業務を開始。日本は、原加盟国として設立当初から資金協力を行っている。本部はイタリアのローマにあり、総裁が代表を務める。

● 目的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

所得が低く、かつ食料が不足している農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの依頼に基づき、農業・農村開発事業に必要な資金を融資することで食料の増産、所得の向上、健康・栄養・

教育水準を改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施している。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業については、基本的に年3回開催される理事会において審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてすべての加盟国により構成される総務会における承認を経て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じて関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、外部の評価機関に加え、IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年末において、IFADは231の事業を実施中であり、その総事業費のうちIFADによる投資額は約62億ドルとなっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011～2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高い所得とより良い食料安全保障および災害等への強靱性の向上を達成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績（事業承認実績）

(通常融資案件ベース、単位:百万ドル)

地域	2015年	1979～2015年
アジア・太平洋	202	3,450
東・南アフリカ	99	1,886
西・中央アフリカ	81	1,470
中東・北アフリカ	54	1,594
中南米	51	1,488
合計	487	9,889

出典:IFAD2015年次報告

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支援、技術開発やスキル向上の8分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

職員総数は530名を超え、2015年12月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第9次までの各増資期間において、日本は総額約4.5億ドルを拠出し、米国、ドイツに次ぐ第3位の拠出国として貢献している。なお、2014年は2016年から2018年までのIFADの活動を対象とした第10次増資協議が実施され、日本は同年12月の最終会合において、5,700万ドルを上限とした拠出を表明。

● 主要拠出国等一覧（コア拠出）

(単位:百万ドル、%)

順位	第8次増資 対象期間:2010-2012年			第9次増資*1 対象期間:2013-2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	89.4	8.9	米国	90.0	8.4
2	イタリア	80.0	8.0	イタリア	83.0	7.7
3	オランダ	75.0	7.5	英国	82.9	7.7
4	カナダ	72.9	7.3	カナダ	76.9	7.1
5	ドイツ	68.8	6.8	日本	75.0	7.0
6	英国	65.0	6.5	オランダ	75.0	7.0
7	日本	60.0	6.0	ドイツ	74.9	7.0
8	スウェーデン	58.0	5.8	スウェーデン	72.6	6.7
9	スペイン	57.9	5.8	フランス	50.1	4.7
10	フランス	53.3	5.3	ノルウェー	49.6	4.6
	合計	1,006.0	100	合計	1,076.9	100

*1 第9次増資の拠出額については、誓約額ベースの値を記載。

*2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・IFADの年次報告書「Annual Report」(IFAD発行)
国際農業開発基金(IFAD)の年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国際農業開発基金(IFAD): <http://www.ifad.org>

⑱ 国連合同エイズ計画 (UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1996年1月1日設置。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1981年に初めてHIV/エイズ患者が発見されて以来、WHOが中心となってHIV/エイズ対策の国際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エイズの世界的な広がりや感染が及ぼす社会・経済的影響の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が求められることとなった。また、WHOと並んで、UNICEF、UNDP、UNESCO、UNFPA、世界銀行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進しており、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何らかの調整の必要性が認識されるようになった。このような背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー（co-sponsor）^{注1}として参画する国連合同エイズ計画（UNAIDS）の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）が正式に発足した。

● 目的

UNAIDSの事業の目的は、開発途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等にあり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、開発途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国（日本は発足当初より理事

国を務めている）、投票権のない11の共同スポンサー機関および5つのNGOから成る事業調整理事会（PCB：Programme Coordinating Board）ならびに共同スポンサー委員会（CCO：Committee of Co-sponsoring Organizations）で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏（ベルギー人）の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長（マリ人）が第2代事務局長を務めている（国連事務次長を兼務）。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、この他80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言（Declaration of Commitment on HIV/AIDS）」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにHIV/エイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加えてHIV感染者グループやNGO団体などが参加し、2010年までにユニバーサルアクセスを達成すると

注1:その後、共同スポンサー機関は以下の11機関に拡大した。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、世界食糧計画（WFP）、国連開発計画（UNDP）、国連人口基金（UNFPA）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機関（WHO）、国際復興開発銀行（IBRD）、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

いう国際的な目標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすることが謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)を通じたHIV/エイズ対策促進のため、グローバル・ファンドと緊密に協力しており、2030アジェンダにおけるHIV/エイズ対策として、UNAIDSの3つのゼロ(HIV新規感染ゼロ、AIDS関連死ゼロ、差別ゼロ)のビジョンに基づき、2030年までに世界における公衆衛生上の脅威としてのHIV/エイズ流行を終息させることを目指し、事業を実施している。

● 活動分野

2016～2017年(2年予算制度)のコア予算は4億8,482万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等からの任意拠出金で手当される。このほか、共同スポンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2016～2017年の事業予算総額は37億992万ドルである。

UNAIDSでは戦略2016-2021に基づき、2016-2021の戦略的予算計画(UBRAF)を策定し、各国連機関等の役割分担を明確化した上で、以下のように戦略的に予算配分を行っている。

(単位:百万ドル)

戦略分野	コア予算	その他予算	合計
HIV検査・治療	51.2	684.7	735.9
母子感染の撲滅	9.3	193.7	203.0
若者のHIV感染予防	27.4	507.5	534.9
重点集団のHIV感染予防	26.8	480.6	507.4
ジェンダー間の不平等とジェンダーに基づく暴力	18.2	256.5	274.7
人権、偏見、差別	13.1	68.6	81.7
投資と効率	10.9	452.9	463.8
HIVと統合的保健サービス(事務局)	17.7	540.7	558.4
合計	484.8	3,225.1	3,709.9

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意

思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めており、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

職員の総数は650名。2016年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は、2名である。

● 日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本からの拠出金は、2016年は85万ドルである。

● コア予算主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	45.0	19.7	米国	45.0	22.9
2	スウェーデン	34.6	15.2	スウェーデン	25.0	12.7
3	ノルウェー	29.3	12.9	オランダ	22.7	11.5
4	オランダ	27.2	11.9	英国	22.2	11.3
5	英国	24.4	10.7	ノルウェー	21.9	11.2
6	フィンランド	13.1	5.8	スイス	11.2	5.7
7	スイス	11.2	4.9	フィンランド	8.7	4.4
8	デンマーク	8.3	3.6	デンマーク	8.3	4.2
9	オーストラリア	6.7	2.9	オーストラリア	5.7	2.9
10	ベルギー	5.6	2.5	ベルギー	5.6	2.9
	合計	230.3	100	合計	196.4	100

* 合計は、その他の拠出国を含む

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・国連共同エイズ計画(UNAIDS)本部:

<http://www.unaids.org/en/>

① 国連ボランティア計画(UNV:United Nations Volunteers Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1971年1月1日設立。本部はドイツのボンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画(UNV)は、国連開発計画(UNDP)の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること、平和構築、開発支援および人道支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

UNVの活動分野は保健、教育、気候変動、難民支援等多岐にわたる。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会のあらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分野にとどまらず、人道支援分野や平和構築分野への貢献も行っており、ボランティアの世代も様々である。これらボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国の任意拠出金により賄われており、2015年実績は約2億121万ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDPおよび他の国連機関、受入政府が実施する活動を支援するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連機関、受入政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自のプロジェクトについては、UNDPはじめ他の国連機関や被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェクトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託する場合もある。

3. 最近の活動内容

● 概要

UNVの活動分野は、貧困削減、民主化支援、防災・復

興、環境などの開発分野、平和構築、人道支援等多岐にわたる。UNV戦略枠組み2014–2017ではユース、平和構築、基礎的社会サービスへのアクセス確保、コミュニティの環境および防災への強靱性、ボランティアスキームを通じた国家の能力強化の5つを優先分野と位置づけている。また、2012年に発表された国連事務総長の5か年行動計画に基づき「国連ユース・ボランティア」プログラムの創設がUNVに委ねられた。

● 地域別実績

2015年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

(単位:人)

地域*	2015年
アジア・大洋州	874 (12%)
アラブ諸国	1,127 (16%)
サブサハラ・アフリカ	4,132 (59%)
ラテンアメリカ・カリブ諸国	595 (8%)
欧州・CIS諸国	325 (5%)
合計	7,053 (100%)

* 地域分類は、UNVの分類による。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性に鑑み、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、2015年は第4位の拠出。UNVの管理・運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われており、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1度審査される。

● 邦人職員

2016年6月末現在において、UNVの専門職以上の邦人職員数は84名中3名（JPO1名含む）である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

対UNVの日本政府の拠出は、JICA分を合わせ、2015年は総額約115万ドルとなる。

● 主要拠出国一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	ドイツ	5.5	31	ドイツ	5.1	39
2	日本*1	2.3	13	スイス	1.9	15
3	スイス	2.1	12	韓国	1.9	14
4	ベルギー	1.7	10	日本*1	1.2	9
5	韓国	1.5	9	スウェーデン	0.7	5
6	フランス	1.5	9	フランス	0.6	5
7	スウェーデン	0.8	4	アイルランド	0.5	4
8	アイルランド	0.6	3	ノルウェー	0.4	3
9	ノルウェー	0.5	3	ルクセンブルク	0.4	3
10	ルクセンブルク	0.5	3	チェコ	0.2	2
	合計*2	17.6	100	合計*2	13.0	100

出典: UNV Annual Report 2014, 2015

*1 日本の拠出額にはJICA分が含まれる。

*2 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な用途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信託基金を設置した。

同基金の下、実施されたプロジェクトの実施国およ

び地域は全世界にわたっている。また、日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティアが世界各地に派遣されている。2015年度は、約22.6万ドルを基金に拠出した。

(2) 外務省は、2007年度より、平和構築の現場で活躍できる日本およびその他の各国の文民専門家を育成することを目的に、委託事業として「平和構築人材育成事業」を実施している。UNVIは、本事業の海外実務研修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、2015年度には71.9万ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「国連ボランティア計画年次報告書」
(国連ボランティア計画発行)

● ウェブサイト

- ・国連ボランティア計画 (UNV) 本部：
<http://www.UNV.org>
- ・UNV東京事務所：<http://www.UNV.or.jp> (日本語)

⑳ 国連人間居住計画

(UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1978年10月、「国連人間居住センター」として設立。本部はケニアのナイロビにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、国連内で独立した事務局を持つ「国連人間居住計画」(UN-Habitat)へと改組、強化された。日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

● 目的

- ・居住問題に関する政策目的、優先順位、および指針を

確立し、その実施を促進すること。

- ・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

● 概要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。6年ごとに中期的戦略が策定される。

その活動資金は、国連通常予算と各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2015年の拠出金総合計は、約1億9,718万ドルであり、そのうちコア(使途不特定)拠出金総額は、約2,008万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-Habitatの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-Habitatが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携して行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議（ハビタットII）において採択された「ハビタット・アジェンダ（世界行動計画）」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標（MDGs）で掲げた「環境の持続可能性の確保」と、それに続く「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の目標11として掲げられている「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。

また、2016年にエクアドル・キトにて開催された第3回国連人間居住会議（ハビタットIII）において、都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組方針である「ニュー・アーバン・アジェンダ（NUA）」が採択された。

● 地域別実績

2015年の地域別事業実績（暫定）は、支出額ベースで以下のとおり。

（単位：百万ドル、%）

地域	2015年	
	金額	構成比
アジア・太平洋	46.9	28.1
中東・アフリカ	44.6	26.7
中南米	9.7	5.8
欧州	1.6	1.0
地球規模	64.3	38.5
合計	167	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理理事会（2001年までは国連人間居住委員会）の理事国を務めており、UN-Habitatの政策・方針、予算、事業計画等の決定に関与している。

● 邦人職員

職員総数は約400名。2015年12月末現在、専門職以上の邦人職員数は8名である。

● アジア太平洋本部

1997年から、アジア太平洋本部として福岡市に福岡本部が設置されている。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2015年度は約2,323万ドル（うち用途を定めた拠出は約2,320万ドル）。2015年のUN-Habitatへの拠出金総合計に占める日本の拠出割合は27.1%（第1位、暦年ベース）。

● 主要拠出国等一覧

コア（用途不特定）およびイヤマーク（用途限定）拠出を含めた総拠出状況（暦年ベース）は、以下のとおり。

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	19.4	11.2	日本	53.5	27.1
2	UNDP	14.5	8.4	国連通常予算	16.9	8.6
3	日本	14.3	8.3	EU	16.3	8.3
4	サウジアラビア	13.1	7.6	UNDP	15.4	7.8
5	国連通常予算	11.2	6.5	アフガニスタン	9.9	5.0
6	スウェーデン	10.3	6.0	マリランド開発基金	7.5	3.8
7	IFAD	8.5	4.9	ノルウェー	6.4	3.2
8	UN-OCHA	7.9	4.5	UNICEF	5.8	2.9
9	ノルウェー	7.6	4.4	米国	5.3	2.7
10	アフガニスタン	7.4	4.3	IFAD	5.2	2.6
	合計	172.7	100	合計	197.2	100

出典：UN-Habitat（暦年）

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 日本の政府開発援助（ODA）との協調実績

日本は、1984年から国連人間居住財団に一般目的で任意拠出しており、1995年からは、その拠出金を日本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を特定目的への拠出としている。また、2002年からは、アフガニスタンやイラクにおける紛争後の支援、スリランカ・パキスタン等の自然災害後の支援、スーダンやソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急性の高い事業をUN-Habitatを通じて行っている。これは、UN-Habitatの知見、ネットワーク、迅速性等を活かすことにより、日本の二国間ODAを補完できるためである。

このほか、UN-Habitatは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトも実施しており、2014年末までにカンボジア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリア等における計8件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「State of the World Cities」(UN-Habitat編) 都市および人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをとりまとめている。偶数年に発行。
- ・「Global Report on Human Settlements」(UN-Habitat編) 世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等を取りまとめている。奇数年に発行。
- ・UN-Habitatの年次報告書「Annual Report」(UN-Habitat編) 上記書籍等の入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

- ・国連人間居住計画 (UN-Habitat) 本部：
www.unhabitat.org

②1 国連国際防災戦略 (UNISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、国連事務総長特別代表（防災担当）が代表を務める。

● 経緯・目的

国連国際防災戦略（UNISDR）は、2000年第54回国連総会決議（決議219）により2001年まで暫定設置され、2002年第56回国連総会決議（決議195）により正式発足した。

UNISDRは、国際防災戦略を推進する国連の事務局であり、当初は国連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局という位置付けで発足した。2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議において、2015年までの国際防災戦略である「兵庫行動枠組2005～2015」が採択されたことから、国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けになった。

日本の資金協力は2004年以来行われている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議（195）により、国連システム内における防災調整の窓口および国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分野における諸活動との連携の確保と定められている。また、兵庫行動枠組採択後の国連事務総長報告（60/180）では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共

有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理等をUNISDRの役割として挙げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。

● 審査・決定プロセス

UNISDRの正式な意思決定は、国連総会における国際防災戦略決議にて行われる。このほか、年数回開催されるドナー国協議等を経て事業計画や活動の評価等を行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

前述「2. 事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 主要な事業

2015年の総収入は2,111万ドル（2014年は3,767万ドル）で、「防災の先導と調整」、「信頼できる防災情報」、「啓蒙活動」、「コミュニケーション」等の事業が実施された。なおUNISDRは、2015年に仙台市で開催された第

3回国連防災世界会議の開催事務局を務めており、本会議にて兵庫行動枠組の後継枠組みとなる「仙台防災枠組2015-2030」が採択された。また、同会議のフォローアップとして、2015年12月には、「世界津波の日（11月5日）」が制定され、津波の脅威と対策について普及啓発活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNISDRが果たす役割の重要性に鑑み、可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示唆を与えるドナー国（援助国）協議等に積極的に参画。

● 邦人職員

職員数は全体で約120名。2016年9月末現在、邦人職員数は4名である。

● 日本の財政負担（暦年ベース）

日本政府のUNISDRに対する2015年の拠出総額は約147万ドル、UNISDRに対する拠出総額（全政府中）に占める割合は7.0%（第6位）。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年		2015年			
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	EU	11.6	31.2	EU	3.4	16.2
2	日本	4.9	13.2	スウェーデン	3.1	14.6
3	スイス	4.0	10.7	ドイツ	2.8	13.2
4	スウェーデン	3.8	10.1	韓国	2.6	12.2
5	オーストラリア	2.2	5.9	オーストラリア	1.6	7.5
6	ドイツ	1.6	4.4	日本	1.5	7.0
7	米国	1.5	4.0	スイス	1.3	6.0
8	韓国	1.5	44.0	オランダ	1.1	5.0
9	オランダ	1.4	3.7	フィンランド	0.9	4.3
10	フィンランド	1.1	3.0	米国	0.7	3.5
	合計	37.1	100	合計	21.0	100

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「Global Assessment Report」（世界防災白書）
- ・「Annual Report」（年次報告書）

● ウェブサイト

- ・国連国際防災戦略（UNISDR）事務局：
<http://www.unisdr.org/>
- ・国連国際防災戦略（UNISDR）兵庫事務所：
<http://www.adrc.asia/ISDR/index.html>
- ・防災ウェブ：
<http://www.preventionweb.net/english/>

② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women: United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)

1. 設立・経緯・目的

● 設立・経緯

2009年9月、4つのジェンダー関係国連機関、すなわち、国連婦人開発基金（UNIFEM）、ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合する新たな複合型機関を設立し、その長を事務次長（USG）クラスとすることを支持する国連総会決議が採択された。

上記決議を受け、2010年7月、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称：UN Women）の設立を決定する国連総会決議（A/RES/64/289）が採択され、2011年1

月よりUN Womenは正式に活動を開始した。本部は米国のニューヨークにあり、事務局長が代表を務める。

● 目的

UN Womenは、女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とする。また、世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や法整備の促進のための協力、女性の地位委員会をはじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、そして国連システム全体のジェンダー問題に対する取組の主導と調整を主な役割としている。

優先分野として、①女性の参画拡大、②女性の経済的エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・安全保障・人道的対応における女性のリーダーシッ

プ、⑤政策・予算におけるジェンダーへの配慮、⑥グローバルな規範・政策・基準の構築を掲げている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国連加盟国、基金（UN Womenジェンダー平等のための基金、女性に対する暴力撤廃国連信託基金）や財団、民間企業、NGO、UN Women国内委員会などから活動資金を得て、プログラムの実施と技術支援・資金供与を行い、女性の人権向上、女性に対する暴力撤廃、政策・予算へのジェンダーの視点の組み入れ、政府のジェンダー問題への対策技能や能力の向上を図る取組を行っている。同時に、女性の地位委員会、国連総会、経済社会理事会、安全保障理事会に対して定期的な情報の提供を行い、ジェンダー平等と機会均等を目指して国連システムとの協働を進めている。

● 意思決定機関

(1) 執行理事会

41か国で構成される執行理事会を置く（アジア10、アフリカ10、中南米6、西欧その他5、東欧4、トップドナー4、非DACドナー2）。理事国の任期は3年。日本は初代執行理事国の一つであり、現理事国（任期2019年末まで）。

(2) 事務局組織

ニューヨークに本部を置き、事業の実施・監督等のため、6つの地域事務所、53の国別事務所（アフリカ21、米州・カリブ海11、アラブ5、アジア・太平洋10、欧州・中央アジア6）、4つのリエゾンオフィスを有する。

本部事務局の主要部局には政策・事業局、運営管理部、政府間協議支援・戦略的パートナーシップ局などがあり、UN Women全体では779名（2016年6月現在）の職員が働いている。

初代事務局長は、2013年3月までミCHEL・バチエレ氏（元チリ大統領）。2013年7月からは、プムズィレ・ムランボ＝ヌクカ氏（元南アフリカ副大統領）が二代目事務総長を務めている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2015年は、93か国で国別プログラム（240.6百万ドル）を実施。その他、ジェンダー平等のために男性・男児の参画を呼びかけるキャンペーン「HeForShe」を加速す

るため、世界の10首脳、10企業、10大学を選出する「IMPACT 10X10X10」を展開した。また、2016年3月に実施された第60回国連婦人の地位委員会（CSW）では、持続可能な開発アジェンダの履行のため、必要な行動について各国の合意形成を図った。

● 優先課題領域

- ・女性のリーダーシップと政治参画
- ・女性の経済的エンパワーメント
- ・女性・女児に対する暴力の根絶
- ・平和・安全保障分野における女性の参画
- ・国家の開発計画と予算編成におけるジェンダー平等施策策定の推進

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UN Womenの設立によって国連におけるジェンダー分野の活動がより効率的・効果的に実施され、これを通じて現場の女性の地位向上とエンパワーメントが目に見える形で実現するよう、UN Womenの活動に積極的に貢献してきた。日本は、設立当初からUN Women執行理事国を務めるとともに、UN Womenに対する財政的支援も行っている。

日本には、1992年から活動しているUN Women日本国内委員会（現名称は、国連ウイメン日本協会）がある（2010年まではユニフェム日本国内委員会）。また、UN Womenが国連グローバル・コンパクト（各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取組）とともに推進する「女性のエンパワーメント原則（WEP：Women's Empowerment Principles）」には、多数の日本企業が参加しており、民間セクターや市民社会を含め、UN Womenとの幅広い協力が進められている。

また2012年11月には、バチエレUN Women事務局長（当時）が来日し、総理大臣や外務大臣を表敬訪問した。2014年3月、9月には、ムランボ＝ヌクカ現事務局長が来日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣を表敬訪問した。さらに、2015年4月には、UN Women日本事務所が東京都文京区に開設された。

● 邦人職員

職員総数約400名。2016年6月末現在、UN Womenの邦人職員数は11名である。

● 日本の財政負担

日本は前身のUNIFEMに対し、1979年度から継続的に資金協力を行ってきた。コア拠出額は、UN Womenとなった2011年度が45万ドル、2012年度と2013年度がそれぞれ95万ドル、2014年度が469万ドル、2015年度が567万ドル、さらにコア拠出に加え補正予算では、2012年度が100万ドル、2013年度が550万ドル、2014年度は1,456万ドル、2015年度は2,191万ドルと大幅に伸ばし、アフリカ・中東地域11か国で主に紛争の影響を受けた女性の保護・支援プログラムに拠出している。

2015年、日本は第5位の拠出金負担国（拠出率は7.8%）である。なお2015年の拠出順位1位はスウェーデン、2位はスイスとなっている。

● 主要拠出国一覧

（単位：百万ドル、%）

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	34.8	12.3	スウェーデン	33.1	12.7
2	フィンランド	33.3	11.7	スイス	26.6	10.2
3	ノルウェー	28.4	10.0	ノルウェー	25.1	9.6
4	英国	24.7	8.7	英国	22.5	8.6
5	スイス	22.1	7.8	日本	20.2	7.8
6	オーストラリア	17.2	6.1	オーストラリア	20.1	7.7
7	デンマーク	14.2	5.0	フィンランド	19.4	7.5
8	EU	12.4	4.4	オランダ	11.6	4.5
9	オランダ	11.2	4.0	デンマーク	10.9	4.2
10	日本	10.7	3.8	米国	9.3	3.6
	合計	282.9	100	合計	260.2	100

出典：UN Women年次報告（2015-2016）

* 合計は、その他の拠出国を含み、コア・ノンコア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

民間レベルにおいては、UNIFEMの活動を支援するため、1992年11月に「ユニフェム日本国内委員会」（特定非営利活動法人）が設立された（現在は「国連ウィメン日本協会」（参考サイト：<http://www.unwomen-nc.jp/>））。

● ウェブサイト

- UN Women本部サイト：<http://www.unwomen.org>（英語、フランス語、スペイン語）
- UN Women日本事務所サイト：<http://www.unwomen.org/ja>（日本語）

⑬ 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (SRS-G-SVC: The United Nations Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2010年4月設立。本部は米国のニューヨークにあり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表が代表を務める。

● 経緯

- (1) 2010年4月、紛争下の性的暴力に係る安保理決議第1888号（2009年9月）に基づき、事務総長により、マルゴット・ウォールストローム初代紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRS-G）（スウェーデン）

が任命される。2012年6月、事務総長は、ザイナブ・ハワ・バンゲーラ現SRS-G（シエラレオネ）を任命（安保理決議第1888号による）。

- (2) 2009年11月、安保理決議第1888号に基づき、紛争下の性的暴力に対する国連アクションの運営委員会が国連PKO部局（DPKO）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）および国連開発計画（UNDP）に対して、法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム（TOE：UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual Violence in Conflict）の設立のため共同責任機関となるよう要

請。同決議により、事務総長に対して、武力紛争下の性的暴力に特に関係する地域に専門家チームを早急に派遣するよう要請があり、2011年、TOEが設立された。

● 目的

国連の機関横断的なイニシアティブである「紛争下の性的暴力に対するUNアクション」等を通じて、既存の国連の調整メカニズムを強化し関係機関の協力を促進しつつ、対象国の軍、司法関係者を含む政府と市民社会に政策提言を行い、紛争下の性的暴力の問題解決に指導的な役割を果たすことを目的としている。

2. 事業の仕組み

● 概要

紛争下の性的暴力の終焉に向けた政治的なアドボカシーに加え、不処罰の文化の終焉と説明責任の確保のために、法整備、性的暴力の被害者の保護メカニズムの構築、捜査と訴追能力向上など司法・警察・軍を含めた政府の能力強化プロジェクトを実施する。

紛争下の性的暴力担当SRSGおよび同事務所の活動資金は、基本的には国連の通常予算で賄われており、UNアクションおよびTOEについては、主にドナー（日本を含む国連加盟国）による任意拠出から活動資金を得ている。

● 意思決定機関

紛争下の性的暴力担当SRSG事務所は、紛争下の性的暴力担当SRSGの下、3つの機関から構成されており、SRSG自身の役割を含め、それぞれの果たす役割は下記のとおりである。

(1) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict、事務次長レベル)

紛争下の性的暴力担当SRSGの役割は、対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を支援するために国際社会の支援を獲得することである。UNアクションの議長も務める。

(2) 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (The Office of the Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict)

紛争下の性的暴力担当SRSGが紛争下の性的暴力の分野における国連の指導的な役割を代表し、政治的アドボカシーを行うことをサポートする。紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の6つの主要な優先的課題は、①

紛争下における性的暴力に対する不処罰の終焉、②被害者の保護とエンパワーメント、③政治的オーナーシップの動員、④紛争の戦略および結果としてのレイプに対する認識強化、⑤国連における対応の調和化、⑥国家のオーナーシップの強調、である。この役割に加えて、次の(3)、(4)を含めた事務所全体の活動の官房的、広報的役割も担うSRSG事務所内の中心的な機関であり、年に一度、安保理への活動報告も実施している。

(3) UNアクション (UN Action Against Sexual Violence in Conflict Secretariat)

紛争下の性的暴力終焉のため、13の国連機関の取り組みを調整し、強化することを目的とする国連の組織（2007年設立）。被害者の支援および各国の性的暴力予防の努力支援も行う。活動の3つの柱は、①国レベルの行動のネットワーク化と調整の支援（UNカントリー・チームや平和維持軍との協働戦略）、②公衆の意識を高めるアドボカシー、③性的暴力に対する国連とパートナーによる効果的な対応に関する知識の集約、となっている。

(4) 法の支配・紛争下の性的暴力専門家チーム (TOE : UN Team of Experts on the Rule of Law/Sexual Violence in Conflict)

DPKO、OHCHRおよびUNDPからの各1名の高官から成るTOE諮問グループが、TOEによる活動への戦略的アドバイスの提供、活動地域の提案、専門家名簿の管理に関するアドバイスの提供等を行っている。TOEを構成する7名（2016年6月現在）の専門家は、対象国を訪問して幅広い分野の関係者と面談し、紛争下の性的暴力撤廃に向けたニーズと現実の支援とのギャップを指摘した上で対処の方法について助言する。ギャップへの対処については、第一義的には対象国政府が行うが、これが難しい場合は国連機関やNGOが、それでも解決しない場合はTOEが対応することとなる。TOEは、プロジェクト形成を担当し、現場で活動する主な支援機関である国連カントリーチームと緊密に連携を取る。紛争下の性的暴力担当SRSGがプロジェクトを最終決定するが、その過程では、UNアクション傘下の国連諸機関のトップなどと意見交換を行う。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014～2015年の2か年の紛争下の性的暴力担当SRSG事務所の活動規模（国連の通常予算および特別予算からの充当額と各国からの拠出総額合計）は、15.3百万ドル（SRSG事務所：4.9百万ドル、UNアクション：1.5百万ドル、TOE：8.9百万ドル）となっている。

● 主要な事業

- ・紛争に関連した性的暴力を防止するためのトレーニング
- ・紛争下の性的暴力に特化した早期警戒指標の開発
- ・停戦合意や和平協定の中での紛争に関連した性的暴力への取組
- ・性的暴力撲滅のための包括的戦略の構築
- ・国家の能力強化を含むサービスへのアクセスの改善と拡大
- ・保護と予防の強化

● 優先地域

優先的に活動を行っている国は、コートジボワール、コンゴ民主共和国、スーダン、中央アフリカ共和国、南スーダン、コロンビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ソマリア、およびリベリアである。今後、中東地域（シリア、イラクおよび周辺国）への活動拡大を予定している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、紛争下の性的暴力は看過できない問題であるとの立場から、バンクーラ紛争下の性的暴力担当SRSGとの連携を重視し、TOEの活動を積極的に支援している。2014年よりコンゴ民主共和国、ソマリアおよび中央アフリカにおけるTOE案件に対し財政支援を行っており、2014年（215万ドル拠出）および2015年（255万ドル拠出）における第1位のドナー（対TOE）となった。

● 邦人職員

職員総数は約20名。2015年12月末現在、紛争下の性的暴力担当SRSG事務所に邦人職員はいない。

● 日本の財政負担

日本は、2014年（2013年度補正予算）、TOEに対し初の拠出を行った。具体的には、コンゴ民主共和国における性的暴力の不処罰への対応および司法制度強化（185万ドル）とソマリアにおける性的暴力に関する法制度改革（30万ドル）に支援を行った。

2014年の拠出第1位は日本、第2位はスウェーデンとなっている。2015年（2014年度補正予算）にはコンゴ民主共和国および中央アフリカの案件に対し255万ドルを拠出した。

● TOEに対する2015年主要拠出国一覧

（単位：千ドル、％）

国名	拠出額	拠出率
日本	2,550	46.1
アラブ首長国連邦	1,000	18.0
スウェーデン	878	15.9
フィンランド	535	9.7
英国	514	9.3
エストニア	54	1.0
合計	5,531	100

出典：SRSG-SVC Interim Narrative Report（2015/1/1～12/31）
* 合計は、コア・ノンコア拠出の合計額。

5. より詳細な情報

● 書籍等

Team of Experts Annual Report 2014（TOE発行）

● ウェブサイト

・SRSG-SVC本部サイト：

<http://www.un.org/sexualviolenceinconflict/>

（英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語）

2 国際開発金融機関

① 世界銀行(国際復興開発銀行<IBRD: International Bank for Reconstruction and Development>)および国際開発協会<IDA: International Development Association>)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際復興開発銀行 (IBRD) は、1946年6月に業務を開始。日本は1952年に加盟。国際開発協会 (IDA) は、1960年9月に設立され、日本は同年12月から加盟している。本部は両機関とも米国のワシントンD.C. にあり、総裁 (世界銀行グループ5社の総裁を兼任) が代表を務める。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の下で、国際通貨基金 (IMF) とともに設立された。IBRDの当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国における生産設備および生産資源の開発であるが、最近では、開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務の目的としている。2016年6月末現在189か国が加盟している。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主たる業務としている。2016年6月末現在173か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力を支援することを目的とし、これらの国々における持続的成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプログラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うとともに、専門的見地から政策アドバイスをを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賅われており、2016世銀年度 (2015年7月～2016年6月) の中長期の資金調達額は約631億ドルとなっている。IDAの事業資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益移転等により賅われており、おおむね3年に1度、出資国による増資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査

等の各種調査を行い、その国の開発課題に対する世銀の分析である体系的国別診断 (SCD) を作成した後、同国政府機関および他の援助機関と協議の上で国別パートナーシップフレームワーク (CPF) を策定し、支援の重点方針、援助すべきプログラム案を決定する。その後、支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プログラムを決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDAはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

2016世銀年度 (2015年7月～2016年6月) の貸付・融資承認総額は、IBRDが約297億ドル、IDAが約162億ドルとなっている。

● 地域別・分野別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の貸付・融資承認実績は以下のとおり。

2016世銀年度のデータ：

地域別実績

(単位:億ドル)

地域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	51.8	23.2
南アジア	36.4	47.2
サブサハラ・アフリカ	6.7	86.8
中東・北アフリカ	51.7	0.3
中南米・カリブ諸国	80.4	1.8
欧州・中央アジア	70.4	2.3
合計	297.3	161.7

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位:億ドル)

分野	IBRD・IDA
法務・司法・行政	86.1
金融	30.9
運輸	63.7
保健その他のサービス	57.0
エネルギー・鉱業	72.0
産業・貿易	41.6
教育	30.6
農業・漁業・林業	22.0
上下水・治水	52.5
情報・通信	2.5
合計	459.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2016年6月末現在、25名の理事（任命理事6名、選任理事19名）から成る理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2016年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員・任期付職員4,519名のうち日本人職員数は137名である。

● 日本の財政負担

IBRD資本金約2,784億ドル（授權資本ベース）のうち、日本の出資額は約200億ドル（出資率約7.2%）であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金約2,454億ドルのうち日本の出資額は約441億ドル（出資率約18.0%）であり、加盟国中第2位である。

※IBRDについては、2011年3月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。IDAについては、2016年6月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund: Policy and Human Resources Development Fund)

2015年度拠出 約103億円

使途: PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グループへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行グループのパートナーシップ強化等を通じて、途上国の持続的発展の促進、国際機関における日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund)

2015年度拠出 約31億円

使途: JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的弱者に対する直接的支援や、その担い手となるNGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年10月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

● ウェブサイト

・世界銀行（IBRD、IDA）本部：

<http://www.worldbank.org>

・世界銀行（IBRD、IDA）東京事務所：

<http://www.worldbank.org/ja/country/japan>

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

国際通貨基金（IMF）は、1944年7月、米国のブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定（1945年12月発効）

に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。本部は米国のワシントンD.C.にあり、専務理事が代表を務める。

● 経緯・目的

IMFの目的は、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大

とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上困難に陥っている加盟国への一般資金の提供である（協定第1条）。

2016年6月末現在の加盟国数は189か国である。

2. 事業の仕組み

● 概要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐために行う、加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス（監視）、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを策定し、理事会においてこのプログラムおよび融資の内容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能となり、その後は、IMFが被支援国のプログラム履行状況を定期的に審査し、その結果に応じて資金が引き出し可能となる。

3. 最近の活動内容

● 概要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏まえ、グローバル化に伴う環境の変化に対応するために、国際通貨システムを強化する種々の取組を行っている。特に2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援が実施されただけでなく、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が行われ、政策運営の健全な加盟国に対しては引き出しに際しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援できる制度が整えられた。また、2010年末に決定された包括的なIMF改革の中で、資金基盤を強化するためにクォータ（出資割当額）を倍増させることに加盟各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明したが、その後各国からの貢献表明もあり、6月のG20ロスカボス・サミットにおいて4,500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤強化が合意された。

IMFの機能強化については、貿易・金融相互の関係の

深まりや、国境を越えた波及効果の拡大などの世界経済の発展と変容に対応するため、サーベイランスの強化を図るための新たな指針「統合サーベイランス決定」が2012年に採択された。

組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、2010年に合意された改革において、出資割合の6%以上を経済成長の著しい新興国・途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意された。この2010年改革は、米国において議会承認が得られず、発効要件が満たされない状況が続いていたものの、2016年1月に米国が批准通知を行い、約5年越しに発効に至った。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資（PRGT融資）を実施している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度改革が行われ、利用限度額の倍増、譲許性の拡大、従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、短期的な問題を支援する制度の創設等が行われた。

● 地域別実績

①IMF通常融資（一般資金の引き出し）

（単位：百万SDR）

地域	2014年		2015年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	—	—	1	9
中東・北アフリカ	5	2,488	4	2,972
サブサハラ・アフリカ	1	3	1	3
欧州	6	7,956	5	5,166
西半球	2	186	1	113
合計	14	10,634	12	8,263

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

②PRGT（貧困削減・成長トラスト）融資

（単位：百万SDR）

地域	2014年		2015年	
	国数	金額	国数	金額
アジア	3	101	5	246
中東・北アフリカ	1	49	0	0
サブサハラ・アフリカ	14	388	17	712
欧州	0	0	0	0
西半球	3	9	3	17
合計	21	547	25	975

出典：IMFウェブサイト

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務（代表）により構成される総務会（年1回開催、2012年は東京にて開催）を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会（日本総務を含む24名がメンバー、年2回開催）が勧告・報告を行っている。なお、日常業務の決定（融資の承認等）は24名の理事から成る理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務めている（1970年以降は任命理事となっている）。

● 邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2016年4月30日現在2,680名（マネジメント5名、専門職2,226名、補助職449名）となっている。マネジメントおよび専門職2,231名のうち邦人職員は55名。主な邦人幹部職員では、古澤満宏氏が副専務理事を務めている。

● 日本からの出資

2016年5月末現在、日本の出資額は308億2,050万SDR、出資率は約6.54%であり、米国に次いで加盟國中

単独第2位。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

IMFの特定活動に係る日本管理勘定

(Japan Subaccount for Selected Fund Activities)

2013年度拠出 約30.0億円

2014年度拠出 約29.7億円

使途：技術支援（金融セクター改革、統計整備、税制改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施）および奨学金制度（アジア・太平洋の開発途上国の人材育成等）への支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report of the Executive Board」

IMFの年次報告。例年総会の開催される秋ごろに発行。

● ウェブサイト

・国際通貨基金（IMF）本部：<http://www.imf.org>

・国際通貨基金（IMF）アジア太平洋地域事務所：

<http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

③ アジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行（ADB）の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。本部はフィリピンのマニラにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP、旧称ECAFE）の発案により、アジア・太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された。2015年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数（米国、欧州等）は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2015年12月現在の総裁（第9代目）は中尾武彦氏である。

2. 事業の仕組み

● 概要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融資を行う「通常資本財源（OCR）」と、低所得国向けに緩和された条件で融資等を行う「アジア開発基金（ADF）」がある。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

● 概要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦

略目標を定めた「Strategy2020（2008年4月策定）」において、アジア・太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2014年の融資承認額はOCRが102億ドル、ADFが27億ドル、2015年はOCRが129億ドル、ADFが25億ドルとなっている。

なお、分野別実績は以下のとおり（OCRとADFの合計）。

（単位：百万ドル、％）

部 門	2014年		部 門	2015年	
	金額	構成比		金額	構成比
運輸・情報通信技術	3,825	29.6	エネルギー	5,004	32.4
エネルギー	2,513	19.5	運輸・情報通信技術	2,787	18.0
上水道・都市インフラ	1,736	13.4	金融	2,294	14.8
公共政策	1,559	12.1	上水道・都市インフラ	1,810	11.7
金融	1,060	8.2	公共政策	1,552	10.0
農業・天然資源	983	7.6	農業・天然資源	1,001	6.5
教育	786	6.1	教育	670	4.3
工業・貿易	458	3.5	保健・社会保障	323	2.1
マルチセクター	0	0	工業・貿易	15	0.1
保健・社会保障	0	0	マルチセクター	0	0
合 計	12,920	100	合 計	15,454	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり（OCRとADFの合計／上位10か国）。

（単位：百万ドル、％）

2014年			2014年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
インド	2,835	21.9	インド	2,571	16.6
中国	1,820	14.1	中国	2,054	13.3
パキスタン	1,383	10.7	パキスタン	1,766	11.4
ベトナム	1,149	8.9	インドネシア	1,375	8.9
フィリピン	975	7.5	バングラデシュ	1,185	7.7
バングラデシュ	968	7.5	カザフスタン	1,098	7.1
インドネシア	554	4.3	ベトナム	1,027	6.6
スリランカ	532	4.1	ウズベキスタン	781	5.1
ネパール	325	2.5	フィリピン	661	4.3
ウズベキスタン	300	2.3	スリランカ	533	3.4
その他	2,078	16.2	その他	2,403	15.6
合 計	12,919	100	合 計	15,454	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。

また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理事（域内国8名、域外国4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,095名のうち、日本人職員は154名（2015年12月末現在）で、最多人数。

● 日本の財政負担

OCRのうち、日本の出資割合は15.6%であり、加盟國中第1位。2015年12月末現在、OCR1,471億ドルのうち、日本の出資額は223億ドル。このうち、実際の払込額は約5%。また、ADF316億ドルのうち、日本の拠出額は120億ドル（拠出率37.8%）であり、加盟國中第1位。
※2015年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ 貧困削減日本基金

（JFPR：Japan Fund for Poverty Reduction）

2015年度拠出：約46億円

使途：ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、プログラムの策定・実施の促進等に必要となる技術支援、小規模な貧困削減プロジェクト等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。また、ウェブサイトにも掲載されている。

アジア開発銀行（ADB）本部：<http://www.adb.org>

④ アフリカ開発銀行 (AfDB: African Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

アフリカ開発銀行 (AfDB) は1964年にアフリカ諸国のみに設立された。その後、域外の国への開放を受け、日本は1983年に加盟した。本部はコートジボワールのアビジャン（2003年以来、チュニジア・チュニスに暫定的に移転していたが、2014年夏、アビジャンに復帰）にあり、総裁が代表を務める。

一方、アフリカ開発基金 (AfDF) は1973年に設立され、日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。2015年12月末現在で80か国が加盟している。アフリカの全54か国、また域外から26か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうした条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認められる国に対しては、無償資金による協力を行っている。2015年12月末現在、30か国（域外国27か国、域内国3か国）およびAfDBが出資している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付 (AAA) を受けた機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対してAfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利返済金等を使って、緩和された条件で融資業務および贈与を行っている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB (AfDF) はモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

AfDBの資金供与先は、政府保証を付して行われる公的セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門とに大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保証付で行われている。

2014年の融資等総額は承認ベースで、AfDBが42.1億ドル、AfDFが23.0億ドル、2015年はAfDBが52.1億ドル、AfDFが20.3億ドルである。

なお、主な部門別の融資等承認額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計)。

(単位:百万ドル、%)

部 門	2014年		部 門	2015年	
	金額	構成比		金額	構成比
エネルギー	1,912.8	29.3	運輸	2,195.1	30.2
運輸	1,331.0	20.4	エネルギー	1,165.4	16.1
金融	1,168.9	17.9	マルチセクター	955.1	13.2
農業・農村開発	707.5	10.9	金融	891.2	12.3
社会セクター	531.6	8.2	社会セクター	821.0	11.3
合 計	6,519.7	100	合 計	7,258.1	100

*1 ナイジェリア信託基金 (NTF) 分を含む。

*2 合計は、その他の部門を含む。

上位国別融資等承諾額は以下のとおり (AfDB、AfDFの合計)。

(単位:百万ドル、%)

2014年			2015年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
ナイジェリア	1,387.8	21.3	タンザニア	675.8	9.3
アンゴラ	959.3	14.7	エジプト	656.8	9.0
南アフリカ	341.4	5.2	アンゴラ	534.4	7.4
モロッコ	336.5	5.2	チュニジア	414.7	5.7
ケニア	275.4	4.2	南アフリカ	380.4	5.2
合 計	6,519.7	100	合 計	7,258.1	100

*1 ナイジェリア信託基金 (NTF) 分を含む。

*2 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決定は20名の理事（域内13名、域外7名）から成る理事

会で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,215名のうち日本人職員8名（2015年12月末現在）。

● 日本の財政負担

AfDBの資本金928億ドル相当額のうち、日本の出資額は49億ドル相当額（出資率5.5%）であり、域外国中第2位。また、AfDFの資本金362億ドル相当額のうち、日本の出資額は38億ドル相当額（出資率10.5%）であり、第1位である。（原公表金額単位はUA〈2015年1UA=1.38573ドル〉）

※両機関とも、2015年12月末の最新の年次報告書に基づいた累積額。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・ アフリカ民間セクター支援基金

2015年度拠出 約6.0億円

使途：アフリカの民間セクター開発に関する日本とAfDBとの共同イニシアティブ（EPSA for Africa）の下、2006年にAfDB内に設置されたグラント支援基金。投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支援を実施。

・ 開発政策・人材育成基金

2015年度拠出 約1.5億円

使途：AfDBグループの域内開発途上加盟国における

開発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術協力や人材育成等のために、AfDB内に設置されたグラント支援基金。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・ 「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめているほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年次総会に合わせて6月に発行され、ウェブサイトにも掲載されている。

・ 「アフリカ開発報告（African Development Report）」

年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

・ 「アフリカ経済見通し（African Economic Outlook）」

IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ウェブサイト

・ アフリカ開発銀行（AfDB、AfDF）本部：

<http://www.afdb.org>

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・ アフリカ開発銀行アジア代表事務所：

<http://www.afdb-org.jp/japan/>（日本語）

⑤ 米州開発銀行（IDB: Inter-American Development Bank）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

米州開発銀行（IDB）は1959年に設立。本部は米国のワシントンD.C.にあり、総裁が代表を務める。日本は1976年から他の域外国と共に加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立された。2015年12月末現在48か国が加盟している。そのうち米州地域から28か国（26の中南米諸国と米国およびカナダ）、また域外のメンバー国として欧州、中東（イスラエル）、アジア（日本、韓国、中国）から20か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、②開発プロジェクト・プログラムの準備・執行のための技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本（OC）」と、低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用される「特別業務基金（FSO）」がある。

※2017年1月1日付で「特別業務基金（FSO）」の資産を「通常資本（OC）」に移転。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うとともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れている。

2014年の融資等総額はOCが127億ドル、FSOが3.0億ドル、2015年はOCが104億ドル、FSOが2.8億ドルである。

なお、分野別融資等実績は以下のとおり（OC、FSO他の合計／上位5部門）。

（単位：百万ドル、％）

2014年			2015年		
部 門	金額	構成比	部 門	金額	構成比
金融市場	2,547	18.4	金融市場	1,479	13.1
運輸	2,355	17.0	エネルギー	1,422	12.6
行政改革	2,227	16.1	運輸	1,077	9.6
保健	1,268	9.2	水・衛生	936	8.3
水・衛生	1,138	8.2	保健	915	8.1
合 計	13,843	100	合 計	11,264	100

* 合計はその他の部門を含む。

国別融資等承諾額は以下のとおり（OC、FSO他の合計／上位5か国）。

（単位：百万ドル、％）

2014年			2015年		
国 名	金額	構成比	国 名	金額	構成比
ブラジル	2,948	21.3	メキシコ	1,969	17.5
メキシコ	2,475	17.9	コロンビア	1,101	9.8
ペルー	1,176	8.5	ウルグアイ	914	8.1
エクアドル	1,081	7.8	アルゼンチン	806	7.2
コロンビア	951	6.9	ペルー	715	6.3
合 計	13,843	100	合 計	11,264	100

* 合計はその他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の理事（域内11名、域外3名）から成る理事会で行われ

ており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,758名のうち日本人職員17名（2015年12月末現在）。

● 日本の財政負担

OC約1,709億ドルのうち、日本の出資額は約85.5億ドル（出資率約5.0%）であり、加盟国中第5位。また、FSO約102億ドルのうち日本の拠出額は約6.2億ドル（拠出率約6.1%）であり、加盟国中第2位である。

※OCについては、第9次増資に係る手続きが各国とも完了した場合のもの。FSOについては、2015年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2015年度拠出 約7.2億円

使途：IDB加盟途上国による貧困削減努力を支援することを目的として、地域社会レベルにおける小規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGOおよびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。例年4月に発行されており、IDB本部にて入手が可能である。また、ウェブサイトにも掲載されている。

● ウェブサイト

・米州開発銀行（IDB）本部：<http://www.iadb.org>

途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。

・IDBアジア事務所：

<http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226.html>

⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

欧州復興開発銀行（EBRD）は、1991年に設立。本部は英国のロンドンにあり、総裁が代表を務める。日本は1991年の設立時に加盟している。

● 経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援する銀行の必要性が提唱されたことを受け設立された。2016年12月末現在で65か国およびEU、欧州投資銀行（EIB）が加盟。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する融資、出資、保証と、体制移行プロジェクト・プログラムの準備・執行や、投資環境整備のための技術協力および助言業務である。なお、投融資等の60%以上は民間部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金（払込資本）に加え、市場からの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクトの実施は、支援の受入側が行っており、EBRDはこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

● 概要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資等の承認額は2014年が88.5億ユーロ、2015年が93.8億ユーロとなっている。分野別・国別の承認実績は以下のとおり。

● 分野別実績

(単位:百万ユーロ、%)

2014年			2015年		
分野	金額	構成比	分野	金額	構成比
製造	2,320	26.2	金融	2,954	31.5
金融	2,817	31.8	エネルギー	2,558	27.3
エネルギー	1,690	19.1	企業	2,105	22.4
インフラ	2,027	22.9	インフラ	1,760	18.8
合計	8,853	100	合計	9,378	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 国別実績

(単位:百万ユーロ、%)

2014年			2015年		
国名	金額	構成比	国名	金額	構成比
トルコ	1,394	15.7	トルコ	1,904	20.3
ウクライナ	1,210	13.7	ウクライナ	997	10.6
ロシア	608	6.9	エジプト	780	8.3
ポーランド	594	6.7	カザフスタン	709	7.6
エジプト	593	6.7	ポーランド	647	6.9
合計	8,853	100	合計	9,378	100

* 合計はその他の国・地域を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の理事（EU諸国から11名、中東欧等の受益国から4名、その他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名）から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,602名のうち日本人職員15名（2015年12月末現在）。

● 日本の財政負担

授權資本300億ユーロのうち、日本の出資額は約26億ユーロ（出資率8.6%）であり、英国、ドイツ、フランス、イタリアと並び、米国に次ぐシェア。

* 出資額および出資率は、2015年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

2015年度拠出 約2.9億円

使途：体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もウェブサイトに掲載されている。

● ウェブサイト

- ・欧州復興開発銀行（EBRD）本部：
<http://www.ebrd.com>

3 その他の国際機関等

① 国際移住機関(IOM:International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1951年設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、国際移住機関(IOM)と名称変更した。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

● 概要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野（専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等）
- (2) 適切な移住の促進（家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等）
- (3) 移住の管理行政（人身取引対策、出入国管理、不法入国対策、自主帰国・再定住支援等）
- (4) 非自発的移住（難民・難民申請者支援、国内避難民支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民投票等）

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や

地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年のIOMの活動規模は約14億6,000万ドル、2015年は約13億5,000万ドルとなっている。職員数は9,000名（2016年1月現在）、事務所数は480を超えている（2016年1月現在）。

● 2015年地域別実績

（単位：百万ドル、%）

地域	金額	構成比
アジア・大洋州	279.8	20.7
サブサハラ・アフリカ	308.0	22.8
中東・北アフリカ	198.6	14.7
中南米	342.4	25.3
北米	27.3	2.0
欧州	193.0	14.3
合計	1,349.1	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使（当時）が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

国際専門職以上の邦人職員は21名（JPO4名含む、国際専門職員全体の3.3%、2016年1月現在）である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については分担率12.1817%（2014年）で世界2位。また、任意の拠出金は、2013年は約4,990万ドル、2014年は約3,565万ドル、2015年は約4,396万ドルである（いずれも送金ベース）。

● 主要拠出国・機関一覧（民間援助含む）

（交換公文ベース、単位：百万ドル、％）

順位	2014年		2015年			
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	米国	400.2	35.8	米国	419.5	33.2
2	ペルー	212.6	19.0	ペルー	266.3	21.1
3	コロンビア	95.2	8.5	オーストラリア	66.3	5.2
4	英国	68.4	6.1	英国	58.1	4.6
5	オーストラリア	66.1	5.9	カナダ	55.7	4.4
6	カナダ	44.5	4.0	日本	43.9	3.4
7	日本	35.6	3.2	オランダ	28.1	2.2
8	ノルウェー	24.6	2.2	ノルウェー	24.3	1.9
9	オランダ	23.5	2.1	コロンビア	21.2	1.6
10	スウェーデン	22.1	2.0	スウェーデン	11.0	0.8
	合計	1,117	100	合計	1,262	100

出典：IOM統計（暦年）

* 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際移住機関（IOM）本部：
<http://www.iom.int/>（英語）
- ・国際移住機関（IOM）駐日事務所：
<http://www.iomjapan.org>（日本語）

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド） （The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

2002年1月設立。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

2000年に日本が議長国を務めた九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）設立につながったことから、日本はグローバルファンドの「生みの親」と呼ばれる。

グローバルファンドは、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている。その例として、グローバルファンド理事会では、ドナー国（援助国）および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表の協働が挙げられる。

2. 事業の仕組み

● 概要

グローバルファンドは、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則に則って、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面では他の機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- ・運営の透明性と説明責任の確保

グローバルファンドでは、感染症に苦しむ国々が各国の保健政策の実施に合わせてグローバルファンドから必要な資金支援を受けられるよう、案件申請を随時受け付けている。グローバルファンドの資金援助は保健、開発の専門家で構成される独立した審査機関（技術審査パネル）を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したもの

となっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム(Country Coordinating Mechanism : 政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成)において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、技術審査パネル(Technical Review Panel)が独立した専門家の見地から審査し、案件の承認を理事会に勧告する。
- (3) 理事会による支援案件の承認を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関(Principle Recipient)に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて3年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関(Local Fund Agent)を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うというグローバルファンドの方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2016年7月現在、官民ドナーによるグローバルファンドへの総拠出額は約321億ドルであり、グローバルファンドは150か国以上の感染症対策事業に対し、累積約307億ドルの無償資金による支援を実施した。

これまで承認された資金供与の53.5%がHIV/エイズ対策に、27.5%がマラリア、15.5%が結核に活用されている。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、

グローバルファンドによる支援額はHIV/エイズ対策で20%、結核で72%およびマラリアで50%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約2,000万人以上の生命が救われている。

● 主要な事業

支援の成果(2016年7月現在)

- (1) HIV/エイズ
 - ・920万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
 - ・1,510万人への直接監視下短期化学療法(DOTS : Directly Observed Treatment, Short-course)治療実施
- (3) マラリア
 - ・6.59億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はグローバルファンドの設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとしてグローバルファンドの運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランス、英国、ドイツと共に理事会で単独議席を持つ5か国の一つ。

● 財政負担

日本はアジアにおける主要ドナー国として、2002年以降、2016年3月までの累計で25.3億ドルをグローバルファンドに拠出。また、日本は、2016年5月に、当面8億ドルの拠出を行う旨を発表した。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金(The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria) 本部 : <http://www.theglobalfund.org/en/>
- ・グローバルファンド日本委員会(Friends of the Global Fund, Japan) : <http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html>

③ 赤十字国際委員会(ICRC:International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。本部はスイスのジュネーブにあり、総裁が代表を務める。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織および条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュネーブにて赤十字国際委員会(ICRC)が設立された。翌年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とする

ジュネーブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約（世界のほぼすべての国が締約国となっている）に至っている。

2. 事業の仕組み

● 概要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）に則り、主として以下のような紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護（Protection）：国際人道法の遵守の推進を通じた文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および被拘禁者の支援。
- ② 救援（Assistance）：紛争犠牲者（避難民、病人・負傷者、被拘禁者等）に対する救援活動。医療支援、食料・生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活再建支援等。
- ③ 予防（Prevention）：ジュネーブ諸条約をはじめとする国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展の準備。
- ④ 各国赤十字社・赤新月社への協力：各国赤十字社・赤新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会（Assembly）が翌年の活動計画・予算を討議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。ICRCの独立、中立性維持の観点から、ICRCが業務委託する場合は主に各国赤十字社がパートナーとなる。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年のICRCの活動規模は約13億3,320万スイスフラン、2015年は約14億1,300万スイスフランとなっている。職員数は2016年6月時点で14,506名（うち国際職員1,964名）、世界93か国において活動を実施している。

● 地域別実績（本部関連経費を除く）

2015年実績

（単位：千スイスフラン、%）

地域	金額	構成比
アフリカ	580,105	41.07%
アジア・太平洋	213,977	15.15%
欧州・米州	184,959	13.09%
中東・北アフリカ	433,577	30.69%
合計	1,412,618	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合（前年に1,000万スイスフラン以上拠出した国に参加資格が与えられる）参加国の一つとして同国会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べる事ができる。

● 邦人職員

ICRCの邦人国際職員は28名である。（2016年6月現在）

● 日本の財政負担

日本は積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2013年は約5,059万スイスフラン、2014年は約3,385万スイスフラン、2015年は約3,083万スイスフランである。

● その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：千スイスフラン、%）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	313,365	25.28	米国	417,599	30.10
2	英国	171,331	13.82	英国	208,034	14.99
3	スイス	140,068	11.30	スイス	160,409	11.56
4	EC	126,370	10.19	EC	123,683	8.90
5	スウェーデン	73,154	5.90	オランダ	56,832	4.12
6	ノルウェー	59,347	4.78	カナダ	57,232	4.09
7	ドイツ	52,541	4.23	スウェーデン	55,136	3.97
8	オランダ	47,686	3.84	ドイツ	45,623	3.28
9	カナダ	46,493	3.75	ノルウェー	45,118	3.25
10	オーストラリア	36,701	2.96	オーストラリア	35,762	2.57
	合計	1,239,494	100	合計	1,387,015	100

*1 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

*2 日本は2014年11位（33,858千スイスフラン 2.73%）、2015年11位（30,839千スイスフラン 2.22%）

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・赤十字国際委員会 (ICRC) 本部：

<http://www.icrc.org/> (英語)

・赤十字国際委員会 (ICRC) 駐日事務所：

<http://jp.icrc.org/> (日本語)

④ 地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

地球環境ファシリティ (GEF) は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。日本は発足時より参加。本部は米国のワシントンにあり、CEO兼議長が代表を務める。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議 (地球サミット) での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された (GEF-1)。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2014年4月、第6次増資の交渉が決着し、現在GEF-6期間中 (2018年6月まで)。

GEFは、開発途上国で実施されるプロジェクトにおける地球環境の保全・改善のための追加的費用に対して、原則として無償資金を提供する。2016年12月現在のGEF参加国数は183か国 (うちGEF-6までの拠出国は日本を含め39か国) である。

2. 事業の仕組み

● 概要

GEFの対象分野は、①気候変動対策 (例：太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)、②生物多様性の保全 (例：動物保護区の制定・管理)、③国際水域の管理・保護 (例：産業廃棄物汚染水処理施設)、④土地劣化防止 (例：植林)、⑤化学物質・廃棄物対策^{注1} (例：PCB^{注2}汚染の除去) である。

GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約、水銀に関する水俣条約 (未発効) および残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の資金メカ

ニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行 (IDB)、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連工業開発機関 (UNIDO)、世界自然保護基金 (WWF-US)、コンサベーション・インターナショナル (CI)、南アフリカ開発銀行 (DBSA)、国際自然保護連合 (IUCN)、ブラジル生物多様性基金 (FUNBIO)、中国環境保護対外協力センター (FECO)、西アフリカ開発銀行 (BOAD)、アンデス開発公社 (CAF) の18の実施機関が開発途上国政府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会において審査、決定がなされる。GEF評議会で承認されたプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実施する。

3. 最近の活動内容

2014年7月から2015年6月現在実施中の案件 (総額3,441.7百万ドル) の、分野別、地域別実績は下表のとおり。

● 2015年分野別実績

(単位:百万ドル、%)

分野	金額	構成比
生物多様性保全	1,005.1	29.2
気候変動対策	1,189.2	34.6
国際水域汚染防止	305.1	8.9
土地劣化防止	209.7	6.1
残留性有機汚染物質対策	309.7	9.0
オゾン層の保護	9.3	0.3
複数分野	413.6	12.0
合計	3,441.7	100

出典:GEFウェブサイトAnnual Monitoring Review FY15

*1 2014年7月～2015年6月現在実施中の案件。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

注1:オゾン層保護、残留性有機汚染物質 (POPs) 対策および水銀対策を含む。

注2: polychlorinated biphenyl ポリ塩化ビフェニル (最も毒性の強い化学物質)

● 2015年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アフリカ	722.5	21.0
ラテンアメリカ・カリブ海諸国	885.2	25.7
欧州・中央アジア	394.6	11.5
東アジア・太平洋	781.5	22.7
南アジア	215.6	6.3
中東・北アフリカ	206.6	6.0
地球規模	235.6	6.8
合計	3,441.7	100

出典:GEFウェブサイトAnnual Monitoring Review FY15

*1 2014年7月～2015年6月現在実施中の案件。

*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会（4年に1回）の下に評議会（年2回）が設置され、評議会が実質的な意思決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先進国14、経済移行国2の計32の国またはグループの各代表で構成。なお、日本は設立以来単独国議席を保有。

● 邦人職員

2016年7月現在、事務局職員約100名のうち邦人職員は4名である。事務局長に相当するCEO兼議長に石井菜

穂子氏（元財務省副財務官）が2012年8月1日に就任。

● 日本の財政負担

日本は累積で米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約457億円（拠出率21.2%）、GEF-2では約488億円（拠出率20.7%）、GEF-3では約488億円（拠出率18.8%）、GEF-4では約337億円（拠出率13.3%）、GEF-5では約484億円（拠出率14.3%）を拠出。2014年7月より開始されたGEF-6では600億円（拠出率16.4%）の拠出を表明している。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援するためにGEFへの名古屋議定書実施基金（NPIF）の設立を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5. より詳細な情報

● 書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

- ・地球環境ファシリティ（GEF）本部：
<http://www.thegef.org/gef/>

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1971年5月設立。本部はフランスのモンペリエにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1971年にワシントンにおいて、世界銀行、国連食糧農業機関（FAO）および国連開発計画（UNDP）が発起機関となり、日本を含む先進国16か国、地域開発銀行、開発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加して設立が決定された。

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産や農林水産業の持続可能な生産性改善を行い、住民の福祉向上を図ることを目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

CGIARの下で、国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。研究センターの主な活動は以下のとおり。

- (1) 人口問題に応じた農業分野での食料増産および持続可能な農業に関する活動

開発途上国の農産物の約75%に当たる穀物、豆類、イモ類、家畜等を対象として、最新の科学研究技術を用いて開発途上国の多様な土地・生態に応じた品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、農業分野の食料増産を目指している。また、砂漠化、気候変動等の地球規模の環境問題に対応するために「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い、開発途上国において農業の基盤である土地（土壌）、水（灌漑など）、森林資源（熱帯林）や水産資源などの天然資源の適切

な管理・保全に寄与している。

(2) 植物遺伝資源の収集とその保全活動

3,000種以上の食料作物、肥料、牧草等有用植物に由来する70万点以上の植物遺伝資源を用い、失われつつある貴重な植物種の保全や、開発途上国の作物等の品種改良、育種等を行う。また、これらの遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

原則年2回開催されるシステム理事会 (System Council) において、CGIAR傘下の研究センターが実施する主要研究プログラムの承認を含め、主要課題について意思決定を行う。メンバーは、CGIARに拠出する国・機関から地域毎に選ばれる。各研究センターの運営に関する意思決定は、各研究センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

システム理事会、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年に改訂された「CGIAR全体の戦略および成果の枠組み」に基づき作成された、CGIAR全体で行う主要研究プログラムが実施されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の45%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、西アジア以外のアジア (28%)、中南米(18%)、西アジアおよび北アフリカ(6%)、ヨーロッパ (3%) の順となっている (2015年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は新たな制度 (第1期2016~2018) において、システム理事会の理事国に選出され、CGIARの意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事 (個人資格) が参加し、各セン

ターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターでは、8,000名を超える科学者、研究者、技術者、スタッフを有しており、その内邦人職員研究員数は66名 (2016年5月) となっている。

● 日本の財政負担

日本は、1977年度からCGIARの研究センターに対する拠出を行っている。

2015年には、日本は約360万ドル (外務省) を拠出した。その内容としては、アフリカ稲センターに対して補正予算で対応したサブサハラ・アフリカ支援のため栽培管理技能の習得を目的とした若手農業者研修等がある。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	米国	162	15.29	米国	204.9	21.67
2	ドイツ財団	85	8.07	ドイツ財団	131.5	13.90
3	英国	74	7.01	英国	80.9	8.56
4	オランダ	49	4.67	オランダ	52.1	5.51
5	豪州	49	4.60	豪州	32.4	3.43
6	世界銀行	49	4.59	世界銀行	32.1	3.39
7	欧州委員会	37	3.45	ドイツ	24.8	2.63
8	スウェーデン	34	3.22	スイス	23.1	2.44
9	スイス	27	2.59	スウェーデン	20.5	2.17
10	ノルウェー	24	2.27	メキシコ	20.0	2.11
	合計	1,057	100	合計	945.4	100

*1 合計は、その他の国・機関等を含む。

*2 拠出額は、基金事務局経由の拠出と、各研究機関への直接拠出とを合計した値。

5. より詳細な情報

● 書籍等

● CGIARの年次報告書「Annual Report」(CGIAR発行)
CGIARの年間活動内容、財政状況等を取りまとめている。入手方法は下記ウェブサイトを参照。

● ウェブサイト

● 国際農業研究協議グループ (CGIAR) 本部：
<http://www.cgiar.org/>

⑥ 国際獣疫事務局 (OIE: World Organisation for Animal Health)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1924年1月25日設立。本部はフランスのパリにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局 (OIE) は牛疫の世界的な広がり背景下に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、

現在180か国・地域が加盟している（2016年5月現在）。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾患の防疫のために適当と認められる動物衛生基準等を策定
 - ② 世界各国における動物の伝染性疾患の発生状況や科学的知見についての情報収集・分析・提供
 - ③ 動物疾患の防疫に関する技術的支援や助言
- また、世界貿易機関（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際機関として位置付けられ、その役割はますます増大している。

2. 事業の仕組み

(1) 機構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーおよびコラボレーティングセンターの8つの機関から構成される。このほか必要に応じて設置される常設作業部会（ワーキンググループ）および特別会合がある。

(2) 機関の概要

OIEの組織を構成する機関の概要は以下のとおり。

● 総会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され（毎年5月、パリにて開催）、加盟国すべての代表者（動物衛生行政の責任者（首席獣医官））により構成されている。主要な機能は以下のとおり。

- ・動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
- ・主要な動物疾患の防疫に関する決議案の採決
- ・事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算案の議論および承認

● 理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技術的事項や活動方針、予算など、OIEの運営に関する事項を協議する。理事会は、総会議長、副議長、前議長、理事〈6名〉の9名で構成されている。

● 事務局（パリ）

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限および管轄の下に設置されており、本事務局は日常的に、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の調整な

らびにとりまとめ等の活動を行う。

● 各種委員会

ア 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾患の予防・蔓延防止および疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国により提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会（コード委員会）
- ・動物疾患科学委員会（科学委員会）
- ・生物基準委員会（ラボラトリー委員会）
- ・水生動物衛生規約委員会（水生動物委員会）

イ 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパおよび中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、地域での動物疾患の発生状況やその推移の監視および防疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービスを提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾患の診断、診断方法に関する助言、診断に利用する標準株・診断試薬の保管等を行う研究機関である。指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の疾患の診断および防疫に関する科学的および技術的な助言を行う。

● コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野（リスク分析、疫学等）における活動の中心的役割を担い、その分野に係る国際協力を行う。

● 常設作業部会（ワーキンググループ）

野生動物疾患、アニマルウェルフェア（動物福祉）および動物の生産段階における食品安全の3つのワーキンググループが設置されており、それぞれの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提供を行う。

● 特別会合（アドホックグループ）

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針として提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ動物の伝染性疾患の防疫のために、動物衛生基準（OIEコード）等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行っているほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェア等の分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関（FAO）との共催フォーラムとして「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み（GF-TADs）」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫等の国境を越えて蔓延していく越境性感染症の効率的対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関（WHO）と共に、“ワンヘルス”の考え方の下で、動物衛生分野と人の保健衛生分野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援として1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、理事会、専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に参画している。日本政府からは、川島俊郎農林水産省大臣官房審議官が、OIE総会での選出をふまえ、理事会において日本人初の理事を務めた（2012年5月～2016年6月。任期3年、2期途中で退任）。また、コード委員会（議長、副議長〈2名〉、および委員〈3名〉の6名で構成）の委員も1名選任されている（任期2012年5月～2018年8月）。（2016年6月現在）

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまとめや出版活動等の活動をしてきたが、1990年の総会において、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動物疾病関係として、農業・食品産業技術総合研究機構動

物衛生研究所（牛海綿状脳症〈BSE〉、馬伝染性貧血、豚コレラ、豚インフルエンザおよび牛疫）、北海道大学（鳥インフルエンザ）、帯広畜産大学（馬ピロプラズマ病、牛バベシア病およびスーラ病）が指定されている。水生動物疾病関係では、水産総合研究センター（マダイイリドウイルス病〈RSI〉およびコイヘルペス病）、北海道大学（サクラマス口腔基底上皮症〈OMVD〉）、広島大学（ウイルス性脳症・網膜症〈VNN〉）が指定されている（2016年5月現在）。コラボレーティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究センター（動物原虫病のサーベイランスと防疫）、農林水産消費安全技術センター（飼料の安全と分析）、東京大学食の安全研究センター、酪農学園大学獣医学群獣医学類衛生・環境学分野（食の安全）および農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省動物医薬品検査所（アジアにおける家畜疾病の診断、防疫と動物医薬品評価）が指定されている（2016年5月現在）。

● 邦人職員

OIE本部の職員数は約70名で、その内邦人職員は2名（全体の約2.9%、2015年12月31日現在）である。OIEアジア太平洋地域事務所は、釘田博文氏が代表を務めており、他1名が獣医官として派遣され、アジア・太平洋地域の高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾患の蔓延防止、動物衛生情報システムの改善等に精力的に取り組んでいる

● 日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1～6に分類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日本は、フランス、米国等他の先進国と同様カテゴリー1の国として位置付けられている（カテゴリー1の国の分担金額は17万1,275ユーロ〈2016年〉）。また、各種事業の実施のための拠出金額は、77万364ユーロ（2016年）である。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

- ・国際獣疫事務局（OIE）本部：<http://www.oie.int>
- ・OIEアジア太平洋地域事務所：
<http://www.rr-asia.oie.int>

⑦ 国際熱帯木材機関 (ITTO: International Tropical Timber Organization)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1985年に設立。本部は横浜にあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1976年の国連貿易開発会議（UNCTAD）第4回総会で合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材についての国際商品協定を締結するための交渉が開始され、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際熱帯木材機関（ITTO）」が設立され、1986年11月に本部が横浜市に設置された。

熱帯木材の貿易の振興、促進を通じて熱帯木材生産国の経済発展に貢献するとともに、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とする。

2. 事業の仕組み

● 概要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する。2014年の総収入額は約1,943万ドルで、総支出額は約1,826万ドルとなっている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案について、消費国および生産国から構成される専門家パネルにより審査が行われる。さらに、理事会において、それぞれ関連の委員会（経済市場情報委員会、造林森林経営委員会、林産業委員会）により審査、検討が行われた上で提出対象案件が提示され、共同提出も含め各ドナー国が案件に対するプレッジ^{注1}を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、各プロジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3. 最近の活動内容

(1) 「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つとして明記された。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略的アプローチを実現することを狙いとした、課題別計画勘定を新設した。

(2) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国と消費国との間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラインの策定等を実施。

(3) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。

● 地域別実績

ITTOは、アジア・大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施しているほか、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度（フェローシップ基金）を支援するなど、世界各地域への支援を幅広く行っている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化
- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金（木材生産国の人材育成）

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であったことから、熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保

注1: 援助供与側が援助先に、具体的金額をもって資金供与の表明を行うことをいう。

全および熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出している。

● 邦人職員

2016年7月現在、事務局職員25名（地域事務所を含む）のうち邦人職員は12名。

● 財政負担

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出国。主要国・機関の2014年実績は次のとおり。

● 主要国の任意拠出金（2014年）

（単位：千ドル、%）

順位	国名	拠出額	拠出率
1	日本	5,359	50.1
2	EU	2,478	23.2
3	米国	900	8.4
4	オランダ	855	8.0
5	ドイツ	808	7.6
	合計	10,691	100

出典：ITTO年次報告書2014

* 合計は、その他の国・機関等を含む

5. より詳細な情報

各種情報は、以下ウェブサイトよりダウンロードできる。

● ウェブサイト

・国際熱帯木材機関（ITTO）：<http://www.itto.int/>

⑧ アジア生産性機構（APO:Asian Productivity Organization）

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1961年5月に設立。発足時のメンバーは日本、台湾、インド、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。本部は東京にあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

1961年5月、暫定事務所（現事務局）を東京に置き、設立。日本政府と、当時から国内で精力的に生産性運動^{注1}に取り組んでいた公益財団法人日本生産性本部とのイニシアティブの下で、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に『アジア生産性国際会議』を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回アジア生産性機構（APO）理事会が東京で開催され、正式に発足した。

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を通じてアジア・太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

● 概要

工業、農業、環境の分野を中心に、加盟国・地域の生産性本部（各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織）関係者および中小企業関係者を主な参加者として、年間100件以上の事業を実施している。主に、複数の加盟国に参加が認められている、セミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム等のマルチカントリー・プロジェクトと、専門家派遣、特定加盟国への視察団派遣、生産性本部強化支援等の国別事業の2種類がある。事業実施に当たっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、各加盟国・地域の生産性本部の代表者が出席する生産性本部代表者会議（例年10月に開催）に提示して検討の上、翌年の理事会（例年4月開催）に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会議では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門的見地から議論が行われる。また、各事業の実施国の割り当て（原則、各加盟国・地域は1年に1件以上の事業を実施すること

注1: 入手し得る様々な経営資源を最も効率的に活用し、その国の社会・経済の進歩・発展を通じて国民の生活を豊かにすることを目的とした活動。

となっている）も生産性本部代表者会議で決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と実施国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と実施国の農業推進機関（生産性本部が兼ねる国もある）が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと実施国の機関が分担して支出している。

3. 最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

2015年に実施された事業のテーマは、生産性本部強化、中小企業強化、イノベーションによる生産性向上、緑の生産性（生産性向上と環境保全の高次元両立）、国別の生産性研究・調査など多岐にわたる。最近ではAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニング・コースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。

また、各加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣等を実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの参加人数

2015年には178のプロジェクトが実施され、4,893人が修了したのに加え、国別事業などの一般参加者に公開されている事業には、合計6,201人が出席した。また、558名の専門家がプロジェクトを担当し、eラーニング・コースでは延べ46名のナショナル・コーディネーターが協力した。

(3) 主要な事業

ア 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性（Green Productivity：略称GP）事業」に着手し、各加盟国・地域でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修を行っているほか、サプライチェーンの環境負荷低減（グリーン化）、マテリアルフロー・コスト会計^{注2}の重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力を

活用し、GP事業をより発展させるため、日本の産業界の賛同を得て2003年に「緑の生産性諮問委員会」（会長：馬田一・JFEホールディングス株式会社相談役）を設立。同諮問委員会には60の日本企業が参加し、様々な形でAPOの事業を支援している（2015年6月現在）。

イ エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年より加盟国・地域内で9回開催。日本、開催国双方の産業界との直接的なパートナーシップの下で、アジアにおける持続可能な社会づくりに貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

2016年の第10回エコプロダクツ国際展は6月にタイのバンコクで開催され、ビジネス・一般を合わせ約45,000人の来場者があり、同地域の環境ビジネスの促進に大きく貢献した。

ウ 生産性データベースの構築とデータブックの出版

生産性統計データの研究を目的として、加盟国・地域の生産性を比較するためのデータベースを多角的に構築し、かつ、データブック（APO Productivity Databook）として毎年出版している。2016年9月には、2016年度版データブック出版とならび、新規データベースのAsian Economy and Productivity Mapがリリースされる予定である。また、当該プロジェクトでは加盟国に対し、生産性データ・収集の助言、データ推計方法の指導等も行い、加盟国の生産性統計分野での能力開発事業も行っている。

エ アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術向上への支援

2004年から日本政府の支援（任意拠出金）により、カンボジア、ラオス等のアジア後発開発途上国で重要な地位を占める農業・食品産業における生産流通管理技術の向上を図る特別事業を実施している。

オ 省エネルギー推進人材の育成支援

2015年から日本政府の支援（任意拠出金）により、アジア5か国（バングラデシュ、モンゴル、ネパール、スリランカ、パキスタン）を対象に、国内における省エネルギーを主導・推進する人材を育成する特別事業を実施している。

注2:製造プロセスにおけるマテリアル（原材料+エネルギー）のフローとストックを物量単位と金額単位で測定するシステム。廃棄物のコストを算出することにより、より有効な廃棄物削減策を考案できる。

4. 日本との関係

(単位:千ドル、%)

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持している。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人日本生産性本部が中心となって、日本で考案され、あるいは発展した生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めている。

● 邦人職員

2016年6月現在、事務局職員45名のうち邦人職員は32名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の資金拠出国。2015年度実績は、分担金（ホスト国義務的負担金を含む）約615万ドル、任意拠出金約100万ドル（外務省：約27万ドル、経済産業省：約48万ドル、農林水産省：約25万ドル）。

● 主要拠出国一覧（加盟国分担金）

加盟国分担金の総額は、2014年が1,111万ドルで2015年が1,199万ドルとなっている。

順位	2014年			2015年		
	国名	分担額	分担率	国名	分担額	分担率
1	日本	6,133	56.0	日本	5,913	49.3
2	インド	1,316	11.0	インド	1,683	14.0
3	韓国	1,082	10.9	韓国	1,107	9.2
4	台湾	482	4.5	インドネシア	688	5.7
5	インドネシア	424	3.6	台湾	475	4.0
6	イラン	326	2.7	イラン	458	3.8
7	タイ	296	2.5	タイ	336	2.8
8	マレーシア	246	1.8	フィリピン	261	2.2
9	パキスタン	190	1.8	マレーシア	258	2.2
10	シンガポール	189	1.6	シンガポール	236	2.0
	合計	11,107	100	合計	11,986	100

*1 合計はその他の拠出国を含む。

*2 日本の分担額は、ホスト国義務的負担金を除く。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・アジア生産性機構 (APO) : <http://www.apo-tokyo.org>

⑨ 国際家族計画連盟

(IPPF :International Planned Parenthood Federation)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

1952年に、インドのボンベイ（現在のムンバイ）にて設立。本部は英国のロンドンにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

IPPFは、1952年に米国のマーガレット・サンガー氏、インドのラマ・ラウ氏、日本の加藤シヅエ氏他の提唱により国際NGOとして設立。人種、宗教、政治体制等の相違を乗り越えて家族計画を含む性と生殖に関する健康（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス）サービスを普及し、病気や望まない妊娠、暴力および差別から解放された性生活をすべての人が享受するための権利を守るために活動している。

2. 事業の仕組み

● 概要

IPPFはロンドンの事務局（本部）、6つの地域事務所（クアラルンプール、チュニス、デリー、ナイロビ、ニュー

ヨーク、ブリュッセル）および約142か国・地域の加盟協会（現地NGO）により構成されている。特に公的サービスが届きにくい貧困層や社会的弱者に対して、草の根レベルでの家族計画、母子保健、女性の健康とエンパワメントに関連するサービス・情報の提供のほか、資金および避妊具・薬品、医療機器、車両、視聴覚機器・教材、事務機器等の物品の提供や、人口・家族計画情報の収集、啓発活動、政策提言活動等を行っている。事業実施においては、世銀、UNFPA、WHO、UNICEF、UNAIDS等と協調している。2012年11月に開催された創立60周年記念会合にて、性と生殖に関する健康と権利の確保・推進のための10の目標から成る「Vision 2020」を発表した。2016年より中期計画「戦略枠組2016-2022」を導入した。その効果的実施を図るために大幅な組織改編を行い、2016年9月に新体制での運営を開始した。

● 審査・決定プロセス

IPPF加盟協会は、IPPF全体の活動目標をもとに事業を計画し、予算案として作成して各地域の地域事務所に提出する。各地域事務所は、現地における満たされていない

いニーズや実施団体である加盟協会の過去の実績を踏まえた事業実施能力などから実施可能性を検討し、事務局（本部）に提出する。事務局は、加盟協会の事業計画と予算案を勘案して事務局の事業計画と予算案を作成。その後、IPPF全体の事業計画と予算案をとりまとめて監査委員会に提出し、同監査委員会における審議ののち、理事會に最終承認を申請する。

● 実施の仕組み

世界各国・地域の加盟協会が事業を実施。加盟協会の提出した予算案が承認された後は、活動目標の変化がなければ、その後の活動に伴う予算の変更は柔軟に対応可能としている。事務局（本部）は各加盟協会の事業実施担当と緊密な連絡を取り、加盟協会の直面する課題等を把握している。

3. 最近の活動内容

2014年および2015年のIPPFの支出額は、それぞれ約1億3,747万ドル、約1億3,183万ドルで、そのうち各地域における活動のための加盟協会等への割り当ては、それぞれ約7,454万ドル、約7,233万ドルであった。

● 2015年地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地域	金額	構成比
アフリカ	28.0	38.7
アラブ諸国	4.7	7.0
東・東南アジア、大洋州	7.9	10.9
欧州	3.7	5.1
南アジア	14.2	19.6
西半球	13.6	18.8
合計	72.3	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IPPFは年に1回ドナー会合を開催しており、日本は主

要ドナーとして同会合へ積極的に参加し意見を表明することでIPPFの意思決定に影響を与えている。2013年には、特にアフリカでの自発的な家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス分野における外務省とIPPFとの長期的かつ安定した協力のための強固な基礎を築くものとして、「戦略的パートナーシップに関する覚書」の署名が行われた。

● 邦人職員

2016年9月現在、IPPF本部の職員89名のうち、邦人職員は1名。インターン1名。

● 日本の財政負担

日本は1969年以来拠出しており、主要ドナー国の一つである。2015年の拠出額は、約850万ドル。その内、用途を特定しないコア資金は約780万ドルとなっている。

● 主要拠出国（コア資金）

(単位:百万ドル、%)

順位	2014年			2015年		
	国名	拠出額	拠出率	国名	拠出額	拠出率
1	スウェーデン	17.5	25.1	スウェーデン	15.7	24.6
2	英国	14.2	20.4	英国	13.3	20.7
3	日本	8.8	12.6	日本	7.8	12.1
4	ドイツ	7.8	11.2	ドイツ	6.7	10.4
5	デンマーク	7.4	10.6	デンマーク	5.7	8.9
6	ノルウェー	7.0	10.0	ノルウェー	4.9	7.7
7	フィンランド	2.4	3.4	オーストラリア	3.9	6.1
8	スイス	2.2	3.2	スイス	2.1	3.3
9	ニュージーランド	2.1	3.1	ニュージーランド	1.8	2.9
10	中国	0.2	0.3	フィンランド	1.7	2.7
	合計	69.8	100	合計	64.0	100

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

国際家族計画連盟 (IPPF) : <http://www.ippf.org/>

⑩ Gaviワクチンアライアンス (Gavi, the Vaccine Alliance)

1. 設立・経緯・目的

● 設立

Gaviワクチンアライアンス(以下Gavi)は、2000年のダボス世界経済フォーラムにおいて設立された。本部はスイスのジュネーブにあり、事務局長が代表を務める。

● 経緯・目的

Gaviは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国や被支援国政府、WHO、UNICEF、世界銀行、市民社会、ワクチン産業界、研究機関、ゲイツ財団等が参加している。設

立からの15年間で5億3,900万人の子どもたちに予防接種を行い、790万人の子どもたちの命を救った。旧称（2014年8月から現名称に改正）は、GAVIアライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟、the Global Alliance for Vaccines and Immunisation）。

2. 事業の仕組み

● 概要

主な活動は、①既存のワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎およびインフルエンザ菌b型〈Hib〉の5価ワクチン、黄熱病、麻疹等）や新しく導入されたワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス等）の普及と使用の促進、②予防接種を効果的に提供するための保健システム強化、③国際的な資金調達の予測可能性の向上および国家の予防接種計画の持続可能性改善のための取組、および④適切なワクチン市場の形成である。

また、ドナーからの資金調達手段である拠出金に加えて、ワクチン債（IFFIm発行）やワクチン事前買取制度（AMC）等の革新的資金調達手段を通じて長期に予測可能な資金源を確保する取組を行っている。

● 審査・決定プロセス

Gaviは現在、1人当たりの国民総所得（GNI）が1,580ドル以下の国々を支援の対象としている。被支援国が自国における予防接種関連ニーズを特定し、プログラム実施のための申請を行う。Gavi事務局では、独立審査委員会が各国からの申請書を審査し、事務局長が承認する。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNICEFによって調達されたワクチンが被支援国へ送付され、現地ではWHOやUNICEFの協力の下、被支援国のオーナーシップを重視しながら事業を実施。その国のオーナーシップを高め、プログラムの持続可能性向上の観点から、Gaviは被支援国政府自身がワクチン支援プログラムの一部の費用を負担する共同出資ルールという原則を採用しており、被支援国も一部費用を負担している。

3. 最近の活動内容

● 概要

2014年および2015年のGaviの活動規模は、それぞれ約14億7,718万ドル、約16億849万ドルとなっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会は、WHO、UNICEF、世界銀行、ゲイツ財団、

ドナー・被支援国政府（各5議席）、製薬会社、研究機関、市民社会、Gaviに属さない個人の9議席およびGavi事務局長の合計28議席で構成される。2016年8月現在、日本はドナー議席（選挙区）の一つに所属しており、同じ議席のメンバーは、オーストラリア、韓国および米国。複数メンバーが所属する議席の代表（理事）は持ち回りであり、同代表がメンバーの意見を吸い上げて理事会で議論する。日本は代表を通じ、意思決定に参画している。

● 邦人職員

職員総数は233名。その内邦人職員数は2名となっている（2016年8月現在）。

● 日本の財政負担

日本は2011年からGaviへの拠出を開始し、2015年には17百万ドルを拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

（単位：百万ドル、％）

順位	2014年			2015年		
	国・機関名	拠出額	拠出率	国・機関名	拠出額	拠出率
1	英国	532	33.8	英国	500	35.8
2	ゲイツ財団	235	14.9	ゲイツ財団	246	17.6
3	米国	175	11.1	米国	200	14.3
4	ノルウェー	169	10.8	ノルウェー	158	11.3
5	イタリア	83	5.3	ドイツ	63	4.5
6	フランス	69	4.5	イタリア	53	3.8
7	スウェーデン	67	4.3	スウェーデン	41	3.0
8	カナダ	56	3.6	オランダ	34	2.4
9	オランダ	56	3.6	EC	22	1.6
10	オーストラリア	47	3.0	日本	17	1.2
	合計	1,570	100	合計	1,398	100

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ウェブサイト

・ Gaviワクチンアライアンス

<http://www.gavi.org/>

第1節 DAC諸国のODA実績

図表 30-1 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2014年)

●日本

国・地域名	実績	機関名	実績
ベトナム	1,523.09	世銀グループ(IDA ^{*1})	982.42
インド	704.81	アジア開発銀行特別基金	371.00
アフガニスタン	386.67	アジア開発銀行	175.68
イラク	365.45	アフリカ開発基金(AfDF)	175.48
バングラデシュ	307.70	国際通貨基金(IMF)	174.67
二国間援助合計	6,128.63	国際機関への援助合計	3,354.66
援助全体に占める二国間援助の割合			64.6
援助全体に占める国際機関への援助の割合			35.4

●英国

国・地域名	実績	機関名	実績
エチオピア	529.72	世銀グループ(IDA ^{*1})	2,576.56
インド	459.43	欧州連合諸機関	1,343.93
パキスタン	438.47	欧州開発基金	538.61
シエラレオネ	391.42	アフリカ開発基金(AfDF)	340.03
ナイジェリア	389.75	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	125.42
二国間援助合計	11,233.19	国際機関への援助合計	8,072.50
援助全体に占める二国間援助の割合			58.2
援助全体に占める国際機関への援助の割合			41.8

●ドイツ

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	529.39	欧州連合諸機関	1,989.15
ブラジル	468.04	欧州開発基金	887.98
インド	435.62	世銀グループ(IDA ^{*1})	711.12
中国	425.47	アフリカ開発基金(AfDF)	235.53
モロッコ	414.69	アジア開発銀行特別基金	76.10
二国間援助合計	11,589.34	国際機関への援助合計	4,976.86
援助全体に占める二国間援助の割合			70.0
援助全体に占める国際機関への援助の割合			30.0

●カナダ

国・地域名	実績	機関名	実績
ウクライナ	244.13	世銀グループ(IDA ^{*1})	399.76
エチオピア	108.12	アフリカ開発基金(AfDF)	93.33
マリ	99.90	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	46.35
南スーダン	87.00	アジア開発銀行特別基金	43.17
タンザニア	85.79	アジア開発銀行	33.59
二国間援助合計	3,278.33	国際機関への援助合計	961.71
援助全体に占める二国間援助の割合			77.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			22.7

●米国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	1,928.08	世銀グループ(IDA ^{*1})	1,360.00
ヨルダン	1,183.45	世銀グループ(IBRD ^{*2})	238.46
ケニア	807.37	アフリカ開発基金(AfDF)	176.34
南スーダン	796.07	アジア開発銀行特別基金	168.22
パキスタン	695.96	国連児童基金(UNICEF)	132.00
二国間援助合計	27,509.30	国際機関への援助合計	5,586.21
援助全体に占める二国間援助の割合			83.1
援助全体に占める国際機関への援助の割合			16.9

●フランス

国・地域名	実績	機関名	実績
モロッコ	539.46	欧州連合諸機関	1,499.71
コロンビア	477.72	欧州開発基金	849.67
セネガル	293.96	世銀グループ(IDA ^{*1})	530.72
ブラジル	222.90	アフリカ開発基金(AfDF)	146.86
メキシコ	219.91	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	53.52
二国間援助合計	6,513.68	国際機関への援助合計	4,106.64
援助全体に占める二国間援助の割合			61.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			38.7

●イタリア

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	31.60	欧州連合諸機関	1,107.50
レバノン	27.45	欧州開発基金	554.08
モザンビーク	23.66	世銀グループ(IDA ^{*1})	371.25
[パレスチナ自治区]	20.20	アフリカ開発基金(AfDF)	78.00
チュニジア	19.47	アジア開発銀行特別基金	45.11
二国間援助合計	1,372.30	国際機関への援助合計	2,636.88
援助全体に占める二国間援助の割合			34.2
援助全体に占める国際機関への援助の割合			65.8

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

- *1 国際開発協会
- *2 国際復興開発銀行
- *3 卒業国向け援助を除く。
- *4 債務救済を含む
- *5 []は地域名を示す。

図表 30-2 主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2015年)

●日本

国・地域名	実績	機関名	実績
ベトナム	1,074.92	世銀グループ(IDA*1)	1,384.16
インド	867.65	アジア開発銀行特別基金	324.54
バングラデシュ	375.16	アフリカ開発基金(AfDF)	119.18
ミャンマー	351.13	国連開発計画(UNDP)	68.32
イラク	325.54	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	61.25
二国間援助合計	6,147.44	国際機関への援助合計	3,055.38
援助全体に占める二国間援助の割合		66.8	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		33.2	

●英国

国・地域名	実績	機関名	実績
パキスタン	571.10	世銀グループ(IDA*1)	1,704.01
エチオピア	517.62	欧州連合諸機関	1,428.74
アフガニスタン	458.25	欧州開発基金	598.58
ナイジェリア	401.35	アフリカ開発基金(AfDF)	324.66
シリア	393.75	国際通貨基金(IMF)	183.10
二国間援助合計	11,710.03	国際機関への援助合計	6,834.83
援助全体に占める二国間援助の割合		63.1	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		36.9	

●ドイツ

国・地域名	実績	機関名	実績
インド	751.61	欧州連合諸機関	1,736.62
中国	545.12	欧州開発基金	728.66
南アフリカ	387.13	アフリカ開発基金(AfDF)	206.41
ウクライナ	372.39	アジア開発銀行特別基金	65.83
アフガニスタン	362.07	世銀グループ(IBRD*2)	29.83
二国間援助合計	14,112.97	国際機関への援助合計	3,827.24
援助全体に占める二国間援助の割合		78.7	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		21.3	

●カナダ

国・地域名	実績	機関名	実績
ウクライナ	218.65	世銀グループ(IDA*1)	345.47
アフガニスタン	148.08	アフリカ開発基金(AfDF)	80.65
エチオピア	103.24	国連開発計画(UNDP)	66.49
ヨルダン	97.41	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	40.05
南スーダン	88.03	アジア開発銀行特別基金	37.31
二国間援助合計	2,971.99	国際機関への援助合計	1,305.24
援助全体に占める二国間援助の割合		69.5	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		30.5	

●米国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	1,631.47	世銀グループ(IDA*1)	1,287.80
ヨルダン	809.69	世銀グループ(IBRD*2)	196.96
コンゴ民主共和国	769.23	アフリカ開発基金(AfDF)	175.67
エチオピア	746.43	国連児童基金(UNICEF)	132.00
パキスタン	746.10	アジア開発銀行	106.59
二国間援助合計	26,654.11	国際機関への援助合計	4,331.43
援助全体に占める二国間援助の割合		86.0	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		14.0	

●フランス

国・地域名	実績	機関名	実績
コロンビア	459.24	欧州連合諸機関	1,278.57
モロッコ	214.00	世銀グループ(IDA*1)	834.98
ドミニカ共和国	199.09	欧州開発基金	663.42
ブラジル	181.03	アフリカ開発基金(AfDF)	188.57
カメルーン	162.23	世銀グループ(IDA)マルチ債務救済イニシアティブ	46.21
二国間援助合計	5,157.49	国際機関への援助合計	3,881.81
援助全体に占める二国間援助の割合		57.1	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		42.9	

●イタリア

国・地域名	実績	機関名	実績
アフガニスタン	103.57	欧州連合諸機関	934.38
イラク	51.05	欧州開発基金	489.99
パキスタン	44.12	世銀グループ(IDA*1)	193.65
[パレスチナ自治区]	31.27	アフリカ開発基金(AfDF)	63.93
エジプト	30.83	アジア開発銀行特別基金	31.61
二国間援助合計	1,829.98	国際機関への援助合計	2,174.00
援助全体に占める二国間援助の割合		45.7	
援助全体に占める国際機関への援助の割合		54.3	

出典: DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

- *1 国際開発協会
- *2 国際復興開発銀行
- *3 卒業国向け援助を除く。
- *4 債務救済を含む
- *5 []は地域名を示す。

第2節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要

(DAC諸国に関してはODAについて記述)

① オーストラリア (Australia)

援助政策等

1. 基本方針

オーストラリアは、前労働党政権時代、政府開発援助を国民総所得 (GNI) 比0.5%に増額するとの公約を掲げ、政府開発援助費を継続的に増加させた (2007年以降、2013年度までに開発援助予算を約80%増額)。この開発援助予算の急増について、当時野党であった保守連合は、①開発援助予算を急増させる一方で国防費予算を削減している、②援助の戦略的優先順位付けに満足できない、③オーストラリア国際開発庁 (AusAID : Australian Agency for International Development) および他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問、として批判してきた。

2013年9月の連邦議会選挙で保守連合が勝利し、新政権が誕生すると、2013年11月にAusAIDの外務貿易省への吸収を発表。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施し、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視が明確にされた。こうした中、2014年6月にビショップ外相は、「新援助モデル (The new aid paradigm)」と銘打った新方針を発表し、(1)公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターも活用し経済成長を実現、(2)効果的・効率的な援助の実施のために豪州の国益に対する貢献や費用対効果といった新たなベンチマークを導入し、より効率的なプログラムに集中して資源を投下、(3)オーストラリア・被援助国が相互に説明責任を負うことを目的として、①インフラと貿易、②農業、漁業、および水資源管理、③被援助国における効果的なガバナンス、④教育と保健、⑤ (緊急) 人道支援、⑥女性の能力向上を重点分野として国別計画を策定、という方向性を打ち出した。その後、保守連合政権は、同援助方針に基づき、貿易のための援助 (Aid for Trade) 等の経済開発分野の支援を重視しつつ、民間セクター開発および人間開発を両輪とした援助プログラムを実施している。

なお、オーストラリアにおいて対外援助方針は不定期に策定されており、政権交代後に新たに発表されることが多い。対外援助の根拠法は存在しない。

2. 援助規模

開発援助予算については、2014年12月に2015–18年度の3年間で総額約40万豪ドル削減することが発表され、2015年5月に発表された2015–16年度予算において、40億5,170万豪ドルまで削減 (前年度比約2割減) された。また、2016年5月に発表された2016–17年度予算は38億2,780万豪ドルであり、前年度に比べ更に5.5%削減された。

3. 重点分野

2016–17年度予算の発表の際にも、豪州の国益を促進することが改めて強調されるとともに、①インド太平洋地域における開発支援、②アジアにおける経済連携の確立、③2020年までに援助予算の20%をAid for Tradeにあてること、④女性のエンパワーメント、⑤インド・太平洋地域における自然災害被害への対応等が重点分野として挙げられた。また、民間投資や国内資金調達を進めるための革新的な取組 (「イノベーション・エクステンジ」) の推進や、援助のパフォーマンス向上のための取組の重要性についても改めて言及された。

4. 日本との開発協力

日本と豪州は、開発分野の協力に関する定期的な意見交換の場 (日豪開発政策対話) を設けており、この中で、日豪の開発協力政策および両国が実施している援助プログラムに関する情報共有の他、援助の重複の回避や今後の日豪協力の方向性等について協議が行われている。また、2016年2月の日豪外相会談の際には、太平洋島嶼国の経済的繁栄および地域の平和と安定を強化するための努力を支援すべく、日豪が太平洋地域において開発援助分野を含む協力を促進する「太平洋における協力のための日豪戦略 (太平洋戦略)」が合意された。

実施体制

1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。その後、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いに関する検討を経て、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。

新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなった。一方で、その他の多国間協力、総論的な開発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、概ね旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されている。吸収される前のAusAIDは、40の海外拠点に駐在員を派遣し、職員数はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うちオーストラリア政府職員227名、現地スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月時点）であったが、現在は援助関係だけを取り出した人員配置の状況は公表されていない。

2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも移民・国境警備省や連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなどの政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たって政府が全体となって取り

組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。また、政府はNGO・市民社会や民間企業との連携も進めており、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。旧AusAID時代には、オーストラリア政府内に対外援助に関する調整メカニズム（定期会合）が存在していたが、同メカニズムは廃止され、現在は必要に応じアドホックな調整が行われている。

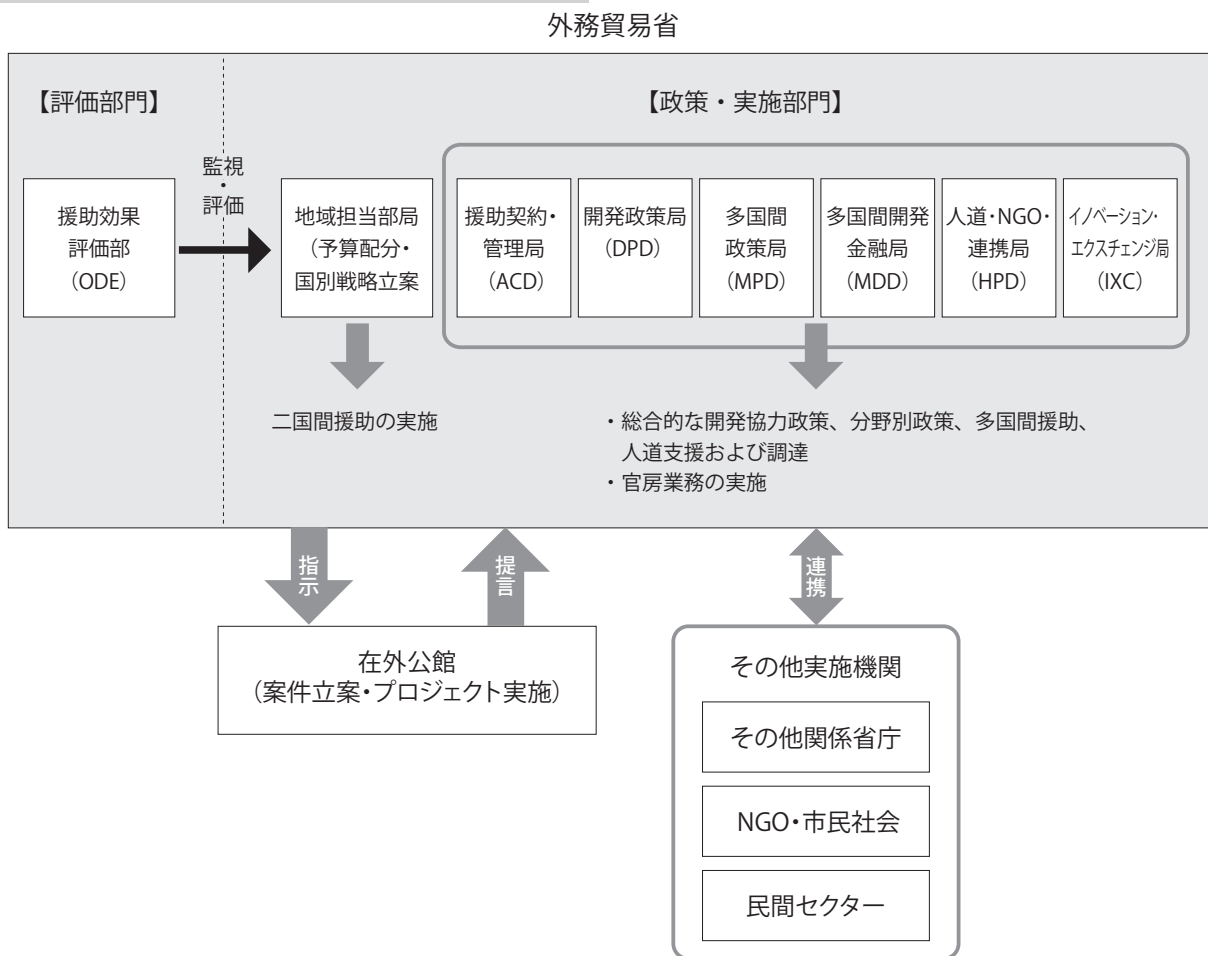
● ウェブサイト

- ・外務貿易省（開発援助部分）：
<http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx>

● 書籍等

- ・「DFAT Annual Report」（外務貿易省年次報告書）
毎年9–10月に同省所掌大臣に提出。この中で開発援助についても言及。
- ・「Australian Aid Budget Summary 2016–17」（予算関連資料）
2016年5月の予算案発表時に公表（オーストラリアの予算年度は7月–6月）。
- ・「Performance of Australian Aid 2014–15」（対外援助に関する年次報告書）
2016年2月発行（外務貿易省作成）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

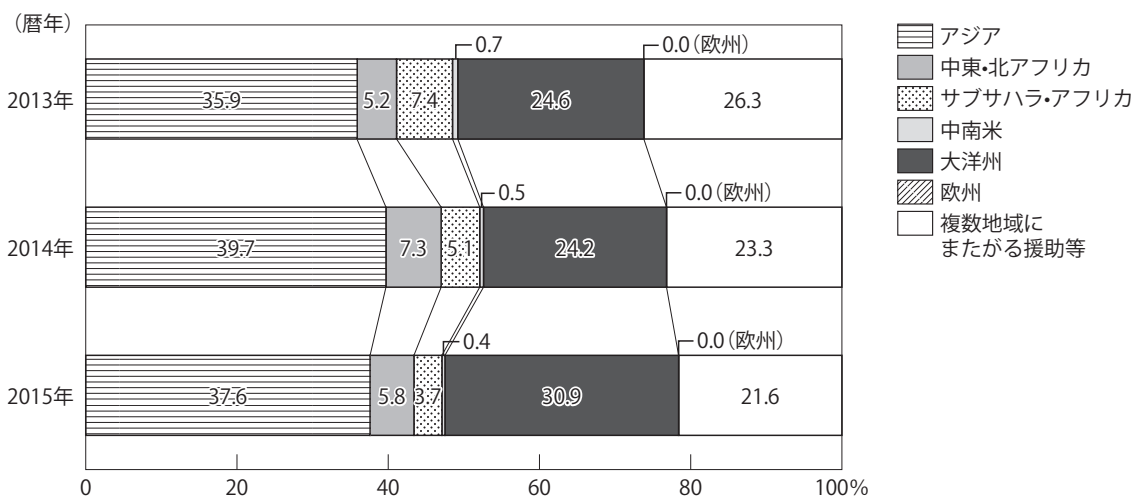
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インドネシア	549.33	13.2	1	インドネシア	448.00	12.8	1	パプアニューギニア	416.45	15.1
2	パプアニューギニア	474.25	11.4	2	パプアニューギニア	418.31	12.0	2	インドネシア	372.96	13.6
3	ソロモン	198.53	4.8	3	アフガニスタン	148.78	4.3	3	ソロモン	122.00	4.4
4	ベトナム	147.17	3.5	4	ソロモン	138.94	4.0	4	ベトナム	103.88	3.8
5	フィリピン	143.30	3.5	5	フィリピン	132.05	3.8	5	フィリピン	92.50	3.4
6	東ティモール	108.57	2.6	6	ベトナム	125.80	3.6	6	バヌアツ	89.98	3.3
7	アフガニスタン	104.44	2.5	7	東ティモール	89.64	2.6	7	アフガニスタン	79.13	2.9
8	バングラデシュ	91.91	2.2	8	ミャンマー	89.00	2.5	8	東ティモール	62.98	2.3
9	カンボジア	71.95	1.7	9	バングラデシュ	85.73	2.5	9	ミャンマー	55.43	2.0
10	ミャンマー	70.01	1.7	10	カンボジア	79.06	2.3	10	パキスタン	52.83	1.9
10位の合計		1,959.46	47.2	10位の合計		1,755.31	50.2	10位の合計		1,448.14	52.6
二国間ODA合計		4,149.28	100.0	二国間ODA合計		3,498.29	100.0	二国間ODA合計		2,752.19	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

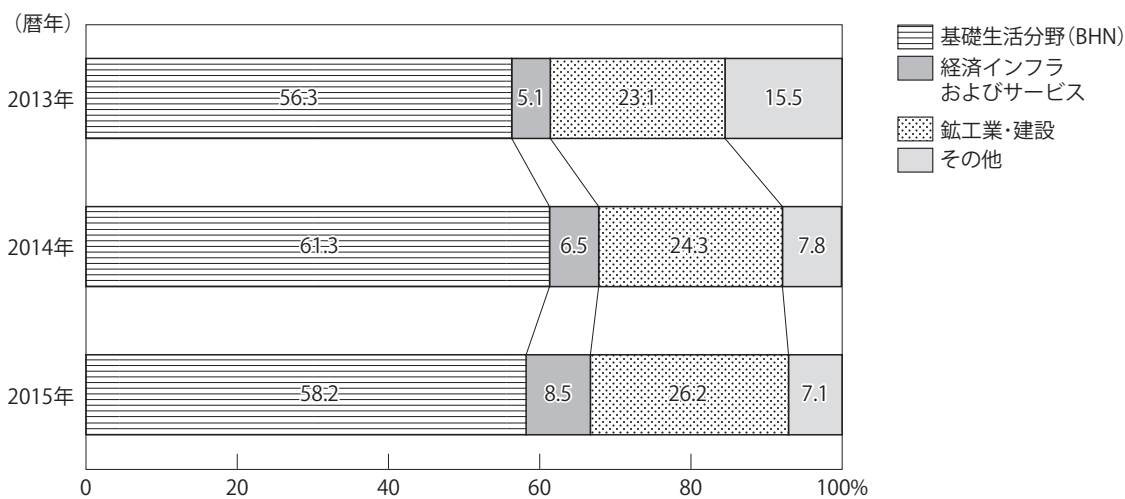
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2 オーストリア (Austria)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

オーストリアODAの根拠法である連邦開発協力法(2002年に採択、2003年に一部改正)は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

(2) 基本方針

オーストリア外務省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを規定している。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に外務省の監督下にあるオーストリア開発庁(ADA: Austrian Development Agency)の開発協力実施計画としての役割を果たす。現在は2016~2018年版が実行されており、以下の方針を掲げている。

- ・経済界を強いパートナーとして重要視
- ・人々に発展の希望をもたらす教育
- ・移民対策として人々の生活条件を向上および人道支援を強化
- ・個人の支援に対する意識の向上

オーストリアのODAは、次項2. 援助規模で触れるように、2014年に着実に増加しているが、厳しい財政的条件の中で増加幅は抑制されている状況にある。しかし、政府はODAを2030年までに20億ユーロに増加させ、国際目標であるGNI比0.7%を達成する計画を打ち出している。現行の「3か年開発援助プログラム」では、途上国開発におけるオーストリアの経済界の役割を重要視すると書かれており、貧困削減に企業などが中心的役割を果たすことを政府が期待していることがうかがわれる。

2. 援助規模

2014年のODA実績は総額9億3,000万ユーロで、前年比5.5%の増加。対GNI比は0.28%にとどまっている。2014年のODA総額の48.4%が国際機関(EUや国連機関等)への拠出で、51.6%が二国間援助となっている。2015年のODA総額は暫定値で10億9,000万ユーロ。これは対GNI比で0.32%に相当し、目標の0.7%とは大きくかけ離れている。

3. 重点地域・分野

2014年のオーストリアによるODAのうち、二国間援助による被援助国の上位は支出純額でミャンマー(8,060万ユーロ)、トルコ(2,230万ユーロ)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2,130万ユーロ)、コンゴ(1,000万ユーロ)、アルバニア(980万ユーロ)、中国(920万ユーロ)と続く。なお、前述の「3か年開発援助プログラム」では、二国間援助の優先地域を、ドナウ地域・西バルカン、黒海地域・南コーカサス、パレスチナ、西アフリカ・サハラ、東・南アフリカ、ヒマラヤ・ヒンデークシュ、カリブ地域としている。その中で優先国は、コンゴ、アルバニア、ウクライナ、グルジア、アルメニア、モルドバ、ブルキナファソ、ウガンダ、エチオピア、モザンビーク、ブータンとしている。内容的には教育支援、人権・移民対策、水利・エネルギー・食糧供給、経済開発が掲げられている。なお、クルツ外相は、持続的な経済発展を通じて貧困を撲滅し、法治国家を強化することで、急進化と移民を防止出来るとし、とりわけ現地における安定の重要性を強調している。

4. 日本との開発協力

日本とオーストリアは、アフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank)が、民間セクター開発戦略実現のため2005年に設立したアフリカ民間セクター支援基金(FAPA: Fund for African Private Sector Assistance)に拠出(ドナー国は2国のみ)を行い、アフリカ諸国における投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進を支援してきている。同基金により承認されたプロジェクト数は、2016年3月までに59件に上り、平均予算規模はUSD850,000となっている。

実施体制

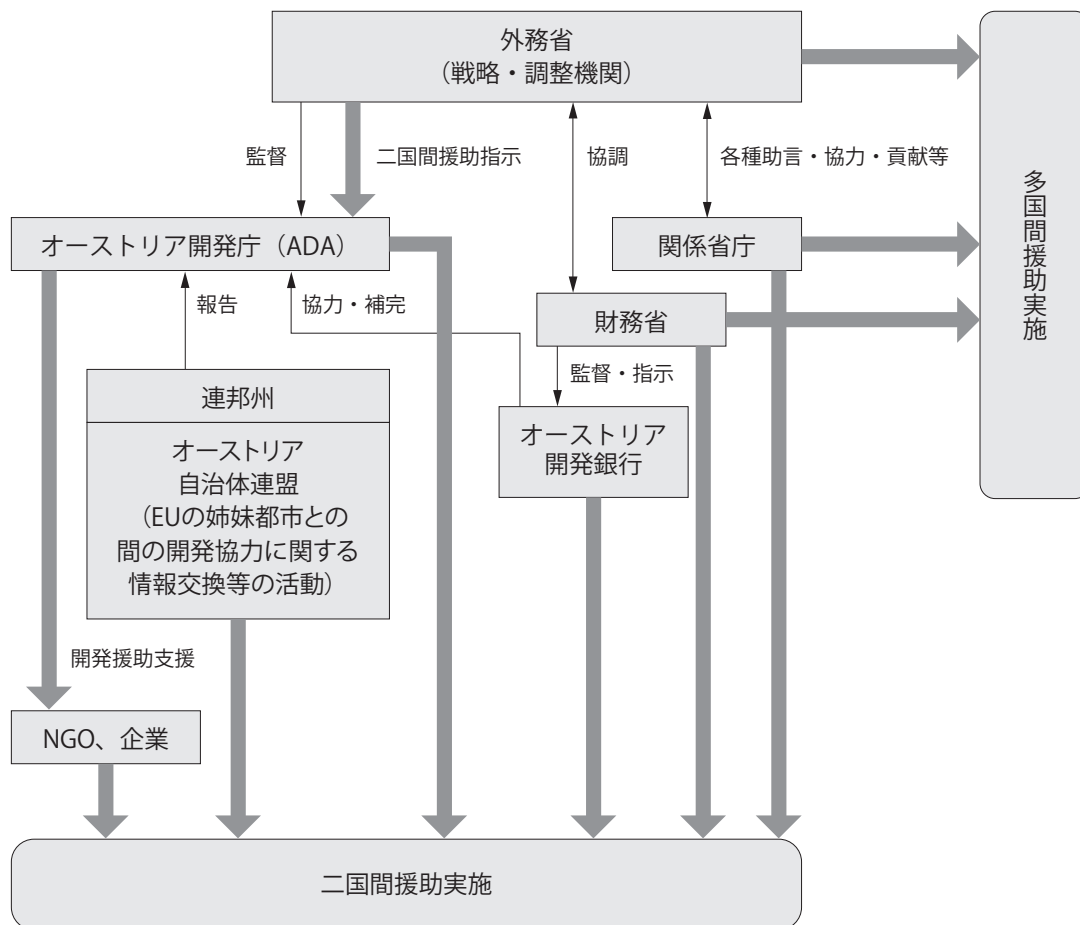
オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦政府レベルでは各省が自律的に実施しており、支出額では財務省を筆頭として、外務省(とその監督下にあるADA)やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)に報告している。

外務省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具

体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し（100%オーストリア連邦政府資本）、海外13か所に在外事務所を置く。職員は内外合わせて152名の体制である。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施す

る場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を作る場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品確保する必要がある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、企業意識と開発協力の知見を総合することが期待されている。ADAによる2014年のODA実績は7,691万ユーロである。

援助実施体制図



※ODA実施機関

- ・外務省
- ・オーストリア開発庁
- ・関係省庁(財務省、内務省、農林省、国防省、文部省、経済省、家族省)
- ・連邦州
- ・自治体連盟(市町村)
- ・NGO、企業

(1) 政府開発援助上位10か国

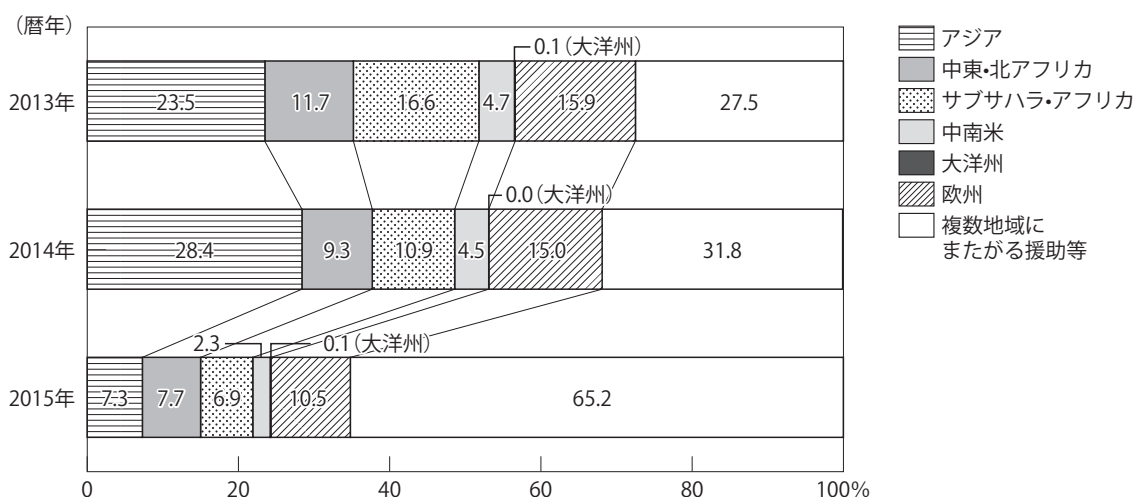
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ミャンマー	34.92	6.4	1	ミャンマー	106.95	16.8	1	トルコ	24.69	3.2
2	トルコ	33.85	6.2	2	トルコ	30.35	4.8	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.20	2.6
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	22.65	4.2	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.30	4.4	3	ウクライナ	12.61	1.6
4	中国	20.25	3.7	4	コンゴ	13.28	2.1	4	セルビア	10.54	1.3
5	ウガンダ	17.43	3.2	5	アルバニア	13.04	2.0	5	アルバニア	10.28	1.3
6	コンゴ	12.54	2.3	6	中国	12.23	1.9	6	ウガンダ	9.56	1.2
7	セルビア	11.59	2.1	7	セルビア	11.54	1.8	7	イラン	9.12	1.2
8	エチオピア	10.63	2.0	8	ウガンダ	10.85	1.7	8	モンゴル	8.72	1.1
9	アルバニア	10.11	1.9	9	エチオピア	9.67	1.5	9	エチオピア	8.07	1.0
10	イラン	8.36	1.5	10	イラン	9.48	1.5	10	コンゴ	7.36	0.9
10位の合計		182.33	33.6	10位の合計		245.69	38.6	10位の合計		121.15	15.5
二国間ODA合計		543.28	100.0	二国間ODA合計		636.61	100.0	二国間ODA合計		782.50	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

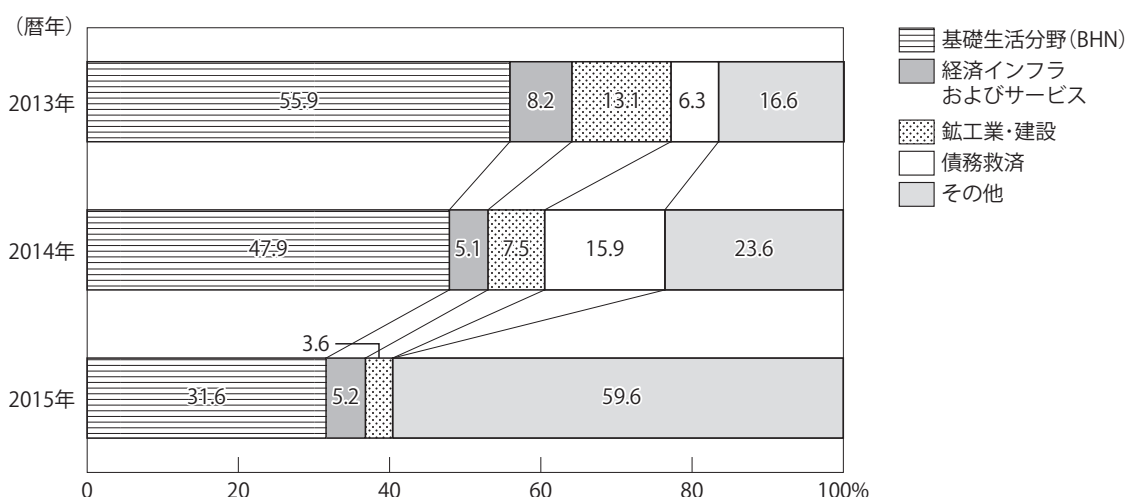
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

③ ベルギー (Belgium)

援助政策等

連邦制を採っているベルギーでは、連邦政府機関のほか、地域・共同体政府も各々の政策に基づき開発協力を実施しているが、ベルギーの開発協力総額のうち通常9割以上を連邦政府が占めていることから、以下では主に連邦政府の取り組みについて述べる。

1. 外交政策と開発協力の関係

ベルギー外務省は外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、これら目標達成のための非常に重要なツールとして開発協力を位置付けている。

2. 基本法・基本方針

2013年3月には新開発協力が発効し、ベルギーの開発協力の主な目的として、①持続可能な人的開発、②民主主義および法の支配の発展と強化、③人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重、④包括的かつ平等で持続可能な経済発展の促進等を掲げている。また、援助の基本的方針として、①国連の各原則・宣言・条約の重視、②政府開発援助（ODA）総額の対GNI比0.7%達成、③援助効果向上（援助の調和化、アラインメント、成果重視の管理強化、共有する責任の重視、援助予測性向上、特定国・分野への援助の集中）、④EUおよび多国間機関の協力との調和化促進、⑤国内の地域・共同体政府との調整促進、⑥ODAにおけるアンタイド原則の重視等を規定している。

3. 援助規模

ベルギーの開発協力の予算総額は、政府の予算削減を受け、2010年の約30億393万ドルをピークに減少傾向にあり、2015年は約18億9,438万ドル（DAC暫定値）と、前年比約22.6%の大幅な減少が見込まれている。

なお、ベルギーは2002年の法律で、2010年までにODA総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、達成できていない。近年では、2014年度は0.46%、2015年度は0.42%であり、EUが設定する0.51%の目標をも下回っている。

4. 重点分野

- (1) ベルギーは長年、開発協力において人権を重視している。新開発協力法では、テーマ別優先課題として、①人権、②持続可能なディーセントワーク、③社会基盤強化を規定しているほか、ベルギーの開発協力のすべての戦略および活動において、④ジェンダーおよび⑤環境保護に係る視点を重視している。2015年には、2002年採択のジェンダーに係る戦略文書の改訂作業に着手した。
- (2) ベルギーは2015年、①開発政策の中心に置かれた人権、②万人のための社会保護、③包括的、公平、持続可能な成長促進、④農業と食料安全保障、⑤ジェンダー、⑥環境保護の6つのテーマ別アプローチを軸とする活動を行った。
- (3) ベルギーはこれまで、世界の最貧国または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り戦略的に援助活動を実施してきたが、2015年、援助対象国としてのパートナー国の見直しを行い、主に北アフリカおよび大湖地域を中心とする14か国・地域が、新たにパートナー国として設定された（アフリカ13か国およびパレスチナ）。2015年度は、連邦政府の援助予算全体の約37.3%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。ベルギーのODAの二国間援助におけるこれら3か国向け援助額総計は、2014年度の二国間援助の実施額全体の約19.2%を占めている。
- (4) なお、1983年に設立された食料安全保障のベルギー基金（FBSA）は、2016年末での廃止が決定されたのに伴い、農業と食料安全保障に係る戦略文書が今後改訂される予定である。

実施体制

1. 外務省開発総局（DGD）

- (1) ベルギー外務省開発総局（DGD）が開発協力政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣がDGDの補佐を受け、援助政策の基本的枠組みを決定している^(注1)。2012年以降のDGDの組織改編により、開発総局長および同総局長補の下、開発のための政策一貫性の促進および開発協力大臣に対する政策提言を目的とする戦略委員会が設置される

とともに、同委員会の下に地域局、課題局、市民社会局、組織運営局が設置されて4局体制となった。

2014年、DGDは新6ヵ年管理計画を採択し、①後発開発途上国 (LDCs) および脆弱国への配慮、②DGDの役割強化、③人道支援と開発協力のより良い補完性の保証、④開発政策への支持を得るための社会的基盤の強化、⑤開発のための政策一貫性を目指した取組、⑥援助効率および成果指向の重視、⑦組織の機能改善といった7つの目標を提示した。また、政策一貫性のメカニズムにかかわる二つの組織として、①DGDおよび他の16省庁の各代表により構成される省庁間委員会 (CICPD)、②DGDおよび大臣官房の他、NGO、学術界からの各代表により構成される諮問会議が発足した。

2015年、DGD課題局内に政策一貫性室が設置された他、組織・分野横断的課題に対応するため、①2030アジェンダ、②EU-DAC、③マリ・ニジェールの3テーマの下で局横断チームを設置した。また、2012年以降の組織改編の成果をより確固なものとするため、①健全性政策、②フォローアップ、監査と評価、③プロセスとリスク、④ナレッジ・マネジメントの4分野からなる2015~17年の行動計画を策定した。

- (2) 開発協力を担当しているDGD職員は、在外公館勤務者を含め182名 (2016年6月現在)。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力担当アタッシェは、政府間援助事業、多国間協力事業等の責任者として、関係者間の調整等の業務を行っている。

2. 実施機関

(1) ベルギー技術協力公社 (BTC)

ベルギーのODA実施は、1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社 (BTC) に委ねられている。BTCはベルギー連邦政府との5ヵ年事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBTCの運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助事業は、BTCが実施する全事業の9割以上を占め、その他に欧州委員会や世界銀行等と共同で実施する経済協力事業などがある。2014年、BTCは18か国で計186の事業を実施し、主な援助スキームは、技術協力、プログラム支援、援助対象国政府に対する

資金協力等である。BTC職員は、海外勤務者を含め1,401名 (2015年12月末時点) である。2015年予算 (支出) は約2.2億ユーロである。

(2) ベルギー投資公社 (BIO)

また、他のベルギーの開発協力の実施機関として、2001年の法律により設立された、開発途上国のためのベルギー投資公社 (BIO) が挙げられる。BIOは、DGDからの資金拠出を通じ、途上国および新興国の社会経済発展に向けた民間セクターへの投資を行っており、支援対象はパートナー国の政府機関ではなく主に民間の中小企業である^(注2)。2014年のBIO設立法改正法により、BIOはベルギー連邦政府との間で5ヵ年事業管理契約を締結して事業実施を行うことが定められ、ベルギー連邦政府はBIOの運営管理を行う。BIO職員は46名、52か国・地域で218事業を実施しており、事業の約21%がベルギーの開発協力のパートナー国向け、約29%がLDCs向けである (2015年12月末時点)。2015年には22の新規投資案件 (計1億1,500万ユーロ) が理事会で承認された。2015年末時点での投資残高は約4.1億ユーロである。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDがNGO関連の支出を2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

2012年、DGDの組織改編に伴い市民社会局が設置され、NGOとの連携を強化するための体制が整った。新開発協力法において、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、助成金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化などが挙げられる。2014年には、NGOの認証手続きのプロセスが開始された他、NGO代表の参加の下、開発のための政策一貫性にかかわる諮問会議が立ち上げられた。また、同年、DGDが

注1: 2002年以降、DGDは外務省に置かれてきたが、基本的に外務省とは別の主体として運営されている。他方、省内でDGDと関係各局間の調整を促進するための調整委員会において、外交における開発協力の位置付けに関する議論が行われており、伝統的外交を行う外務省と開発協力を行うDGDとの連携がより一層強化されている。

注2: そのため、BIOの活動は非ODAに分類される。

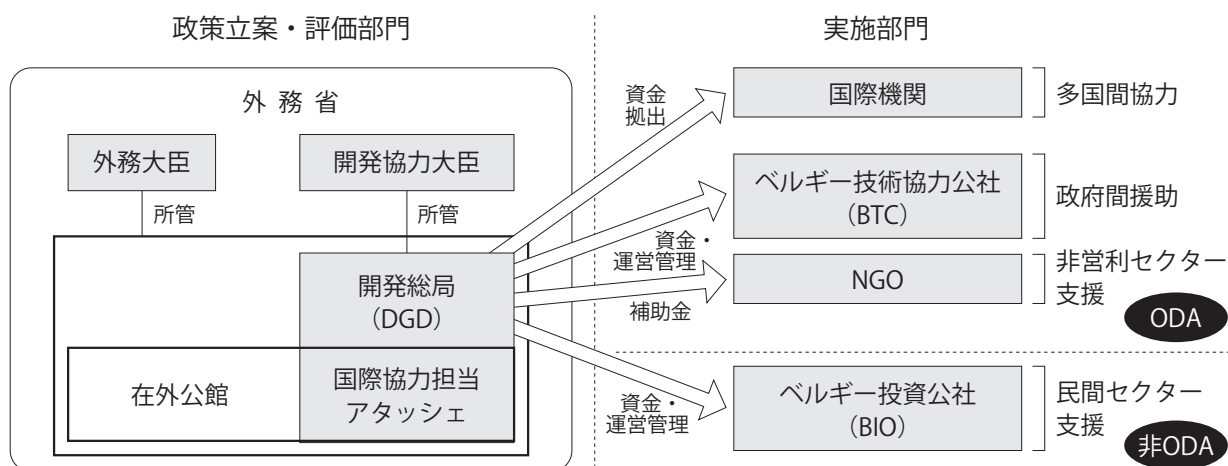
らNGOへの助成金の手続き・計画・実施・監査等を担当するNGO助成金フォローアップ部が設置され、2015年には監査官等の業務の手引きが策定されている。

● ウェブサイト

- ・ベルギー外務省開発総局ウェブサイト（英語）：
http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
- * 白書・年次報告書は“Multimedia Library”の項目から閲覧可能。
- ・ベルギー技術協力公社ウェブサイト（英語）：
<http://www.btctb.org>
- * 年次報告書は“Publications”の項目から閲覧可能。

- ・開発途上国のためのベルギー投資公社ウェブサイト（英語）：
<http://www.bio-invest.be/en/index.php>
- * 年次報告書は“Library”の項目から閲覧可能。
- ・フランドル対外庁ウェブサイト（英語）：
<http://www.vlaanderen.be/int/en>
- * 白書・年次報告書は“Flemish ODA”の項目から閲覧可能。
- ・ワロン・ブリュッセル・インターナショナルウェブサイト（仏語のみ）：
<http://www.wbi.be>
- * 開発協力に関しては以下のサイト参照。
<http://www.wbi.be/fr/cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

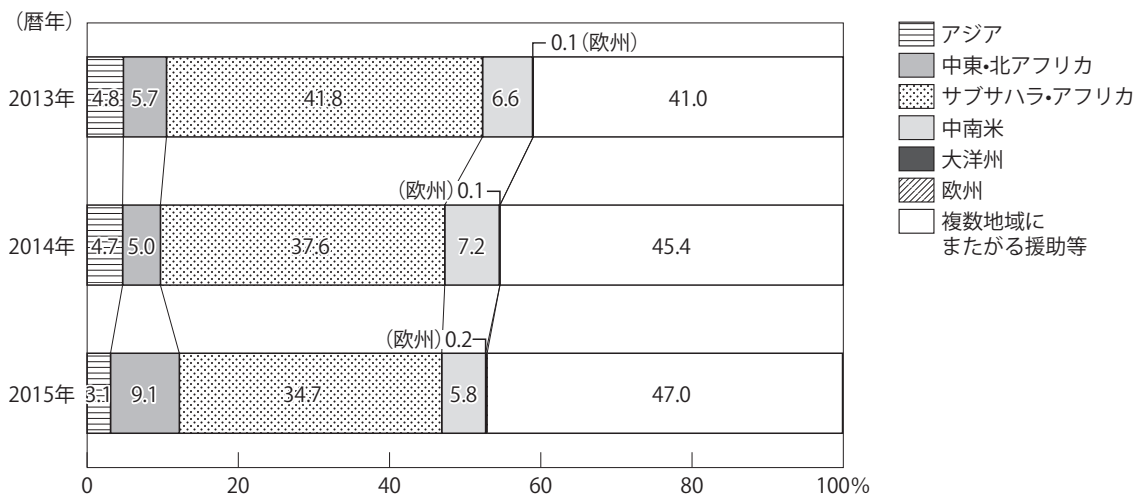
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コンゴ民主共和国	144.89	11.1	1	コンゴ民主共和国	150.61	11.4	1	コンゴ民主共和国	89.45	8.0
2	ブルンジ	65.21	5.0	2	ブルンジ	61.75	4.7	2	ブルンジ	48.72	4.4
3	ルワンダ	47.58	3.6	3	ルワンダ	42.19	3.2	3	ルワンダ	35.88	3.2
4	[パレスチナ自治区]	33.54	2.6	4	ウガンダ	24.17	1.8	4	シリア	29.59	2.7
5	モザンビーク	30.90	2.4	5	ベトナム	23.51	1.8	5	[パレスチナ自治区]	24.23	2.2
6	ベトナム	29.82	2.3	6	ペルー	23.07	1.7	6	マリ	21.63	1.9
7	マリ	29.71	2.3	7	ベナン	21.15	1.6	7	ベナン	19.56	1.8
8	ニジェール	25.01	1.9	8	モザンビーク	21.08	1.6	8	モザンビーク	18.98	1.7
9	ベナン	24.15	1.8	9	[パレスチナ自治区]	20.66	1.6	9	セネガル	17.84	1.6
10	セネガル	23.87	1.8	10	エクアドル	19.39	1.5	10	ニジェール	17.13	1.5
10位の合計		454.68	34.8	10位の合計		407.58	30.9	10位の合計		323.01	29.0
二国間ODA合計		1,307.23	100.0	二国間ODA合計		1,320.94	100.0	二国間ODA合計		1,112.58	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

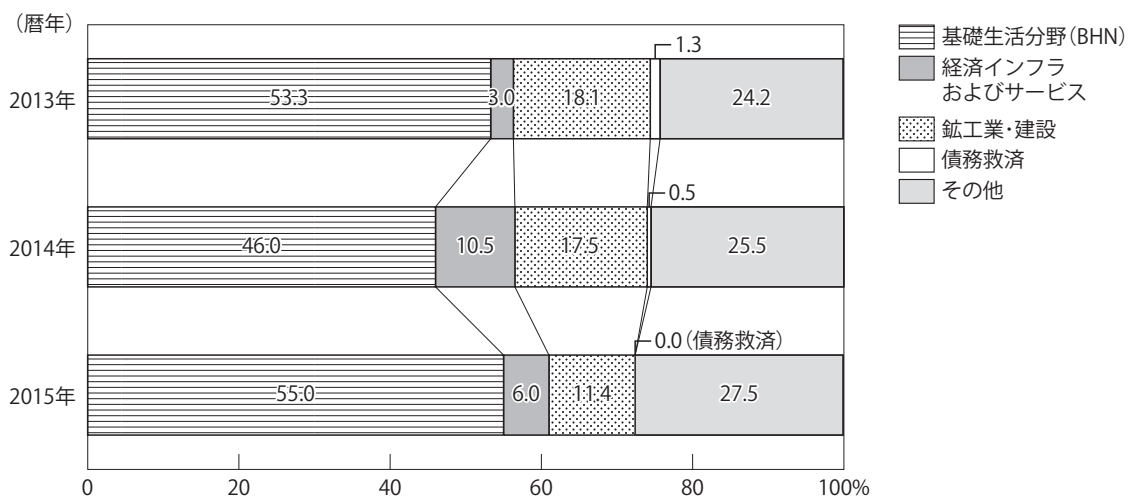
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 カナダ (Canada)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

(2) 基本方針

カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを援助の基本方針としている。

2013年以来、カナダの国際開発援助の中心的組織は外務貿易開発省であったが、2015年10月の政権交代を受け、同省はグローバル連携省(Global Affairs Canada)へと名称が変更された。トルドー新首相は、ビボー国際開発・仏語圏大臣に宛てた職務指令状(Mandate Letter)においてカナダの開発支援政策を見直すよう指示しており、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」との整合性の確保、包摂的で透明性のあるガバナンス、平和的多元主義、多様性の尊重、特に女性や難民の人権の尊重、といった事項に配慮するとともに、母子保健分野での貢献で目に見える成果を出すよう明記されている。この見直し作業の一環として、カナダ政府は国内外のステーク・ホルダーとのコンサルテーションを2016年5月から7月にかけて実施した。

(3) 近年における特徴・傾向

近年、援助政策を経済・外交政策に整合させる傾向を強めつつあり、2013年のカナダ外務国際貿易省とカナダ国際開発庁(CIDA)との統合、民間セクターによる途上国への投資を奨励するための融資、技術支援、アドバイス等を提供する「開発金融イニシアティブ」(DFI)の設置などが進められて来ている。

トルドー政権は移民・難民問題にも積極的に取り組んでおり、就任直後の2015年11月にはシリア難民2万5千人の受け入れを発表した。また、2016年9月に行われた「難民及び移民に関する国連サミット」でも人

道的支援を増加させることを表明している。

またカナダは、2010年6月のG8サミット以来、母子保健の向上を重要課題として国際的取組を主導し、2014年5月にトロントにて「すべての女性と子供を救うためのサミット」を開催した他、2016年9月にはトルドー首相が「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)第5次増資会合」を主催し、向こう3年間で約8億カナダドルの拠出を発表した。

2. 援助規模

(1) 2014年度実績

カナダの2014年度の政府開発援助は約58.4億カナダドルで、この内約64%が外務貿易開発省(現在のグローバル連携省)、約23%が財務省(世界銀行、IMF等の国際金融機関等への拠出や借款を担当)、3%が国際開発研究センター(IDRC:途上国の知的開発やイノベーションへの投資)、10%がその他政府機関(国防省、移民・難民・市民権省、連邦警察、州・準州政府など)によって実施された。

2014年度の最大の二国間援助の対象国(借款を含む)はウクライナで、第2位アフガニスタン、第3位エチオピアとなっており、二国間人道支援の対象国は、第1位イラク(シリア難民への人道支援を含む)、第2位南スーダン、第3位はシリアであった。地域別の援助実績比率は、アフリカ41%、アジア22%、米州、東欧がそれぞれ10%、中東7%。二国間支援と多国間支援の割合はそれぞれ68%、32%であった(以上出典:カナダ政府2014年度国際開発支援統計レポート)。

非政府機関、NGOを通じた民間支援の例としては、上述のグローバル・ファンドへの拠出の他、2014年度に赤十字国際委員会に対して54百万カナダドル、国際人道支援NGOであるMercy Corpsに対して18百万カナダドル、ヘレン・ケラー財団を通じた主にアジア、アフリカの視覚障害者支援に13百万カナダドルを支出している。

(2) 2015年度実績

カナダの2015年度の政府開発援助は約43億米ドル(暫定値)、対GNI比は0.28%となっており、支援総額では世界第8位、対GNI比では14位で、2012年以来初めて援助実績が増加に転じた(以上出典: DAC)。

(3) 2016年度予算

グローバル連携省の2016年度の国際開発予算（同省予算のうち、国際開発、国際人道支援、国際安全保障・民主主義の発展の3項目の合計）は約31.3億カナダドルとなっている（出典：Treasury Board of Canada）。なお、2016年3月に公表された予算書の第6章「世界の中のカナダ」において、カナダは国際的影響力を取り戻すことを視野に、多国間主義を支えるための努力を改めて行うこととしており、政府全体での国際支援関連予算（International Assistance Envelope）を今後2年間で2.6億カナダドル増大させるとしている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

援助の重点分野は、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」、「民主主義と人権の増進」および「安全と安定の促進」の5分野であり、さらに分野横断的なテーマとして、「環境面での持続可能性の向上」、「ジェンダー平等の増進」および「ガバナンスの強化支援」の視点がカナダの開発援助政策および事業に組み込まれることとしている。

(2) 重点国・地域

2014年6月27日、外務貿易開発省（当時）は、グローバルな貧困撲滅に向けたカナダのコミットメントを強化するため、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域^{注1}に集中させるとの発表を行った。重点対象国を決定する条件は、被援助国におけるニーズ、カナダ政府の援助が効果的に活用されること、カナダの外交政策との整合性、とされている。

実施体制

カナダの開発支援において、援助の優先政策の立案や見直しはグローバル連携省が主導し、国際的に重要で緊急性の高い事案（大規模自然災害、脆弱国復興支援等）は首相府および枢密院との調整の下、関係省庁が連携して行っている。

開発支援の実施面においても、グローバル連携省は主導的な役割を果たしつつ、他の政府機関、NGO等と連携・協調しつつ支援を実施している。グローバル連携省の職員数は2016年3月末日現在で6,527名（うち在外職員は1,224名）。

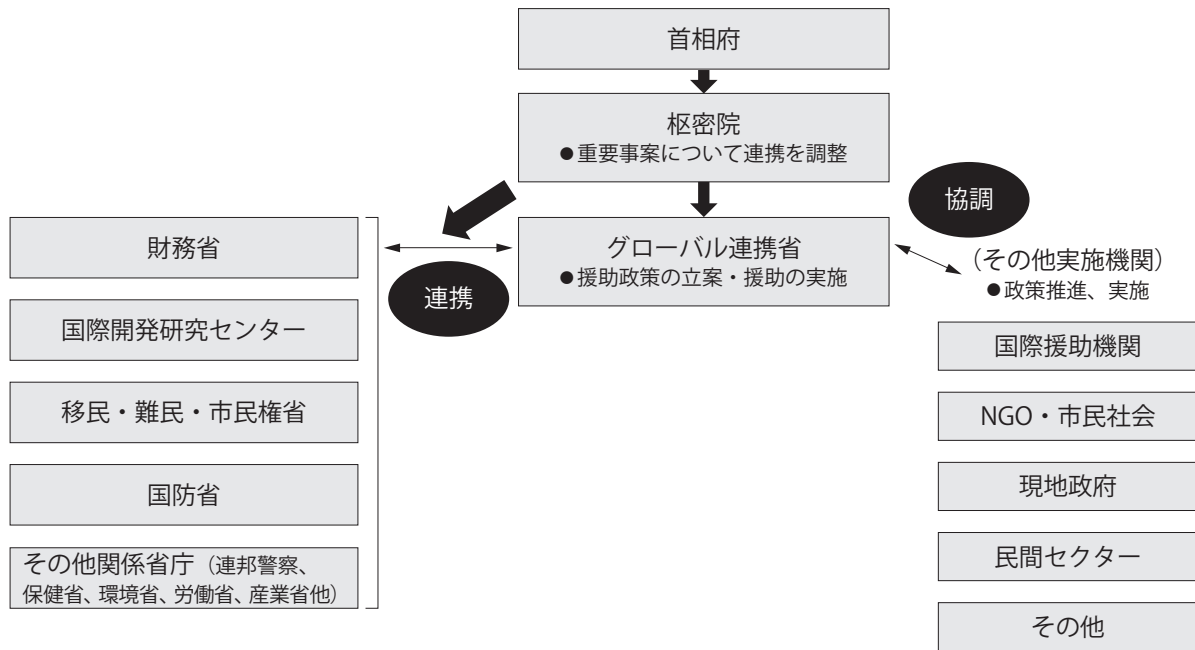
● ウェブサイト

- ・カナダ政府国際開発支援ポータル・サイト
<http://www.international.gc.ca/development-developpement/index.aspx?lang=eng>
- ・国際開発支援統計レポート
<http://www.international.gc.ca/development-developpement/dev-results-resultats/reports-rapports/sria-rsai-2014-15.aspx?lang=eng>
- ・2016年度カナダ連邦政府予算
<http://www.budget.gc.ca/2016/docs/plan/toc-tdm-en.html>
- ・カナダ行財政管理調整委員会
(Treasury Board of Canada)
<http://tbs-sct.gc.ca/hgw-cgf/finances/pgs-pdg/gepme-pdgbpd/20162017/me-bpdpr-eng.asp>

注1:重点対象25か国・地域

アジア（アフガニスタン、ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、モンゴル）
 アフリカ（ブルキナファソ、ベナン、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、南スーダン、タンザニア）
 中南米（ハイチ、ホンジュラス、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー）
 欧州（ウクライナ）
 中東（ヨルダン、パレスチナ自治区のガザ地区とヨルダン川西岸地区）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

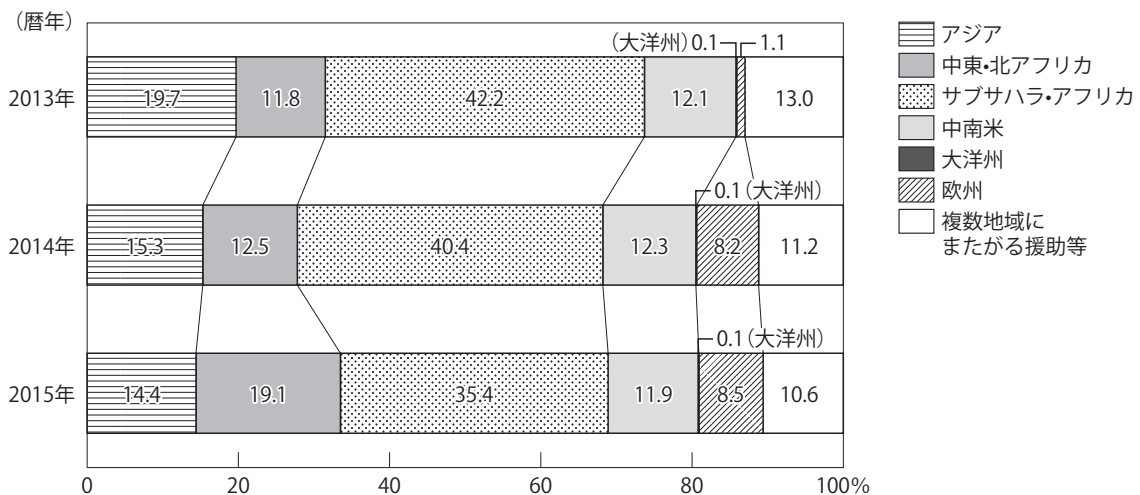
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	163.68	4.7	1	ウクライナ	244.13	7.4	1	ウクライナ	218.65	7.4
2	エチオピア	131.84	3.8	2	エチオピア	108.12	3.3	2	アフガニスタン	148.08	5.0
3	アフガニスタン	122.12	3.5	3	マリ	99.90	3.0	3	エチオピア	103.24	3.5
4	モザンビーク	107.74	3.1	4	南スーダン	87.00	2.7	4	ヨルダン	97.41	3.3
5	ハイチ	105.95	3.0	5	タンザニア	85.79	2.6	5	南スーダン	88.03	3.0
6	ガーナ	99.72	2.8	6	アフガニスタン	84.19	2.6	6	マリ	87.95	3.0
7	バングラデシュ	81.76	2.3	7	ハイチ	81.06	2.5	7	タンザニア	82.73	2.8
8	フィリピン	71.08	2.0	8	ガーナ	78.55	2.4	8	イラク	74.96	2.5
9	パキスタン	67.09	1.9	9	モザンビーク	75.68	2.3	9	ガーナ	74.72	2.5
10	南スーダン	66.05	1.9	10	セネガル	73.56	2.2	10	ハイチ	74.23	2.5
10位の合計		1,017.03	29.0	10位の合計		1,017.98	31.1	10位の合計		1,050.00	35.3
二国間ODA合計		3,511.55	100.0	二国間ODA合計		3,278.33	100.0	二国間ODA合計		2,971.99	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

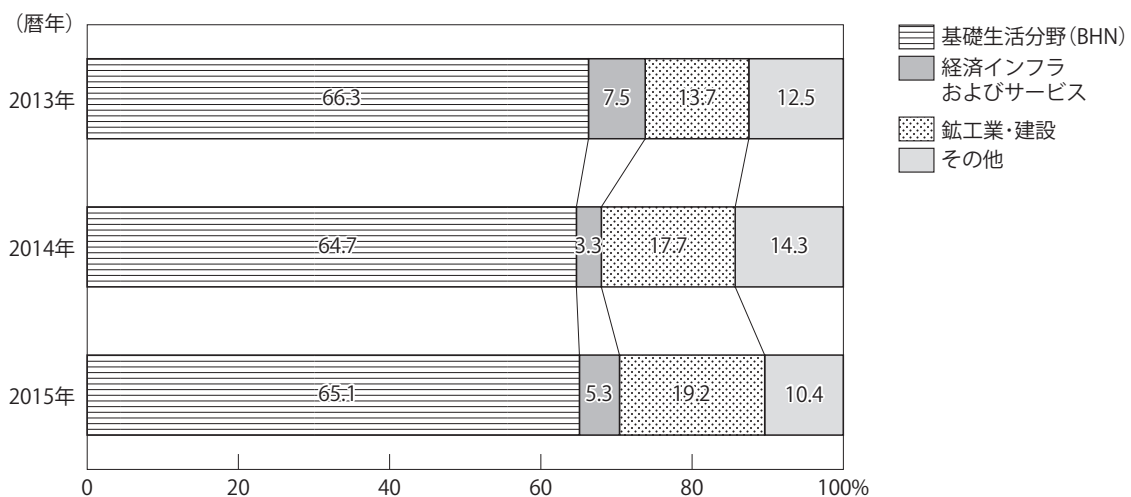
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5 チェコ (Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法 (The Act on Development Cooperation and Humanitarian Aid、同法改正2010年7月1日発効)」第1章第2条において、開発協力を「ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成を見据え、経済社会開発、環境保護、民主化、人権保護およびグッド・ガバナンス促進による持続的な開発を通じて貧困撲滅に貢献すること」、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害後に基本的な生活水準へ回復させること」と規定している。

2. 基本方針

開発協力および人道支援法の下、「チェコ開発協力戦略2010~2017年 (The Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010~2017)」を策定し国際協力を行っている。

二国間援助に関しては、環境保護、農業支援、社会基盤整備、エネルギーを含む経済開発および民主化・人権保護等を重点分野としている。さらに、分野横断的にグッド・ガバナンス促進、環境と気候変動、基本的人権・労働社会権への配慮を、それぞれの発展段階に応じて行うこととしている。活動支援評価は、被援助国の開発ニーズへの関連性、受益者集団に対する活動のインパクト、事業実施の有効性・効率性、および活動支援終了後の持続可能性などのDAC基準に基づいて行われる。

多国間援助に関しては、チェコ開発協力戦略2010~2017年のほか、「チェコ多国間援助開発協力戦略2013~2017年 (The Multilateral Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2013~2017)」を策定し、国連、EU、世界銀行、OECD等を通じた国際協力を行っている。この中で、グローバル援助目標へのチェコによる効果的な関与を示すべく、以下の4つの戦略的目標を掲げ、二国間援助と同様の重点分野や配慮事項を設定し援助を行うこととしている。

- (1) グローバル開発目標を達成するためチェコによる関与と優先順位を向上
- (2) 多国間事業実施におけるチェコ機関の参加促進
- (3) 国際機関におけるチェコ人専門家の関与促進
- (4) 国際機関の意思決定過程におけるチェコの関与促進

3. 援助規模

OECD DAC統計報告書によると、2015年の開発援助総額は1億9,894万ドルで、前年比11.1%増となった。このうち、二国間援助は7,008万ドル (構成比35.2%)、国際機関への拠出に当たる多国間援助は1億2,885万ドル (同64.8%) となった。各国際機関への拠出についてはEU1億663万ドル、国連機関1,115万ドル、世界銀行グループ705万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、ODAの対GNI比は0.12%であった。

開発援助総額のうち二国間援助の比率はここ数年ほぼ横ばいである。多国間援助 (国際機関への拠出) については、EU予算 (開発援助を含む) に対するチェコの拠出によって定められており、EUに拠出された資金の使途は、欧州連合理事会で決定される。

チェコのODA予算については、関係省庁に当初よりODA予算として明示されて割り当てられた予算を利用する他、具体的な用途が明示されずにプールされた予算から関係省庁によるODA事業の実績額が拠出される、といった仕組みとなっており、具体的な内訳は公表されていない。

4. 重点分野

2015年の二国間援助では、社会インフラ開発、難民支援、人道支援を中心に支援が行われた。分野別、所得階層別、援助形態別、各々の実績の詳細は次のとおり。

(1) 支援分野別内訳	社会インフラ開発 (37.5%)、難民支援 (20.1%)、生産基盤 (7.2%)、人道支援 (12.0%)、経済インフラ (7.5%) 等
(2) 所得階層別内訳	低中所得国 (29.4%)、後発開発途上国 (18.2%)、高中所得国 (24.3%) 等
(3) 援助形態別内訳	プロジェクト・タイプ支援 (40.2%)、難民支援等 (22.2%)、専門・技術支援 (6.9%)、教育助成 (6.9%)、行政経費 (5.7%) 等

5. 重点国

開発協力プログラムを有する優先援助国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、モルドバ、モンゴルの5か国である。これらの国を選定するに当たり、①以前からの事業の実績、OECD-DACや世界銀行の勧告、②貧困撲滅とMDGs達成のための開発協力の最適なバランス、③チェコによる援助の比較優位性、④地理的なバランス等を考慮している。

上記各国を選定した個別の理由は以下のとおり。

- ・アフガニスタン：長期にわたる政治的安全保障と経済安定化への支援実績。
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ：EU加盟に向けた体制変革と統一への高いニーズ。
- ・エチオピア：チェコのNGO等の関与が期待できる相互関係が深いアフリカのLDC。
- ・モルドバ：今までの協力事業が高く評価され、経済体制変換についてチェコの経験が活用可能。
- ・モンゴル：今までの協力事業が順調であり、チェコの協力を高く評価。

6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

開発協力を調整する外務省が、開発協力戦略・二国間開発協力計画の策定、中期見通し作成、開発プロジェクトの評価、二国間援助実施機関であるチェコ開発協力庁（CzDA：Czech Development Agency^(注1)）の管理等を行っている。

CzDAは二国間開発協力の実施機関としてプロジェクトの形成、入札・補助金等の選定手続き、契約署名、モニタリングなどを行っている。その際、NGO、民間企業のほか、欧州の他の援助国や援助機関とも連携している。

また、開発協力委員会（Council for Development Cooperation）が設置されており、分野ごとに作業部会を形成し、CzDA、外務省、関連省庁、NGO間の調整を行うほか、開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への提言を行っている。

プロジェクト実施国の大使館は、適切なプロジェクト案件の形成やモニタリング実施などを行い、被援助国の政府・その他機関とチェコの援助機関との連絡窓口を担っている。

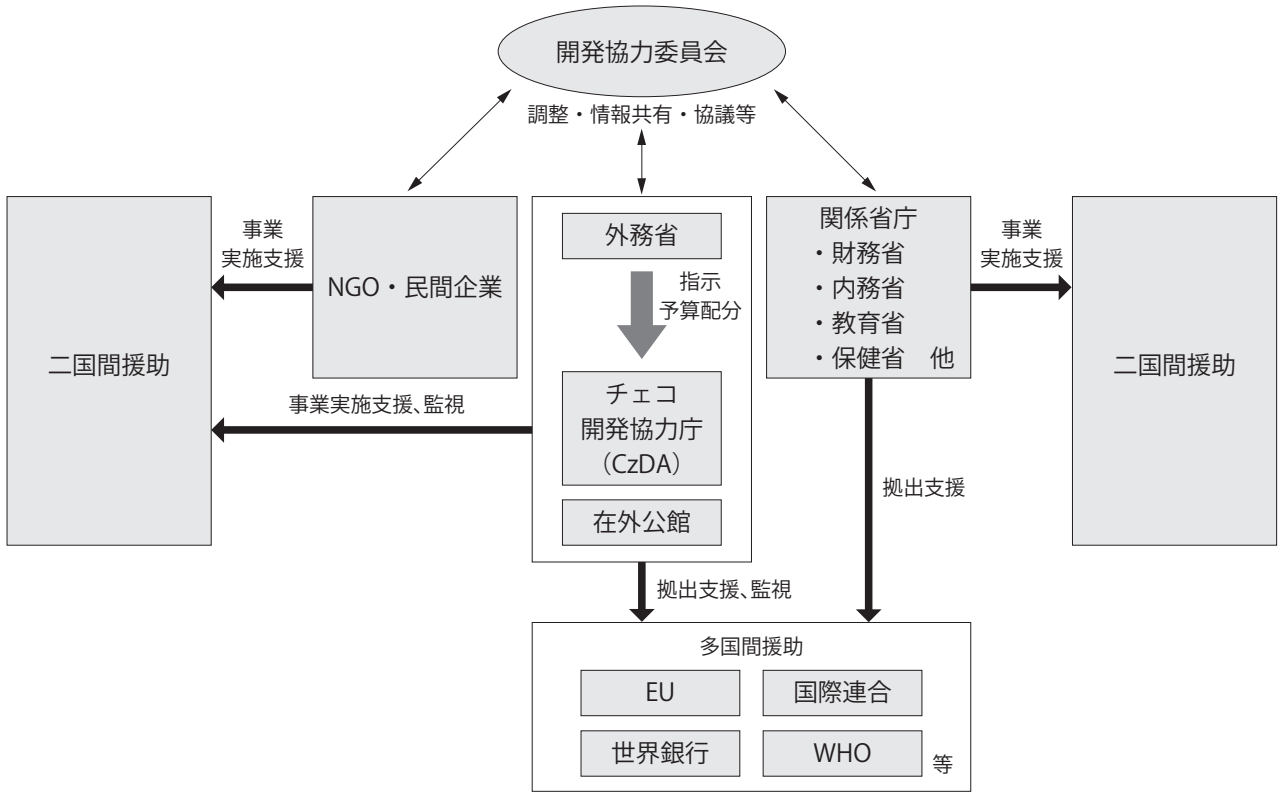
多国間援助においては、外務省は開発援助機関および人道支援機関（UNDP、UNICEF、UNV、OCHA等）の活動への支援の調整を行うとともに、他省庁が支援の一部またはすべてを担当する専門機関（たとえば、世銀・EBRDは財務省、ILOは労働社会省、WHOは保健省、FAOは農業省、UNEPは環境省など）の活動についてモニタリングを行う。これらの省庁間の調整も上記の開発協力委員会で行う。

● ウェブサイト

- ・チェコ外務省：<http://www.mzv.cz>
- ・チェコ開発協力庁：<http://www.czda.cz>

注1:2008年1月、外務省傘下の機関として設置。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

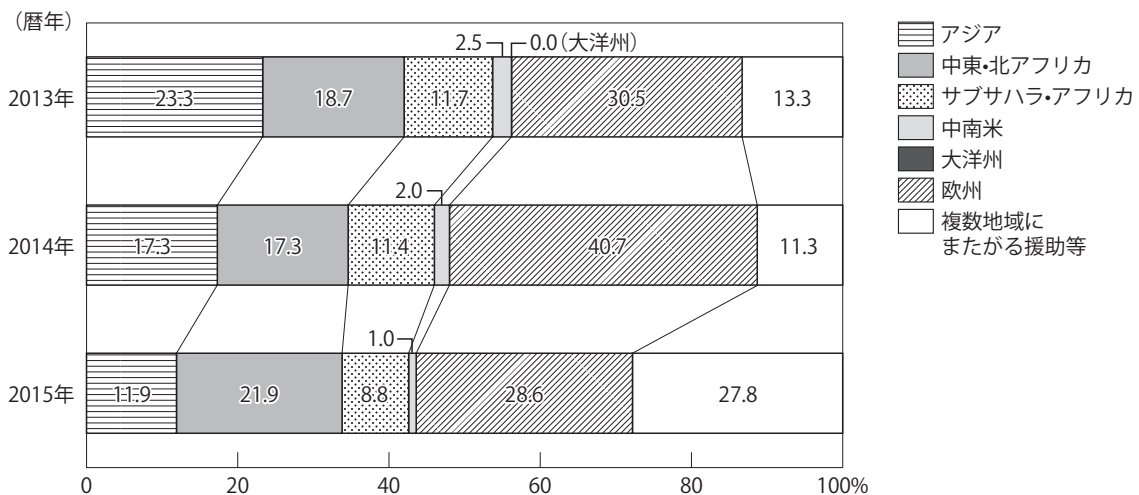
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モルドバ	4.29	7.5	1	ウクライナ	8.26	13.2	1	モルドバ	4.07	5.8
2	モンゴル	3.82	6.7	2	アフガニスタン	5.83	9.3	2	ウクライナ	3.73	5.3
3	アフガニスタン	3.79	6.6	3	モルドバ	5.00	8.0	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.72	5.3
4	エチオピア	3.59	6.3	4	エチオピア	3.72	5.9	3	アフガニスタン	3.72	5.3
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.54	6.2	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.67	5.9	5	エチオピア	3.23	4.6
6	ジョージア	2.95	5.2	6	ジョージア	2.88	4.6	6	ヨルダン	2.99	4.3
7	ウクライナ	2.78	4.9	7	モンゴル	2.73	4.4	7	ジョージア	2.80	4.0
8	セルビア	1.61	2.8	8	コンゴ	2.16	3.5	8	セルビア	1.86	2.7
9	シリア	1.52	2.7	9	シリア	1.86	3.0	9	コンゴ	1.66	2.4
10	ベトナム	1.48	2.6	10	セルビア	1.71	2.7	10	モンゴル	1.62	2.3
10位の合計		29.37	51.5	10位の合計		37.82	60.4	10位の合計		29.40	41.9
二国間ODA合計		57.04	100.0	二国間ODA合計		62.57	100.0	二国間ODA合計		70.10	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

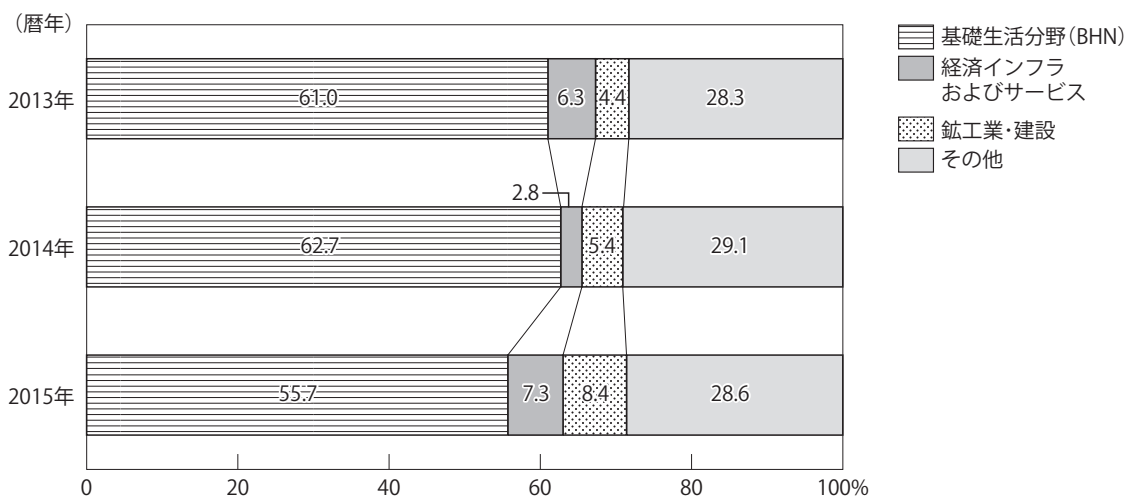
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6 デンマーク(Denmark)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

1971年に国際開発協力が制定され、これがデンマーク開発援助の基本法となっている。国際開発協力は、開発協力が、貧困の削減や国連憲章および国連人権宣言の定める民主主義、持続可能な開発、平和構築と安定化を推進すること、そしてより平和で、安定し、平等な世界でのデンマークの国益追求に貢献することを規定している。また、毎年、開発協力に係る予算の4か年計画を議会に提出すること、開発支援管理の透明性を確保することを規定している。

(2) 基本方針

デンマークは、国連総会決議等で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つであり、2012年は対GNI比0.83%、2013年および2014年は0.85%を達成した。しかし、2015年6月に発足した現政権は、0.7%に引き下げる意向を示し、2015年は対GNI比0.73%まで引き下げた。

2015年9月、デンマークは、2016年から2019年の開発協力の優先分野および予算方針を発表し、「脆弱国への支援」、「難民および国内避難民のホスト国を保護および支援し、移民・難民の発生の原因を突きとめる」、「移民の出身国における持続的な成長を実現するための投資」を重点分野とし、デンマークの民間セクターを「開発」に関与させることで、途上国における持続的な成長に貢献することを目指している。

また、デンマークは、2015年9月に国連総会において採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の実施にも積極的に取り組んでおり、①リプロダクティブ・ヘルスおよびその権利を含む男女平等、②教育、③平和な社会と権利、④水、エネルギー、環境と気候を含む持続的かつ包括的な成長、の4つを優先的取組課題としている。

2. 援助規模

2015年政府開発援助実績は約155億8,200万デンマーク・クローネ(DKK)で、そのうち、全体の約78.43%が二国間援助、約21.57%が多国間援助である。なお、二国間援助の内、17.12%が対アフリカ、12.71%が対アジアである。2015年の最大被援助国はアフガニスタン

(5億8,033万DKK)、次いでシリア(3億771万DKK)、モザンビーク(2億9,587万DKK)である。

3. 重点分野・地域

援助対象分野は多岐に亘り、2015年は「開発途上国の政府および市民社会団体」が23.17%を占め、「デンマーク国内における難民受入費用」21.87%、「人道支援」10.02%、「教育」4.19%、「農業」4.10%、「水と衛生」2.97%、「健康」2.81%、「エネルギー」0.57%、「NGOへの支援」0.11%、「その他」30.19%の割合となっている。

2015年6月、デンマーク政府は、デンマークが最も変化をもたらすことができるアフリカに重点を置いた14の国および地域(アフガニスタン、バングラデシュ、ブルキナファソ、エチオピア、ガーナ、ケニア、マリ、ミャンマー、ニジェール、パレスチナ自治区、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ)をDANIDA(デンマーク開発協力事業の総称)優先国に選定し、政治的および財政的に長期的な支援を行おうとしている。優先国の選定方法は、①世界銀行が公表している情報を基に、貧困状況が深刻な国、②後発開発途上国であること、③デンマークの関心である「難民の流入を防ぐこと」および「デンマーク経済の発展に繋がること」としている。

デンマークは、2012年にニカラグアおよびカンボジアを、2013年にはベナンおよびザンビアを、2014年にはブータン、2015年にはベトナムをDANIDA優先国から除外した。さらに、2015年6月まで優先国に含まれていたボリビア、インドネシア、パキスタン、ネパール、モザンビーク、ジンバブエについては、優先国からの除外のみならず、2020年までに徐々に開発援助をフェーズアウトする予定である。

効果的な援助を行うためにDANIDA優先国を絞ること、必要な政治・経済改革が限定的であること、汚職対策に向けた政治の改善が見られないこと等を理由としている。

実施体制

1. 援助担当機関

デンマークの開発協力は、かつてはデンマーク国際開発庁が所管していたが、1991年に同庁は外務省に統合され、以後外務省内にいる開発協力大臣の責任の下で、援

助政策の立案から実施までが一元的に所管されていた。しかしながら、2015年6月に発足した現政権においては、貿易・開発協力大臣ポストが削減され、外務大臣が開発協力も所管する体制がとられている。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省グローバル開発協力局 (Center for Global Development and Cooperation) が中心となっており、個別事業案件の計画・実施は在外公館 (援助対象国所在の公館および国際機関代表部) に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。2013年より、改正国際開発協力が施行され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られ、援助活動としての「途上国への支援」に重点を置いていた改正前と比較し、デンマークと途上国とのパートナーシップ強化を目的とした「開発協力」に重点を置く改正内容となった。また同法により、労働組合、民間セクター、同国研究機関、市民社会団体等から構成される開発政策理事会が設置された。同理事会メンバーは、外務大臣により3年の任期で任命される15名から成り、年に4回の会合を開き、同大臣に開発援助の計画・実施に係る助言を行う。

2. NGO・企業等のアクターとの協力

デンマークはNGOの活用にも積極的で、特に、人道

支援においては、NGOの重要性を認識しており、デンマークが人道支援を行う際は、中心的な役割を担っている。デンマーク政府は、2010年より、デンマークおよび国際NGOとの戦略的パートナーシップ合意に注力し、人道危機が発生した際は、これらNGOと連携し、迅速な対応をとることを可能としている。

デンマークは、途上国の持続的な経済成長には、民間企業の参画が不可欠との認識の下で、デンマーク民間企業の途上国ビジネスへの参入を積極的に支援している (DANIDA Business)。デンマーク政府は、1967年に同支援を目的に「途上国への投資基金 (Investment Fund for Development Countries (IFU))」を設立し、この投資基金の融資を受けた約500ものデンマークの民間企業がその資金を活用し、これまでに150か国におよぶ途上国への投資を実施してきた。また、デンマークはDANIDA優先国、特にアフリカ地域においては、持続可能な成長に寄与するインフラ事業に対してDANIDA事業融資 (Business Finance) を通じた譲許的融資を行っている。

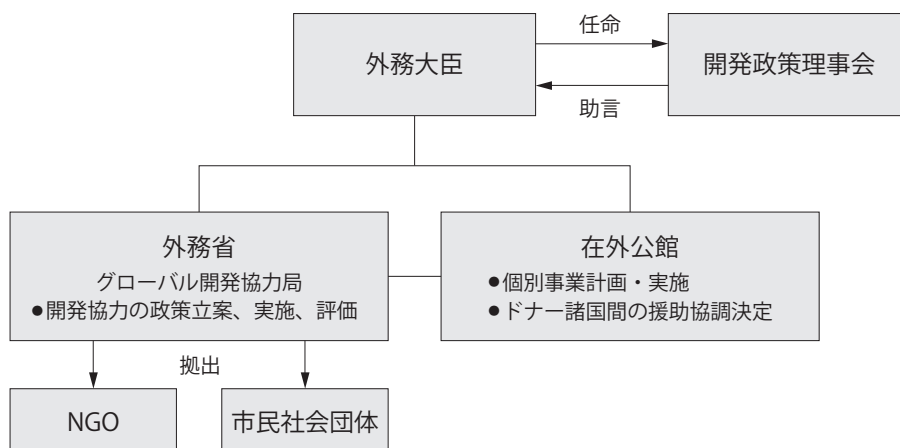
● ウェブサイト

・デンマーク外務省：

<http://www.um.dk/en>

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

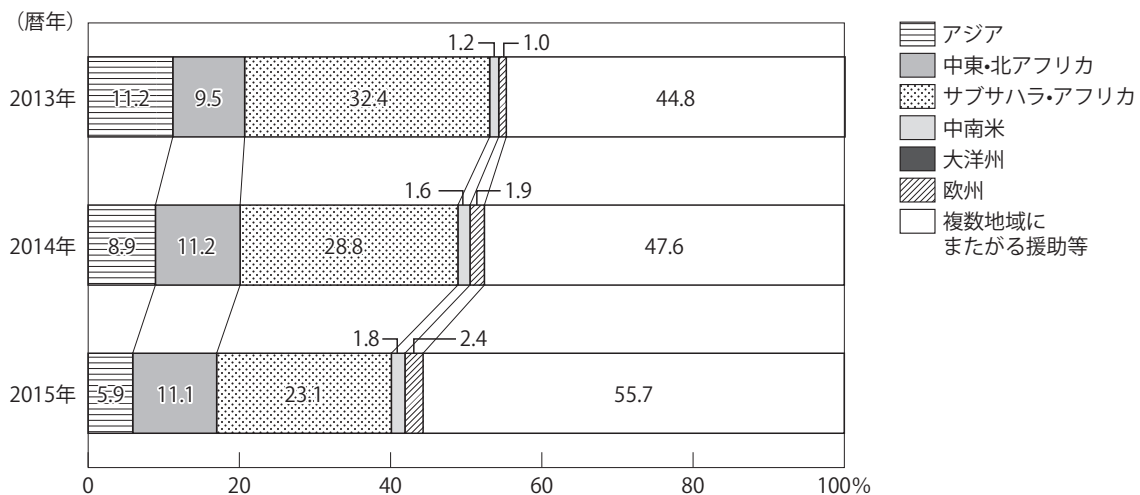
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	88.63	4.2	1	アフガニスタン	77.77	3.6	1	アフガニスタン	86.25	4.6
1	モザンビーク	88.63	4.2	2	タンザニア	70.71	3.3	2	ケニア	55.37	2.9
3	ガーナ	80.71	3.8	3	ブルキナファソ	69.64	3.3	3	モザンビーク	49.19	2.6
4	アフガニスタン	59.44	2.8	4	モザンビーク	57.41	2.7	4	シリア	45.19	2.4
5	ウガンダ	55.24	2.6	5	シリア	53.90	2.5	5	タンザニア	41.37	2.2
6	ケニア	48.18	2.3	6	ウガンダ	50.24	2.4	6	ブルキナファソ	41.13	2.2
7	シリア	47.69	2.2	7	ケニア	49.49	2.3	7	ガーナ	38.64	2.1
8	ブルキナファソ	46.47	2.2	8	ガーナ	47.83	2.2	8	ウガンダ	29.28	1.6
9	ベトナム	40.82	1.9	9	ザンビア	41.77	2.0	9	ジンバブエ	26.76	1.4
10	マリ	40.54	1.9	10	南スーダン	36.43	1.7	10	[パレスチナ自治区]	25.79	1.4
10位の合計		596.35	27.9	10位の合計		555.19	26.1	10位の合計		438.97	23.3
二国間ODA合計		2,134.52	100.0	二国間ODA合計		2,130.71	100.0	二国間ODA合計		1,880.44	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

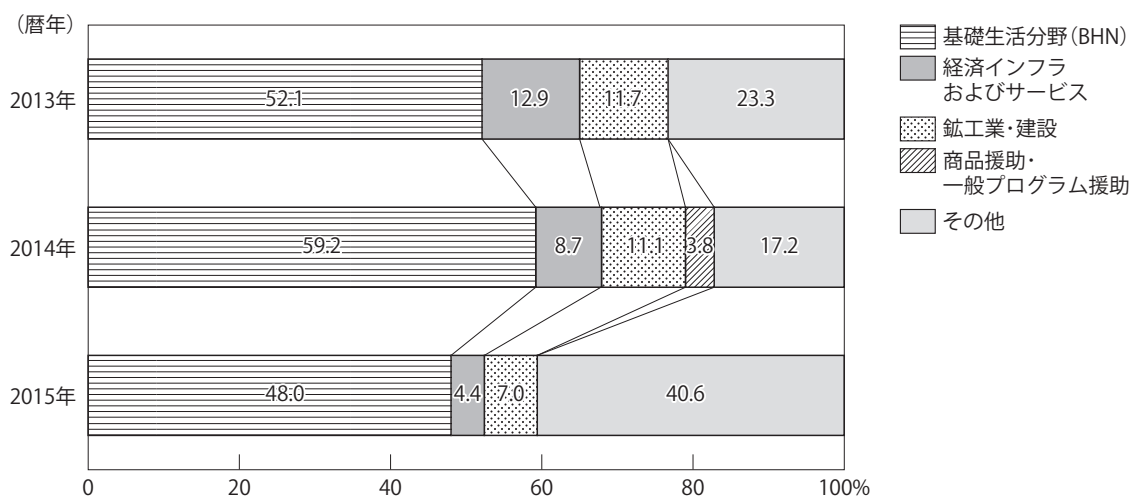
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 欧州連合 (EU)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約（リスボン条約、2009年12月1日発効）の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

(2) 基本方針

2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development) が合意され、EUとEU加盟国間との開発のための政策一貫性 (PCD) を確保し、援助効果を上げていくことや加盟国のODAを2015年までに対GNI比0.7%に引き上げることが確認されたが、2015年の対GNI比は0.47%にとどまり、2030年までの達成を新たな目標としている。

2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁 (EEAS : European External Action Service) が創設され (2010年12月に発足)、新興国の被援助国から援助国への変貌および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」 (Increasing the Impact of EU Development Policy : Agenda for Change) を作成し、同アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整について欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞りこむ政策等を打ち出した。

EUは2015年に国連にて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを歓迎し、域内では循環型

経済の推進等を通じ、域外では他国による2030アジェンダの実施を支援するための対外政策を通じ、同アジェンダの実施を推進するとしている。

2. 援助規模

(1) 開発援助総額

2014年のEUによる開発援助総額 (支出純額ベース) は165億ドルである (DAC統計2016年6月時点)。DACに加盟するEU加盟国19か国^(注)の開発援助総額は752億ドルであり (同2016年6月時点)、これらを合わせると、約917億ドル。

(2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み (Multi-annual Financial Framework) と呼ばれる2014年から2020年までの7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金の予算305億ユーロを加えると7年間で968億ユーロになる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

(3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国 (かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国) に対する援助として拠出する欧州開発基金 (EDF : European Development Fund) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2015年の欧州委員会人道支援・市民保護総局 (DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額 (実績額) は、約15億ユーロである。なお、2016年については、現下の難民問題に対処するため、3億ユーロの追加予算が計上された。

(4) 予算枠組み

EUの外交・援助をカバーするGlobal Europeには多

注: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニアが加盟。

くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント (thematic instrument) と、②低所得国・地域向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント (geographical instrument) とがある。

3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、主に、ACP諸国、近隣国および後発開発途上国 (LDCs) 等がある。

(1) ACP諸国

かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国 (ACP諸国)。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その附属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国全てがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金 (EDF : European Development Fund) より支出。

(2) 近隣国

東側の近隣であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ自治区、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

(3) その他の開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援助。

4. 日本との開発協力

日本とEUは共に主要なドナーの一つであり、様々な国際的な開発課題への対応に取り組んでいる。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が、開発分野におけるキープレ

イヤーとして、開発政策に関する年次協議を開催することに合意したことを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後2015年7月の第4回日EU開発政策対話 (注：援助政策協議から改称) まで、4回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている。

実施体制

1. 欧州対外活動庁

(EEAS : European External Action Service)

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案する。

2. 欧州委員会開発協力総局

(DG DEVCO : Directorate-General for International Cooperation and Development)

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ (人道支援を除く)。

3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

(DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection)

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

● ウェブサイト

- ・ 欧州対外活動庁 :
http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm
- ・ 欧州委員会開発協力総局 :
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm
- ・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局 :
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

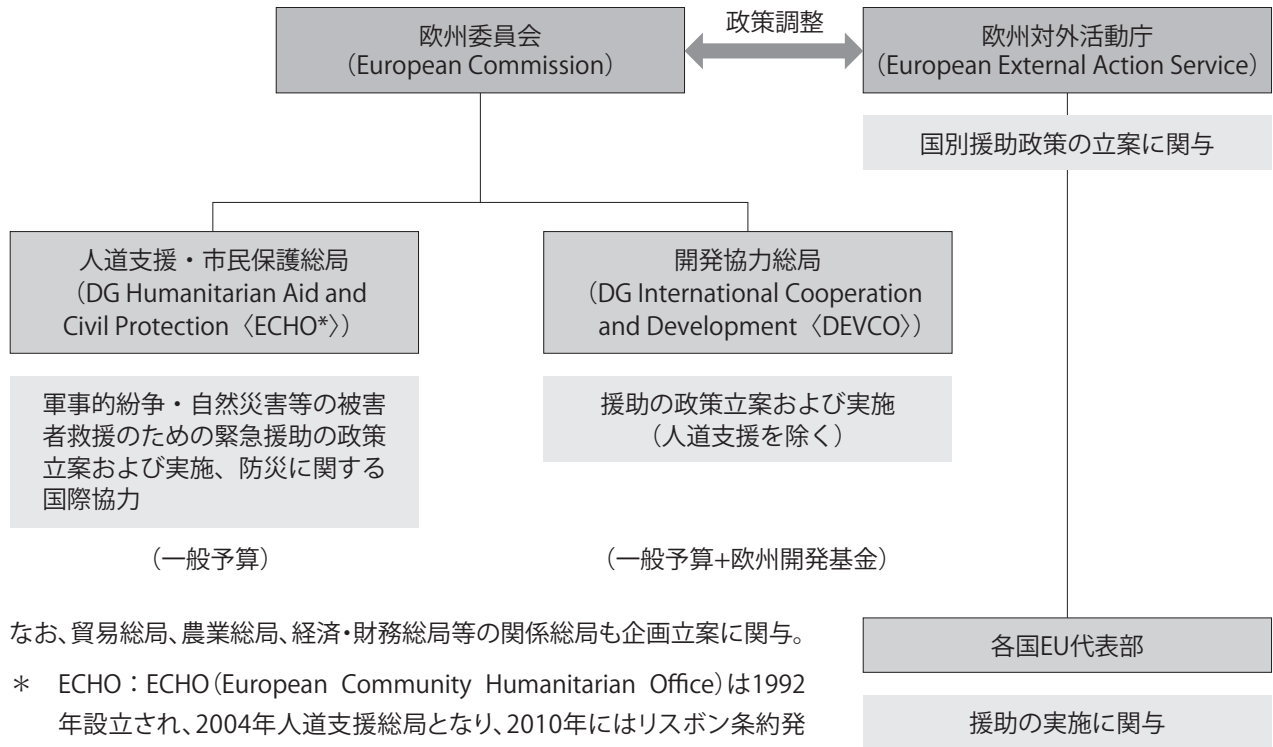
● 参考資料

2015年度版開発・対外支援政策とその実施に関する年次報告書 (2015 Annual Report on the European Union's Development and External Assistance Poli-

cies and their Implementation in 2014) :

• https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/2015-annual-report-web_en.pdf

援助実施体制図



なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(1) 政府開発援助上位10か国

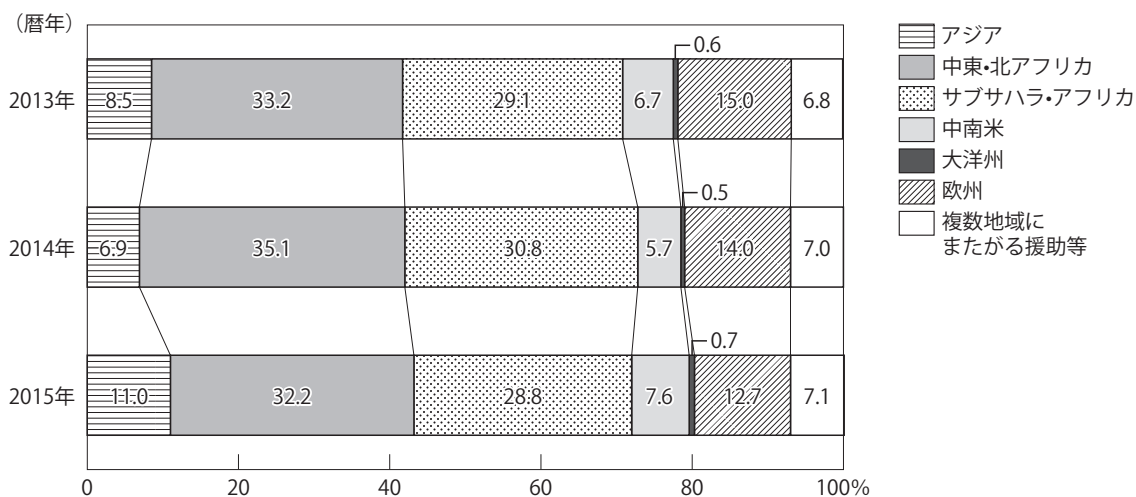
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	2,493.94	15.9	1	トルコ	2,698.28	16.5	1	トルコ	1,802.90	13.3
2	セルビア	593.84	3.8	2	モロッコ	525.10	3.2	2	[パレスチナ自治区]	406.26	3.0
3	モロッコ	551.37	3.5	3	ウクライナ	490.46	3.0	3	モロッコ	348.66	2.6
4	チュニジア	439.17	2.8	4	[パレスチナ自治区]	481.26	2.9	4	チュニジア	322.70	2.4
5	ウクライナ	368.69	2.3	5	チュニジア	452.68	2.8	5	ブラジル	285.28	2.1
6	[パレスチナ自治区]	357.89	2.3	6	アフガニスタン	358.90	2.2	6	インド	264.70	2.0
7	コンゴ民主共和国	335.92	2.1	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	333.09	2.0	7	南アフリカ	260.78	1.9
8	マリ	296.72	1.9	8	マリ	308.80	1.9	8	ウクライナ	234.85	1.7
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	283.47	1.8	9	エジプト	305.89	1.9	9	ニジェール	227.20	1.7
10	アフガニスタン	250.14	1.6	10	エチオピア	267.85	1.6	10	シリア	222.32	1.6
10位の合計		5,971.15	38.0	10位の合計		6,222.31	38.0	10位の合計		4,375.65	32.3
二国間ODA合計		15,722.70	100.0	二国間ODA合計		16,389.30	100.0	二国間ODA合計		13,545.56	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

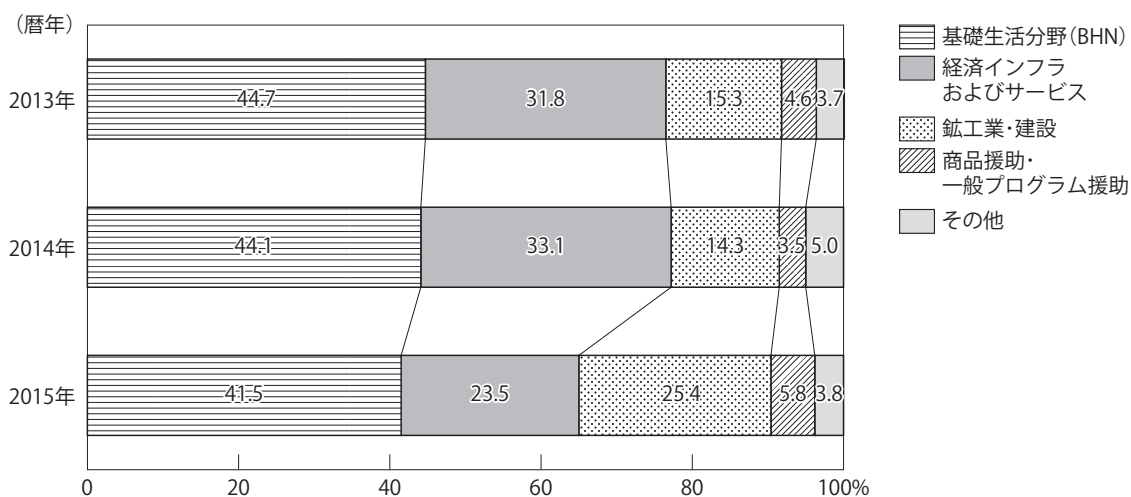
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 フィンランド(Finland)

援助政策等

1. 基本方針

フィンランドは開発協力政策を外交・安全保障政策の重要な一部と位置付け、政策全体の整合性を図っている。2016年2月、国会に提出された開発援助に関する政府報告書「フィンランドの開発政策」(注：国会からも肯定的な評価を得た)では、2015年に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを基盤として開発計画を策定し、貧困と不平等の根絶を第一の目標としている。

開発予算は削減傾向にあり、政策評価を通じてより効果的な援助へ予算および人的資源を投入できるよう、常に規定や執行方法の変更を行っている。

基本法は存在しないものの、開発協力政策の策定は、フィンランドが締約国となっている国際人権法、環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいている。

2. 援助規模

(1) 開発協力予算は1994年以降伸び続け、2014年には執行額は12億ユーロ(対GNI比で0.6%に相当)に達したが、政府全体の予算削減の一環で2015年の執行予算は11.6億ユーロ(GNI比0.56%)となった。2016年の予算は8.18億ユーロ(GNI比0.38%)で、うち4.93億ユーロが外務省のODAに充てられる。政府の予算削減により開発協力予算は前年にくらべ約2億ユーロ削減されたほか、1.3億ユーロ分の無償資金協力が資本投資および社会貢献企業に対する融資へと変更された。さらに2017~2020年の政府一般予算計画では、2018年4月から毎年2,500万ユーロの開発援助削減が予定されている。

(2) フィンランドは、ODAの対GNI比0.7%達成を長期目標としており、その実現のため、収入の多様化によりODA実績額の対GNI比増加を図っている。その一環として、ETS(EU内の排出権取引)から得た収入の全てを開発協力資金に充当し、2014年にはその額は6,900万ユーロに達したが、2015年5月に発足した内閣の下で、2016年以降のETS収入の開発協力資金への充当の取り止めとなった。

(3) フィンランドの開発協力予算は、外務省ODA予算とその他の開発協力基金に分けられており、後者は難民受け入れ費用、EUの開発協力予算に対する拠出額

等で構成される。2015年執行額においては、前者が約80%、後者が約20%を占めた。

(4) フィンランドの開発協力予算は、二国間援助と多国間援助に分類することも可能である。2015年執行額においては、総額11.6億ユーロのうち前者が約54%、後者が約46%となった。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

政府報告書「フィンランドの開発政策」では2030アジェンダを基礎とし、さらなるフィンランドの重点分野として①女性および女性の権利と地位の向上、②途上国における仕事・生活手段・福祉創出を促進し自立を促すこと、③民主的で機能的な社会、④食糧安全保障、水およびエネルギー資源へのアクセス、自然エネルギーの持続可能な利用の4点を挙げている。

援助対象分野は多岐に亘り、予算面では2015年の二国間援助のうち「人道支援・災害予防」が12%を占めた。続いて、「公共・市民社会」10%、「産業・ビジネス」と「農林水産」が合わせて8%、「教育」8%、「行政支出」8%、「水・衛生」6%、「紛争予防」6%、「分野横断的セクター」5%、「難民受け入れ」5%、「エネルギー」4%、「保健・人口政策」4%、「その他」23%の割合となっている。

(2) 重点地域

二国間協力ではエチオピア、ソマリア、ケニア、タンザニア、ザンビア、モザンビーク、アフガニスタン、ネパール、ミャンマーを開発パートナー国としている。さらなる援助を必要とする国や脆弱国家に支援を集中するため、重点地域の中でもアフリカではエチオピア、ソマリアへの援助を増加、ケニア、タンザニア、モザンビークへの援助を継続、一方で所得レベルが増加したザンビアについては民間企業の関与も得て支援の方法を多様化させるなど状況に応じて柔軟に対応している。パートナー国の他、紛争の続くシリア、イラクへの復興支援やウクライナへの支援も行っている。

多国間援助にも力をいれており、主な拠出先は、国連関係機関(2015年約36%)、EU(約29%)、世界銀行(約22%)、地域開発銀行・基金(AfDB等)(約8%)である。

実施体制

1. 実施体制

フィンランド外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には外国貿易・国際開発大臣率いる開発政策局が担当している。(ただし、開発協力予算の中には一部他省庁の所掌事項もある)

2. NGO・企業等多様なアクターとの協力

フィンランド政府は伝統的に開発協力をに於いてNGOを支援してきており、約300のフィンランドNGOが約100カ国でフィンランドのODAを実施しており、政府は

とりわけ経験豊富な16のNGOをパートナー機関と指定している。

民間企業との関係においては、Finnfund^(注1)、Finnpartnership^(注2)、BEAM^(注3)等のプログラムを通じて、途上国におけるフィンランド企業の活動を支援している。支援の多様化をめざし、NGO、民間企業、研究機関、高等教育機関などの多様なアクターの開発協力への関与が追求されている。

● ウェブサイト

・フィンランド外務省：<http://formin.finland.fi>

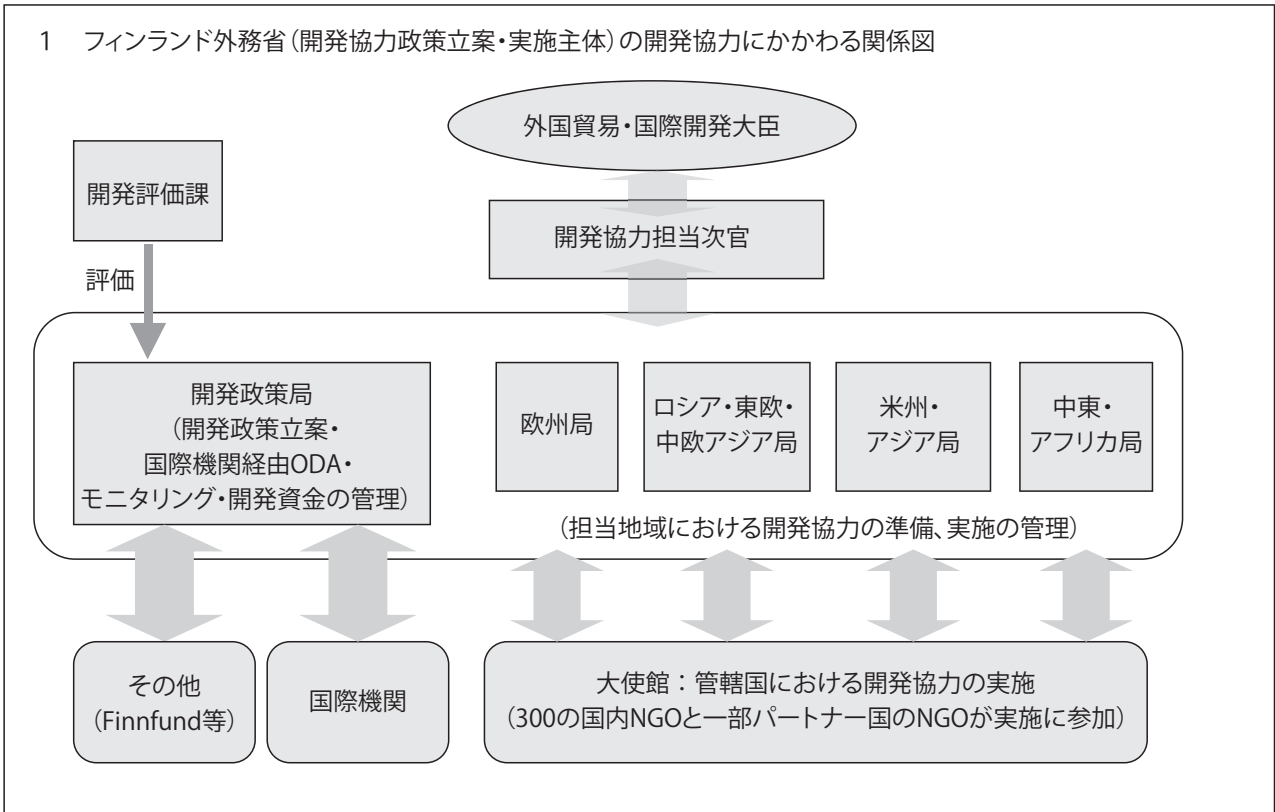
注1:外務省が運営する政府系開発金融機関。発展途上国の開発や経済援助への資本投資に対する融資を行う。

注2:外務省が資金提供するフィンランドと途上国の特に中小企業が共同で行う試験的なプロジェクトに対する経済支援を提供する。

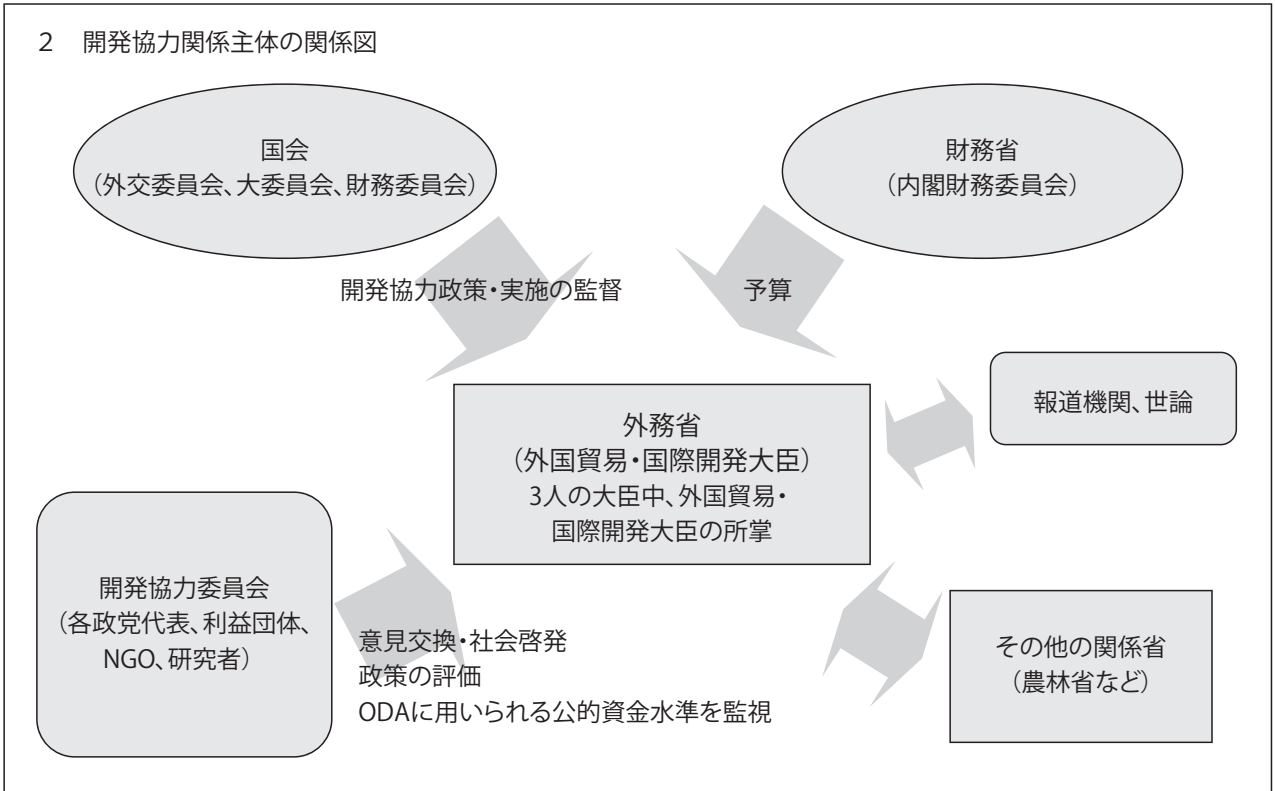
注3:2015年に始まったフィンランド技術庁(TEKES)および外務省によるプログラム。途上国企業と協力するフィンランドの企業および活動に対して、イノベーションをもって開発問題を解決し、そこから持続可能なビジネスを展開できるように支援する。資金の50%は民間資金。

援助実施体制図

1 フィンランド外務省(開発協力政策立案・実施主体)の開発協力にかかわる関係図



2 開発協力関係主体の関係図



(1) 政府開発援助上位10か国

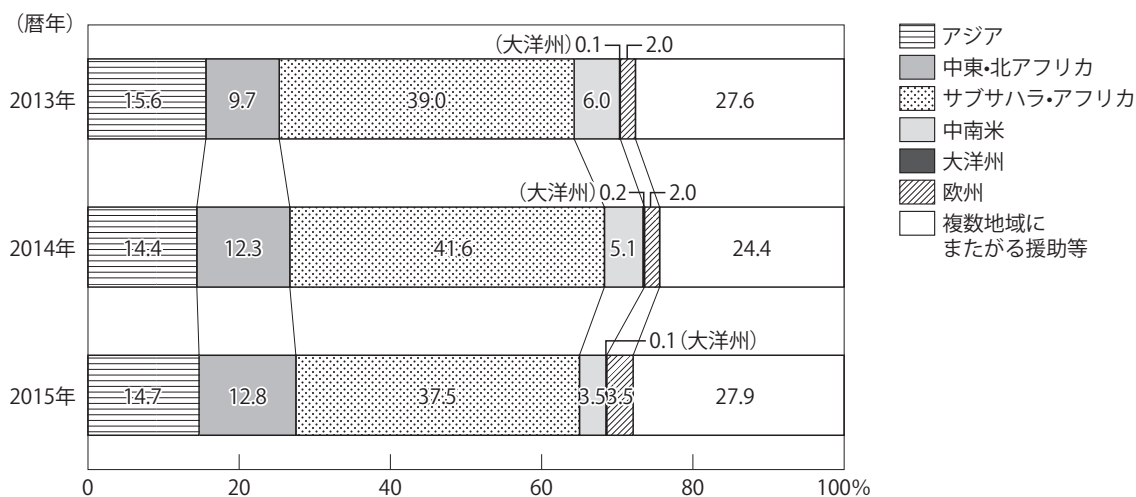
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	45.24	5.5	1	ケニア	56.87	6.1	1	アフガニスタン	29.25	4.2
2	ザンビア	40.57	4.9	2	タンザニア	54.22	5.8	2	タンザニア	29.04	4.2
3	アフガニスタン	34.41	4.2	3	エチオピア	40.89	4.4	3	ネパール	26.82	3.8
4	ケニア	29.52	3.6	4	アフガニスタン	37.77	4.0	4	モザンビーク	26.33	3.8
5	モザンビーク	28.88	3.5	5	ネパール	37.54	4.0	5	エチオピア	24.75	3.5
6	ネパール	27.21	3.3	6	ザンビア	28.64	3.1	6	ケニア	20.93	3.0
7	ベトナム	24.72	3.0	7	モザンビーク	28.49	3.0	7	ソマリア	17.75	2.5
8	エチオピア	20.64	2.5	8	ソマリア	27.47	2.9	8	ザンビア	15.89	2.3
9	[パレスチナ自治区]	14.17	1.7	9	ベトナム	19.61	2.1	9	[パレスチナ自治区]	13.41	1.9
10	南スーダン	14.14	1.7	10	イラク	16.71	1.8	10	シリア	12.97	1.9
10位の合計		279.50	34.0	10位の合計		348.21	37.1	10位の合計		217.14	31.1
二国間ODA合計		822.20	100.0	二国間ODA合計		937.62	100.0	二国間ODA合計		697.86	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

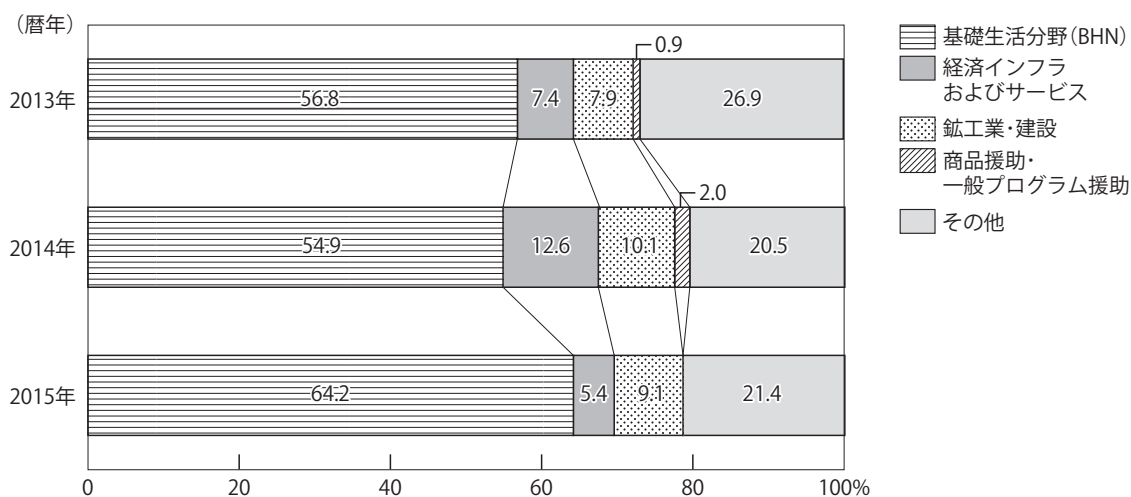
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

9 フランス(France)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

フランスは、2012年に発足したオランド政権の下、新興国の台頭や気候変動問題等新たな情勢に適合した開発政策の改革に着手。2013年7月、国際協力および開発に関する省庁間委員会（CICID）を4年ぶりに招集し、「28の政策決定」を発表。この決定を基礎として、フランスにとって初めてとなる開発についての法案が準備され、市民社会や国会での議論を経て2014年7月に「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale) (以下「開発法」) が公布された。なお、同法には公布から5年後に改定される旨が規定されている。

(2) 基本方針

フランスの開発政策実施に当たっての方針としては、途上国において持続的な開発を実現し、極度の貧困と格差是正に向けた国際的な取組に貢献することが規定されている。

2. 援助規模

2014年のODAの実績は、総額80億5千万ユーロで、二国間援助が全体の61%、多国間援助（EU経由を含む）が39%を占め、この内二国間援助の金額は、無償資金協力が34億1千万ユーロ、有償資金協力が14億6千万ユーロであった。

ODAの対GNI比は、2030年に0.7%を達成するとの目標を掲げているものの、現時点では0.37%にとどまっており、2020年までにフランス開発庁（以下、AFD）の年間ODA額を40億ユーロ増額するとしている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

開発法では、取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。2015年12月にCOP21を開催したフランスは特に気候変動対策を重視し、実施機関であるAFDは、援助の50%以上を気候変動対策にプラスの影響を与えるものとする「気候・開発戦略（2012–2016）」の実施に充ててお

り、2015年は55%の援助が同戦略に沿ったものであった。

【取組を進める10分野】

①保健・社会保障、②農業・食料安全保障と栄養、③教育・職業訓練、④民間セクター・企業の社会的責任、⑤国土の均衡ある開発、⑥環境・エネルギー、⑦水・衛生、⑧ガバナンス・汚職対策、⑨人の移動・移民・人材育成、⑩貿易・地域統合

(2) 重点地域

フランスは、新興国の登場等により開発途上国間での格差・多様性が増しているとの認識に基づき、被援助国を下記4カテゴリーに分類。

① 優先貧困国 (Pays pauvres prioritaires)

上述「28の政策決定」において優先貧困国として指定された16か国（ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ（民）、チャド、トーゴ、セネガル）に対し、政府の無償援助の2分の1、AFDの無償援助の3分の2を供与するとしている。2014年にはAFD無償援助の約66%が供与された。

② アフリカと地中海諸国

サブサハラ・アフリカ並びに地中海の南側および東側諸国にフランスの海外援助のうち85%を供与するとしている。2015年には90%が供与された。

③ 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国

④ その他の地域

経済発展を続ける中所得国が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包摂的なグリーン成長を促進する取組を進める。

4. 日本との開発協力

フランスは日本にとって古くからの開発パートナーである。近年は特にアフリカにおける協力が発展している。

2015年10月にヴァルス仏首相が訪日した際、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」が策定された。また、2016年8月に開催されたTICAD VIIには、フランスからヴァリニエ外務・国際開発大臣付仏語圏・開発担当長官が出席し、TICAD VI公式サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」

が開催された。同サイドイベントにおいて、コートジボワール政府、JICAおよびAFDとの間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が締結された。

5. その他

多様なアクターとの連携については、2013年7月に上記CICIDにより、フランスの開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関の対話の場として「全国開発・国際連帯評議会」（CNDSI）が設置された。2014年5月に最初の会合が開かれ、その後、これまでに計6回開催（2016年6月時点）。

評価について、政府は2年に一度、開発政策に関する報告書を両議会の委員会、CNDSAおよびCNCD（地方分権協力全国委員会）に提出することとされており、2014年には2012–2014年の開発政策を報告する第2次報告書が提出された。

実施体制

フランスの開発政策の指針や優先事項は上記CICIDが中心になって定められており、首相が長を務め関係閣僚が出席する（事務局は外務・国際開発省、AFD、経済財政省国庫総局）。実施に当たって、二国間援助については

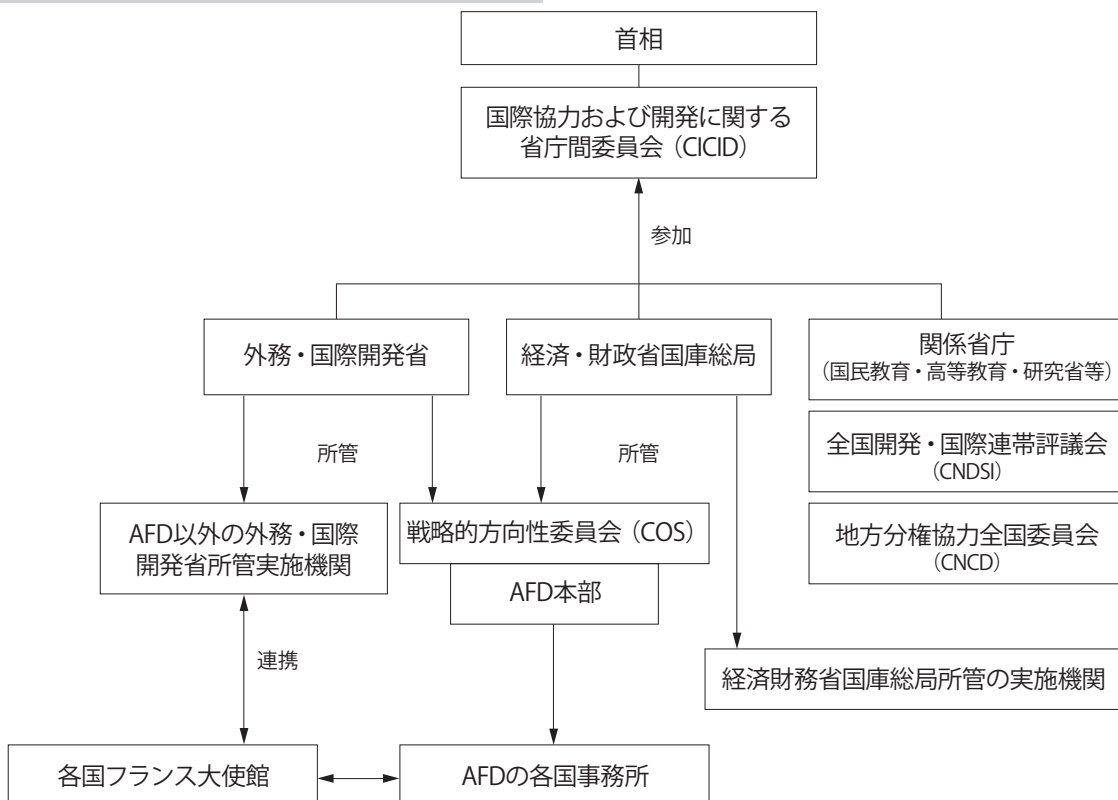
実施機関であるAFDが有償援助、無償援助を含めて中心的な役割を果たす他、国民教育・高等教育・研究省、経済財政省国庫総局からの拠出も多い。フランスのODAの約40%を占める多国籍間援助については、欧州開発基金（EDF）、UNDPや世界基金等を所管する外務・国際開発省および国際開発金融機関への拠出等を所管し、パリクラブの事務局も務める経済財政省国庫総局を中心に実施されている。

AFDは、全世界に70の事務所を有し、職員数は約1,750人（2016年、海外領土の事務所含む）。「目的および手段に関する契約（Contrat d'objectifs et de moyens）」を通じて外務・国際開発省および経済財政省国庫総局が所管しているが、理事会（Conseil d'administration）には専門家や国会議員も参加しAFD業務の方針等を決定している。

● ウェブサイト

- ・フランス外務・国際開発省（MAEDI）：
<http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/>
- ・フランス開発庁（AFD）：
<http://www.afd.fr/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

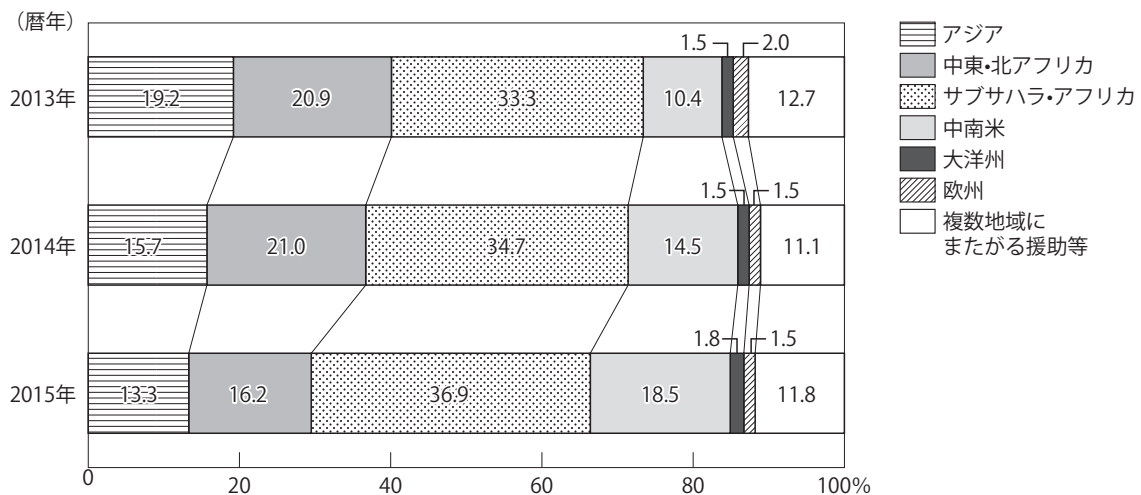
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モロッコ	681.99	10.0	1	モロッコ	539.46	8.3	1	コロンビア	459.24	8.9
2	ミャンマー	579.45	8.5	2	コロンビア	477.72	7.3	2	モロッコ	214.00	4.1
3	南アフリカ	301.02	4.4	3	セネガル	293.96	4.5	3	ドミニカ共和国	199.09	3.9
4	メキシコ	262.92	3.9	4	ブラジル	222.90	3.4	4	ブラジル	181.03	3.5
5	コロンビア	217.68	3.2	5	メキシコ	219.91	3.4	5	カメルーン	162.23	3.1
6	セネガル	189.57	2.8	6	トルコ	182.57	2.8	6	マリ	148.33	2.9
7	ベトナム	177.27	2.6	7	カメルーン	167.11	2.6	7	南アフリカ	122.73	2.4
8	カメルーン	172.04	2.5	8	ベトナム	158.48	2.4	8	ヨルダン	116.29	2.3
9	ケニア	158.59	2.3	9	フィリピン	130.68	2.0	9	セネガル	110.22	2.1
10	中国	148.74	2.2	10	インド	117.26	1.8	10	[フリス・フテュナ]	105.59	2.0
10位の合計		2,889.27	42.5	10位の合計		2,510.05	38.5	10位の合計		1,818.75	35.3
二国間ODA合計		6,800.78	100.0	二国間ODA合計		6,513.68	100.0	二国間ODA合計		5,157.49	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

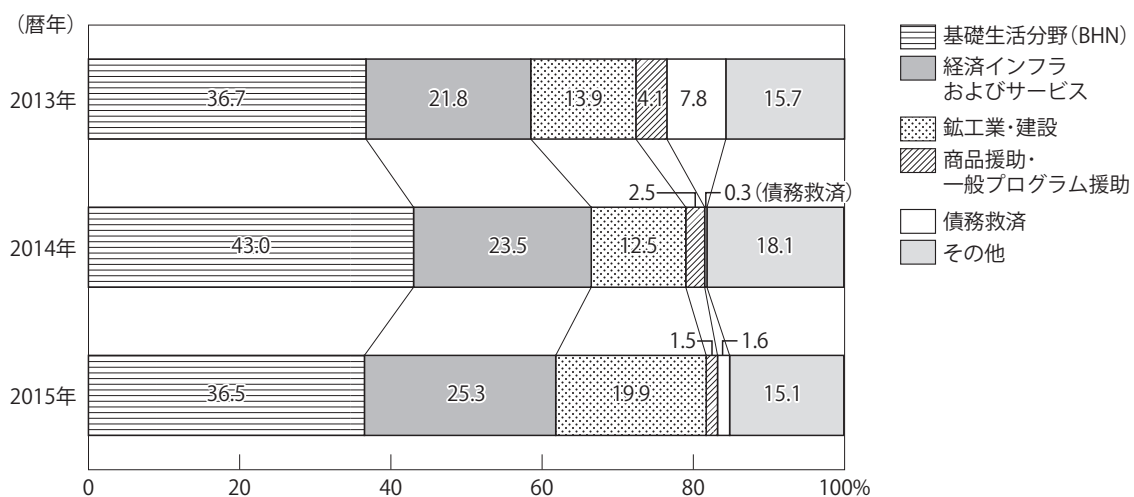
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 ドイツ (Germany)

援助政策等

1. 基本方針

ドイツは、開発政策を国際貢献・参画の最重要手段と位置付け、グローバルな開発課題に取り組んでいる。日本と同様に伝統的に二国間援助を重視し、民間企業、NGO等との連携に力を入れるとともに、後述の復興金融公庫 (KfW) を通じて積極的に借款を実施している。

2014年11月には、有識者、経済界、NGOおよび国民からの幅広い意見を集約した開発政策の基本方針である「未来大綱 (Zukunftscharta)」を発表。

2015年6月にドイツが議長国を務めたG7サミットでは、ポスト2015年開発アジェンダ、サプライ・チェーンにおける基準、保健、気候変動、食料確保、女性等がテーマとなった。

2. 援助規模

2015年のドイツの政府開発援助 (ODA) 実績は、前年比7.32%増の177億7,900米ドル (速報値) であり、ドイツは米・英に次いで世界第3位の援助国である。同年のドイツODAの対GNI比は0.52%。なお、ドイツ援助政策の中心を担う連邦経済協力開発省 (BMZ) (後述) の2016年予算は前年比約14%増の74億ユーロであり、うち約31億ユーロが二国間援助、16億ユーロが多国間援助機関への拠出金として計上されている。二国間援助および多国間援助機関への拠出ともに増加しているが、全体に占める二国間援助の割合が増加傾向にある (2014年ODA実績124億8,590万ユーロのうち、二国間は87億3,490万ユーロ、多国間は37億5,110万ユーロ)。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野：「未来大綱」の行動目標

- ① 世界全体における尊厳ある人生の実現
- ② 自然環境の保全および持続可能な利用
- ③ 持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
- ④ 人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
- ⑤ 平和構築および人間の安全保障の強化
- ⑥ 文化的・宗教的多様性の尊重および保護
- ⑦ 変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
- ⑧ 新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築

(2) 重点地域

ドイツは、67か国のパートナー国を選定し、二国間援助をパートナー国に集中的に実施。その内訳は、アフリカ24か国、アジア18か国、中南米・カリブ諸国9か国、中東欧・コーカサス7か国、近東9か国。

実施体制

1. 主務官庁としての連邦経済協力開発省 (BMZ)

援助政策の企画・立案は、1961年に設立された連邦経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助 (資金協力、技術協力) および国際機関を通じた援助について同省 (本省定員約980名) を中心に調整が行われる。ODA予算については、6割がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD-DACに報告されている。

外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に計85名が外向している。

2. 実施機関

(1) 国際協力公社 (GIZ)

国際協力公社 (GIZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している (従業員は17,319名、そのうち約70%は現地スタッフ)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (国内事務所16か所、海外事務所約90か所)。GIZの事業予算約20億ユーロのうち約17億ユーロはBMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。

(2) 復興金融公庫 (KfW)

復興金融公庫 (KfW) は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦 (80%) および州 (20%) がその所有者となっている。KfW (厳密には同グループ内

の「KfW開発銀行」(本部フランクフルト)の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、約70か所の在外事務所を有する。資金協力事業(有償・無償とも)を実施。

(3) その他の実施機関

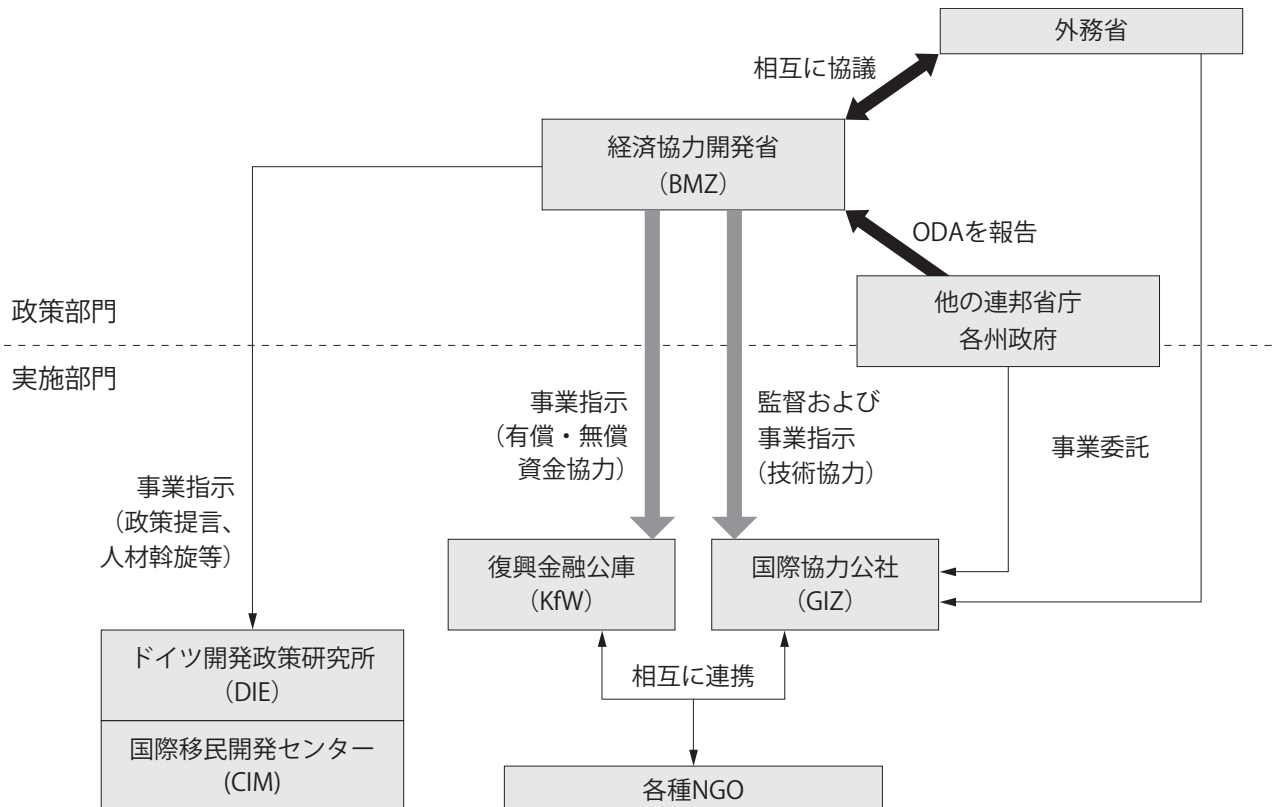
その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)、ドイツに居住している被援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター(CIM)などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁(THW)がある。

● ウェブサイト

- ・ 経済協力開発省 (BMZ) : <http://www.bmz.de/en>
- ・ 国際協力公社 (GIZ) : <http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・ 復興金融公庫 (KfW) : <https://www.kfw-entwicklungsbank.de/International-financing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ ドイツ開発政策研究所 (DIE) : <http://www.die-gdi.de/en/>
- ・ 国際移民開発センター (CIM) : <http://www.cimonline.de/en/index.asp>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

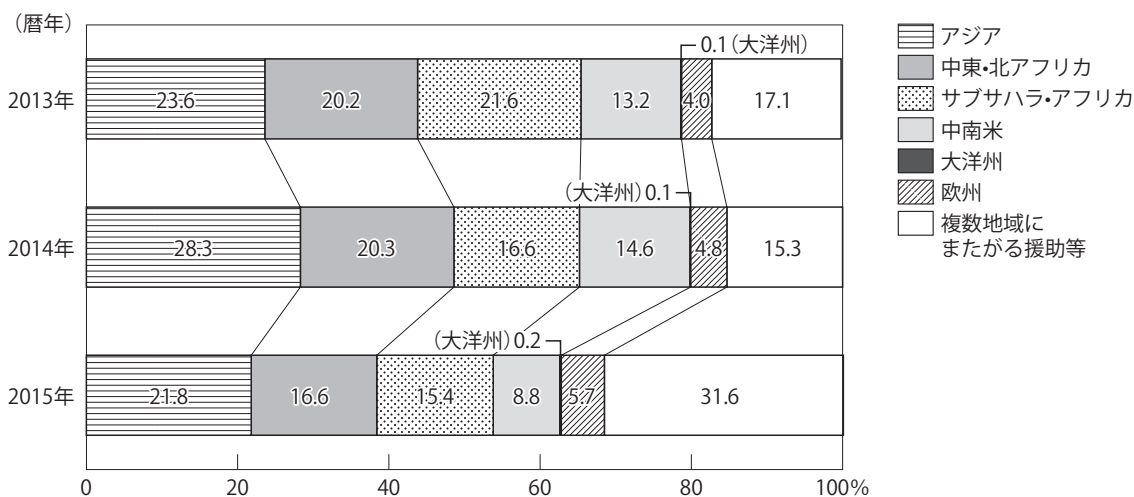
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	548.69	5.8	1	アフガニスタン	529.39	4.6	1	インド	751.61	5.3
2	インド	472.68	5.0	2	ブラジル	468.04	4.0	2	中国	545.12	3.9
3	中国	371.57	3.9	3	インド	435.62	3.8	3	南アフリカ	387.13	2.7
4	シリア	311.90	3.3	4	中国	425.47	3.7	4	ウクライナ	372.39	2.6
5	トルコ	228.75	2.4	5	モロッコ	414.69	3.6	5	アフガニスタン	362.07	2.6
6	ブラジル	217.91	2.3	6	ミャンマー	353.43	3.0	6	モロッコ	351.92	2.5
7	エジプト	188.10	2.0	7	トルコ	343.87	3.0	7	トルコ	319.53	2.3
8	ベトナム	144.29	1.5	8	シリア	276.50	2.4	8	インドネシア	311.47	2.2
9	メキシコ	139.51	1.5	9	メキシコ	249.17	2.1	9	シリア	277.10	2.0
10	イエメン	124.08	1.3	10	チリ	162.46	1.4	10	ブラジル	269.44	1.9
10位の合計		2,747.48	29.1	10位の合計		3,658.64	31.6	10位の合計		3,947.78	28.0
二国間ODA合計		9,451.12	100.0	二国間ODA合計		11,589.34	100.0	二国間ODA合計		14,112.97	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

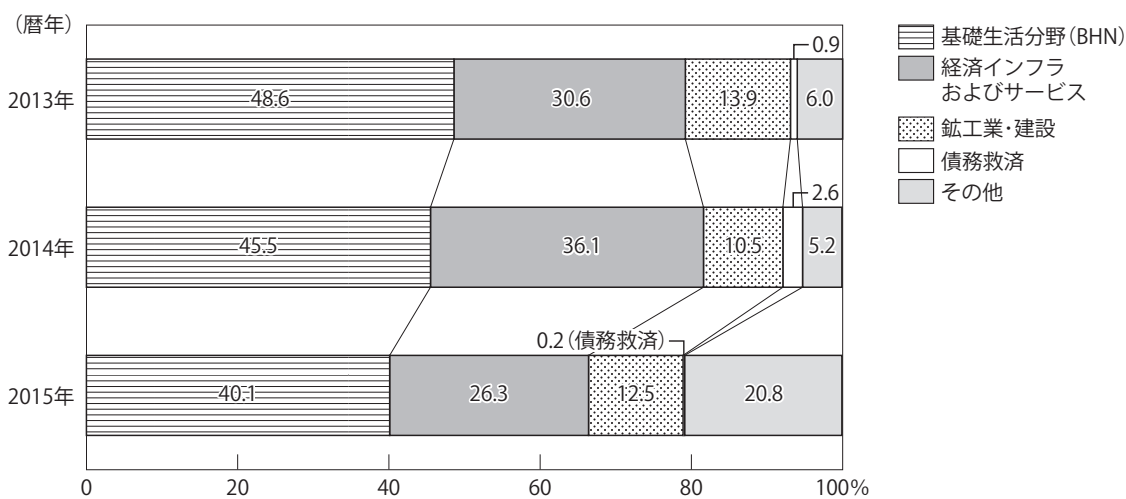
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 ギリシャ (Greece)

援助政策等

1. ギリシャの援助政策をめぐる動き

ギリシャは、1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始したが、経験が蓄積され、利用可能な資源も増加したため徐々に二国間支援を拡大した。1999年にOECD開発援助委員会 (DAC) に加盟。ギリシャは、2010年以降、財政・経済立て直しのため欧州等から財政支援を受けているが、主に「モンテレイ合意」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州コンセンサス」、「アクラ行動計画」、「援助効果向上に関する釜山パートナーシップ」および「開発に関する欧州のコンセンサス」等、国際的な取り決めに基づき、できる限りの範囲で量的・質的目標の達成に努め、ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に貢献した。

2. 基本法・基本方針等

(1) 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、外務省に国際開発協力総局 (Hellenic International Development Cooperation Department) (通称Hellenic Aid) が設置された。

2000年9月、大統領令224号により、Hellenic Aidは、法律2594/1998の定義に従い、外務省から独立しているが一体的・有機的な組織となり、外務大臣直轄の下、緊急人道支援および他の形態の支援に関する監視・調整・監督、NGOおよび政府省庁等による開発途上国向けの開発支援およびインフラ整備に関する権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、Hellenic Aidの組織、人員、機能等が定められた。

(2) 基本方針

現在のギリシャは、第3次支援プログラムの下、欧州から財政支援を受けているが、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に重点を置きつつ、「アディス・アベバ行動目標」および「気候変動に関するパリ協定」を元にして、政府横断的な取り組みを行っている。ギリシャのODA予算は縮小され、開発支援プログラムもあらゆるレベルで縮小している。限られた予算と資源を最大化するためには、絞られたプロジェクトに焦点を当てた優先順位化を行うとともに、効率化が鍵である。

ギリシャによる開発支援は現在、国境を越えない支援 (高等レベル教育の奨学金、外国人学生の帰属費用、難民関係費等) を中心としている。多国間レベルの支援は、限定された国際機関への分担金支払いに限られている。過去の約200件の支援プログラムは終息に向かっている。インフラ設備の近代化、生産部門への投資促進、民主化支援、行政・地方自治体の近代化などを通して南東欧地域の政治的、経済的、社会的安定を図る「ギリシャ・バルカン復興計画」は2011年で終了したが、ブルガリアおよびルーマニア向けのプロジェクトのみ2020年まで延長された。

(3) 基本目標

- ① 2015年までにODAを対GNI比0.7%とする。
- ② 2015年7月の「アディス・アベバ行動目標」で示されたODA数値目標 (2015年以降のODA対GNI比目標は0.7%) はEUの目標でもあり、ギリシャもそれに従う。

3. 援助規模・目標達成状況

(1) 援助規模

2014年のODA総額は対GNI比0.11% (約2億4,800万ユーロ)。うち、多国間ODAは約2億200万ユーロ、二国間ODAは約4,600万ユーロである。厳しい財政状況により、ODAの実施は現在奨学金の支給、学習経費の補助、難民対策の3分野に絞って行われており、これらの経費はHellenic Aid以外から支出された。

(2) 目標達成状況

2015年までにODAを対GNI比0.7%にするとの目標は、ギリシャの深刻な財政的逼迫により達成できなかった。2015年以降については、厳しい財政状況により、ギリシャでは現在、今後数年間の被援助国向けの支援額等に関する多年度ODA予算およびODA中期計画は作成されておらず、単年度予算の枠内で限定的にODAを実施している。

実施体制

ODAの実施は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分組織である国際開発協力総局 (Hellenic Aid) がその一部を担っており^(注1)、残りは他省庁が独自に行っている。

Hellenic Aidの所掌事務は以下のとおり。

1. 開発協力に関連する国家予算、政府省庁・機関および国内外の公的・民間基金の管理。
2. 公的当局、NGO、他の市民社会組織により実施される事業／プロジェクトの監視と支援。
3. ギリシャによる開発支援に関する統計データの収集、加工処理とDACへの提出。
4. DACおよび欧州連合（EU）の作業グループ・ネットワークによる作業のフォロー。
5. 持続可能な事業の実施から最大限の成果を上げるため、優先国向けの将来の開発政策戦略に関する提案を作成し、国際経済関係組織調整閣僚委員会に提案。

6. 以下に関する財政的活動：

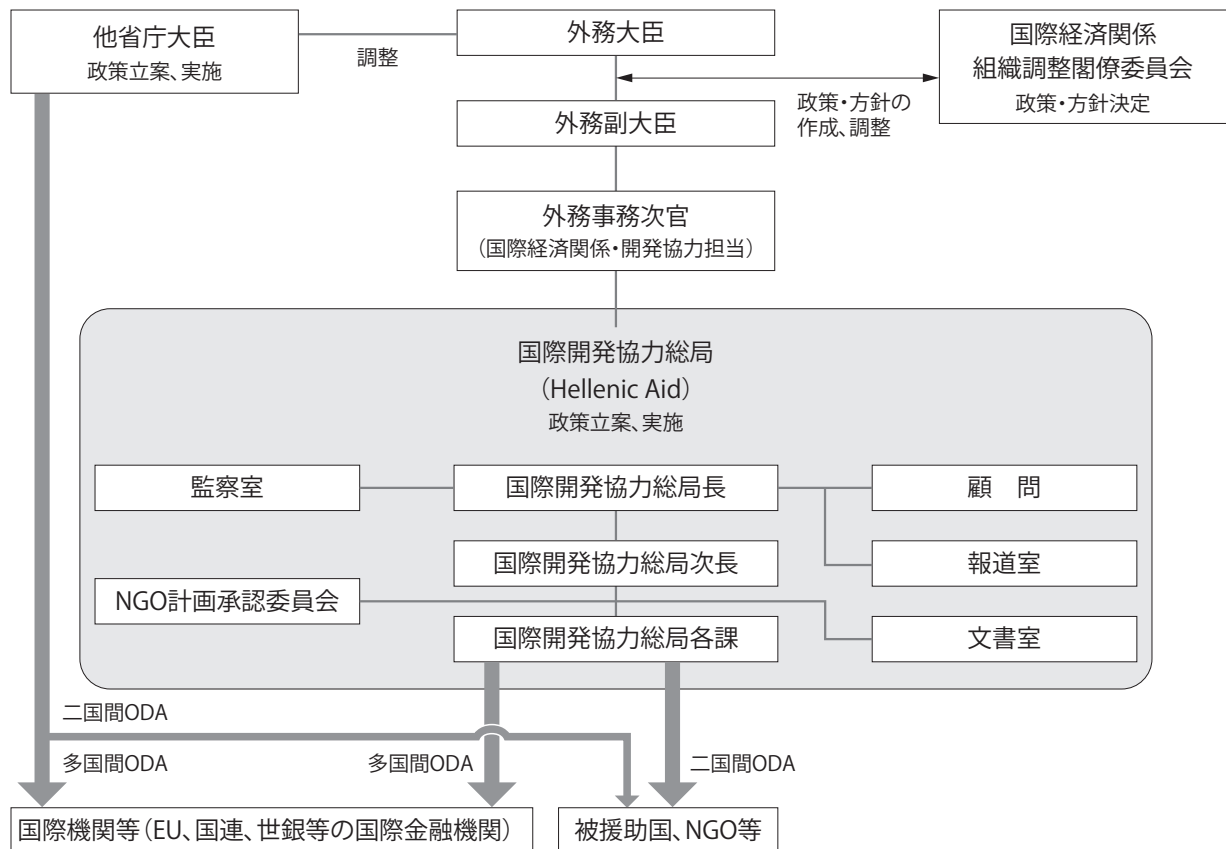
- ・緊急人道支援。
- ・復興、開発事業・プロジェクト。
- ・開発教育、ギリシャおよび開発途上国におけるボランティア精神促進に関する情報提供。

7. 欧州委員会人道支援・市民保護総局（ECHO）、欧州委員会国際協力・開発総局（EUROPE AID）、EUおよび他の国際機関によって実施される事業へのギリシャの参加の支援。

● ウェブサイト

- ・国際開発協力総局（Hellenic Aid）：
<http://www.hellenicaid.gr>

援助実施体制図



注1:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは21名で外務省（6名）、専門家（4名）、経済商務担当（1名）、その他職員（10名）。ODAの実施においては、在外公館が補完的な役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006～2007年にスリランカへの支援のためコロロンボに設置（1名）された例があるのみだが、現在は閉鎖されている。

(1) 政府開発援助上位10か国

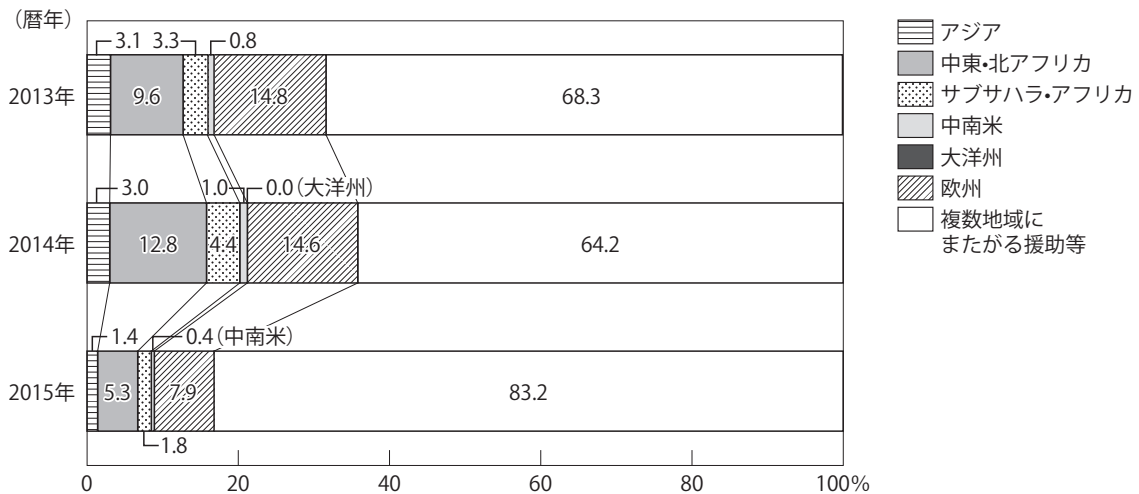
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アルバニア	2.34	5.4	1	ウクライナ	2.35	5.1	1	ウクライナ	1.92	2.7
2	ウクライナ	2.16	5.0	2	アルバニア	1.75	3.8	2	アルバニア	1.59	2.2
3	[パレスチナ自治区]	0.78	1.8	3	[パレスチナ自治区]	1.52	3.3	3	[パレスチナ自治区]	0.71	1.0
4	シリア	0.77	1.8	4	コンゴ民主共和国	0.83	1.8	4	コンゴ民主共和国	0.60	0.8
5	エジプト	0.69	1.6	5	シリア	0.80	1.7	5	シリア	0.59	0.8
6	コンゴ民主共和国	0.64	1.5	6	エジプト	0.73	1.6	6	エジプト	0.49	0.7
7	イラン	0.59	1.4	7	イラン	0.68	1.5	6	イラン	0.49	0.7
8	モルドバ	0.49	1.1	8	トルコ	0.60	1.3	8	トルコ	0.46	0.6
9	アフガニスタン	0.42	1.0	9	モルドバ	0.57	1.2	9	モルドバ	0.44	0.6
9	ジョージア	0.42	1.0	10	ベラルーシ	0.44	1.0	10	ベラルーシ	0.36	0.5
9	ベラルーシ	0.42	1.0	10	セルビア	0.44	1.0				
10位の合計		9.72	22.3	10位の合計		10.71	23.2	10位の合計		7.65	10.6
二国間ODA合計		43.61	100.0	二国間ODA合計		46.10	100.0	二国間ODA合計		71.88	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

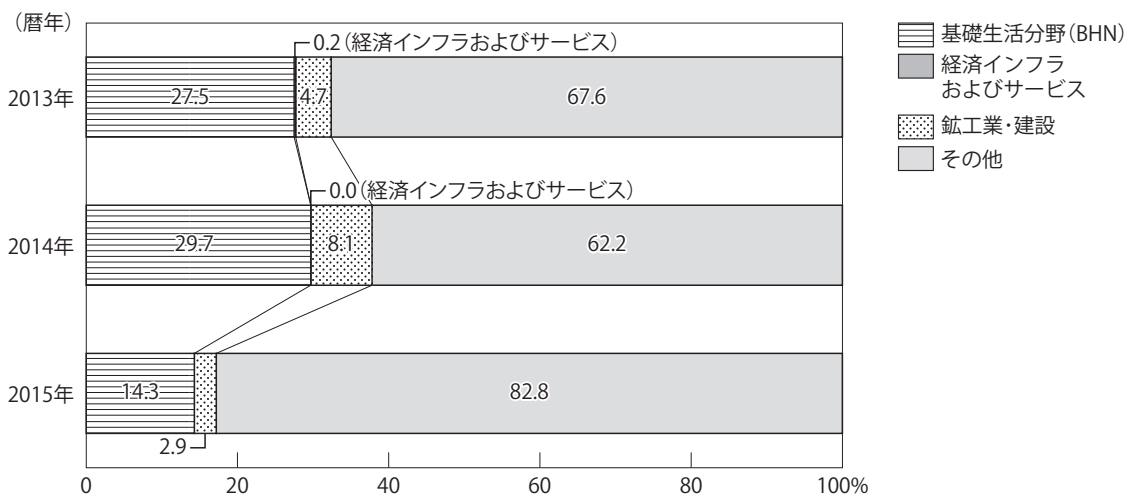
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 アイスランド (Iceland)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

アイスランド国際開発協力が基本法となっている。同法では、国際開発協力の主な目的は、貧困と飢餓を根絶および人権、教育、保健、男女平等、持続可能な開発および持続可能な資源の活用を含めた経済社会開発を促進するための被援助国政府の努力を支援することであると規定している。

(2) 基本方針

被援助国およびアイスランド納税者に対して大きな責任を負っていることに留意し、被援助国の現地情勢等を常に考慮しながら、専門的かつ組織的なアプローチを行うことを基本方針としている。また、国連重視の観点から、2000年の国連ミレニアム宣言に基づきアイスランド開発援助戦略(2013-2016年)を策定し、関連の諸政策実施に務めている。(2015年9月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2017年度以降の新たな経済協力プログラムに反映される予定。)

2. 援助規模

(1) 2015年の開発援助予算総額は、約5,154百万アイスランド・クローナ(以下ISK)(対GNI比0.24%)で、その全額が援助先に対し資金供与として提供される。このうち90%が外務省の所管であり、10%が内務省、福祉省等の所管となっている。また多国間援助への予算が51%、2国間援助への予算が49%を占める。

(2) 援助予算の支出内訳は、国際機関への拠出金が21%、国際機関・組織によるプロジェクトへの支援が26%、プロジェクト支援が30%、債務救済が10%、等となっている。

3. 重点分野・地域

(1) 援助の重点分野としては、天然資源、社会インフラ、および平和構築の3分野にプライオリティーが置かれている。これらの分野の中でも、漁業、再生可能エネルギー(特に地熱)、教育・保健、グッド・ガバナンスおよび災害復興に焦点を当てている。

(2) 地域別の援助先としては、サブサハラ地域が51%、中東地域が11%、東欧が4%、南アジアが3%、ラテ

ンアメリカが0.4%、その他約29%が特定の地域を定めない援助となっている。

(3) 二国間援助ではマラウィ(約6億ISK)、ウガンダ(約4億6千万ISK)、モザンビーク(約4億2千ISK)が重点被援助国である。またパレスティナ自治区(約9千万ISK)、アフガニスタン(約8千万ISK)が主要被援助地域、被援助国となっている。

(4) 国際機関との援助協力については、世界銀行、ユニセフ、UN Womenおよび国連大学が主要パートナーとなっており、特に国連大学では地熱エネルギー利用技術研修プログラム(UNU-GTP)、国連大学水産技術研修プログラム(UNU-FTP)に加え、土壌回復(UNU-LPT)およびジェンダー(UNU-GEST)に関するプロジェクトがアイスランドにより行われている。

(5) また、人道援助分野への援助を重視する立場から、近年、NGOや国連中央緊急対応基金(CERF)、国連世界食糧プログラム(WFP)、国連人道問題調整事務所(OCHA)との協力を強化している。

実施体制

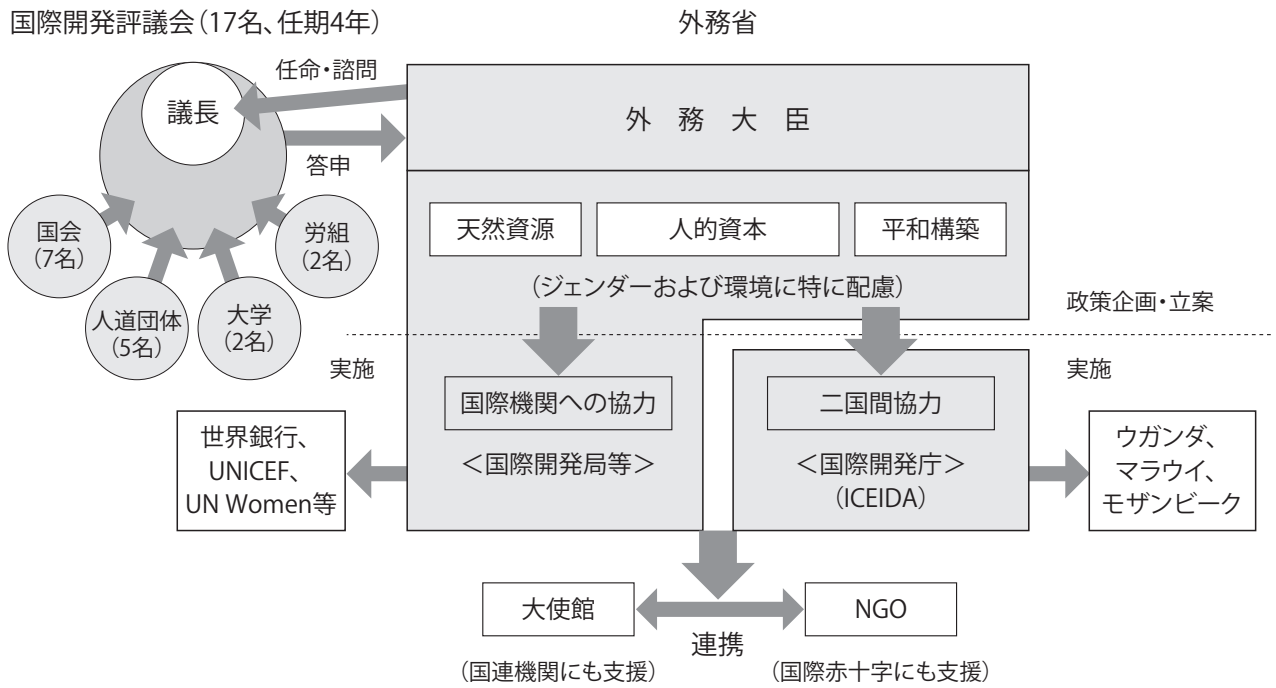
(1) 援助実施体制についてみると、外務省が国際機関を通じた協力を、また、同省が管轄するICEIDAが二国間協力を各々実施している。

(2) アイスランド国際開発協力は第3条において、2年に一度、4年間の国際開発協力戦略を策定し、外相は同戦略を国会決議にかけなければならないこと、および同戦略には政府開発援助(ODA)に割り当てられる予定の予算額の対GNI比を明記すべきことも定めている。また、17人の委員からなる国際開発評議会が設置され、同評議会は開発戦略を策定するに当たり諮問を行うこととなっている(同法第4条)。

● ウェブサイト

- ・アイスランド外務省：<http://www.mfa.is>
(政府開発援助：<http://www.mfa.is/foreign-policy/development-cooperation/>)
- ・アイスランド国際開発庁：
<http://www.iceida.is/english>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

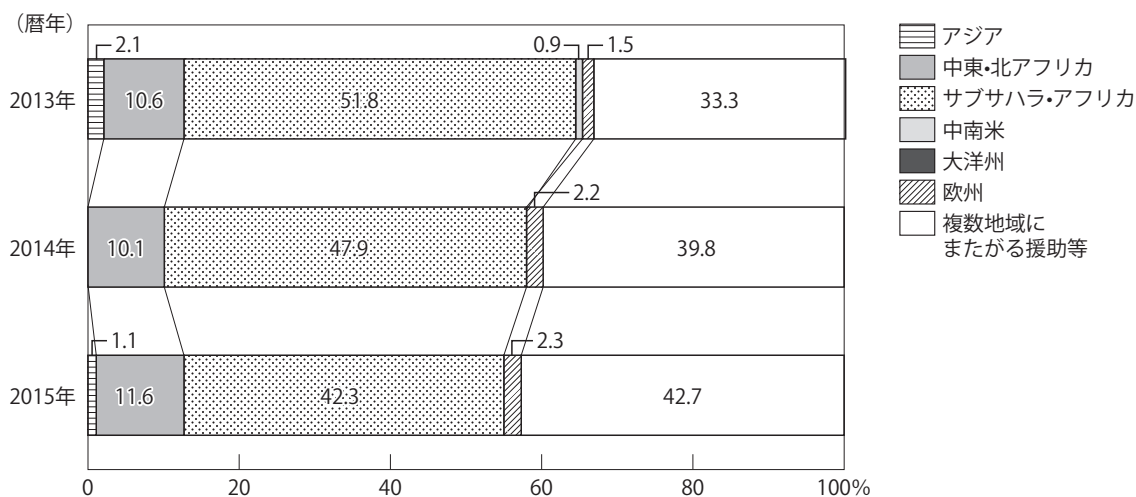
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マラウイ	5.66	19.2	1	マラウイ	5.29	17.1	1	マラウイ	4.59	14.8
2	ウガンダ	4.17	14.2	2	ウガンダ	3.33	10.8	2	ウガンダ	3.38	10.9
3	モザンビーク	2.88	9.8	3	モザンビーク	2.75	8.9	3	モザンビーク	3.22	10.4
4	[パレスチナ自治区]	1.77	6.0	4	[パレスチナ自治区]	1.81	5.9	4	レバノン	1.14	3.7
5	アフガニスタン	0.75	2.6	5	アフガニスタン	0.72	2.3	5	シリア	1.00	3.2
6	シリア	0.59	2.0	6	シリア	0.60	1.9	6	[パレスチナ自治区]	0.73	2.4
7	フィリピン	0.40	1.4	7	エチオピア	0.42	1.4	7	アフガニスタン	0.63	2.0
8	ソマリア	0.25	0.9	8	ウクライナ	0.25	0.8	8	エチオピア	0.42	1.4
9	エチオピア	0.19	0.6	9	シエラレオネ	0.21	0.7	9	ウクライナ	0.30	1.0
10	パキスタン	0.14	0.5	10	ベラルーシ	0.20	0.6	9	ネパール	0.30	1.0
10位の合計		16.80	57.1	10位の合計		15.58	50.4	10位の合計		15.71	50.6
二国間ODA合計		29.41	100.0	二国間ODA合計		30.94	100.0	二国間ODA合計		31.04	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

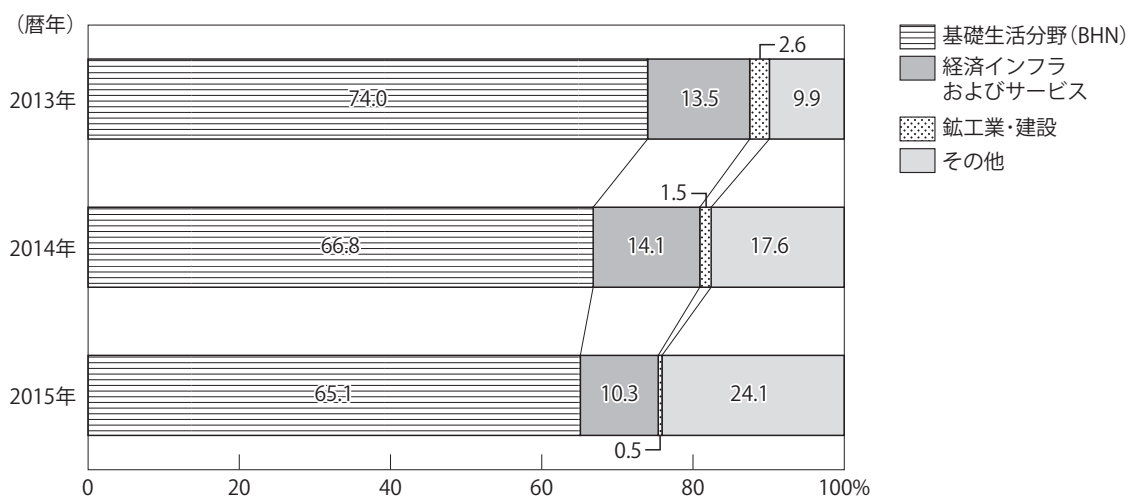
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 アイルランド (Ireland)

援助政策等

1. 基本政策

開発援助政策は、数年ごとに見直しが行われている。近年では2006年に援助白書が発表されて基本方針・政策が示された後、このレビューを経て、2013年に現行援助政策（「一つの世界、一つの未来：国際的な開発のためのアイルランドの政策」）が発表された。現行政策に係わるレビューは、2016年に始まるとされている。なお、アイルランドにおいて開発援助に係わる根拠法はない。

2. 援助規模

2015年のODA総額は約6.48億ユーロであり、前年実績（約6.15億ユーロ）から5%増加した。ただ、これは、アイルランドが深刻な経済危機に陥る前の2008年と比べれば3割減の水準である。また、政府は、対GNI比0.7%を開発協力に割り当てることを目標としているが、2015年実績は0.36%に留まった。

3. 重点分野・地域

(1) 重点目標・分野

最優先課題として貧困削減が掲げられている。また、優先して取り組むべき分野や内容として、①世界的規模の飢餓、②脆弱国家支援、③気候変動と開発、④貿易と経済成長、⑤必要不可欠な社会サービス（教育、HIV/エイズ対策、保健・社会的保護）の質の改善、⑥人権とアカウンタビリティが挙げられている。

(2) 重点地域・国

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視している。アイルランドは、重点国として9か国を主要パートナー国に指定し、計画的な援助を展開しており、うち8か国がサブサハラ地域である。同9か国は次のとおり：①エチオピア、②レソト、③マラウイ、④モザンビーク、⑤タンザニア、⑥ウガンダ、⑦ザンビア、⑧シエラレオネ、⑨ベトナム。

また、2015年には、緊急人道支援として、南スーダンやシリアおよび同難民に係わる援助が積極的に実施された。

4. 日本との開発協力

2013年に日・アイルランド首脳相互訪問が実現し、

共同宣言が発出された。この中で、両国が、途上国の教育、農業および貧困撲滅のために協力していくことが確認された。具体的には、マラウイ中南部に暮らす住民の安全な水へのアクセスを改善するために深井戸建設プロジェクトを日本と連携して実施したことが協力例として挙げられる。（日本側案件名：平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「ンチュウ県ガンヤ地区安全な水供給計画」）

実施体制

開発援助の責任は外務・貿易省にあり、外務・貿易大臣の下に、援助担当の国務大臣（移住者・対外開発援助担当）が置かれている。さらにその下で、外務・貿易省開発協力局（通称「アイルランド援助庁」(Irish Aid)）が開発協力に係わる施策立案・調整・実施を担っている。2016年、同「援助庁」の職員数は約170名（国内：約130名、海外：約40名）である。

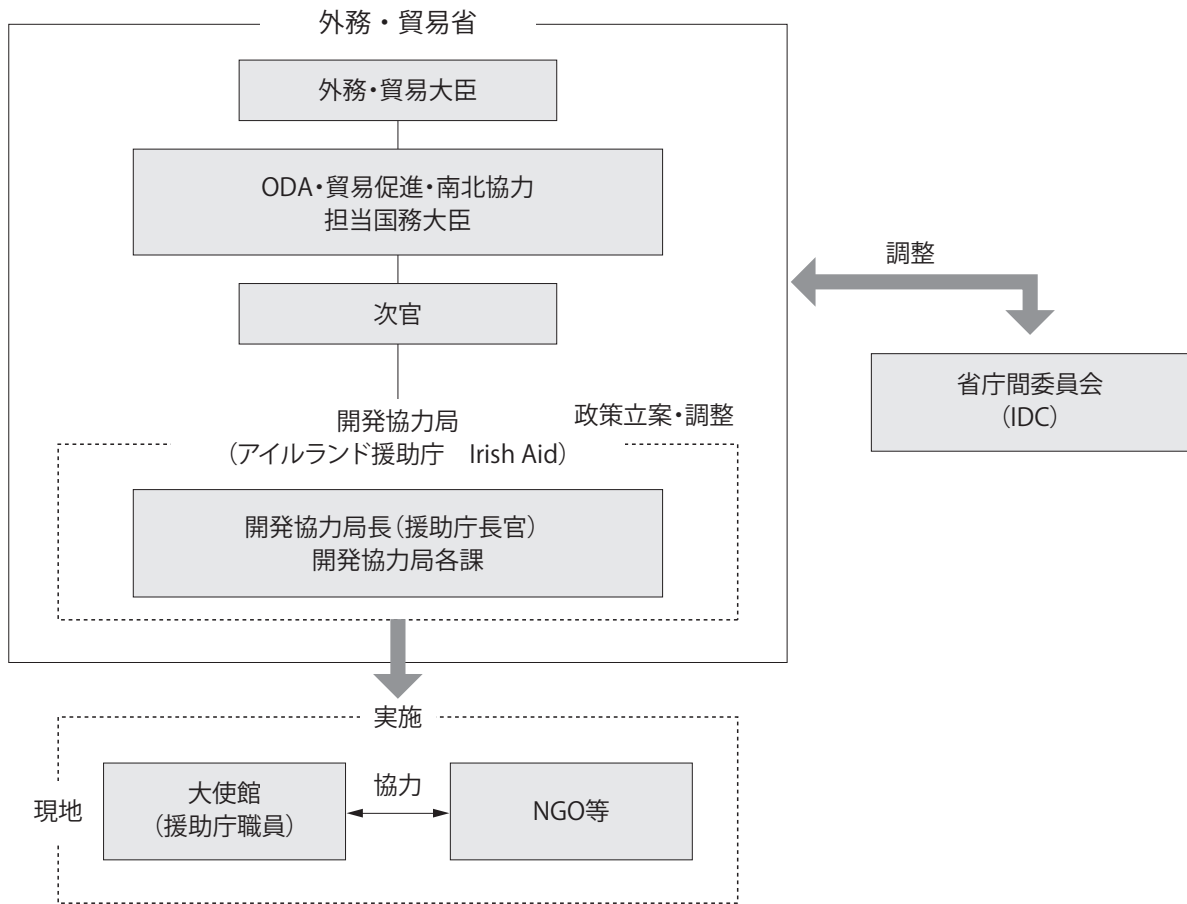
開発協力予算の約75%は外務・貿易省（「アイルランド援助庁」）から、残りがその他の省庁等から拠出されている。また、2015年の同予算の64%は二国間援助に、残りが多国間援助（主な拠出先：EU、UNDP、世銀、WFP、UNICEF等）の枠組みを通じた支援に使用された。

アイルランドは、NGOを重視しており、政府と国際機関による業務を補完し、被援助国の市民・コミュニティの意見と参加を確保する上でNGOが重要な役割を果たし得るとしており、国内外NGOとの連携・活用を重視し、緊密に協力して援助を実施している。

● ウェブサイト

・アイルランド援助庁 (Irish Aid) : www.irishaid.gov.ie/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

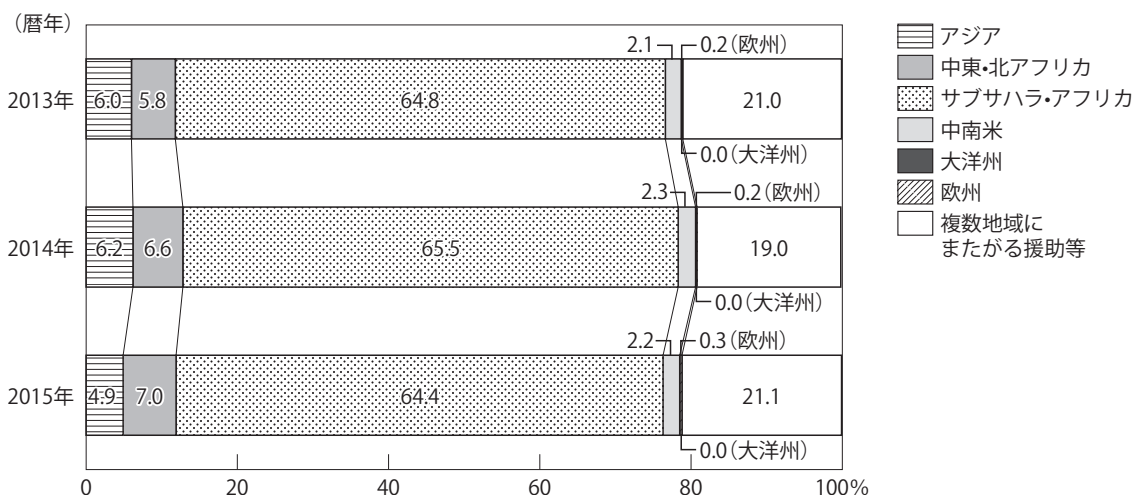
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	55.25	10.1	1	モザンビーク	53.27	10.3	1	モザンビーク	40.92	9.6
2	エチオピア	45.77	8.4	2	エチオピア	48.27	9.3	2	エチオピア	38.78	9.1
3	タンザニア	43.56	8.0	3	ウガンダ	37.04	7.1	3	タンザニア	31.59	7.4
4	ウガンダ	31.67	5.8	4	タンザニア	33.13	6.4	4	ウガンダ	25.45	6.0
5	マラウイ	26.99	4.9	5	マラウイ	25.81	5.0	5	マラウイ	21.94	5.1
6	ザンビア	26.28	4.8	6	ザンビア	23.24	4.5	6	ザンビア	19.29	4.5
7	ベトナム	17.14	3.1	7	ベトナム	16.80	3.2	7	ベトナム	12.56	2.9
8	シエラレオネ	12.05	2.2	8	シエラレオネ	16.26	3.1	8	南スーダン	12.21	2.9
9	コンゴ民主共和国	11.54	2.1	9	南スーダン	12.82	2.5	9	シエラレオネ	11.45	2.7
10	シリア	10.38	1.9	10	シリア	10.40	2.0	10	シリア	9.96	2.3
10位の合計		280.63	51.4	10位の合計		277.04	53.4	10位の合計		224.15	52.4
二国間ODA合計		545.59	100.0	二国間ODA合計		519.13	100.0	二国間ODA合計		427.46	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

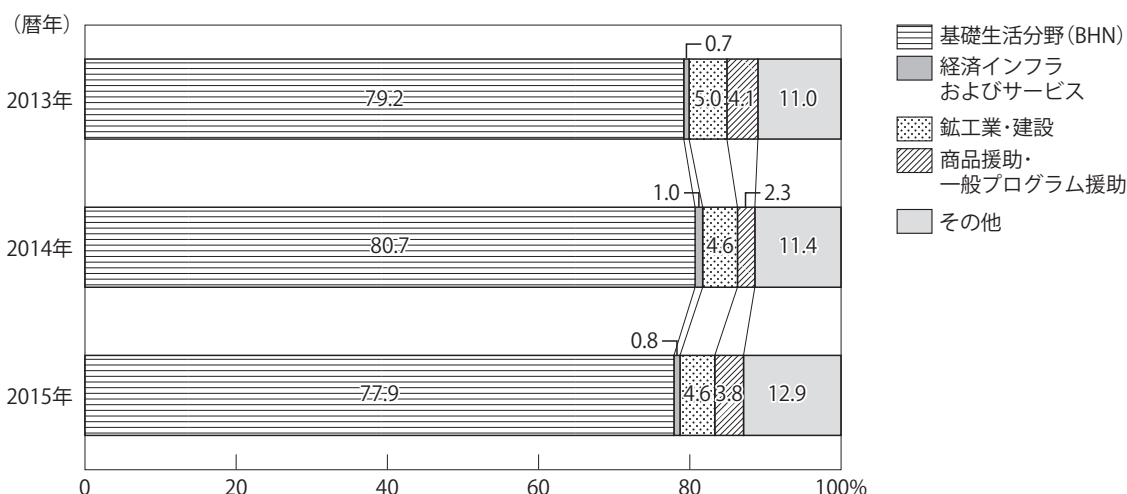
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

2014年、政府開発援助基本法は、27年ぶりの改正が行われた。開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連憲章、およびEU基本法の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的を追求する（第1条）」ものと規定し、また、「国連、EU、その他の国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の未然防止、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（第2条）」としている。

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済財政省、経済振興省関係者等が参加する。現在執行中の「開発援助指針2014年～2016年」は、全ての関係機関が透明性を保ちながら協働し、援助の効果を上げるという原則に基づいて策定されている。

2. 援助規模

2015年のODA実績は30億713万ユーロで、対前年比0.48%減。また、ODAの対GNI比は0.19%（2014年も0.19%）であった。

イタリアは経済危機の影響により、2012年にODA予算を大幅に削減（前年比38%減）し、2013年から再び回復あるいは横ばいとなっている。レンツィ政権はG7諸国中最低であるODA予算規模を、G7の議長国である2017年中に第4位にまで引き上げるとしており、最終的には国連目標である対GNI比0.7%を達成するとの野心的な目標を発表している。

3. 重点分野・地域

優先分野は、①人権・民主主義促進、②農業・食料安全保障、③人材開発・保健・教育、④民間セクターの内発的・包括的・持続可能な発展、⑤環境・文化財保護であり、それ以前の開発協力計画と比べ、中東や北アフリカでの体制転換を迎え民主主義促進が優先順位を上げたのが特色と言える。また、旧植民地等との関係を通じて伝統的にイタリアが深い関係を持つ北アフリカ、アフリカの角地域では、特に現地のニーズに応じて農業、食料安全保障分野の援助を重視している。イタリアは農業用器具の生産国でもあり、またFAO、IFAD、WFPの食料

安全保障に関係する国際機関は本部がローマにある。2015年ミラノ万博のテーマが「食」であったことからわかるように、食料安全保障はイタリアのODAにおいて大きな比重を占めている。

さらに、2014年に改定された政府開発援助基本法では、それまでの伝統的な教育、医療と言った分野の人道支援だけでなく、裨益国の産業育成に繋がる人材開発、官民連携案件の発掘の強化が打ち出されており、イタリアの産業界からのヒアリングが行われている。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカ（セネガル、スーダン、南スーダン、ケニア、ソマリア、エチオピア、モザンビーク、ニジェール、ブルキナファソ）で、次が北アフリカ（エジプト、チュニジア）、バルカン（アルバニア）。2016年夏～秋に改訂予定の開発戦略（3カ年計画）では、従来の優先地域に加え、最近のサブサハラ・アフリカ諸国からの移民問題を受けてケニア、スーダン、エチオピア、エリトリアへの支援強化が盛り込まれる見込み。さらに、重点分野としては新たに文化遺産の保護活動が加えられ、イスラム過激派による文化遺産の破壊がみられるアフガニスタン、中東での支援が強化される見込み。

実施体制

1987年の政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）および国連関係機関に対する拠出は、外務・国際協力省が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄することが規定されている。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りは他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務・国際協力省は12課から構成され、職員数は233名（2016年6月）であり、うち131名が外交官の資格を有する者、96名が庶務を担当する者、6名が専門家である。2016年1月の開発援助庁の発足を受け、同5月に外務・国際協力省の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍した外務・国際協力省の職員数はすでに上記のとおり233名にまで削減され、秋頃までにさらに人員削減が行われる見込み。

援助の有効性を上げるための専門の援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき2016年1月に発足した開発協力庁が設置され、2016年6月時点で職員数は130名、これに加え在外事務所の人員は約40名であるが、2016年末までにさらに職員数を40名増員する計画を有している。17の独立した海外事務所の他に、在外公館の中にも5つの事務所を有し、合計22の海外事務所を有している。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定している。また、200万ユーロを超える案件については、開発協力運営委員会の承認を得てから実施する。同委員会は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力副大臣、外務・国際協力省開発局長、開発協力庁長官が参加し、投票権を持たない参加者として経済振興省および

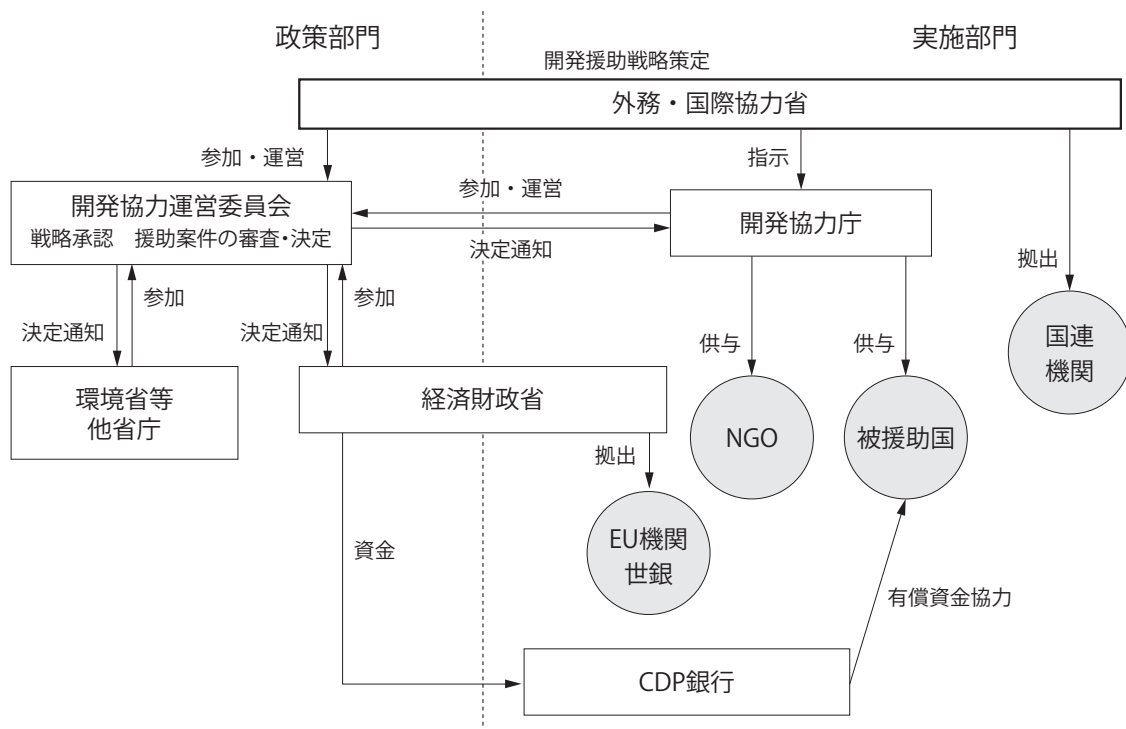
び案件ごとの関係各省の代表が参加する。国際機関を通じた援助については引き続き外務省が所掌している。

有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開発協力運営委員会で承認された案件につき、経済財政省の委託を受けた民間銀行（CDP銀行）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行っている。

● ウェブサイト

- ・外務・国際協力省：
<http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgc/index.php>
- ・開発協力庁：
<http://www.agenziacooperazione.gov.it/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

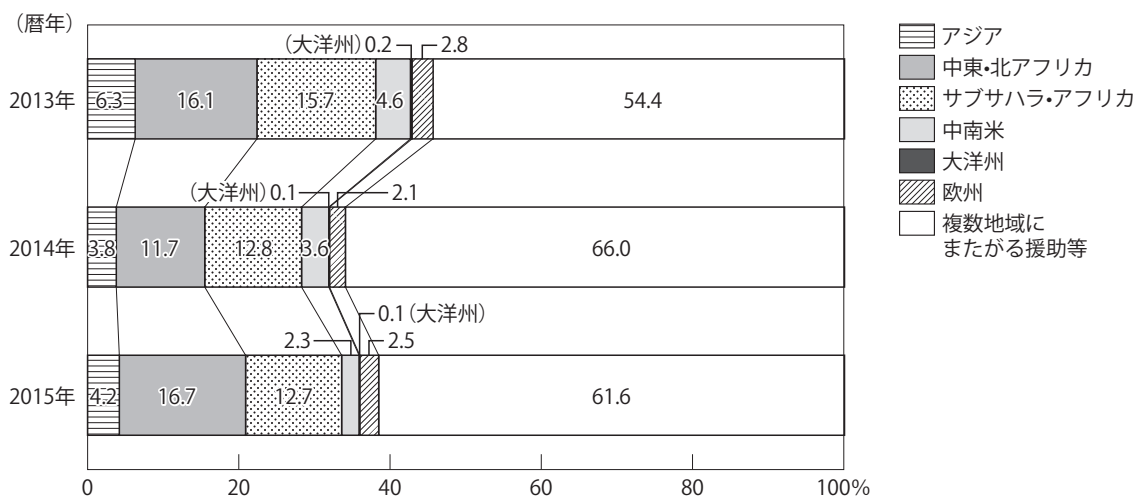
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	59.47	6.9	1	アフガニスタン	31.60	2.3	1	アフガニスタン	103.57	5.7
2	モザンビーク	22.25	2.6	2	レバノン	27.45	2.0	2	イラク	51.05	2.8
3	セネガル	19.13	2.2	3	モザンビーク	23.66	1.7	3	パキスタン	44.12	2.4
4	レバノン	17.08	2.0	4	[パレスチナ自治区]	20.20	1.5	4	[パレスチナ自治区]	31.27	1.7
5	チュニジア	16.95	2.0	5	チュニジア	19.47	1.4	5	エジプト	30.83	1.7
6	シリア	15.00	1.7	6	シリア	14.92	1.1	6	チュニジア	26.82	1.5
7	パキスタン	14.94	1.7	7	アルバニア	14.13	1.0	7	アルバニア	25.68	1.4
8	ガーナ	14.56	1.7	8	イラク	13.93	1.0	8	レバノン	22.40	1.2
9	[パレスチナ自治区]	12.13	1.4	9	エチオピア	10.63	0.8	9	ケニア	20.84	1.1
10	フィリピン	10.43	1.2	10	南アフリカ	10.19	0.7	10	モザンビーク	19.56	1.1
10位の合計		201.94	23.3	10位の合計		186.18	13.6	10位の合計		376.14	20.6
二国間ODA合計		867.41	100.0	二国間ODA合計		1,372.30	100.0	二国間ODA合計		1,829.98	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

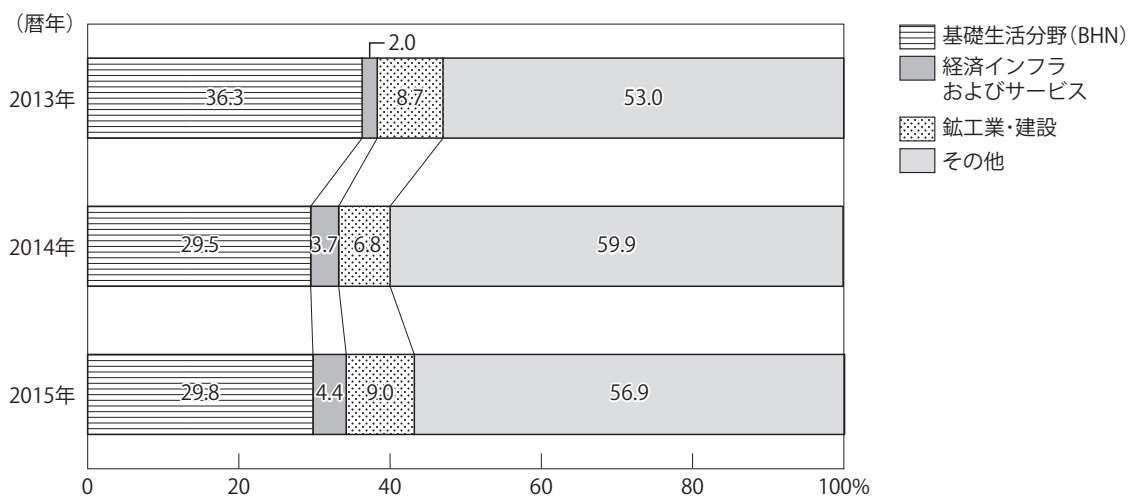
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

15 ルクセンブルク (Luxembourg)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ルクセンブルクの開発協力は、「開発援助に関する1996年1月6日法」を基本法とし、「開発協力と人道に係る法」(2012年3月採択)が同法を補完している。途上国の貧困撲滅という明確な目標を掲げ、持続可能な開発の原則に沿った事業を行っている。事業の大半は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に合致しており、保健・福祉、教育、総合地域開発が中心分野になっている。

2000年以降、国連が定めた「対GNI比0.7%目標」を達成してきたが、2009年には初めて対GNI比1%に達した(1.11%)。2013年に誕生した新政権は、「対GNI比1%の維持」を公約としている。2015年は0.95%と減少したものの、これは当国におけるGNIが13%増加したことにより起因するものであり、援助額自体が減少したものではない。

2013年、開発協力・人道支援大臣が2回交代したが、政府は政策の継続性を強調している。2014年11月、より効率的な開発協力を目指した2016年までの行動計画が策定された。

2. 援助規模

2015年の開発援助額は3億2,494万ユーロに上った。ODA予算の26.36%(2015年)を多国間援助に充て、国連、EU、世界銀行等と協力している。

人道支援に対して2015年に4,251万ユーロを支出したルクセンブルクは、(1)緊急援助、(2)移行・復興・再建、(3)減・防災を3本柱としているが、緊急援助に予算のほとんどが充てられている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

ルクセンブルク政府は、インフラ整備および社会サービスを重点援助分野と位置付け、教育および保健に注力している。それに加え、2015年は農業、造林および漁業を始めとする生産セクターが、インフラ整備に次いで支援額の多い分野として位置づけられている。

(2) 重点地域

ルクセンブルクはまた、効率性とインパクトの観点

から、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの9か国を「パートナー国」として集中的に支援している。開発の進むベトナムにおいては援助を徐々に削減し、その代替としてミャンマーの観光業における人材育成を支援する。同じくエルサルバドルにおいても、移行期パイロットプロジェクトとして三角協力および南南協力を取り入れていく意向。その他、アフガニスタン、タジキスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、モンゴル、パレスチナ自治区に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務欧州省

外務欧州大臣と共に省内で執務する開発協力・人道支援大臣の下、外務欧州省開発協力局が対外援助のほとんどを所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助の多くを実施するのが、ルクス・デベロップメント(LuxDev)である。LuxDevは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクセンブルク政府によるODA原資のほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急援助活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2015年に外務欧州省から割り当てられた予算は8,758万ユーロ。本部約50名、在外約60名のスタッフを擁する。在外地域事務所はブライア(カーボヴェルデ)、ダカール(セネガル)、ワガドゥグ(ブルキナファソ)、プリシュティナ(コソボ)、ハノイ(ベトナム)、マナグア(ニカラグア)の6か所にある。

3. 民間企業との連携

ルクセンブルクのODAはアンタイドであるが、IT通信分野では、ルクセンブルク企業の競争力が高く、自国企業が採用されている例が多い。また、政府は民間企業に対して、企業の社会的責任(CSR)の観点から開発協力事業への参加を積極的に勧めている。

民間企業との連携の一例が、同国が近年人道支援の目玉としている緊急時の衛星通信システム「Emergency.

lu」である。大規模災害や内乱等の緊急事態が発生した際に、迅速かつ効率的な人道援助実施を確保するための人工衛星を利用した通信用端末システムで、外務欧州省および国内の3社(HITEC Luxembourg、SES TechCom、Luxembourg Air Ambulance) から成るコンソーシアムが協力して開発、運用している。2012年に南スーダンで運用されたのが最初。その後も、インドネシア、ネパール、ベネズエラ、フィリピンで活用されてきた。2015年においては、バングラデシュやベナンにおける設置と拡充が計画された。

4. NGOとの連携

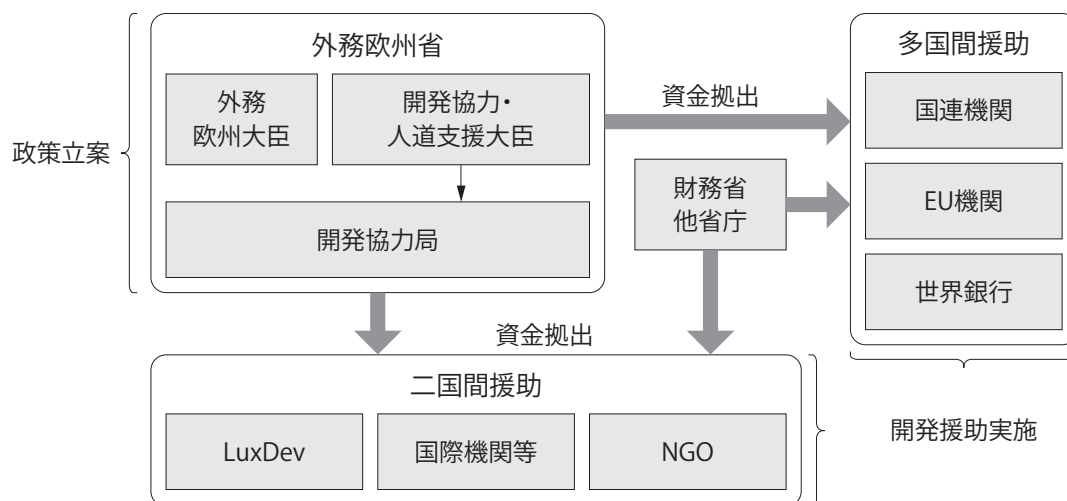
ルクセンブルクは、特に政府による援助活動が行き渡らない地域においてNGOを積極的に活用しており、

ODA全体の約16.28%が、NGOによって実施されている。2013年には、人道支援をより効率的に実施するための方策の一環として、NGOの政府による厳格な認定基準を設定した。年に一度、外務欧州省開発協力局により開発支援関係者を集めて開催される国際協力会議“Assises de la Cooperation”には、同局関係者、議会の外交委員会メンバー、LuxDev関係者、パートナー国の代表と共に、NGO関係者もその一員として参加している。

● ウェブサイト

- ・外務欧州省開発協力局：http://cooperation.mae.lu/fr
- ・LuxDev：http://www.lux-development.lu/
- ・2015年白書：http://www.cooperation.lu/2015/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

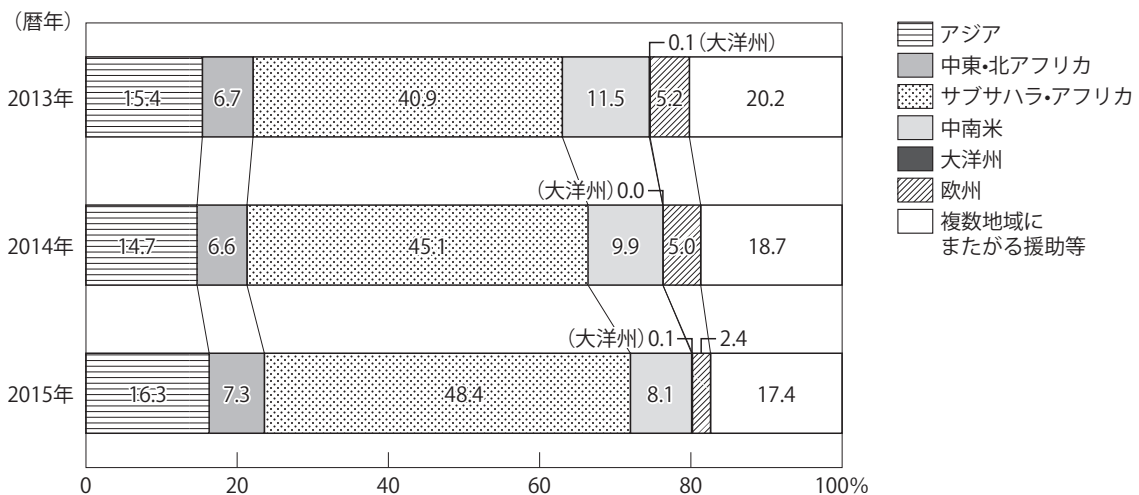
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マリ	22.74	7.6	1	ブルキナファソ	31.07	10.3	1	ニジェール	23.64	9.0
2	ブルキナファソ	20.47	6.9	2	セネガル	22.12	7.4	2	ブルキナファソ	21.50	8.2
3	カーボヴェルデ	18.98	6.4	3	ニジェール	19.76	6.6	3	セネガル	20.25	7.7
4	ラオス	17.76	5.9	4	ラオス	17.60	5.9	4	ラオス	16.17	6.2
5	ニジェール	15.50	5.2	5	カーボヴェルデ	15.17	5.0	5	カーボヴェルデ	15.18	5.8
6	ニカラグア	15.39	5.2	6	マリ	13.36	4.4	6	マリ	14.10	5.4
7	セネガル	14.42	4.8	7	ベトナム	12.50	4.2	7	ベトナム	11.34	4.3
8	ベトナム	12.38	4.1	8	ニカラグア	11.78	3.9	8	[パレスチナ自治区]	8.33	3.2
9	エルサルバドル	9.80	3.3	9	コンボ	9.14	3.0	9	ニカラグア	7.82	3.0
10	コンボ	9.03	3.0	10	エルサルバドル	8.92	3.0	10	シリア	5.95	2.3
10位の合計		156.47	52.4	10位の合計		161.42	53.7	10位の合計		144.28	54.9
二国間ODA合計		298.81	100.0	二国間ODA合計		300.43	100.0	二国間ODA合計		262.68	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

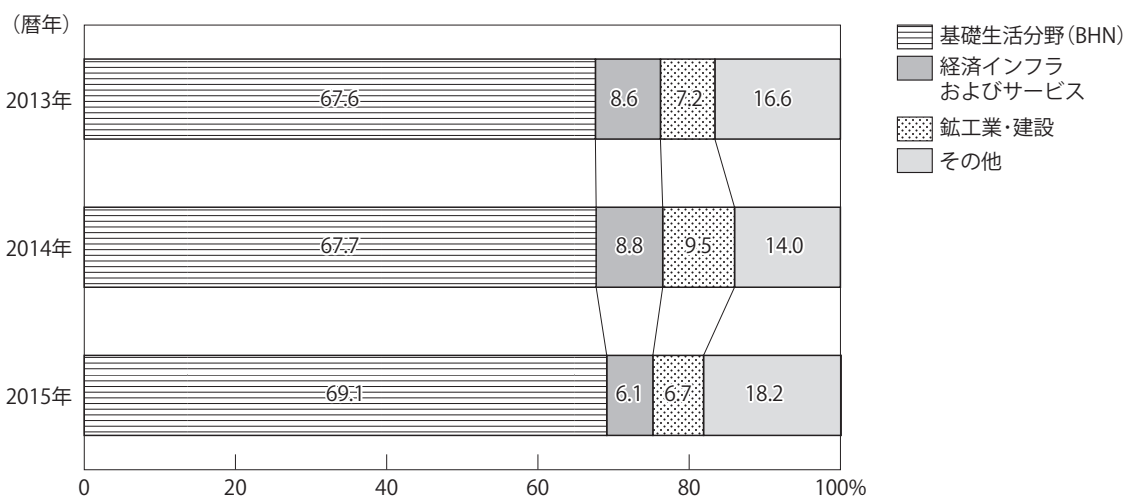
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 オランダ (Netherlands)

援助政策等

1. 基本方針

開発援助政策は、外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①極度の貧困の撲滅、②世界全体での持続可能で包摂的な成長の促進、③オランダ企業の海外での貧困対策活動の支援を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。

2. 援助規模

(1) 政府開発援助実績

2015年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.76%、約58億ドル（対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第7位）であった。前内閣では、2010年に0.8%であった対GNI比を、2012年までにDAC基準である0.7%まで徐々に減らしてきたが、現政権では援助額を年間7億5千万ユーロ削減し、対GNI比を2016年：0.56%、2017年：0.57%、とする考えである。2015年に増加が見られた理由は、亡命してきた難民のケア、人道支援および世界銀行（国際開発協会：IDA）への支払いといった費用が増加したためである。

二国間および多国間援助額の比率は、過去10年間の平均が多国間1に対し二国間2.75である。傾向としては、2011年からの5年間の平均が1対2.37と、二国間援助の占める割合が高くなっている。

(2) オランダ成長基金 (Dutch Good Growth Fund) ・国際安全保障予算

開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であるオランダ成長基金は、2014年：1億ユーロ、2015年：1億5,000万ユーロ、2016年：1億5,000万ユーロ、2017年：3億ユーロの予算が計上され、2014年7月から申請の受け付けが開始されている。実績は、2014年：約8,200万ユーロ、2015年：約6,900万ユーロで、2016年は5月12日現在で約66万ユーロ、2014年7月から2015年9月までの間に計32件、1億2,300万ユーロが支出されている。

3Dアプローチ（外交、開発および防衛）の枠組みの活動に用いられる国際安全保障予算は、2015年か

ら国防省予算となっており、2015年：2億9,350万ユーロ、2016年：3億6,480万ユーロ、2017年：3億1,530万ユーロが計上されている。

3. 重点分野

オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配（2015年実績約2.22億ユーロ、2016年予算約1.9億ユーロ）、②水（2015年実績約1.7億ユーロ、2016年予算約1.9億ユーロ）、③食の安全保障（2015年実績約3.0億ユーロ、2016年予算約3.3億ユーロ）および④性と生殖に関する健康と権利（2015年実績約3.9億ユーロ、2016年予算約4.2億ユーロ）の4分野を二国間援助の重点分野としている。オランダは、持続可能な開発のための2030アジェンダを自国援助政策のガイドラインと位置付けている。

4. 重点地域

二国間援助の対象国数については、断片的な援助を回避し、より効果的な支援を実施するため、現在は以前の33か国から、紛争等の影響もあり独力で貧困から脱却できないとされる7か国・地域^(注2)に縮小されている。援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けである。

5. 多国間援助

国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価している。世界銀行、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）をオランダの多国間開発援助の中心としているほか、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にドナーとして直接貢献している。

注1: DACホームページ（暫定値）

注2: アフガニスタン、ブルンジ、マリ、パレスチナ自治区、ルワンダ、南スーダン、イエメン

実施体制

1. 外務省国際協力局の援助体制

- (1) 外務省国際協力局 (DGIS) が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省に外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が就任している。
- (2) 政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場で、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。
- (3) 二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に委託されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発資金の配布を決めることができる。また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提示する

ことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

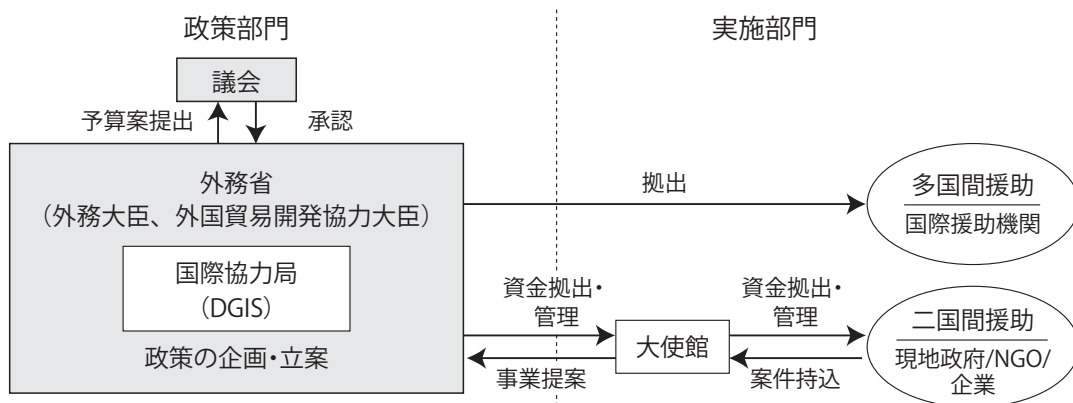
2. 援助実施形態

独自の開発援助実施機関が存在しないため、援助の実施は3つの主要な形態 (①二国間援助 (多くがセクター別支援、すべて贈与)、②多国間援助 (世界銀行・国連等の国際機関)、③民間セクター (企業・NGO) への補助金交付) により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立が尊重され、対等な立場で外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省 (開発援助関連ページ) :
<http://www.government.nl/issues/development-cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

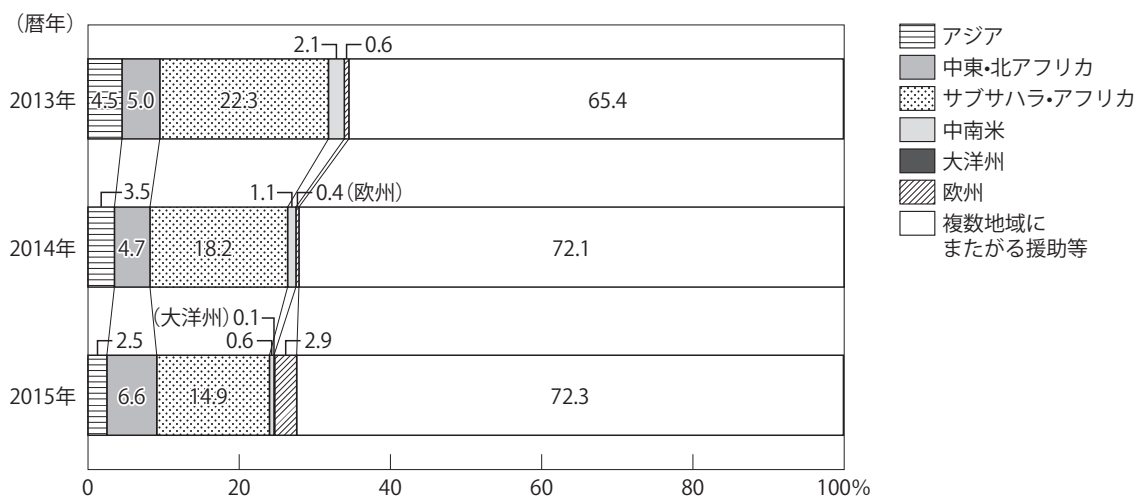
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	79.95	2.2	1	エチオピア	89.95	2.2	1	エチオピア	80.48	1.9
2	エチオピア	76.65	2.1	2	バングラデシュ	70.22	1.7	2	アフガニスタン	55.44	1.3
3	バングラデシュ	72.01	2.0	3	南スーダン	54.80	1.4	3	バングラデシュ	46.60	1.1
4	モザンビーク	62.30	1.7	4	アフガニスタン	50.75	1.3	4	シリア	45.77	1.1
5	マリ	60.26	1.7	5	ルワンダ	50.66	1.3	5	南スーダン	42.08	1.0
6	南スーダン	55.21	1.5	6	モザンビーク	47.67	1.2	6	ルワンダ	40.83	1.0
7	ルワンダ	49.58	1.4	7	マリ	44.36	1.1	7	イラク	40.31	1.0
8	シリア	47.32	1.3	8	シリア	43.54	1.1	8	レバノン	37.85	0.9
9	ブルキナファソ	42.83	1.2	9	ベナン	42.58	1.1	9	マリ	37.47	0.9
10	ベナン	37.78	1.0	10	[パレスチナ自治区]	31.50	0.8	10	モザンビーク	35.08	0.8
10位の合計		583.89	16.0	10位の合計		526.03	13.1	10位の合計		461.91	11.1
二国間ODA合計		3,646.86	100.0	二国間ODA合計		4,027.13	100.0	二国間ODA合計		4,162.86	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

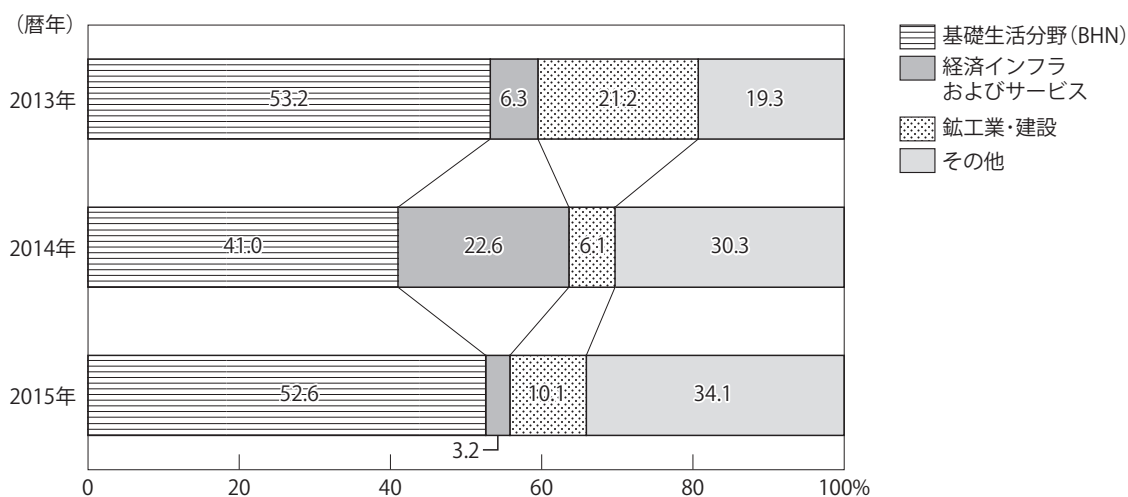
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

17 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針

ニュージーランド政府の開発援助は、「世界の貧困削減およびより安全且つ公平で豊かな社会構築に貢献するため、途上国における持続的開発を支援する」との理念の下、ニュージーランドの持つ優位性を最大限活用して、対象国の開発目標の実現に向けて取り組んでいる。基本方針はニュージーランド外務貿易省により定期的に見直されており、現在は「2015年～2019年ニュージーランド援助戦略計画」に基づいた支援が実施されている。

2. 援助規模

ODA予算は増加傾向にあり、2015/16年度のODA実績は約5億8,932万NZドル、2016/17年度のODA予算は約6億5,900万NZドル、2017/18年度の推定ODA予算は約6億6,000万NZドル(出典：財務省2016/17年度予算資料)。現在のODAの同国GNIに占める割合は約0.27%である。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

12の分野(再生可能エネルギー、農業、情報コミュニケーション技術、経済ガバナンス、法と正義、保健、漁業、観光、貿易・労働の流動性、教育、災害対策、人道的対応)を重点分野として掲げており、その中でも、ニュージーランドが専門的知識を有し、持続的かつ包括的な開発支援が見込まれる再生可能エネルギーおよび農業を最重点分野としている。

(2) 重点地域

対象地域としては、歴史的および文化的に密接な関係を有する大洋州地域を優先地域として援助総額の約6割を当てている。その他の国では、近年援助を増加しているASEAN諸国を始めアジア、南米およびアフリカ等に対し、特定の分野や国に的を絞った援助を行っている。

また、2015/16および2017/18の2年度で約10億NZドルが大洋州諸国へ、約2億NZドルがASEAN諸国に使用される予定。

4. 日本との開発協力

2014年から2015年にかけて行なわれた日・ニュージーランド首脳会談では、両国の自然災害の経験を踏ま

え、アジア太平洋地域における地域枠組を通じて防災の強化のために協力し、自然災害に対して脆弱な太平洋島嶼国への支援で協力していくことが表明された。

実施体制

1. 実施機関

- (1) ニュージーランドでは、外務貿易省が政府の開発援助所掌機関と援助の実施機関を兼ねており、同省国際開発グループ(IDG: International Development Group)が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っており、年次報告書を作成している。
- (2) IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官の他、企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業関係者等様々な経歴を有する援助の専門家となっている。IDGは、5つの局(持続的経済開発局、開発戦略および評価局、パートナーシップ・人道および広域開発局、太平洋二国間開発局、地球規模問題局)から構成されており、ウェリントンに150名、在外公館に19名が所属している(2016年6月現在)。
- (3) 開発援助の実施に当たっては、他政府機関、地域・国際機関、NGO、民間セクター(観光、漁業および農業分野)等と協働してこれに当たっており、特に被援助国で活動しているニュージーランドNGOは、ODAを効果的に活用する上で重要な役割を担っている。

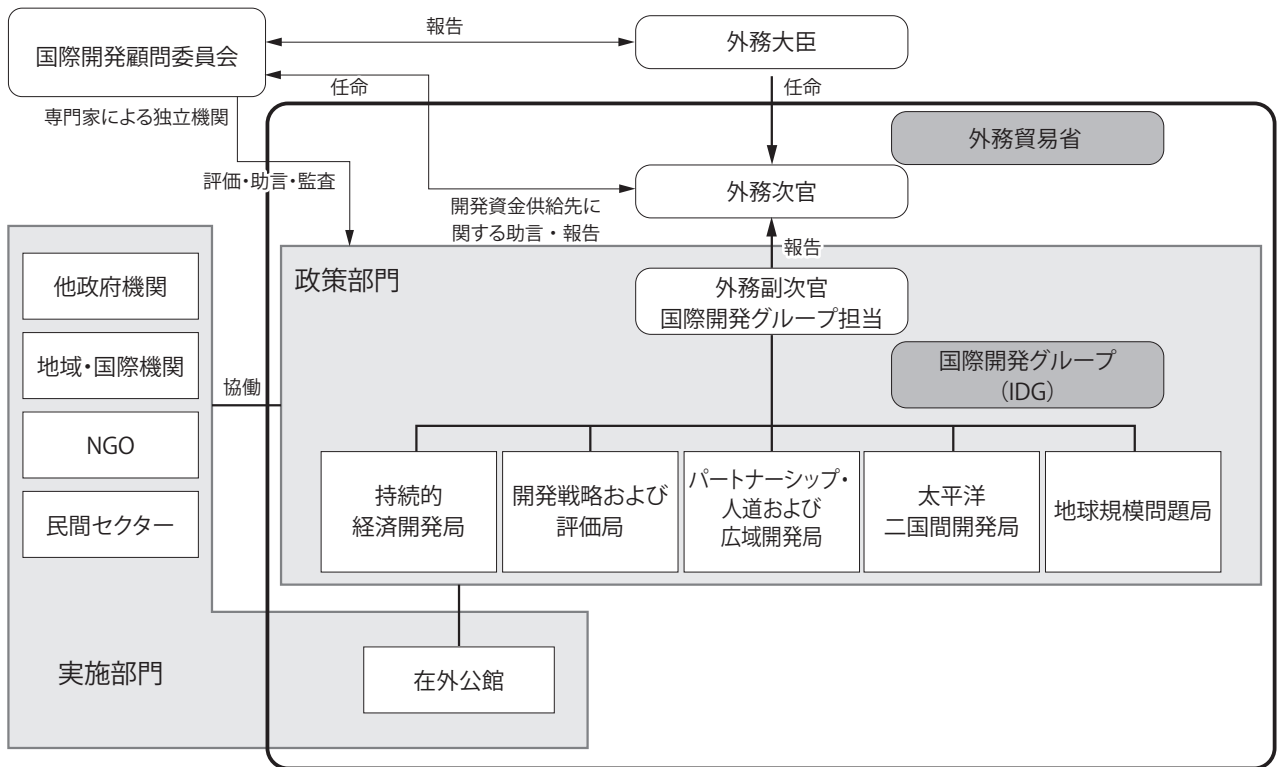
● ウェブサイト

- ・ New Zealand Foreign Affairs and Trade : <http://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/>

● 資料

- ※いずれも上記ホームページからダウンロード可能
- ・「New Zealand Aid Programme Strategic Plan 2015-19」
- ・「New Zealand Aid Programme Investment Priorities 2015-19」
- ・「Development Effectiveness Action Plan 2014-16」

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

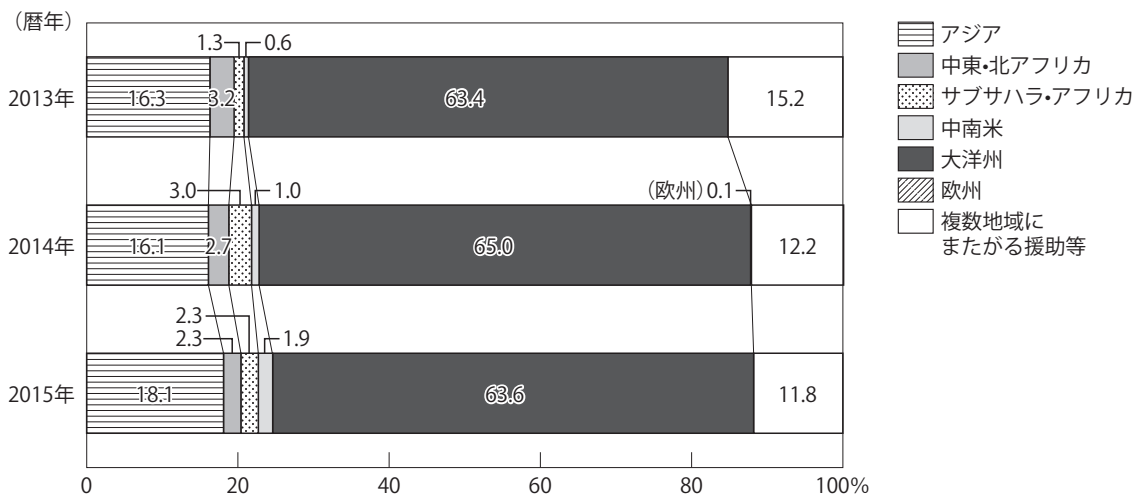
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ソロモン	33.86	9.7	1	ソロモン	26.84	6.6	1	バヌアツ	26.88	7.5
2	[トケラウ]	23.13	6.6	2	バヌアツ	25.27	6.2	2	ソロモン	20.28	5.7
3	サモア	22.04	6.3	3	パプアニューギニア	22.76	5.6	3	パプアニューギニア	19.64	5.5
4	パプアニューギニア	19.07	5.4	4	クック	21.52	5.3	4	ニウエ	16.72	4.7
5	バヌアツ	14.92	4.3	5	サモア	21.14	5.2	5	クック	16.01	4.5
6	トンガ	13.21	3.8	6	[トケラウ]	18.00	4.4	6	東ティモール	14.91	4.2
7	ニウエ	12.52	3.6	7	キリバス	15.89	3.9	7	ツバル	14.22	4.0
8	フィリピン	10.16	2.9	8	トンガ	15.27	3.7	8	トンガ	14.11	3.9
9	ベトナム	9.89	2.8	9	インドネシア	13.57	3.3	9	サモア	13.80	3.9
10	クック	9.69	2.8	10	東ティモール	10.80	2.6	10	キリバス	13.61	3.8
10位の合計		168.49	48.1	10位の合計		191.06	46.7	10位の合計		170.18	47.5
二国間ODA合計		350.54	100.0	二国間ODA合計		409.09	100.0	二国間ODA合計		358.06	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

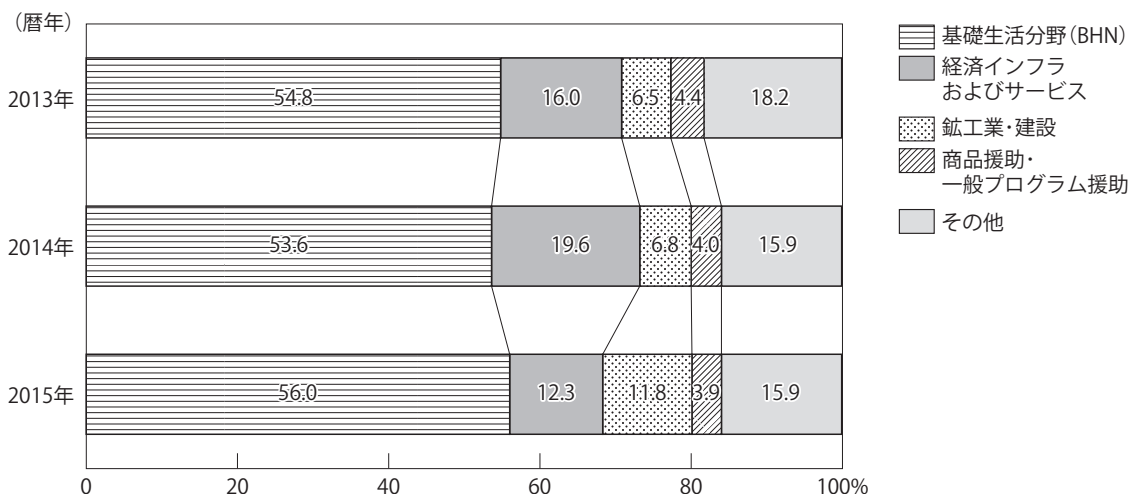
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

18 ノルウェー(Norway)

援助政策等

1. 基本方針

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、①経済開発、②民主化、③人権、④良い統治(グッドガバナンス)、⑤貧困撲滅の促進を目的に掲げている。重点分野は教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権。アンタイドかつ無償協力を基本とし、少なくとも2012年以降は毎年、すべての援助をアンタイドとしてOECDに報告している。2015年は二国間援助が77%、多国間援助が23%を占めた。パートナーとしては国連機関や赤十字、NGOを重視し、国際機関を通じた援助が総額の45%を占める。

2015/2016年度の白書では「開発のための平和と安全(Peace and Security for Development)」が重要だとし、開発政策、外交政策、司法政策、防衛政策を含む包括的かつ幅広いアプローチを採用する方針を打ち出した。ノルウェー外務省は各分野につき適宜、評価レポートと年次報告書を発刊している。

2. 援助規模

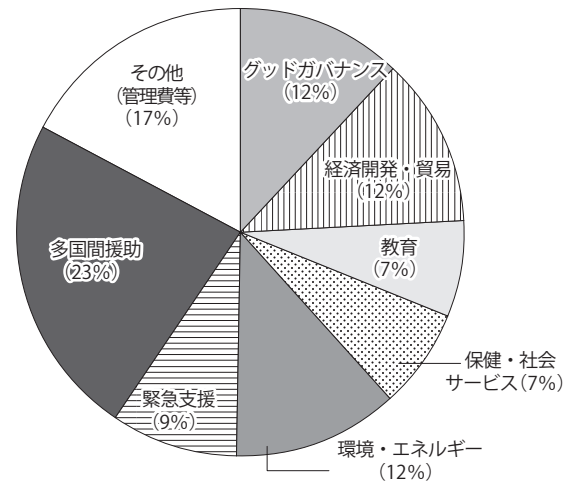
政府は従来、政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2015年は総額344億9,710万クローネ(NOK)を支出。対GNI比は1.05%だった。2016年も対GNI比1%を維持する見通し。

3. 重点分野

分野別では持続可能な開発目標(SDGs)のうち特に教育、グッドガバナンスと人権、ジェンダー平等、エネルギー、保健を優先する計画を明らかにしている。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」を策定し、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。天然資源を産出する開発途上国において当該国民への裨益(自国の貧困対策資金への充当等)を図るとともに、利益配分をめぐる対立の防止を目指している。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)^(注1)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

なお、ソールベルグ首相は国連SDGsアドボカシーグループの共同議長を務める。

2015年分野別援助比率(実績)



4. 重点地域

援助額の内訳を地域別に見ると、2015年はアフリカ地域が約15.7%(主要国はマラウイ、南スーダン、エチオピア、タンザニア、ウガンダなど)、中南米地域が約5.6%(主要国はブラジル、コロンビアなど)、アジア地域が約7.8%(主要国は、インド、パキスタン、中国、ベトナム、カンボジアなど)、中東地域が約7.0%(主要国・地域はパレスチナ自治区、シリア、レバノン、など)、地理的に限定されない援助(多国間援助を含む)が約61.8%となっている。

毎年特定の国・地域および脆弱国家を重点国・地域として重視する方針を取っており、2016年はソマリア、南スーダン、パレスチナ自治区、アフガニスタン、ハイチ、ミャンマー、マラウイ、ネパール、マリ、エチオピア、モザンビーク、タンザニアの12か国・地域が、重点国・地域となっている。国別ではブラジルへの支援額(12億6,770万NOK/2015年実績)が最も大きい。これは97%が熱帯雨林保護のためのアマゾン基金への拠出である。

注1:石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を推進するという多国間協力の枠組み。

実施体制

ノルウェーにおいては2013年10月の政権交替にともない、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁（NORAD）が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（NorFund）がある。

1. 外務省

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定される。

2. NORAD・NorFund

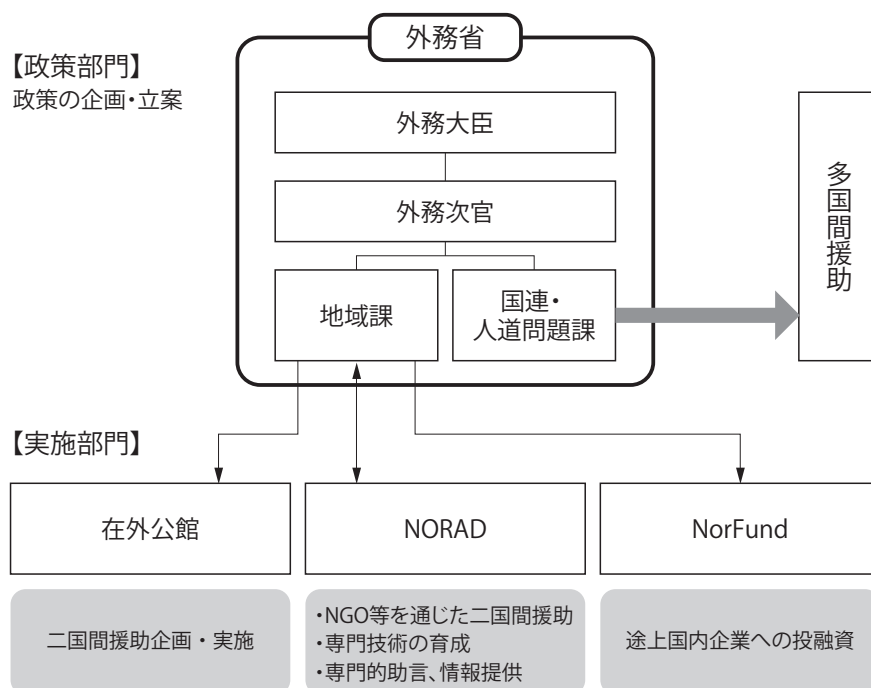
NORADは援助政策の重要なパートナーであるNGOに加え、国際機関や研究機関、途上国で活動するノル

ウェー企業を通じた資金支援という形で援助の一部（2015年は援助総額の約13%）を実施している。また、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供、実施状況のモニタリングならびに評価を担当する。一方、NorFundは途上国の貧困削減と持続可能な産業への貢献を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2015年には、新たに23億9,500万NOKを投資し、同年末時点の投資確約金額は151億2,700万NOKとなっている。新規投資の内訳を見ると、金融機関への投資が約14億8,500万NOK（62%）と、大部分を占める。

● ウェブサイト

- ・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・Norad：
<http://www.norad.no/no/om-bistand/norsk-bistand-i-tall>
- ・NorFund：<http://www.norfund.no>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

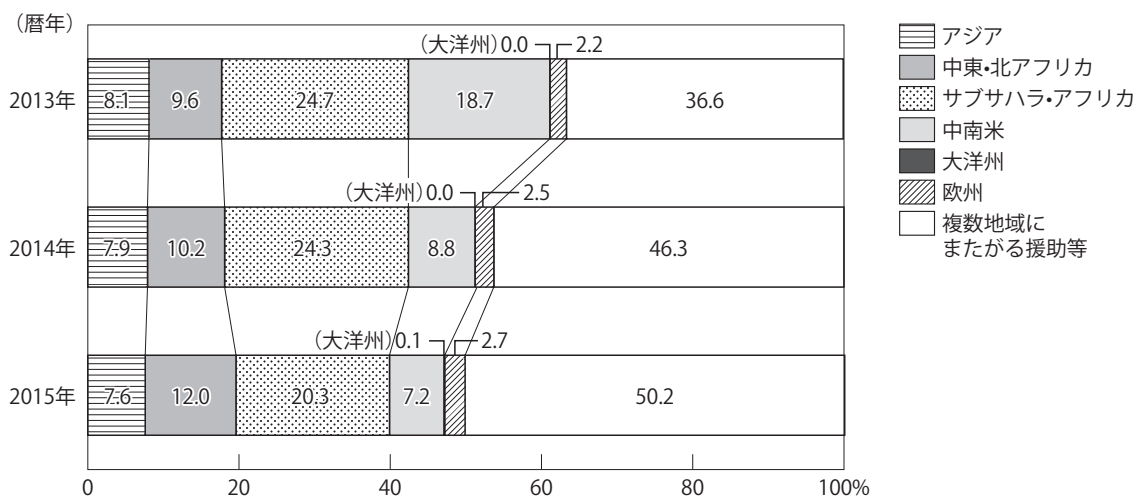
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ブラジル	678.60	15.7	1	ブラジル	140.05	3.6	1	ブラジル	157.20	4.8
2	アフガニスタン	126.64	2.9	2	アフガニスタン	120.24	3.1	2	アフガニスタン	85.71	2.6
3	[パレスチナ自治区]	107.49	2.5	3	[パレスチナ自治区]	117.54	3.0	3	[パレスチナ自治区]	78.17	2.4
4	マラウイ	107.36	2.5	4	南スーダン	94.97	2.4	4	マラウイ	73.26	2.2
5	タンザニア	99.45	2.3	5	ガイアナ	92.32	2.4	5	シリア	64.04	1.9
6	南スーダン	91.12	2.1	6	マラウイ	84.41	2.2	6	ネパール	61.03	1.8
7	ウガンダ	69.97	1.6	7	タンザニア	71.81	1.8	7	南スーダン	58.58	1.8
8	シリア	68.84	1.6	8	ウガンダ	65.07	1.7	8	エチオピア	48.34	1.5
9	ソマリア	63.05	1.5	9	ソマリア	63.29	1.6	9	タンザニア	47.68	1.4
10	エチオピア	61.07	1.4	10	エチオピア	60.06	1.5	10	ウガンダ	44.60	1.3
10位の合計		1,473.59	34.1	10位の合計		909.76	23.4	10位の合計		718.61	21.7
二国間ODA合計		4,315.82	100.0	二国間ODA合計		3,889.01	100.0	二国間ODA合計		3,306.79	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

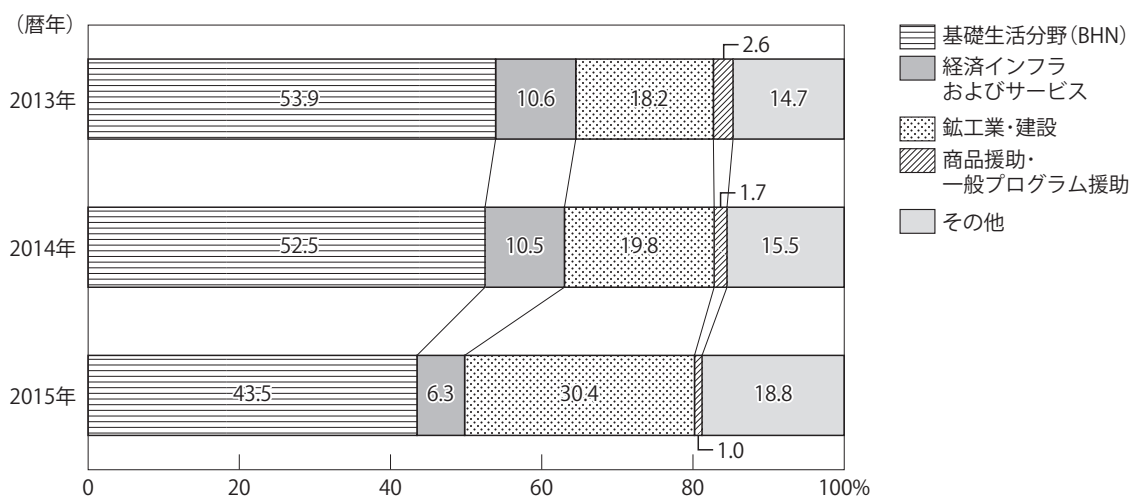
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

19 ポーランド (Poland)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランドにとって開発援助とは、近隣国および一部の遠隔地域に関与していくための外交政策の重要な要素である。また、開発援助の第一目的は「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をするとともに、国際関係および国際協力の観点から、ポーランドの責任ある、信頼できる、そして国際社会に注目される国としての地位を強化させることにある」としている。

2013年10月には、第28番目のDAC加盟国となり、開発援助がしっかりとした法的基盤の上で機能していることを内外に示した。

2. 基本法・基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、開発援助の効率化を目的として2012年1月1日に施行された開発協立法 (Development Cooperation Act) に基づき、最初の多年度計画 (Multiannual Development Cooperation Programme) を策定して援助を開始した。計画期間は2012~2015年の4年間で、民主主義および人権 (democracy and human rights) と政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation) が横断的テーマとなっている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとともに、対象とする地域・分野を特定している。また、OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。対象国・地域における情勢の変化やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合は閣議での承認が必要となる。

3. 援助規模等

ポーランドの開発援助は、多国間援助および二国間援

助に大別され、以下のように整理される。

(1) 多国間援助

EU (の予算への貢献) を通じた支援、欧州開発基金 (European Development Fund) を通じた支援、国連をはじめとする国際機関等を通じた支援

(2) 二国間援助

外務省が少額無償援助を中心に行っている支援、外務省以外の政府機関が行っている支援および外務省が外部のパートナーを通じて行っている支援

(3) 予算規模

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面で見られるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠組みを通じて行われている。たとえば、2014年の全実績額の約82% (約12億ズロチ〈約396億円〉) を多国間援助が占め、残りの18%の二国間援助額 (約2億5,900万ズロチ〈約85億4,700万円〉) を大きく上回っている。なお、多国間援助の大半は、EU基金約9億ズロチ (約297億円) となっている。2014年における開発援助の対GNI比は0.09%であった。

4. 重点地域

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定しており、以下の二つのグループに分類される。

・東方パートナーシップ諸国

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナ

・貧困レベルの高い国々

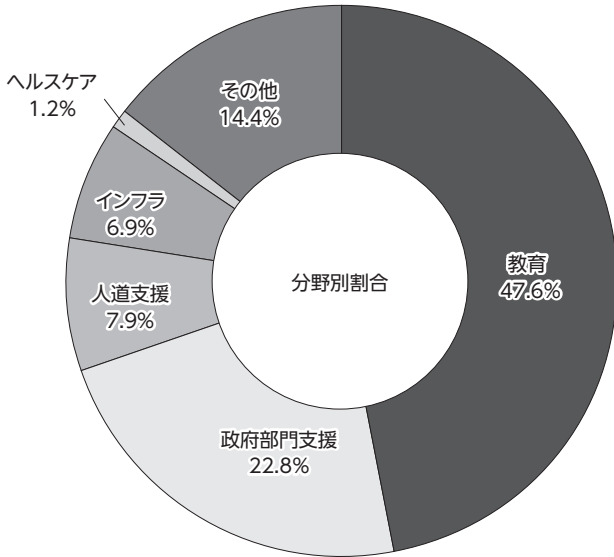
アフガニスタン、リビア、チュニジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治区、キルギス、タジキスタン

2014年の外務省関連の援助実施予算金額のうち59%が東方パートナーシップ諸国向けとなっている。

5. 重点分野

(2014年二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)

(2014年二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く)



6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4＋日本」外相会合で、「V4＋日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 二国間援助

外務省のほか、他省庁の予算でも実施される。外務省の予算による事業は、NGO、他省庁、地方自治体、大学や研究機関に実施が委託される。大使館が小規模無償で実施する事業もある。

2. 多国間援助

外務省と財務省により、主としてEU、国連、OECDへの分担金や任意の資金拠出を通じて、貧困の根絶、体制移行支援、人権・民主化支援、伝染病撲滅、医療の改善、教育へのアクセス拡大、途上国への人道支援に貢献している。

2012年に施行された開発協力法に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会（Development Cooperation Policy Council）が設置された。同評議会は、議会、企業、NGO、学術・研究機関、主要省庁の代表21名で構成され、開発協力の優先地域・分野についての提案、単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等を行う。なお、外務省の開発協力担当次官が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長も務める。

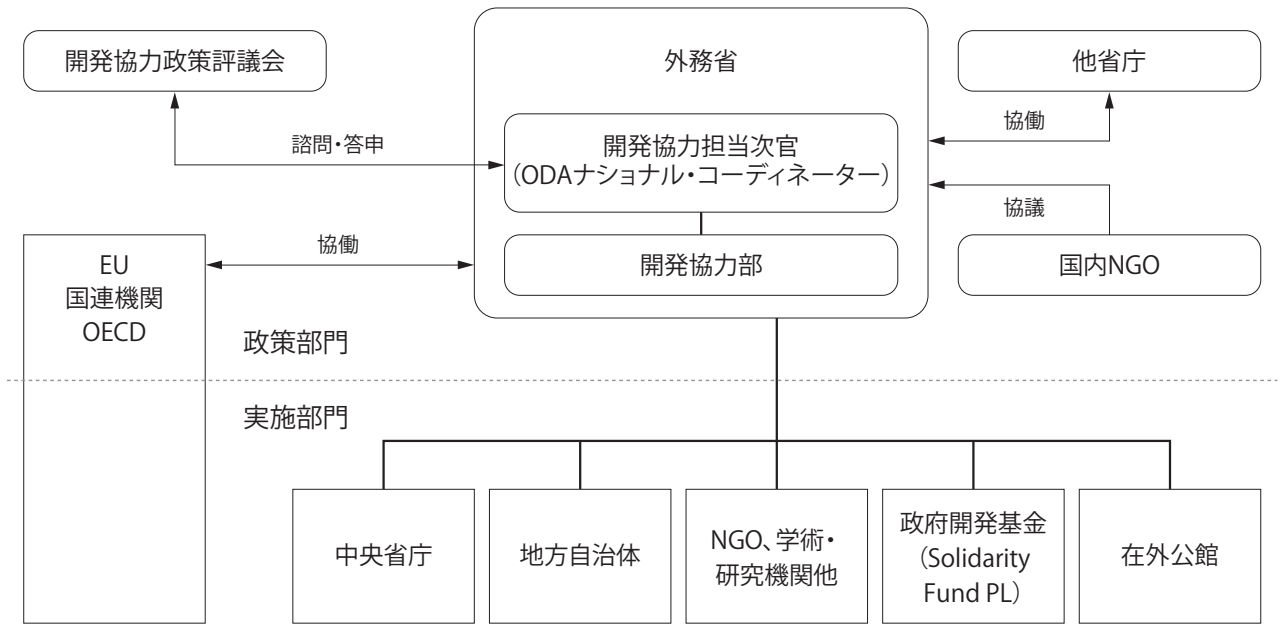
3. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協働しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

● ウェブサイト

- ・ポーランド外務省：<http://www.msz.gov.pl/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

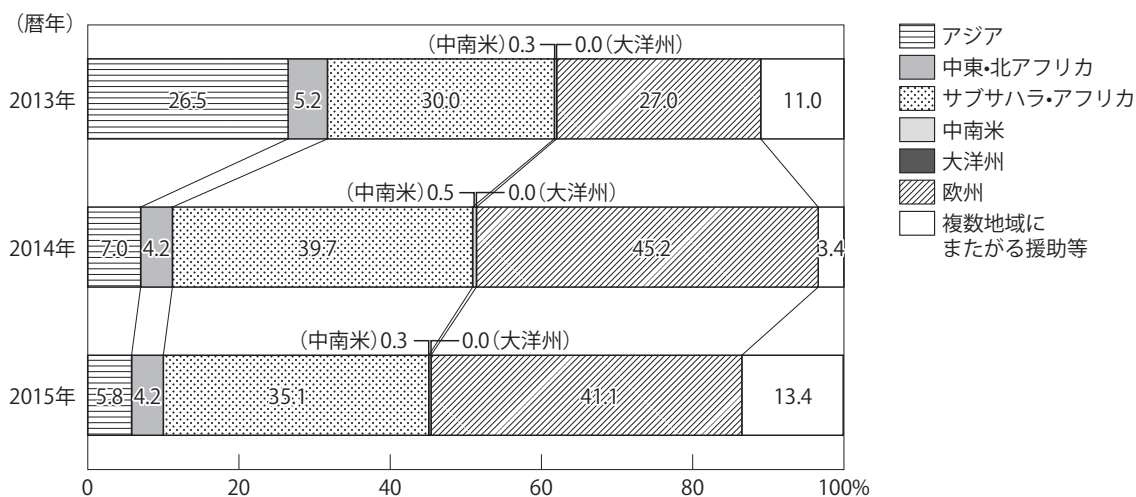
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アンゴラ	40.44	31.8	1	エチオピア	23.48	28.5	1	ウクライナ	28.85	28.8
2	ベラルーシ	21.12	16.6	2	ウクライナ	21.95	26.7	2	エチオピア	27.29	27.2
3	ウクライナ	14.97	11.8	3	ベラルーシ	20.02	24.3	3	ベラルーシ	18.77	18.7
4	中国	13.85	10.9	4	アンゴラ	14.45	17.6	4	アンゴラ	13.84	13.8
5	ベトナム	4.30	3.4	5	モルドバ	3.18	3.9	5	シリア	2.97	3.0
6	ジョージア	3.45	2.7	6	ジョージア	2.54	3.1	6	モルドバ	2.46	2.5
7	アフガニスタン	3.43	2.7	7	シリア	1.34	1.6	7	ジョージア	1.99	2.0
8	シリア	2.52	2.0	8	アフガニスタン	1.29	1.6	8	カザフスタン	1.08	1.1
9	モルドバ	2.25	1.8	9	カザフスタン	1.22	1.5	9	[パレスチナ自治区]	1.03	1.0
10	カザフスタン	1.42	1.1	10	ケニア	1.12	1.4	10	カンボジア	0.99	1.0
10位の合計		107.75	84.8	10位の合計		90.59	110.1	10位の合計		99.27	99.1
二国間ODA合計		127.11	100.0	二国間ODA合計		82.28	100.0	二国間ODA合計		100.19	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。
 *3 2014年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

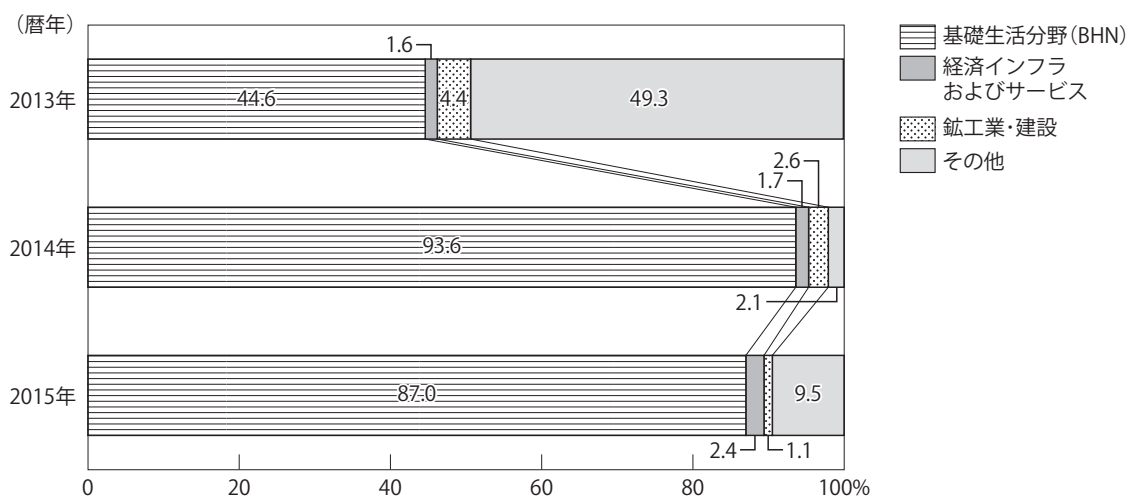
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポルトガル(Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルのODAは、外交政策における重要なツールの一つとしてとらえられている。特にポルトガル語を公用語とする諸国を重視している。2014年にはポルトガル開発協力のための戦略的コンセプト2014-2020 (Conceito Estratégico da Cooperação Portuguesa 2014-2020) が策定され、開発協力を外交政策の重要な柱と位置づけつつ、受益国の利益を踏まえながらも、ポルトガルの国益に資すべきものとした。また、同戦略的コンセプトにおいて、①二国間協力および国際的取組への参加による持続可能な開発の支援、②教育および能力の開発の支援、③緊急・人道支援をポルトガルODAの柱として掲げている。

2. 援助規模

2015年のODA実績は約2億7,500万ユーロ（前年3億2,400万ユーロ）で、多国間援助が53%（1億4,600万ユーロ）、二国間援助が47%（1億2,900万ユーロ）を占める。援助の種別では、13%が借款、87%が贈与となっている。実績規模はDAC加盟28か国（欧州連合を除く）中23位、シェアは0.24%。2011年の欧州債務危機に際し、IMFをはじめとするトロイカからの融資を受けることとなったポルトガルは大幅な歳出削減に取り組んでおり、ODA予算も削減の対象となり、この傾向は当面続くことが予想されている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

重点援助分野は、被援助国の重点政策とポルトガルの支援の強みを生かせる分野を勘案して決定されており、教育（言語教育含む）、人材育成を中心とするガバナンス支援、インフラ整備、公衆衛生等となっている。

(2) 重点地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国（PALOP：カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニア

ビサウ、アンゴラ）および東ティモールで、総援助額（支出純額ベース）の約69%を占めている。このうち、カーボヴェルデ（34%）、サントメ・プリンシペ（17%）、モザンビーク（12%）が援助対象上位3か国となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合（EU）、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院^(注1)はポルトガル外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。カモンイス協力言語院は、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ民間セクター、NGO等と連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い開発援助活動を行っている。職員数は146人（2015年）であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている（後述のウェブサイトに掲載）。

2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

(1) 各省庁：省庁間委員会（CIC）

外務・国際協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官ほかで構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは、各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

(2) 民間セクター

ポルトガルODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっており、被援助国の民間セクターとの共

注1:2012年末、当国の政府開発援助（ODA）を担っていたポルトガル開発援助庁（IPAD）は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された（IPADの権限は同機関へ移譲）。

同作業や民間ならではの機動性を生かした現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政府系開発支援銀行を設立し、被援助国の民間セクターの持続可能な開発への支援を行っている。

(3) NGO

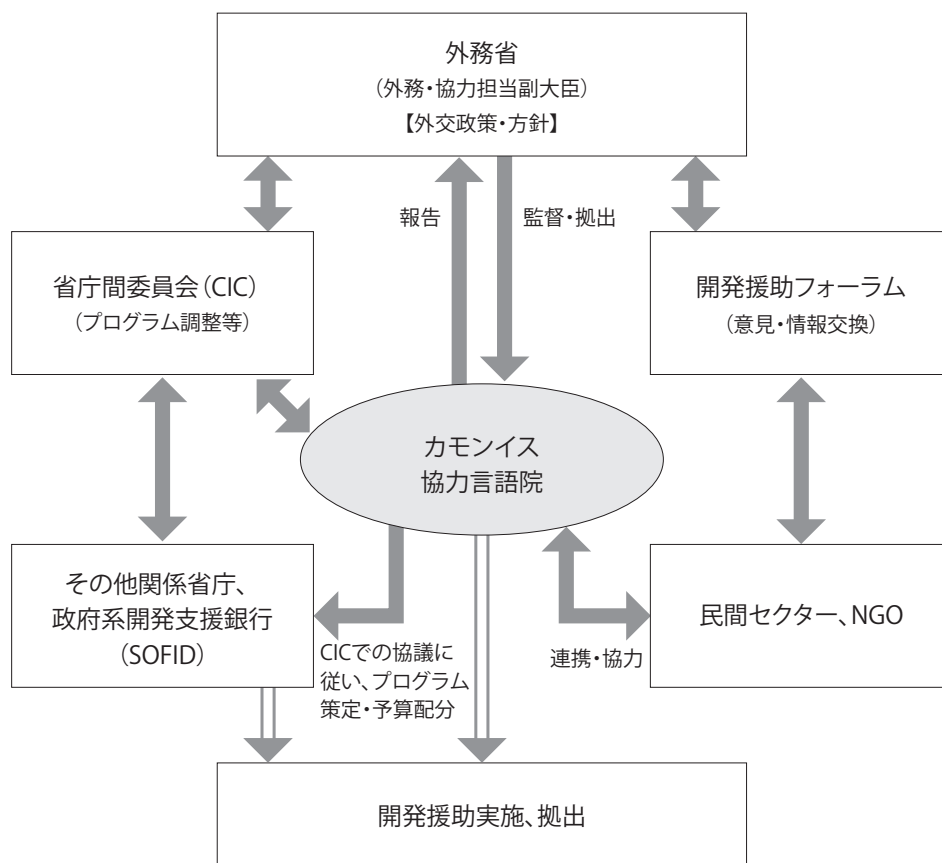
カモンイス協力言語院には開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置づけられている。また、カモン

イス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協力担当副大臣が長をつとめる「開発援助フォーラム」が定期的に開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政策に関する意見交換、情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

- ・カモンイス協力言語院のHPアドレス：
<http://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

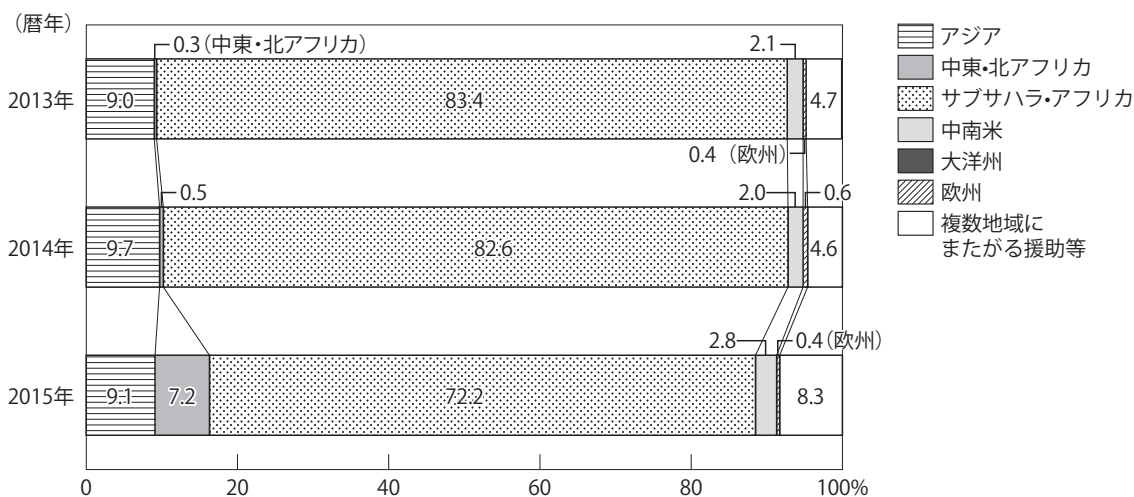
順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	カーボヴェルデ	159.13	52.6	1	カーボヴェルデ	137.39	55.7	1	カーボヴェルデ	49.85	34.1
2	モザンビーク	66.93	22.1	2	モザンビーク	53.41	21.7	2	サントメ・プリンシペ	24.86	17.0
3	東ティモール	17.33	5.7	3	東ティモール	17.68	7.2	3	モザンビーク	18.97	13.0
4	サントメ・プリンシペ	17.21	5.7	4	サントメ・プリンシペ	13.21	5.4	4	ギニアビサウ	13.86	9.5
5	中国	12.63	4.2	5	ギニアビサウ	11.16	4.5	5	東ティモール	12.97	8.9
6	ギニアビサウ	8.04	2.7	6	中国	9.80	4.0	6	モロッコ	10.99	7.5
7	ブラジル	4.73	1.6	7	ブラジル	3.69	1.5	7	中国	4.02	2.8
8	南アフリカ	1.46	0.5	8	南アフリカ	1.62	0.7	8	ブラジル	3.08	2.1
9	ルワンダ	0.82	0.3	9	モロッコ	0.49	0.2	9	南アフリカ	1.26	0.9
10	シリア	0.41	0.1	10	セルビア	0.45	0.2	10	シリア	0.70	0.5
10位の合計		288.69	95.3	10位の合計		248.90	101.0	10位の合計		140.56	96.3
二国間ODA合計		302.80	100.0	二国間ODA合計		246.44	100.0	二国間ODA合計		146.00	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 2014年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

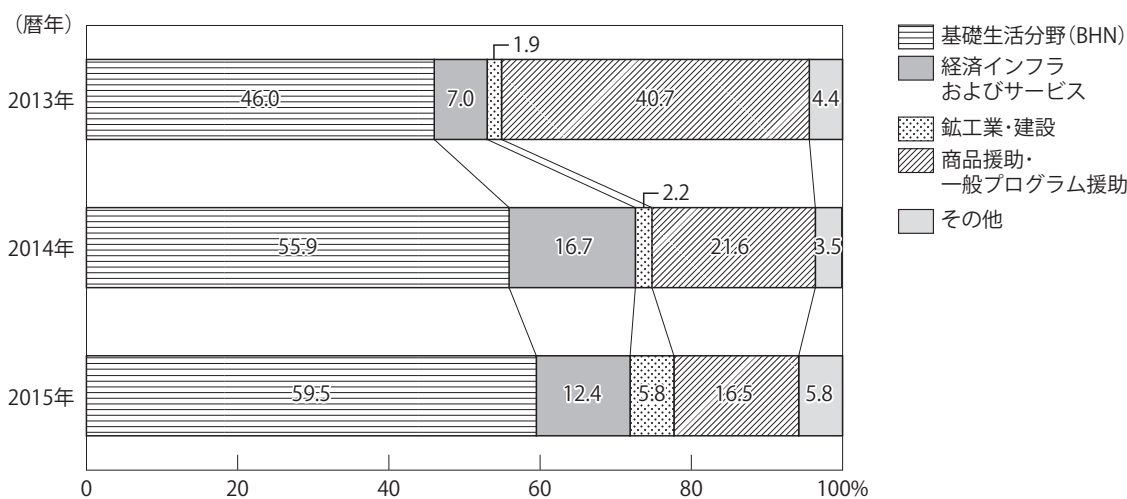
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 韓国 (Republic of Korea)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

2010年にDACに加盟した韓国は、同年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法（以下、基本法）」を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。

同年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方案（以下、先進化方案）」が決定された。先進化方案を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基本計画（2011～2015）（以下、基本計画）」、年次計画「国際開発協力総合施行計画（以下、施行計画）」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定されている。2015年には、第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）が同委員会において決定された。

2013年2月に発足した朴槿恵（パク・クネ）政権も、ODAを重視し、同年5月に発表された「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の推進^(注1)」を掲げている。

2. 援助規模

2015年のODA予算総額は、約19.1億ドルであった（前年比約2.9%増、2013年は約18.6億ドル）。うち二国間援助は約14.6億ドル（無償資金協力^(注2)：約8.9億ドル、有償資金協力：約5.6億ドル）、国際機関を通じた援助が約4.5億ドルであった（いずれもDAC統計暫定値）。

2015年のODA実績の対GNI比は、0.14%であった（DAC統計暫定値）。

3. 重点分野・地域

基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。

無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。2014年は、交通・物流（16.0%）、教育（15.4%）、水資源・衛生（10.5%）、保健（10.3%）、エネルギー（6.8%）、公共行政・市民社会（6.3%）の順で二国間援助予算が配分された。

先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）とする旨を定めている。また、26か国の重点協力国^(注3)に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしている。2014年は、二国間援助予算の45.1%がアジア、23.9%がアフリカ、7.8%が中南米地域に配分された。

4. 日本との開発協力

2016年4月、韓国において第16回日韓開発政策対話が開催された。同対話において両国は、それぞれの開発協力政策や、持続可能な開発のための2030アジェンダ、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）、世界人道サミット、インフラ開発、国際保健、自然災害対策など、様々な開発課題に対する両国の取組につき意見交換を行った。両国は、同じアジアにおける2か国だけのDACメンバーとして、開発課題の解決に向けて引き続き二国間および国際場で協力していくことを確認した。

実施体制

1. 総括および調整機関

(1) 国際開発協力委員会

国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。

注1: 具体的な推進計画は、①ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、②「第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）」の策定、③ODAの統合推進および協業体系の強化、④重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、⑤発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、⑥開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、⑦官民の意思疎通の活性化である。

注2: 韓国では、無償資金協力に技術協力も含まれる。

注3: アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン諸島）

不定期に開催される（2014年は3回開催）。2014年3月には初のODA白書を発刊した。

(2) 国務調整室開発協力政策官室

国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

(1) 外交部

無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実施機関（韓国国際協力団）との調整等を行う。

(2) 企画財政部

有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金）と協力しながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団 (KOICA)

外交部傘下であり、無償資金協力の実施機関^(注4)。職員数は343名（2016年5月時点）。海外44か国に在外事務所を有する。2016年予算は、6,288億ウォン（うち6,069億ウォンは政府からの支援）。

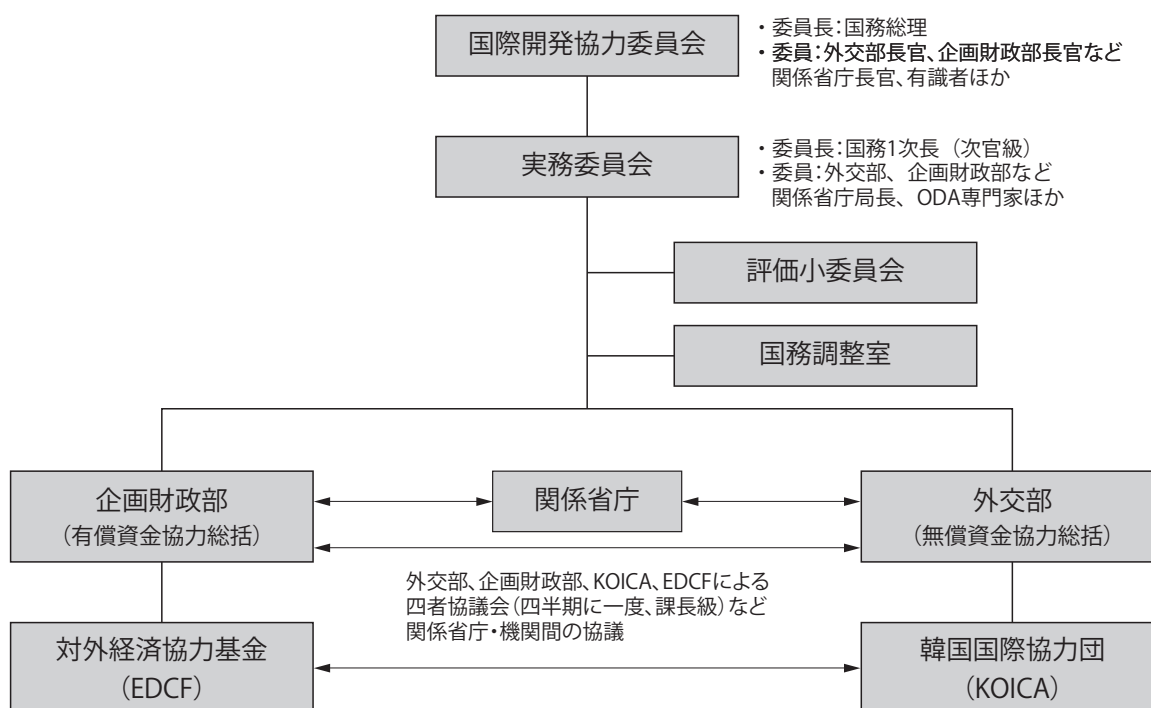
(2) 対外経済協力基金 (EDCF)

韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施している。海外16か所に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2015年は1兆4,237億ウォンの新規事業を承認した。1987年設立以降2016年6月末までに53か国、357の事業に対し13兆5,111億ウォンの承認を行い、累計執行額は6兆76億ウォンである。

● ウェブサイト

- ・ 韓国のODA政策総合サイト：
<http://www.odakorea.go.kr/ez.main.ODAEngMain.do>
- ・ 韓国国際協力団 (KOICA)：
<http://www.koica.go.kr/>
- ・ 対外経済協力基金 (EDCF)：
<http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp>
- ・ 韓国外交部による開発協力に関するサイト：
<http://www.devco.go.kr>

援助実施体制図



注4:ただし、約30の政府機関および地方自治体も一部の無償資金協力事業を実施している。

(1) 政府開発援助上位10か国

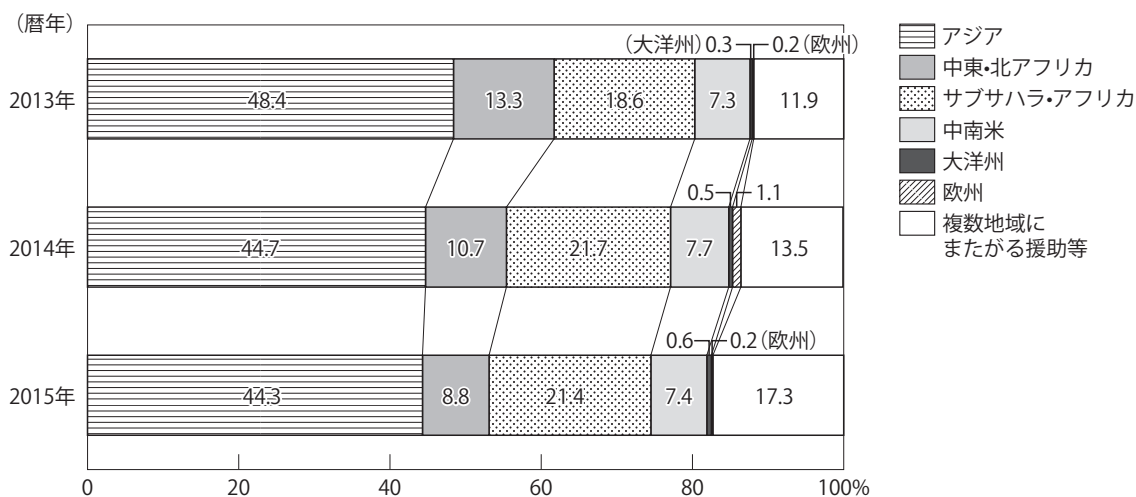
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ベトナム	234.56	17.9	1	ベトナム	178.84	12.8	1	ベトナム	217.16	14.2
2	アフガニスタン	122.41	9.3	2	タンザニア	79.84	5.7	2	ラオス	87.63	5.7
3	カンボジア	60.54	4.6	3	カンボジア	68.62	4.9	3	タンザニア	71.29	4.7
4	モザンビーク	57.08	4.4	4	バングラデシュ	68.06	4.9	4	カンボジア	65.85	4.3
5	タンザニア	56.87	4.3	5	アフガニスタン	64.36	4.6	5	アフガニスタン	54.60	3.6
6	スリランカ	44.93	3.4	6	フィリピン	60.93	4.4	6	バングラデシュ	52.16	3.4
7	バングラデシュ	44.71	3.4	7	モザンビーク	56.51	4.0	7	エチオピア	46.02	3.0
8	フィリピン	42.74	3.3	8	スリランカ	44.78	3.2	8	フィリピン	44.04	2.9
9	パキスタン	35.85	2.7	9	エチオピア	42.91	3.1	9	モザンビーク	42.29	2.8
10	インドネシア	31.50	2.4	10	ヨルダン	40.16	2.9	10	ガーナ	39.84	2.6
10位の合計		731.19	55.8	10位の合計		705.01	50.5	10位の合計		720.88	47.1
二国間ODA合計		1,309.58	100.0	二国間ODA合計		1,395.77	100.0	二国間ODA合計		1,531.00	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

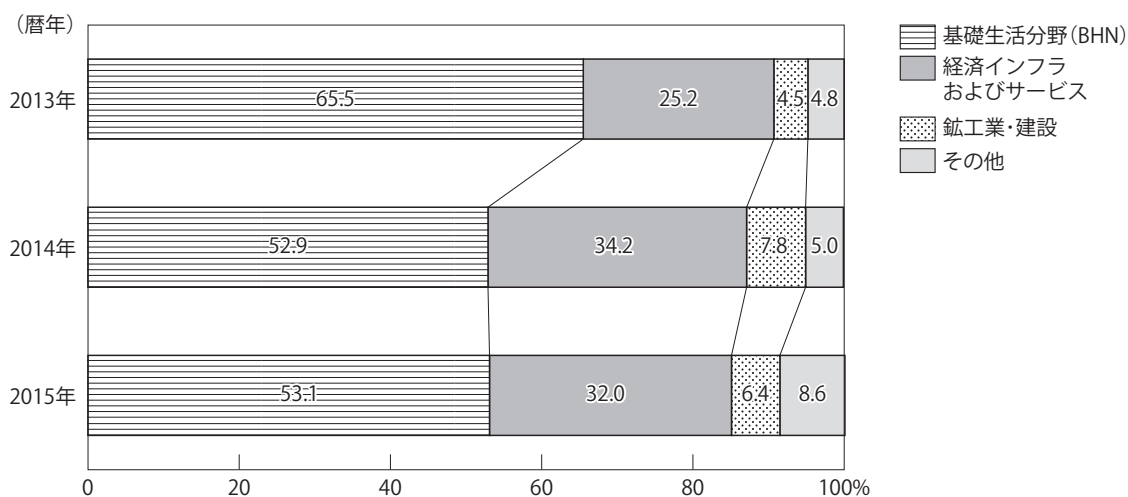
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 スロバキア (Slovakia)

援助政策等

1. 基本方針等

開発援助は外交政策の不可欠な一部であり、スロバキアの外交、経済の優先課題を反映し、EUや国際的な援助政策の原則とコミットメントに合致するものとされている。この考え方下、「援助の効率性」と「開発政策の一貫性」がスロバキア開発援助の原則として掲げられている。

「ODAの目標」などが記載されているODA関連法規（政府開発援助法）は2007年に施行された法律であり、現状に合わせ、2014年から併せて「中期政府開発援助戦略」において基本方針や目標を定めている。具体的には、2013年にスロバキアが正式にDAC加盟国となったことなどを踏まえ、政府は開発援助方針等の策定プロセスを見直し、5年ごとの「中期政府開発援助戦略」において、援助の基本方針・目標、優先援助対象国、優先援助対象分野等を定めることとした。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、基本方針を「主に貧困削減、民主主義とグッド・ガバナンスの強化を通じた持続可能な開発への貢献」とし、基本目標として「主に教育と雇用への支援を通じたパートナー国の人づくり」と「市民社会と国家機関との対話を含めた民主主義とグッド・ガバナンス支援」を掲げている。また、上記方針および目標の達成に当たり、スロバキアの体制移行や国際機関等への加盟の経験および開発援助の被供与国としての経験を活用するとしている。

2. 援助規模等

2015年の二国間援助の予算は全体で約1,602万ユーロであり、そのうちの約4割を外務・欧州問題省が担う。このほか内務省、農業・農村開発省、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、防衛省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。2015年の多国間援助の予算は全体で約6,105万ユーロであり、EU、その他の国際機関に拠出された。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、国内経済状況を考慮しつつ、2015年までに国民総所得（GNI）に占めるODA額の割合を0.33%にするというEU 2004年加盟国としてのコミットメントを踏まえ、二国間援助を中心に増額を図っていくとしているものの、2015年の割合は0.103%にとどまった。

3. 重点分野・地域

2014～2018年の重点分野としては、教育、保健、グッド・ガバナンスと市民社会構築、農業と林業、水と衛生、エネルギー、市場環境開発・中小企業への支援の7つが挙げられている。

重点国はプログラム援助とプロジェクト援助の二つのカテゴリーに分けられる。2014～2018年は、プログラム援助が、アフガニスタン、ケニア、モルドバ向けに、プロジェクト援助がアルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、コソボ、ウクライナ向けに行われる。このほか、南スーダンを「特に人道・開発ニーズが高い国」に指定している。

2015年に上記重点国に対して実施した援助の総額は約670万ユーロで、ウクライナに対して約196万ユーロ、ケニアに対して約185万ユーロ、モルドバに対して約110万ユーロ、コソボに対して約49万ユーロ、などであった。

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

外務・欧州問題省が中心となってODAの企画・実施の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

スロバキアの二国間援助の最大部分の実施は、外務・

欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁（SAMRS、英語名SAIDC）が担っている。SAMRSの2016年予算は約598万ユーロであり、職員14名、海外事務所はない。主な活動として専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援等を行っているほか、ケニアとモルドバに「開発協力担当外交官（Development diplomat）」を派遣している。

また、外務・欧州問題省の他、内務省、内務省移民事

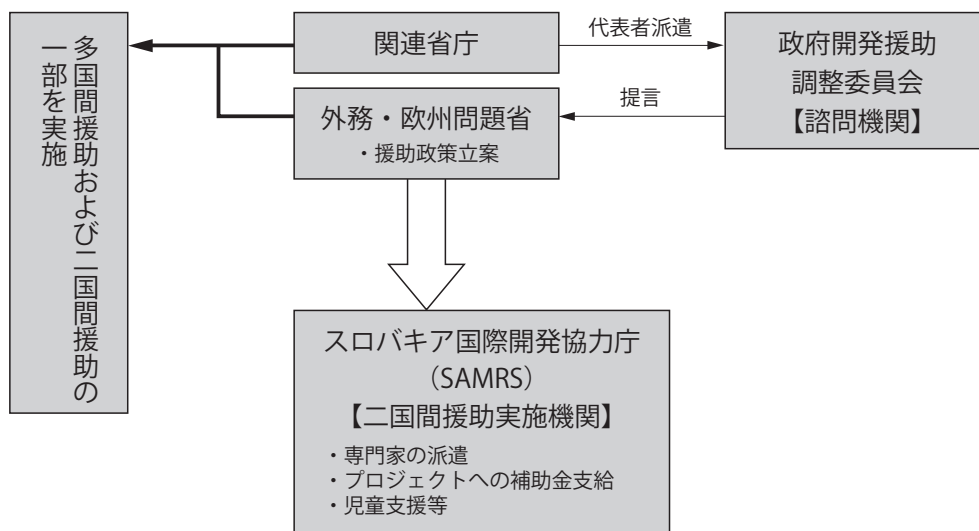
務局、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、農業・農村開発省、原子力監督庁が二国間および多国間援助を実施している。

● ウェブサイト

・ <http://www.slovakaid.sk/>

（年次報告書等各種資料の閲覧可能〈年次報告書はスロバキア語版のみ〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

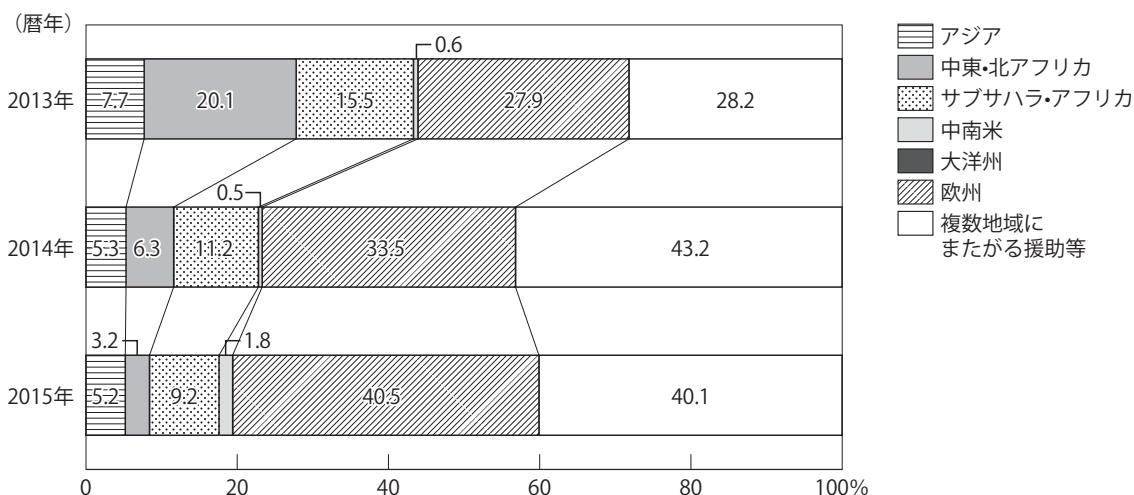
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	2.40	14.8	1	セルビア	1.31	8.0	1	ウクライナ	2.47	14.4
2	ケニア	1.63	10.1	2	ケニア	1.22	7.4	2	セルビア	1.53	8.9
3	セルビア	1.39	8.6	3	ウクライナ	1.07	6.5	3	ケニア	1.32	7.7
4	ウクライナ	1.05	6.5	4	モルドバ	0.69	4.2	4	モルドバ	0.85	4.9
5	南スーダン	0.69	4.3	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.56	3.4	5	ジョージア	0.37	2.2
6	ジョージア	0.55	3.4	5	アフガニスタン	0.56	3.4	6	コンゴ	0.34	2.0
7	モルドバ	0.43	2.7	7	コンゴ	0.46	2.8	7	アルバニア	0.31	1.8
8	コンゴ	0.40	2.5	8	南スーダン	0.39	2.4	8	アフガニスタン	0.26	1.5
9	チュニジア	0.39	2.4	9	ジョージア	0.37	2.3	9	ハイチ	0.24	1.4
10	ベラルーシ	0.32	2.0	10	モンテネグロ	0.29	1.8	10	ベラルーシ	0.22	1.3
10位の合計		9.25	57.2	10位の合計		6.92	42.2	10位の合計		7.91	46.0
二国間ODA合計		16.17	100.0	二国間ODA合計		16.38	100.0	二国間ODA合計		17.20	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

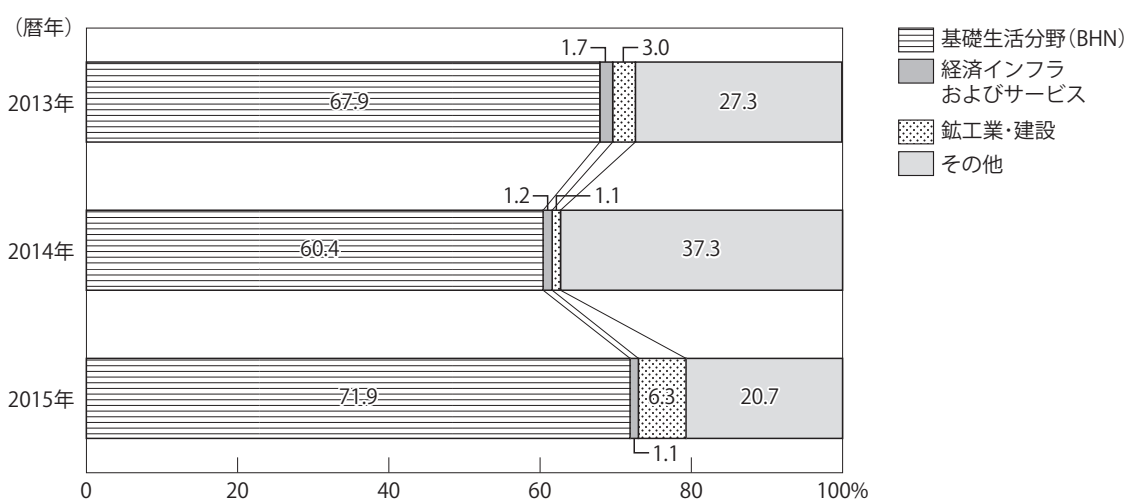
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 スロベニア (Slovenia)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

スロベニアは、2004年に正式にドナー国入りして以来、政府開発協力 (ODA) を外交政策の重点事項の一つに掲げており、2006年に基本法として「スロベニア共和国国際開発協法力」が議会により採択された。同法においては、国際開発協力の目的として、貧困やエイズ・マラリア対策、平和と人間の安全保障、教育、持続可能な開発等を列挙、外務省を調整官庁に指定している。

(2) 基本方針

2008年に議会が採択した「国際開発協力決議」において、2015年までの二国間・多国間双方のODA基本方針が規定されている。同決議においては、重点地域として、①西バルカン、②東欧・コーカサス・中央アジア、③アフリカが規定され、重点分野として、①人道・紛争後支援 (貧困・飢餓削減、地雷対策、児童支援)、②社会サービス (保健・教育政策、科学・技術協力、市民社会構築)、③経済サービス・インフラ (交通・通信・エネルギー・医療・教育インフラ、中小企業支援)、④分野横断的援助 (環境、グッドガバナンス・法の支配・人権、軍民協力) が規定されている。

2. 援助規模

2015年のODA総額は5,709万ユーロで、対GNI比0.15%。内訳は、二国間援助が2,257万ユーロ (5分の2)、多国間援助が3,452万ユーロ (5分の3)。

2015年の二国間援助の地域別内訳は、西バルカン (53.2%)、中東 (2.8%)、アフリカ (2.7%)、東欧・コーカサス・中央アジア (2.2%)、東・南東アジア (0.9%)、中南米 (0.2%)、地域割なし (38.0%)。分野別内訳は、社会サービス (34.5%)、分野横断的援助 (13.2%)、経済サービス・インフラ (2.0%)、人道・紛争後支援 (11.8%)、その他 (難民危機対策費を含む) (38.5%)。

2015年の多国間援助の内訳はEU予算が2,201万ユーロ、欧州開発基金が612万ユーロ、世銀が274万ユーロ、国連が212万ユーロ、その他が153万ユーロ。

3. 日本との開発協力

スロベニアと日本は、人間の安全保障分野において協力して途上国支援を行っている。近年では、バルカン諸国での地雷除去、犠牲者支援を目的としてスロベニア政府により設立されたITF (人間の安全保障強化のための国際信託基金) の、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける地雷除去支援活動に、日本政府より2009年/20万ユーロ、2011年/35万ユーロ、2012年/42万ユーロ、2015年/約1億円の無償資金が提供され、またクロアチアにおける活動を支援するため、2012年に8万ユーロの贈与に関するMoUが当該基金との間で締結されている。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

ODAのナショナル・コーディネーターに指定されている外務省の「開発協力・人道支援部」が、省庁間作業部会等を通じて、ODAの政策・実施の全体調整を担い、ODA予算全体を管理している。

2. 実施機関

政府を代表してODAを実施することが認められた民間の非営利団体「国際協力・開発センター (CMSR)」のほか、地雷除去など紛争後の復興を支援する「人間の安全保障強化のための国際信託基金 (ITF)」、候補国のEU加盟プロセスを支援する「欧州展望センター (CEP)」、南東欧を中心とする財務省・中銀関係者の能力構築 (キャパシティビルディング) を支援する「財務効率センター (CEF)」 (2015年より国際機関) 等の政府機関がODAを実施している。

2015年は秋頃より深刻化した難民・移民流入対策にODA予算が充てられ、内務省や警察等の関係機関、その他人道支援を行うNGOに配分された。

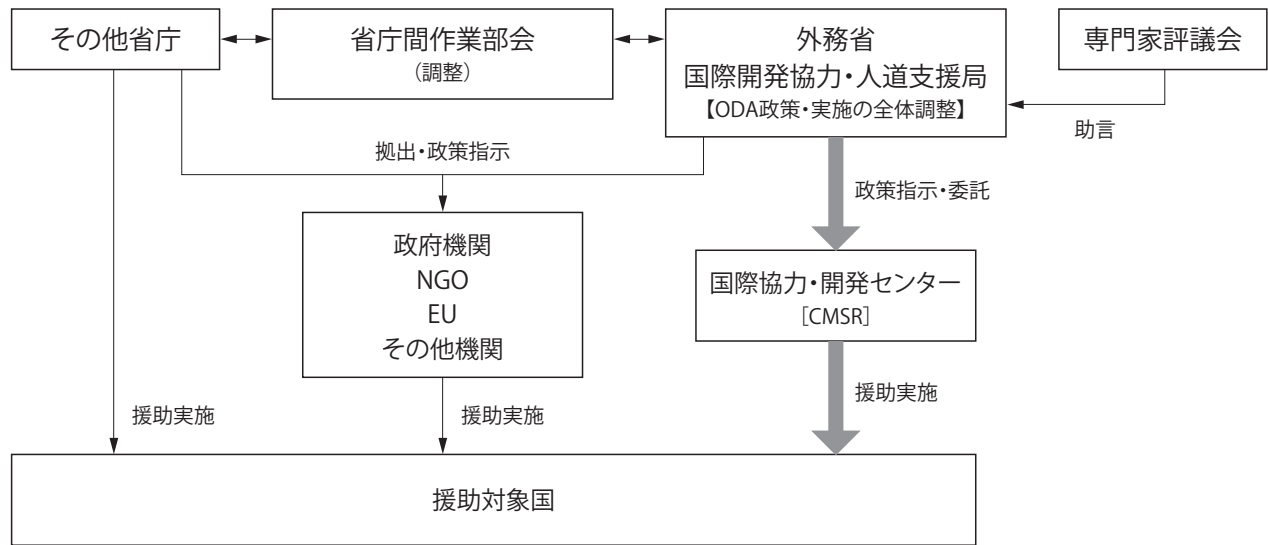
またNGOも重要なODA実施機関であり、10以上の国内NGOに加え多数の国際NGOがODA実施を担っている。

● ウェブサイト

・スロベニア外務省

http://mzz.gov.si/en/foreign_policy_and_international_law/international_development_cooperation_and_humanitarian_assistance/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

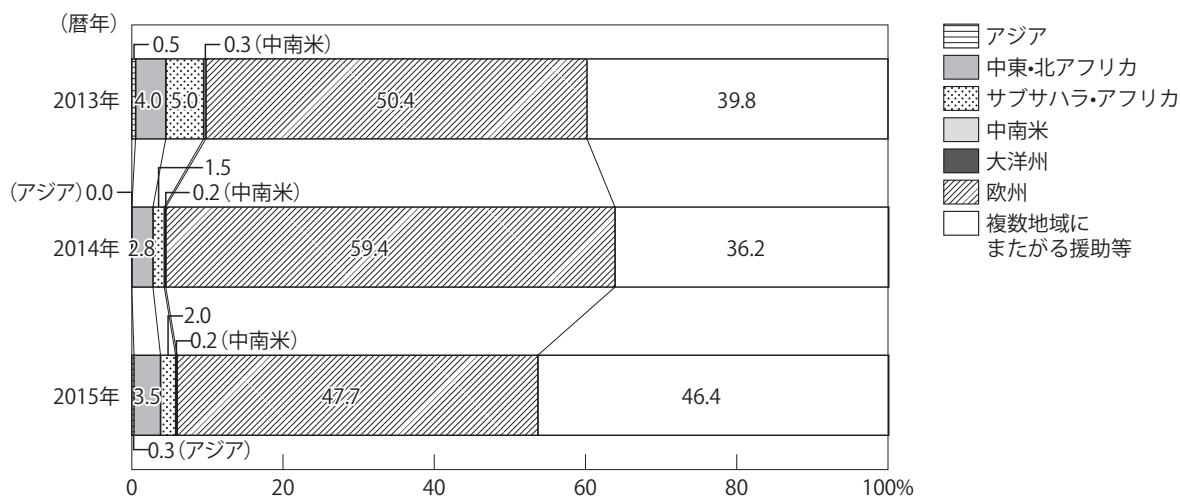
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マケドニアユーゴスラビア共和国	3.67	17.8	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.21	15.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.66	14.6
2	モンテネグロ	2.06	10.0	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.76	13.7	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.53	10.1
3	コソボ	1.35	6.6	3	モンテネグロ	1.53	7.6	3	モンテネグロ	1.73	6.9
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.07	5.2	4	セルビア	1.26	6.2	4	セルビア	1.58	6.3
5	セルビア	0.91	4.4	5	コソボ	1.04	5.1	5	コソボ	1.07	4.3
6	カーボヴェルデ	0.83	4.0	6	モルドバ	0.49	2.4	6	ウクライナ	0.31	1.2
7	アフガニスタン	0.31	1.5	7	アルバニア	0.39	1.9	7	[パレスチナ自治区]	0.24	1.0
8	アルバニア	0.26	1.3	8	アフガニスタン	0.16	0.8	8	シリア	0.16	0.6
9	[パレスチナ自治区]	0.21	1.0	8	[パレスチナ自治区]	0.16	0.8	9	モルドバ	0.15	0.6
10	ウクライナ	0.20	1.0	10	ウクライナ	0.13	0.6	10	アフガニスタン	0.12	0.5
10位の合計		10.87	52.8	10位の合計		11.13	55.1	10位の合計		11.55	46.0
二国間ODA合計		20.57	100.0	二国間ODA合計		20.21	100.0	二国間ODA合計		25.10	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

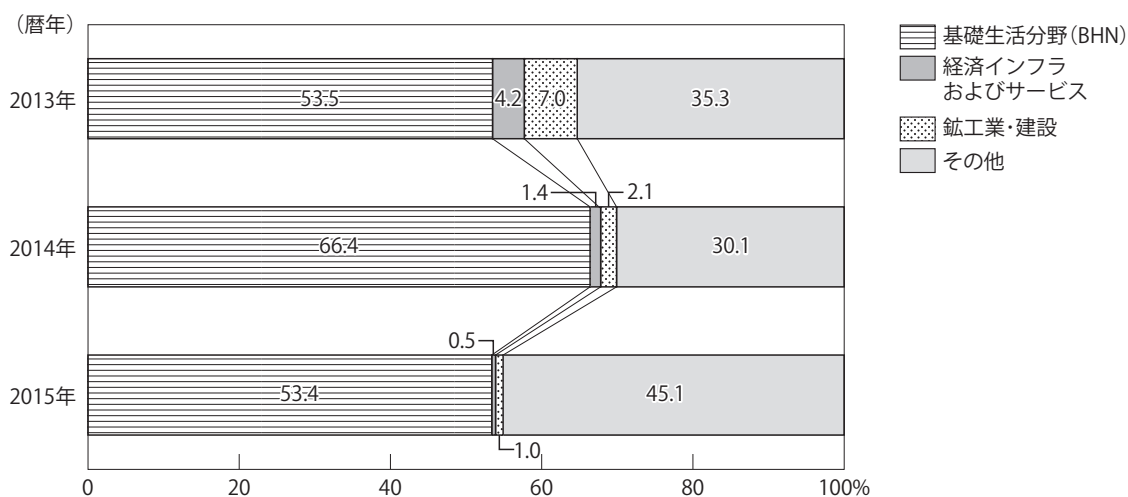
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 スペイン(Spain)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進すると定めている(第1条)。

(2) 基本方針

国際開発協力法は、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定している(第8条)。外務・協力省は4年毎に基本計画を策定し、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。また、年次報告書を通じて、基本計画内に含まれるプロジェクトの追跡・評価を取り纏めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013-2016年期」(以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認)は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④基本的な社会サービスを含む社会的結束の促進、⑤ジェンダー平等および女性の権利の推進、⑥持続可能な成長・平和・環境保護の推進、⑦質の高い人道援助、および⑧開発教育の8つの取組を優先課題としている。

開発協力はスペインの外交政策の最も重要な手段の1つであり、スペイン国民、中央政府、地方政府、民間企業および市民団体(NGOおよび労働組合)のコンセンサスの下で実施されている。

2. 援助規模

2015年のスペインODA実績は14億4,580万ユーロ(純額)と前年比で2.21%増加し、対国民総所得(GNI)比で0.13%となった。その内の5億1,706万ユーロは二国間援助、9億2,874万ユーロは多国間援助に向けられた。近年の厳しい経済情勢に伴う緊縮財政によりODA予算は大幅な削減を強いられているものの、経済が回復するに

つれ、金融危機(リーマン・ショック)以前の水準まで引き上げられていく予定である。

2016年国家予算案によると、2016年のスペインODAは23億9,630万ユーロ(純額)と前年比で32%増加し、対国民総所得(GNI)比で0.21%となる見込み。「国際協力基本計画」には、国連の目標である対GNI比0.7%の達成は困難であるが、比較優位性のある分野と国に特化していくことで、国際協力の効果が最大限発揮されるようにする必要があると記されている。

3. 重点地域

国際協力基本計画に盛り込まれている国際開発協力政策は、各種開発指数や開発援助のインパクト等に応じて、以下の23か国を重点地域と定めている。

- ・中南米(12か国)：ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・北アフリカおよび中東(4か国・[地域])：モーリタニア、モロッコ、西サハラ、[パレスチナ自治区]
- ・西アフリカ(3か国)：マリ、ニジェール、セネガル
- ・その他のアフリカ諸国(3か国)：エチオピア、赤道ギニア、モザンビーク
- ・アジア(1か国)：フィリピン

4. NGOの活用

国際協力基本計画は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する枠組みを定めている。

現在、外務・協力省国際開発協力庁に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。その内の44団体は認定開発NGOに指定されており(開発NGOへの認定の付与・見直し・取り消しに関する2013年9月17日付国際開発協力庁総裁決定)、同省庁との協力合意を通じて、人権保護(教育、水および医療へのアクセス含む)、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急救済活動に取り組んでいる。

外務・協力省国際開発協力庁の2015年度予算のうち5,500万ユーロが認定開発NGOの事業に対する資金供与に向けられた。近年は、地域別で中南米、分野別で生産

性向上に関わるプロジェクトへの資金供与に重点が置かれている。

5. 民間セクターとの連携

民間企業は開発途上国の持続可能な発展において重要な役割（雇用創出、所得向上、各種製品・サービスの提供、労働者の技能開発等）を果たしているとの認識の下で、国際協力基本計画は官民連携の促進に向けて、以下の基本軸を定めている。

- (1) 企業幹部を対象とした開発協力に関する認識向上の推進
- (2) 民間企業の参加を促すためのインセンティブ導入および適切な環境の創出
- (3) エネルギー・農産品分野等における実証プロジェクトの実施
- (4) 官民連携を推進する部署の設立

具体的には、外務・協力省国際開発協力庁に企業・開発部が設立されたほか、官民パートナーシップ（PPP）規約が打ち出されるなど、官民協力体制の確立および強化が進められている。これまで27の官民連携プロジェクト（中南米・カリブ諸国16件、アフリカ・エチオピア1件、文化・科学技術分野10件）が実施過程にある。

実施体制

外務・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁（AECID：Agencia Española de Cooperación Internacional

para el Desarrollo）は、国際開発協手法の下で実施されるスペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」および手法は、政策実施の際の基準となっている。

AECID在外事務所は、世界各地に所在する在外公館の配下に置かれ、海外での業務運営および政策実施を担うと共に、その他の公共行政機関が推進する国際開発協力計画の実行に協力している。在外事務所は49に上り、主に中南米地域に集中している。

2016年度のAECID予算は2億5,275万ユーロに上る（全ODA予算の10.5%）。職員数は国内外合わせて979人（2015年12月時点）。

● ウェブサイト：

- ・スペイン国際開発協力庁（AECID）：
<http://www.aecid.es/es/>

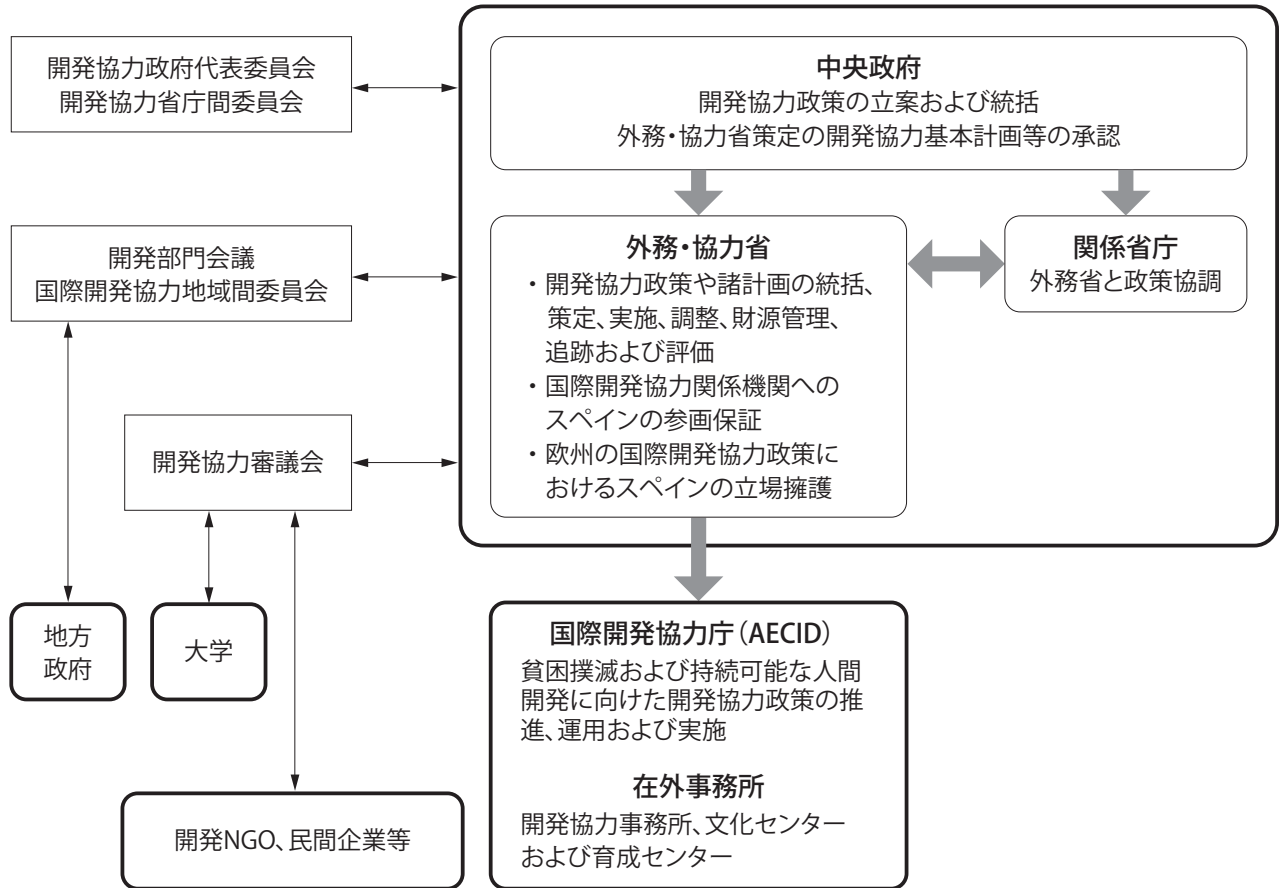
● 参考資料

- ・“Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo”、”Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016”、”Comunicación 2015”、”Presupuestos Generales del Estado para 2016”。

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・ 政策統括機関：中央政府、外務・協力省、関係省庁
- ・ 政策実施機関：関係省庁、地方政府、国際開発協力庁 (AECID) および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・ 諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



(1) 政府開発援助上位10か国

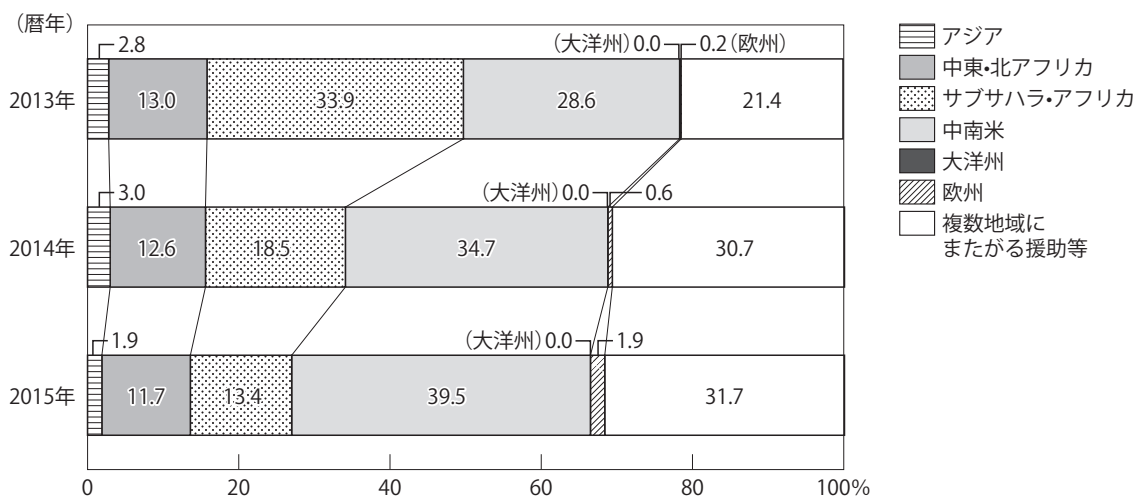
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コートジボワール	230.86	24.4	1	[パレスチナ自治区]	19.45	4.2	1	キューバ	125.85	35.5
2	ペルー	43.24	4.6	2	エルサルバドル	18.86	4.1	2	[パレスチナ自治区]	18.69	5.3
3	エルサルバドル	33.85	3.6	3	ニジェール	17.44	3.8	3	モロッコ	18.40	5.2
4	コロンビア	32.89	3.5	4	ボリビア	16.94	3.7	4	モーリタニア	14.79	4.2
5	モロッコ	30.39	3.2	5	グアテマラ	16.01	3.5	5	シリア	13.72	3.9
6	ニカラグア	27.54	2.9	6	モロッコ	15.69	3.4	6	セネガル	12.68	3.6
7	チュニジア	25.18	2.7	7	ニカラグア	14.99	3.2	7	レバノン	12.43	3.5
8	マリ	21.10	2.2	8	ハイチ	12.80	2.8	8	ウクライナ	11.87	3.3
9	ボリビア	19.83	2.1	9	マリ	12.66	2.7	9	グアテマラ	11.86	3.3
10	セネガル	19.53	2.1	10	シリア	12.06	2.6	10	モザンビーク	11.48	3.2
10位の合計		484.41	51.3	10位の合計		156.90	33.8	10位の合計		251.77	71.0
二国間ODA合計		944.94	100.0	二国間ODA合計		463.96	100.0	二国間ODA合計		354.57	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

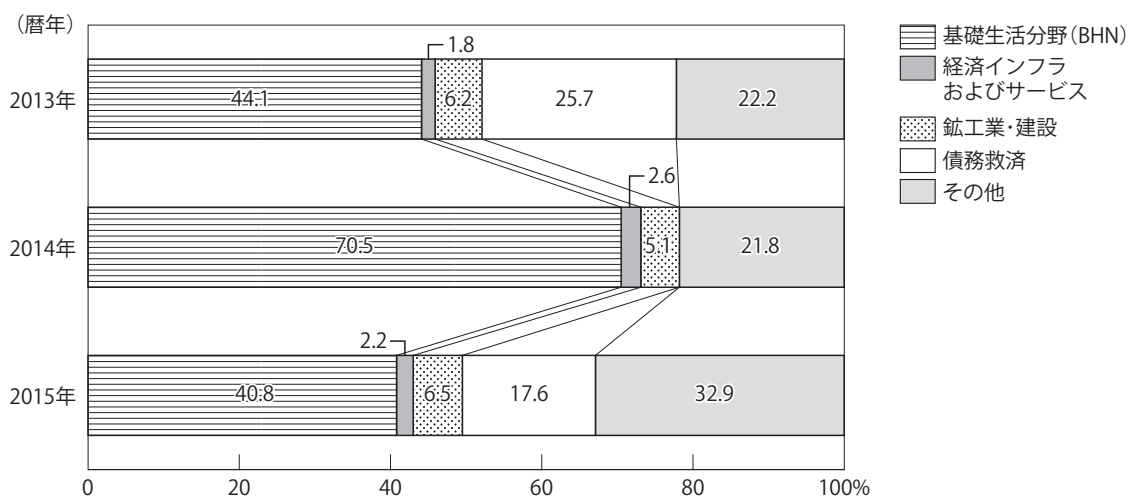
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

25 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本方針

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

開発援助は次の分野を優先分野としている。

(1) 民主主義と人権

－自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

(2) 環境と気候

－気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

(3) 男女平等と開発における女性の役割

－SDGsの達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

2. 援助規模

2015年のスウェーデンの政府開発援助の当初予算は、404億スウェーデン・クローナであったが、実際には89億スウェーデン・クローナと見積もられていたスウェーデン国内難民対策費用が202億スウェーデン・クローナと膨れあがったことから、最終的にはおよそ540億スウェーデン・クローナ（64億ドル）が支出された。

2016年の政府開発援助予算は430億スウェーデン・クローナであり、政府が掲げる政府開発援助の対GNI比1%という政府目標を維持する水準を設定している。これから前年同様に大きな割合を占めるスウェーデン国内

における難民対策等の費用を差し引いた純粋な開発援助予算は、324億スウェーデン・クローナである。これらの中でアフガニスタンやソマリアに対する人道支援の他、国際機関との連携強化に関する予算配分が相当額を占める傾向について大きな変化は見られない。

3. 重点分野・地域

2015年の政府開発援助総額64億ドルの供与先別に見ると、スウェーデン国内の難民（24億ドル）、国際機関等の多国間援助（16億ドル）、二国間援助（13億ドル）、その他（各国NGO等）（6.5億ドル）、地域機関（地域NGO等）（2.38億ドル）、事務所経費（2.06億ドル）であり、その37.5%がスウェーデン国内に流入した難民対策に支出されている。この背景には、内戦の続くシリア等より大量の難民が欧州に押し寄せる中で、従来より寛大な難民政策をとってきたスウェーデンに2015年だけで16万人以上の難民が新たに流入したため、これらに対して住居、食料、教育等を提供してスウェーデン社会に融合させるための費用が膨らんだことが指摘できる。

このために、援助拠出地域・分野としてはスウェーデン国内難民対策が最大であるが、それ以外では、EU、世銀、国連等への拠出が大きな比重を占め、国別では拠出の多い順に上からアフガニスタン、タンザニア、モザンビーク、ケニア、ソマリア、パレスチナ、コンゴ（民）、ザンビア、ウガンダ、シリア等、貧困対策に取り組むアフリカ諸国を中心に、紛争問題を抱える中東地域へも主にスウェーデン国際開発庁（Sida）を通じて相当の支援を行っている。二国間援助13億ドルの重点拠出分野としては、「ガバナンス・民主主義・人権および男女平等」（3.73億ドル）や「人道支援」（3.15億ドル）が挙げられる。

実施体制

1. 国際開発協力担当大臣

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを国際開発協力担当副大臣、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

2. 援助の実施

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数35名）等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるSidaが担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。Sidaの職員数は678名で、このうち約140名が被援助国等海外で勤務している（2014年1月現在）。

3. 援助の分析・評価

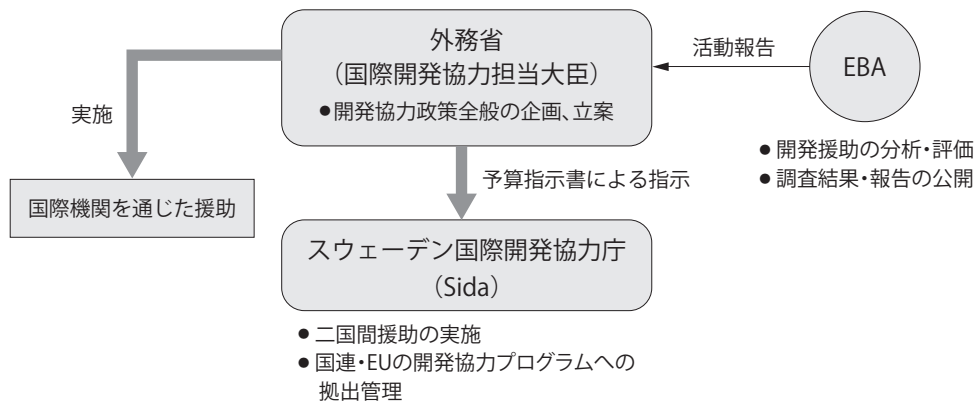
2013年に援助研究専門家チーム（EBA）が立ち上げられ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

● ウェブサイト

・ www.sida.se

（スウェーデン国際開発協力庁 年次報告有り〈2008年以降は英語版なし〉）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

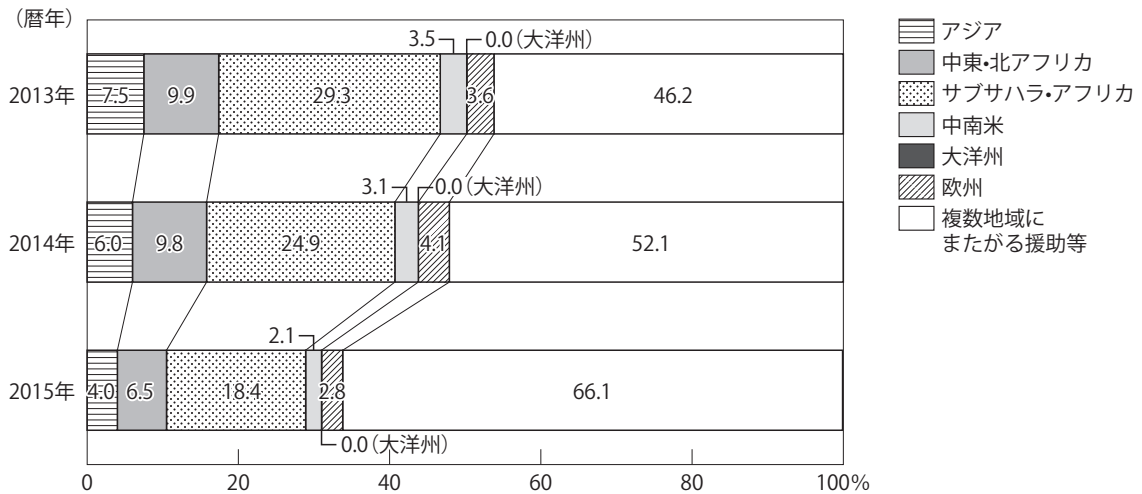
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	136.02	3.5	1	アフガニスタン	137.07	3.2	1	タンザニア	103.46	2.1
2	アフガニスタン	125.52	3.2	2	モザンビーク	119.17	2.7	2	アフガニスタン	103.08	2.1
3	タンザニア	125.42	3.2	3	ソマリア	82.83	1.9	3	モザンビーク	90.72	1.9
4	コンゴ民主共和国	83.00	2.1	4	ケニア	72.42	1.7	4	ケニア	63.68	1.3
5	ケニア	78.30	2.0	5	[パレスチナ自治区]	67.16	1.5	5	ソマリア	60.58	1.3
6	南スーダン	67.03	1.7	6	コンゴ民主共和国	61.49	1.4	6	[パレスチナ自治区]	54.61	1.1
7	[パレスチナ自治区]	61.02	1.6	7	南スーダン	56.18	1.3	7	コンゴ民主共和国	53.43	1.1
8	ソマリア	57.57	1.5	8	タンザニア	54.07	1.2	8	ザンビア	50.46	1.0
9	ザンビア	50.19	1.3	9	ザンビア	51.78	1.2	9	ウガンダ	41.76	0.9
10	マリ	44.57	1.1	10	バングラデシュ	49.10	1.1	10	エチオピア	34.34	0.7
10位の合計		828.64	21.1	10位の合計		751.27	17.3	10位の合計		656.12	13.6
二国間ODA合計		3,917.93	100.0	二国間ODA合計		4,343.15	100.0	二国間ODA合計		4,827.67	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

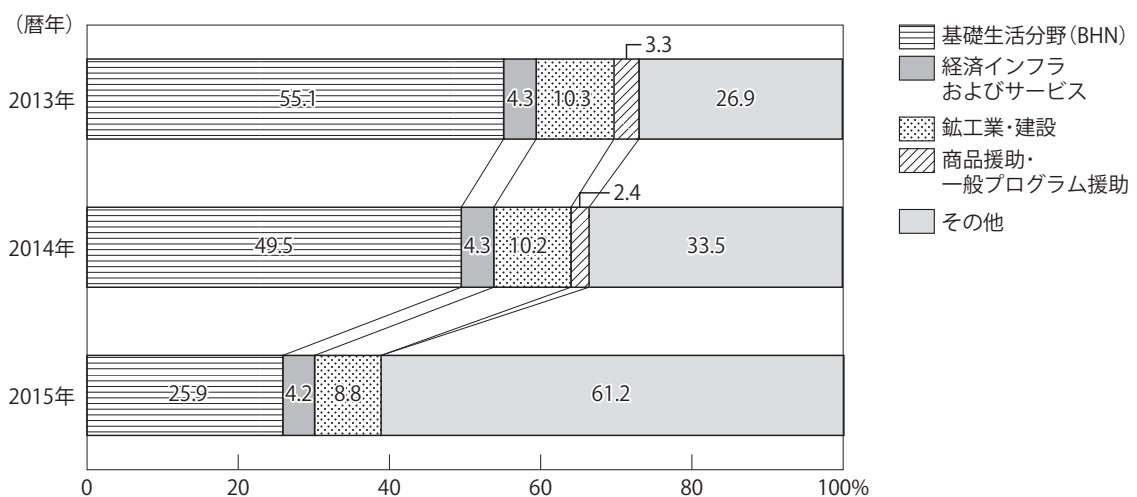
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

26 スイス (Switzerland)

援助政策等

1. 基本法・方針

スイス政府の開発援助は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対する貢献について定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等を根拠にして実施されている。

戦時国際法である1864年のジュネーブ条約の締結に始まり、スイスには長い人道主義の歴史が存在する。

2013年から2016年までの開発協力重点方針としては、以下の5つを挙げている。

- (1) 紛争の予防と解決
- (2) 資源やサービスへのアクセス向上
- (3) 持続可能な経済成長の促進
- (4) 民主主義と自由競争市場への移行支援
- (5) 環境に優しく、社会的に公正なグローバル化の促進

2. 援助規模

2015年のODA支出総額は、34億440万スイスフランで、対国民総所得（GNI）比は0.52%であった。政府および議会は、国連によるODAの対GNI比0.7%目標への達成に向けて真摯に取り組んでいるものの、短期間では難しいとの認識から、当面の目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定、2014年および2015年と二年連続でこれを達成した。

ODAは二国間が約75%、多国間が約25%の割合で長らく推移してきたが、2011年以降に二国間援助の割合が増し、2015年には77%を占めた。

3. 重点分野

2013年から、特に気候変動や金融危機といった国境を越える危機への対応強化と、脆弱国家^(注)への重点的な支援が目指されるようになった。「グローバルプログラム」として、地球規模の課題である気候変動、移民、水、食料、医療の5分野の問題に積極的に取り組んでいるほか、植民地支配の歴史がない国という特徴を活か

し、脆弱国家での法の支配と人権の定着を働きかけている。

ミレニアム開発目標（MDGs）に続く、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の形成に関して、スイスは積極的に関与した。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

ODAは、人道支援、開発協力、経済・貿易政策、東欧支援の4つに大別され、主にスイス外務省に属する「開発協力局」（SDC：Swiss Agency for Development and Cooperation）が人道支援と開発協力を、スイス経済省に属する「対外経済庁」（SECO：State Secretariat for Economic Affairs）が経済・貿易政策を担当し、東欧支援は両者ともに行っている。

(1) 開発協力局（SDC）

スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、SDCである。ODAの約6割を担当し、具体的な援助内容に応じて環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携しながら、東欧支援や人道支援などの案件を実施・調整している。貧困削減を目指し、特にベナン、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、タンザニア、バングラデシュ、モンゴル、ボリビア、キューバなどの国々に重点を置いている。SDCには、国内および国外（50か国以上に連絡事務所を設置）合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2015年の年間援助総額は22億9,580万スイスフランである。

(2) 対外経済庁（SECO）

SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはSECOである。SECOは、市場経済原理による持続的な経済発展の促進および被援助国の国際経済システムへの統合を主眼に、マクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。ODAの約1割を担当し、ガーナ、ベトナム、インドネシア、ペルー、エジプト、チュニジア、コロンビア、南アフリカなどの

注：制度面での能力の不足、不十分なガバナンス、政治不安、頻発する暴力、過去の深刻な紛争の後遺症など、極めて厳しい開発課題に直面している国（IDAウェブサイトより）。

国々に重点を置いている。なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation)も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織として、スイスの6大開発NGO (Swissaid、Bread For All、Caritas、Catholic Lenten Fund、Helvetas、HEKS) が連携して結成した統括組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)がある。同組織は、公正で持続可能な開発を目指し、スイスの開発政策、対外政策に関するロビー活動を行っている。個別の具体的な援助プ

ロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

そのほか、案件によっては、大学や研究所などの専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等がスイス政府との間で協力を行う事例もある。

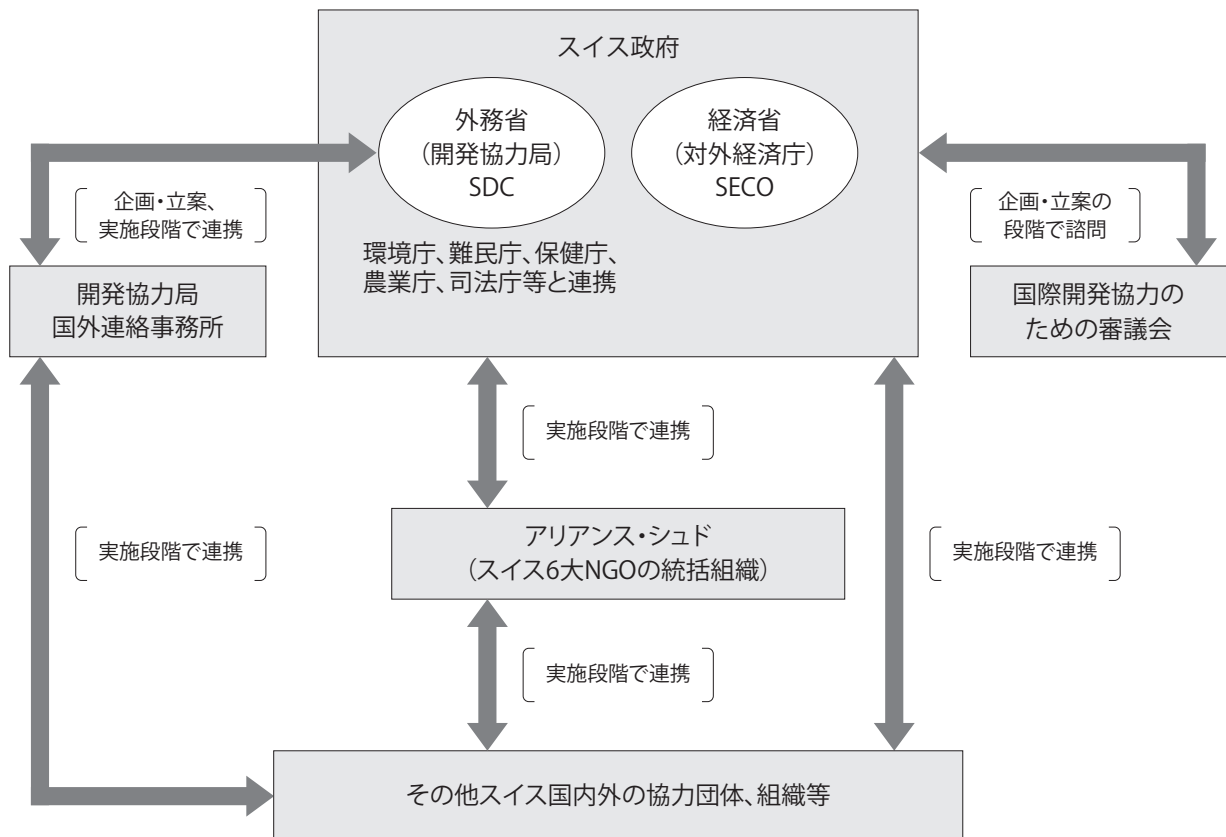
3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し一般公開しているほか、国会への報告も共同で行っている。

● ウェブサイト

- SDC : www.sdc.admin.ch
- SECO : www.seco.admin.ch
- Alliance Sud : www.alliancesud.ch

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

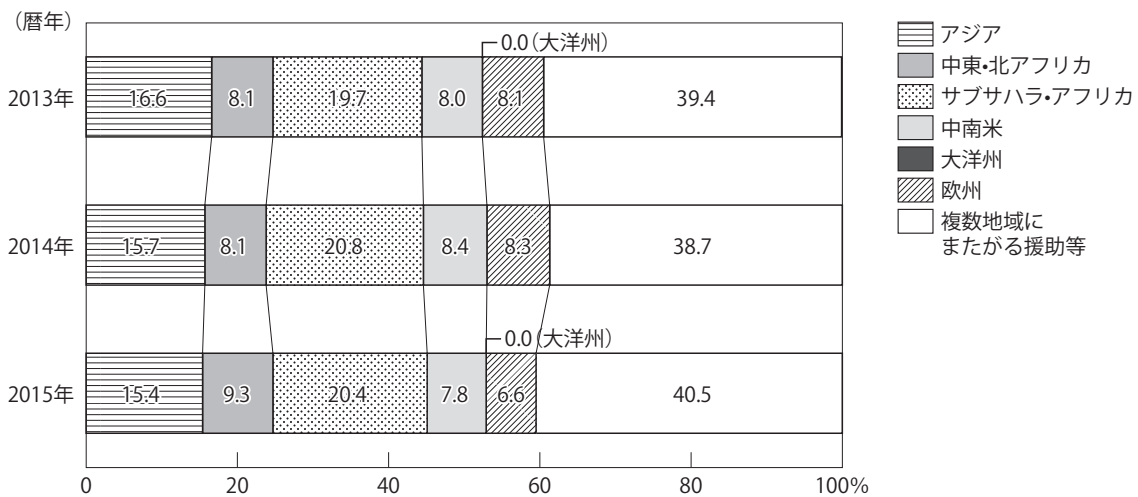
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コソボ	68.13	2.7	1	コソボ	70.99	2.6	1	ネパール	52.66	1.9
2	ネパール	46.17	1.8	2	ネパール	45.32	1.6	2	シリア	41.31	1.5
3	ブルキナファソ	38.60	1.5	3	シリア	37.26	1.3	3	ミャンマー	40.30	1.5
4	モザンビーク	36.76	1.5	4	モザンビーク	37.18	1.3	4	モザンビーク	39.59	1.4
5	バングラデシュ	36.08	1.4	5	タジキスタン	36.26	1.3	5	ブルキナファソ	38.47	1.4
6	ボリビア	31.62	1.3	6	マリ	35.45	1.3	6	バングラデシュ	37.44	1.4
7	タンザニア	31.37	1.3	7	ボリビア	35.38	1.3	7	ボリビア	37.11	1.3
8	ベトナム	29.92	1.2	8	ミャンマー	33.52	1.2	8	アフガニスタン	34.99	1.3
9	タジキスタン	29.70	1.2	9	[パレスチナ自治区]	33.22	1.2	9	マリ	34.28	1.2
10	マリ	29.51	1.2	10	バングラデシュ	32.91	1.2	10	タンザニア	32.31	1.2
10位の合計		377.86	15.1	10位の合計		397.49	14.3	10位の合計		388.46	14.1
二国間ODA合計		2,505.62	100.0	二国間ODA合計		2,778.52	100.0	二国間ODA合計		2,758.65	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

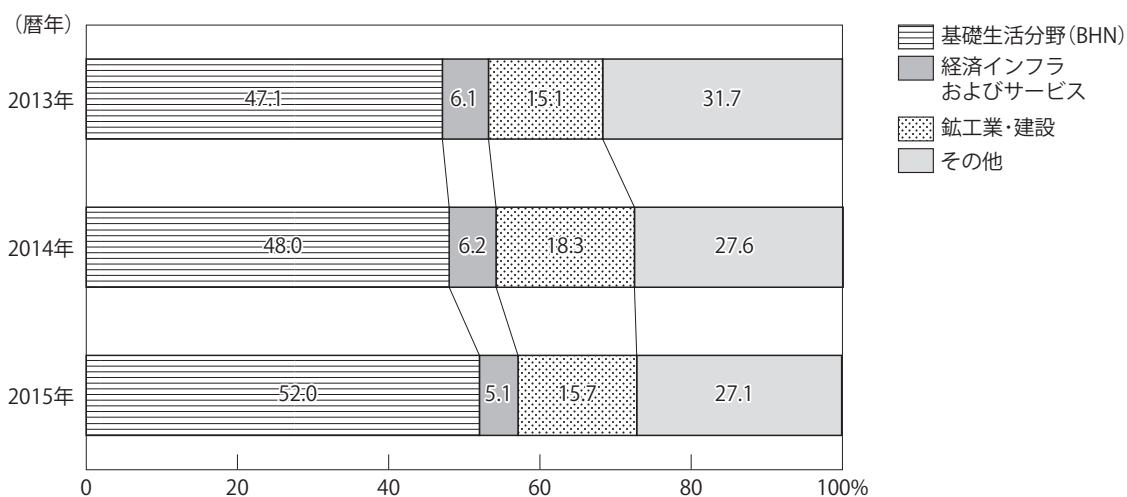
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

27 英国 (United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (International Development (Reporting and Transparency) Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告の提出を義務付けられている^(注1)。また、2014年には、国際開発ジェンダー平等法 (International Development (Gender Equality) Act 2014) が制定され、2015年、GNIの0.7%を開発予算に充てるという国際目標が法制化 (International Development (Official Development Assistance Target) Act 2015) された。

(2) 基本方針

ア 方針・重点分野

援助の大半は無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。2015年度の借款は5.32億ポンドで増加傾向にある。2016年から2020年までのDFIDの事業計画 (DFID's Single Department Plan) では、下記(2)の援助戦略に基づき、経済開発、女性・女兒支援、人道危機対応、若者のエンゲージメントを目標に設定している。この目標の下、援助成果を測る指標として、グローバルな平和・安全保障・ガバナンスの強化、強靱性・危機への対応力の強化、グローバルな繁栄の推進、極端な貧困への対応と最も脆弱な人への支援、費用対効果 (value for money) を掲げている。近年特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等も得つ

つ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。女性・女兒支援においては、DFIDの実施するすべての活動にジェンダー間の平等を考慮することを義務付けている。気候変動については、国際社会における気候変動に関する議論をリードしつつ、国際気候基金 (ICF) を立ち上げ、気候変動に脆弱な国に対する小農支援等を行っている。英国は、全ての二国間支援をイヤマークする方針に転換しており、一般財政支援を廃止する方向。そのため、2015年度の支出は53百万ポンドと2014年度の1.35億ポンドに比して大幅に削減した。

英国政府は、ODAの対GNI比0.7%との国際目標を2013年に達成した。

イ 援助戦略

英国政府は2015年11月に援助戦略の見直しを発表し、貧困撲滅という開発協力の目標を、英国の経済的・安全保障面での国益に一致させる方向性を明確にした。具体的には、1) ODA計上の拡大によるGNI比ODA予算の0.7%国際目標達成の継続、2) 費用対効果の重視、3) 4つの優先分野の策定 (①平和・安全関連の予算の増額 (紛争・安全保障・安定基金 (CSSF) の拡張)、②危機対応や強靱性支援の強化、③成長志向の支援政策の強化と「繁栄基金」による民間向けの出資・融資等の強化、④極度の貧困の撲滅、4) DACのODA統計のルールの変革を挙げている。

ウ 援助効果

英国は、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。そして、2011年3月に発表された同見直しでは、英国が拠出する43の国際機関を費用対効果に従い4段階 (とても良い、良い、適切、劣っている) に分けて評価し、「劣っている」と評価された9機関のうち4機関への拠出を取りやめた。また、二国間援助については、16か国への援助を停止し、27か国・地域 (その後、南スーダンを加えた28か国・地域) の重点国に援助を集中することが決定された。

注1: DFIDの年次報告書2015/2016年度版 (Department for International Development Annual Report and Accounts 2015-16) 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

2. 援助規模

(1) 規模

2015年度の英国の政府開発援助（ODA）は、122億ポンドとなり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.71%（出典：DFID年次報告書2015/2016年度版）。このうち、DFIDによる支出は98.86億ポンド、英国のODA予算全体に占めるDFIDによる支出割合は79.8%で前年の86%に比して減少傾向にある。

(2) 支出方法

2015年度、二国間援助は77億ポンド（62%、前年は68.3億ポンド）、多国間援助機関への拠出金は45.4億ポンド（38%、前年は48.9億ポンド）であり、二国間援助を増加する傾向にある。また、援助見直しに従い、二国間援助を28か国・地域に重点化している^(注2)。

3. 日本との開発協力

2014年5月の日英首脳会談では、日英共同声明（21世紀のためのダイナミックな戦略的パートナーシップ）において開発分野における日英の協力が確認された。さらに、2016年1月の第2回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、安全保障・防衛分野における東南アジアおよびアフリカ諸国の能力構築のための連携を追求していくことが確認された。これらの具体的連携の例としては、ASEAN諸国向け人道支援／災害救援セミナー（2016年1月、於フィリピン）、チュニジア国境警備改善事業（2016年4月発表）、アンゴラにおける地雷除去（2016年

8月発表）、TICAD VIにおけるサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワメントが平和な社会を創る」（2016年8月、於ケニア）、チュニジアの空港における国境管理能力向上支援（2016年9月発表）等がある。

実施体制

(1) 政府

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に行われるが、外務省を始めとする各省庁も実施に関与する。2015年度のODA予算のうち、DFIDのシェアは79.8%。

DFIDの常勤職員数は、2,853名（2015年）。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本拠地に加え、28か国に海外事務所を有する。1,484人が国内、1,369人が途上国のDFID事務所で勤務しており、海外事務所の権限を増加させている。

(2) 市民社会・NGO・民間セクターとの連携

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2015年度、DFIDの二国間援助の25%（約14億ポンド）は、市民社会組織を通じて実施された。

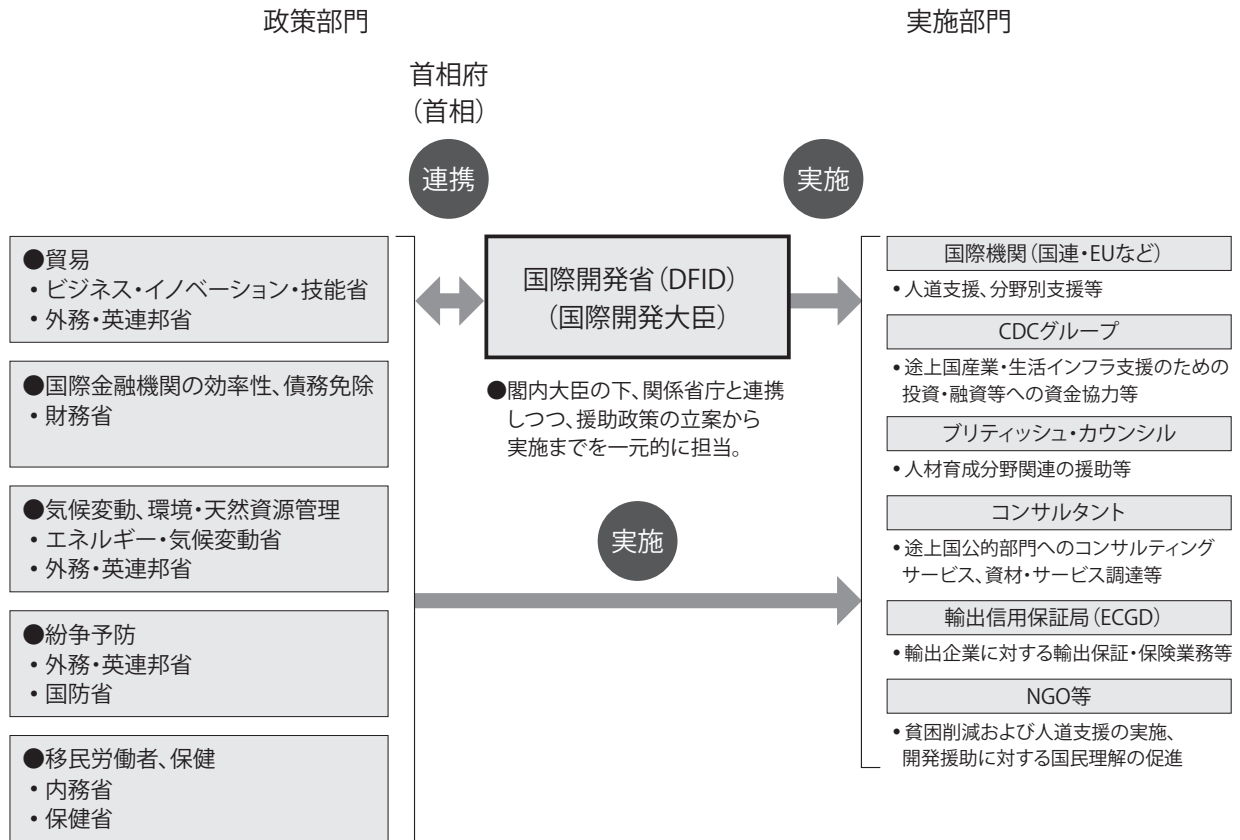
DFIDは、大手小売企業などと戦略的関係を結び共同支援等を実施している。

● ウェブサイト

・国際開発省：<http://www.dfid.gov.uk/>

注2:英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

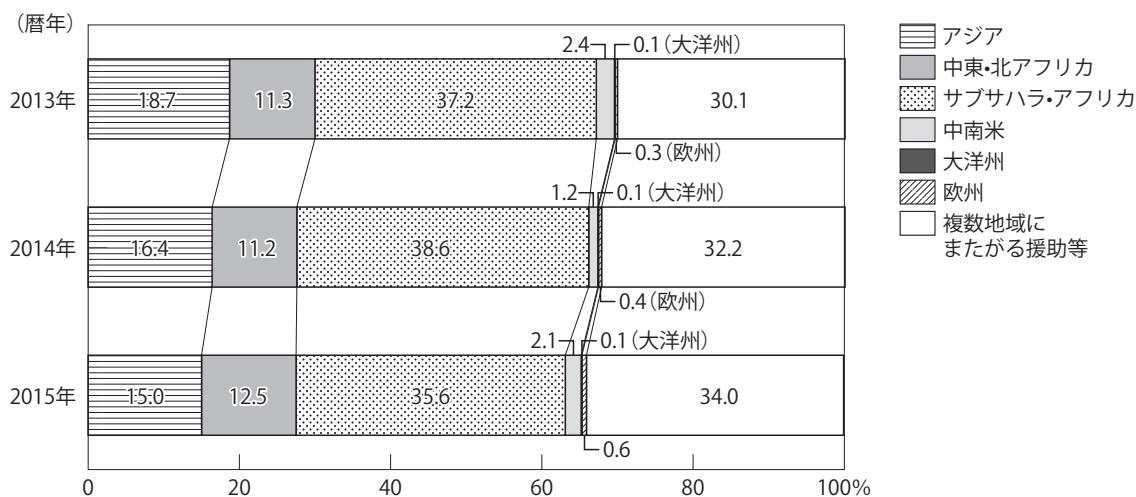
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	パキスタン	528.80	5.0	1	エチオピア	529.72	4.7	1	パキスタン	571.10	4.9
2	エチオピア	515.11	4.9	2	インド	459.43	4.1	2	エチオピア	517.62	4.4
3	バングラデシュ	425.27	4.0	3	パキスタン	438.47	3.9	3	アフガニスタン	458.25	3.9
4	インド	420.12	4.0	4	シエラレオネ	391.42	3.5	4	ナイジェリア	401.35	3.4
5	ナイジェリア	388.93	3.7	5	ナイジェリア	389.75	3.5	5	シリア	393.75	3.4
6	アフガニスタン	331.23	3.1	6	バングラデシュ	342.85	3.1	6	シエラレオネ	332.63	2.8
7	コンゴ民主共和国	252.72	2.4	7	アフガニスタン	325.23	2.9	7	南スーダン	317.79	2.7
8	ケニア	250.39	2.4	8	南スーダン	275.04	2.4	8	タンザニア	312.98	2.7
9	タンザニア	237.83	2.3	9	コンゴ民主共和国	274.27	2.4	9	インド	283.54	2.4
10	シリア	216.93	2.1	10	タンザニア	245.19	2.2	10	バングラデシュ	250.11	2.1
10位の合計		3,567.33	33.8	10位の合計		3,671.37	32.7	10位の合計		3,839.12	32.8
二国間ODA合計		10,544.90	100.0	二国間ODA合計		11,233.19	100.0	二国間ODA合計		11,710.03	100.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

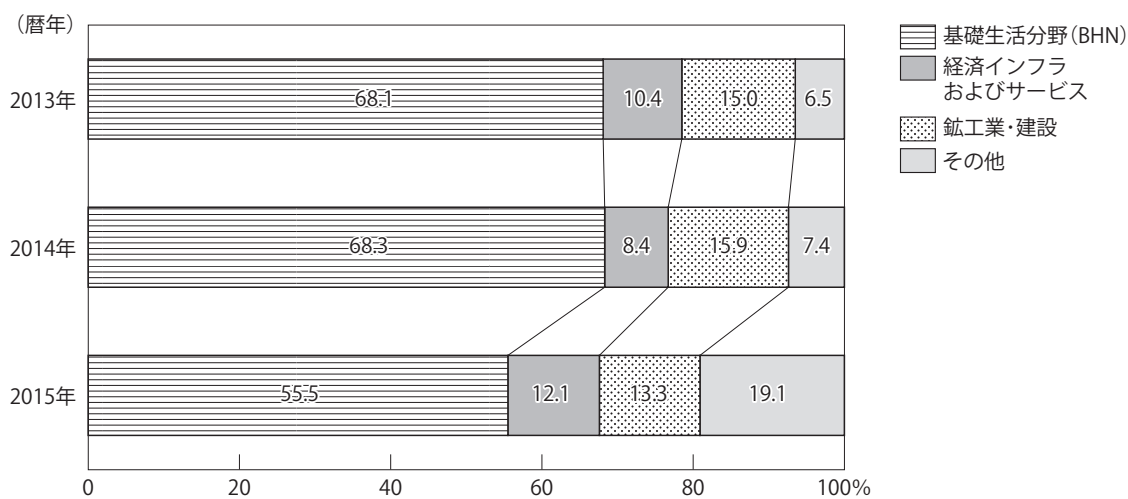
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

28 米国 (United States of America)

援助政策

1. オバマ政権における開発協力の位置づけ

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、倍増目標達成を目指してきた。2016年度、2017年度の予算額はそれぞれ507億ドル（推定）、501億ドル（要求）となっている。また、開発を国防および外交同様に、米国安全保障および外交政策上の柱の1つに位置づけ、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置づけている。

オバマ大統領は、2010年9月に発表した大統領政策指令 (PPD: Presidential Policy Directive) の中で、開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、外交および防衛と相互補完的な外交政策として高い位置づけを与えた^(注2)。

国務省^(注3)および米国国際開発庁 (USAID)^(注4)は、クリントン国務長官（当時）の下で2010年12月に公表された「4年毎の外交・開発政策の見直し (QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)」に基づき、開発を外交に統合する改革を実施してきた。2015年4月、新たなQDDRを発表した^(注5)。このQDDRは、これまでの取組を振り返り、また今後の取組を見通すという目的の下で米国の開発政策に関する主な領域や戦略の優先順位付け、組織や人のあり方について述べている^(注6)。

2. 重点分野・地域

2016年6月現在、対外援助予算を含む2017年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）の国務省・USAIDの予算要求^(注7)（総額501億ドル）は議会において審議中である。同予算案において強調されている開発関連の予算は以下のとおり。

(1) 先進的な安全保障、新しい脅威への直面、地球規模課題

ア 暴力的過激主義対策：過激主義集団と戦い、今後新たなテロ組織の台頭を防ぐ。この中には、暴力的過激主義の出現の元となる統治の失敗、弱い経済成長、汚職といった問題へ取り組むためのプログラムへの支援を含む。また、ISILを打倒するための米国によるリーダーシップを強化する。この取組は、最終的にはISILから解放されたシリアやイラクにおけ

るコミュニティの安定化、ISILの意思決定や資金調達、リクルーティングの阻止、テロリストのプロパガンダ妨害、シリア内戦の政治的解決支援を目的としている。また、イスラエルやヨルダンを含む重要な地域的パートナーとの長期にわたる関係強化を今後も継続していく。

イ 欧州（9.5億ドル）：民主的なウクライナを支援し、パートナー国の安全保障や繁栄、エネルギーの独立性、よい統治を強化する。

ウ 中米（7.6億ドル）：中米における戦略および離散状態にある移民の子どもと家族への取組を形成する長期的・包括的なアプローチのために割り当てられる（これは現政権による中米への財政的支援10億ドルの一部）。

エ 南米：コロンビア政府とコロンビア革命軍との間の平和合意がなされるという想定の下、紛争後の地域における新たな治安上の懸念への取組、合意に基づいた地雷除去の重要性の強調、治安維持支援や公正の担保、公的サービスの向上を通じた市民社会プログラムの提供について、支援を行っていく。

オ アフガニスタン・パキスタン（34億ドル）：アフガニスタン軍の訓練および支援、腐敗撲滅、過激主義およびテロリズムへの対抗、市民社会の強化、保健・教育・経済成長およびよい統治の支援を通じたアフガニスタンにおける治安強化および発展を補強。また、このうち8.6億ドルは、パキスタンとの協力関係維持と暴力的過激主義集団の壊滅のために充てられる。これはパキスタンによる対反乱作戦、力強い安定性、エネルギーアクセス、経済成長、社会変革を支援する。

カ アフリカ（71億ドル）：民主主義・保健・教育・経済成長および安全保障の支援。また、大統領によるイニシアティブである“Stand With Civil Society”のようなメカニズムを通じた市民社会および民主主義的組織の強化、統治の改善、経済成長の促進、人権保護に焦点を当てる。ナイジェリアにおける民主主義の促進、ギニアを始めとした各国の重要な民主主義への移行を支援することを計画している。パワーアフリカを通じた地域の繁栄にも投資していく。戦略的に重要な平和維持活動への支援や、安全保障統治イニシアティブと同じく、アフリカでの平

和維持軍を迅速に展開するためのイニシアティブの下、継続して取り組んでいる地域の安定にも支援を行っていく。

キ アジア・太平洋（15億ドル）：当該地域におけるアジアリバランスを支援。米国の同盟国および新興勢力との協力関係強化、地域の経済協力促進、開かれた市場に寄与し、米国の労働者および企業が活動する場を均すTPP支援のためのリソースおよび活動を調整する。

ク 気候変動（9.8億ドル）：国務省やUSAIDによる主要国および新興国との多国間および二国間協力を通じた気候変動イニシアティブを支援する。これには、発展途上国が炭素汚染の削減と気候変動への強靱性強化のための公的・民間資金を動員する一助となる緑の気候基金への拠出を含む。

ケ 人道支援（62億ドル）：世界中で起こっている人道への挑戦に取り組む。これには紛争や自然災害による被害を受けている国内避難民、難民、コミュニティへの支援を含んでいる。

コ 民主主義・人権および統治（27億ドル）：オバマ政権の戦略的目標の中心の1つである人権および統治への拠出を含む。この支援プログラムは、国家安全保障を保護し、世界の繁栄を促進させ、アメリカの価値観とアイデンティティを反映した原則に引き続きコミットしていくことを示していく。

サ 国際機関（47億ドル）：国際機関および平和維持活動、諸外国が平和維持および安定性維持活動に参加する能力強化のための支援。

(2) 繁栄、保健および開発の促進

ア 米国企業支援：米国の雇用を確保し、米国の企業のために、新しい、開かれた市場を促進し、米国の企業が外国政府および企業との契約のために競争することを支援。これにより米国が世界経済において指導的役割を果たすことを確実なものとする。

イ 国際保健（86億ドル）：健全な地球全体の人口は持続的な経済成長と貧困減少にとって極めて重要であるため、オバマ政権は国際保健への関与を増大さ

せる。ここには大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)や世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)、ワクチンアライアンス(GAVI)のほか、母子死亡率低下といった保健に関する重要な問題に取り組む鍵となるプログラムへの強力な支援を含む。また、大統領マラリア・イニシアティブ(PMI)への支援増大やグローバルファンドへの拠出も含んでいる。

ウ その他：開発を補強するために、アフリカにおけるエネルギー・ポートフォリオと、経済拡大およびパートナー国の能力構築に向けた投資を推進するパワーアフリカを支援する。また、被援助国の貧困削減と栄養失調改善に資するFeed the Futureへの投資も行う。さらに、この予算は、民主主義、人権、よい統治、貿易、思春期の少女を含む子どもの教育、浄水、天然資源保護といったその他の重要な目標達成にも貢献する。

3. 日米開発協力

2014年4月のオバマ大統領訪日に際して発表された日米共同声明およびファクト・シートの中で、今後の地球規模の課題に対して日米両国が開発分野において協力関係を開始・拡大していることが言及された。2015年4月に行われた日米首脳会談後に発表された「日米共同ビジョン声明」^(注8)においては、日本と米国はグローバルな課題に対処するパートナーシップを構築していることが言及された。同時に発出された「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクト・シート」^(注9)の中では、①開発協力（ポスト2015年開発アジェンダ、食料安全保障、アフリカを含むグローバルな開発協力、ミャンマーにおける労働の権利に関する環境改善、防災）、②環境および気候変動（COP21の成功に向けた協力、温室効果ガス排出量の削減、GCFの活用、GEFと共同した協力の可能性追求など）、③女性・女性のエンパワーメント（女性起業家支援、アフガニスタンにおける女性および女児に対する支援、国際的な女児教育支援）、④国際保健（感染症対策、母子保健の推進、西アフリカやアジア太平洋地域における保健システムの再建・強

注1:2010年5月ホワイトハウス発表"National Security Strategy" https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2:<http://www.state.gov/ppd/>

注3:国務省 <http://www.state.gov/>

注4:米国国際開発庁(USAID) <http://www.usaid.gov/>

注5:<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2015/04/241177.htm>

注6:<http://www.state.gov/documents/organization/241429.pdf>

注7:2017年度予算要求(Congressional Budget request) <http://www.state.gov/documents/organization/252493.pdf>

化、GHSAの前進)に取り組むことが確認されている。日米の首脳レベルでのやりとりを受け、日米開発対話を高級実務者レベルでこれまで計3回開催し、日米が共同で取り組むべき開発課題並びにグローバルおよび地域的な課題への対応や、グローバルな課題の解決に向けた日米の協働について協議してきている。

実施体制

1. 米国国際開発庁 (USAID : U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助に関わる機関は財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など数多くあるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。

USAIDは、海外事務所にも多くのスタッフを配置し、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。2014年9月時点で、政府直接雇用職員は3,831名在籍しており、在外現地採用職員4,415名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると職員は総数9,355名在籍している。また、USAIDは従来からPVO (Private Voluntary Organization、NGOを指す) を重要なパートナーと位置づけ、積極的に活用している。

2. ミレニアム挑戦公社^(注10) (MCC : Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) は、MCC理事会によって監査され、最高経営責任者 (CEO) により運営されている。MCC理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほか民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は300名以下の小さな組織となっている。

MCCは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良い統治」「経済的自由」「市民への投資」を公約としている国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育修了率、貿易政策などの指標 (指標は毎年変更され、公表される) を用いて被援助国を選定し、①MCC理事会によって適格国と認められた途上国に対する無償資金協力、および②もう少しで適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無償資金協力を行っている。

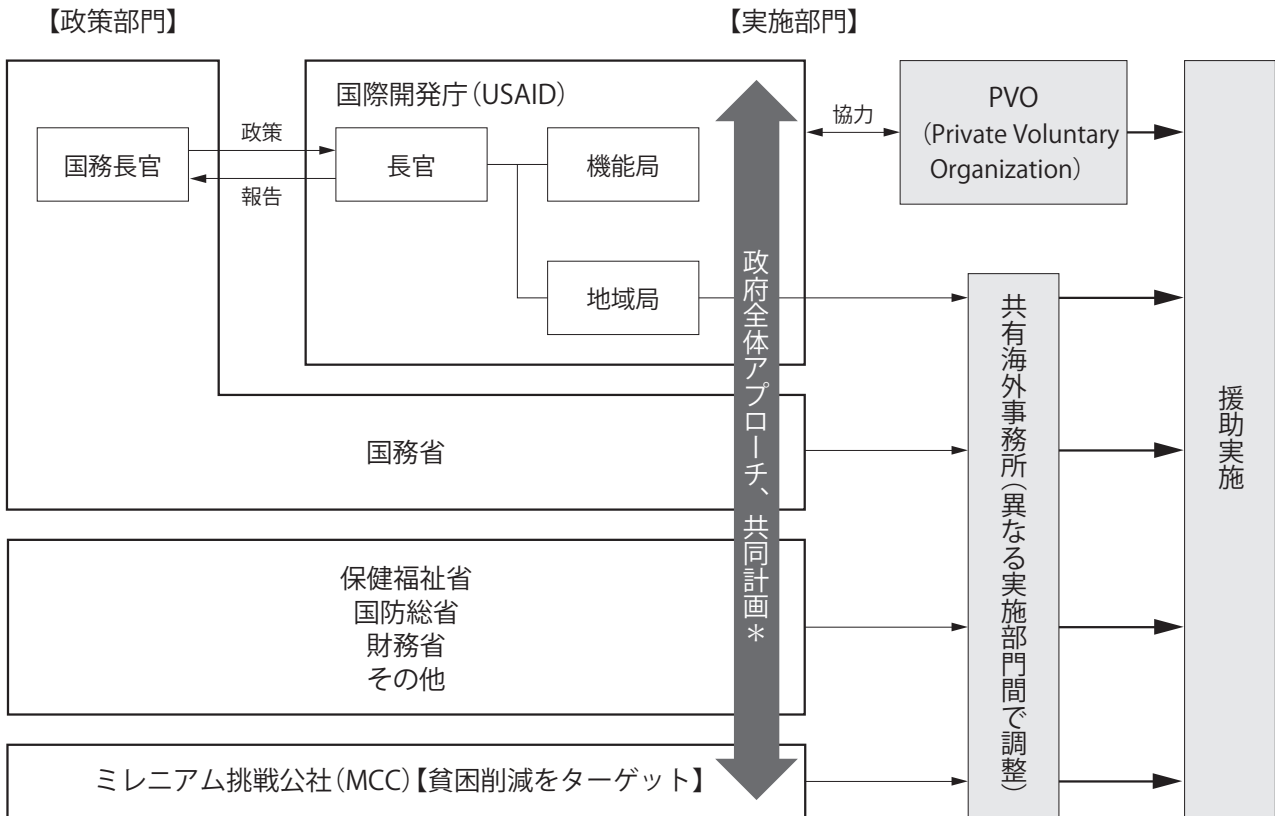
MCCは、これまでに農業および灌漑、交通、水の供給および衛生などの分野で総額84億ドル以上のプログラムを承認している。14万8,000人以上の農業従事者への訓練、8万2,000ヘクタール以上の開墾、4,900km以上の道路の設計・建設、農業ローンへの6,500万ドル拠出を実行してきており、被援助国の発展機会の促進、市場開拓、生活水準向上、貧しい人々の繁栄と将来の創造に寄与してきた。

注8:「日米共同ビジョン声明」 <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/28/us-japan-joint-vision-statement>

注9:「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクト・シート」

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/04/28/fact-sheet-us-japan-cooperation-more-prosperous-and-stable-world>

援助実施体制図



* 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

注10：ミレニアム挑戦公社 <http://www.mcc.gov/>

(1) 政府開発援助上位10か国

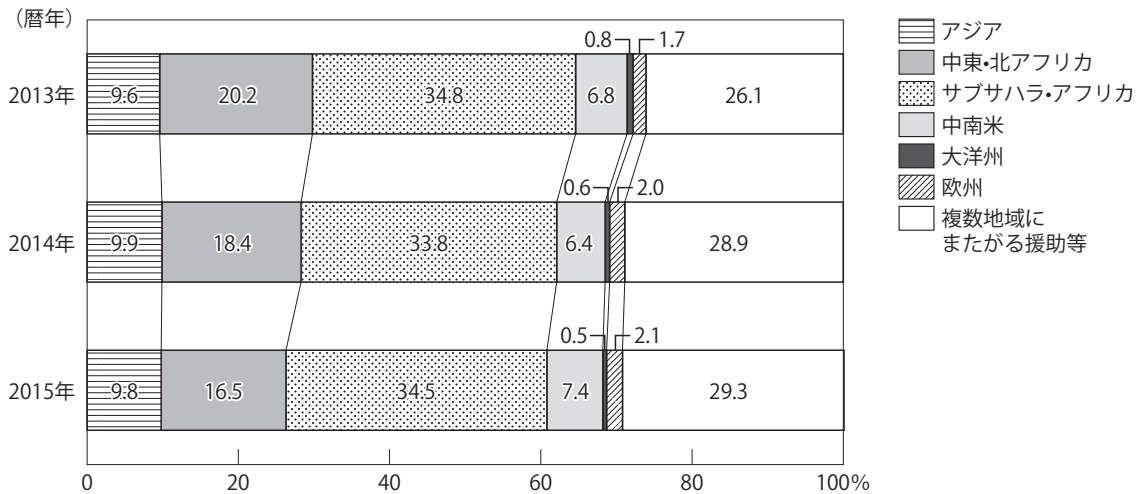
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2013年		順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	1,694.07	6.4	1	アフガニスタン	1,928.08	7.0	1	アフガニスタン	1,631.47	6.1
2	[パレスチナ自治区]	958.67	3.6	2	ヨルダン	1,183.45	4.3	2	ヨルダン	809.69	3.0
3	ケニア	893.63	3.4	3	ケニア	807.37	2.9	3	コンゴ民主共和国	769.23	2.9
4	シリア	765.72	2.9	4	南スーダン	796.07	2.9	4	エチオピア	746.43	2.8
5	タンザニア	734.88	2.8	5	パキスタン	695.96	2.5	5	パキスタン	746.10	2.8
6	スーダン	713.88	2.7	6	エチオピア	664.84	2.4	6	ケニア	711.73	2.7
7	エチオピア	678.78	2.6	7	シリア	644.27	2.3	7	シリア	710.85	2.7
8	パキスタン	609.85	2.3	8	[パレスチナ自治区]	544.19	2.0	8	南スーダン	595.10	2.2
9	ナイジェリア	544.10	2.1	9	南アフリカ	515.02	1.9	9	リベリア	514.06	1.9
10	モザンビーク	541.17	2.1	10	タンザニア	509.01	1.9	10	ナイジェリア	490.64	1.8
10位の合計		8,134.75	30.9	10位の合計		8,288.26	30.1	10位の合計		7,725.30	29.0
二国間ODA合計		26,360.28	100.0	二国間ODA合計		27,509.30	100.0	二国間ODA合計		26,654.11	100.0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 []は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

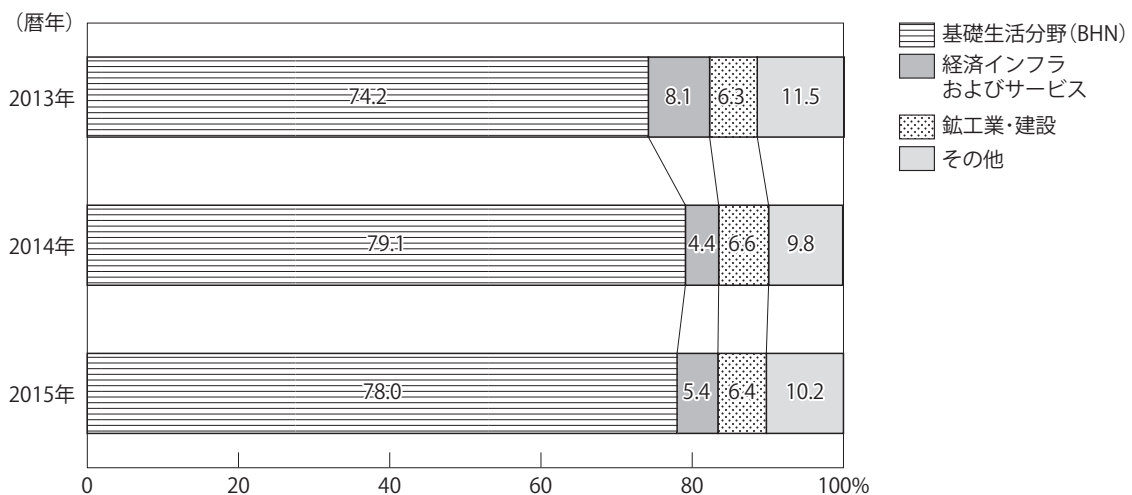
(支出総額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

29 ブラジル(Brazil)

援助政策等

1. 基本方針

ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所(Ipea: Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada)や外務省国際協力庁(ABC: Agência Brasileira de Cooperação)等がまとめた資料^(注1)によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①人道支援、②国費留学生、③技術協力および科学技術協力、④国際機関向けの資金拠出、⑤平和協力活動を実施している。

外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして南南協力を実施している。援助は、途上国間協力といった意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な政策目的として実施している。

2. 援助規模

2009-2010年の政府開発援助額をスキーム・分野別に見ると以下の表のとおりである^(注2)。

(単位:百万レアル、%)

	2009		2010		2009から 2010への 増減率
	金額	割合	金額	割合	
技術協力	97.7	11.5	101.7	6.3	4.0
留学生受入れ	44.5	5.2	62.6	3.8	40.7
科学技術協力	-	-	42.3	2.6	-
人道支援	87.0	10.2	285.2	17.6	227.7
平和維持活動	125.4	14.8	585.1	36.0	366.5
国際機関への拠出	495.2	58.3	548.4	33.7	10.7
合計	849.8 (約401億 9,000万円)	100.0	1,625.1 (約807億 2,000万円)	100.0	91.2

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

地域別に見ると、中南米諸国への援助比率が2010年

で68.1%と突出している。なお、ブラジルは二国間政府貸付を実施していない。

外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260万レアル、2012年に5,180万レアルと近年おおむね横ばいとなっている。

3. 重点分野・地域

(1) 技術協力

技術協力に関しては、2010年、外務省国際協力庁により80か国以上で221のプロジェクトが実施されている。主な対象国および分野は、以下の表のとおり(括弧内は金額比)であり、ポルトガル語圏の諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多い点が特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

順位	対象国上位10か国 (2005年～2010年の合計)	金額比
1	モザンビーク	15.8%
2	東ティモール	15.2%
3	ギニアビサウ	14.4%
4	ハイチ	13.1%
5	カーボヴェルデ	9.8%
6	パラグアイ	7.5%
7	グアテマラ	7.0%
8	サントメ・プリンシペ	6.4%
9	アンゴラ	4.8%
10	ウルグアイ	3.3%
	その他	2.7%
	合計	100%

注1:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009(国際開発のためのブラジルの協力2005-2009)」(Ipea、ABC等、2010年)

注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2010(国際開発のためのブラジルの協力2010)」(Ipea、ABC等、2013年)

順位	対象分野 (2003年～2010年の合計)	金額比
1	農業	21.9%
2	保健	16.3%
3	教育	12.1%
4	環境	7.4%
5	社会保障	6.3%
6	行政	5.4%
7	社会開発	5.3%
	その他	25.3%
合計		100%

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCOといった国際機関との間で、主に中南米諸国やモザンビーク等のポルトガル語圏アフリカ諸国に対し、ブラジルでの経験を活かした農業開発や保健衛生分野での支援を行っている。

(2) 無償資金協力（人道支援）

2008年の2,970万リアルから、2009年8,740万リアル、2010年2億8,520万リアルと急増している。2009年には国連世界食糧計画（WFP：World Food Programme）やスペインと協働して、キューバ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカへの食料無償供与を始めた。2010年の人道支援における多国間援助の割合は56.8%で、残り43.2%は二国間援助であった。

(3) 国際機関への拠出

2010年の内訳は以下のとおり。

(単位:百万リアル、%)

	金額	割合	代表的機関と金額
国連機関等への拠出金	236.2	43.1	UNESCO 13.7 (国連教育科学文化機関) UNIDO 13.2 (国連工業開発機関) PAHO 12.7 (全米保健機構) CTBTO 12.2 (包括的核実験禁止条約機関) OAS 11.1 (米州機構)
国際開発金融機関	306.8	55.9	IDA 168.3 (国際開発協会) FOCEM 134.0 (メルコスール構造的格差是正基金) AfDF 4.4 (アフリカ開発基金)
その他	5.4	1.0	
合計	548.4 (約273億5,000万円)	100.0	

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との開発協力

日本とブラジルは、2000年に開発協力のパートナーシップ・プログラム（JBPP：Japan-Brazil Partnership Programme）を締結し、以来、この枠組を通して、日・ブラジル双方の開発方針に合致する分野において、中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 援助担当機関の業務分担

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際飢餓対策室（CGFome）が、科学技術協力については科学技術イノベーション省が担当し、農務省等関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に企画予算省国際局が米州開発銀行（IDB）、ア

フリカ開発銀行（AfDB）等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀行を担当している。

2. 外務省国際協力庁

技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。

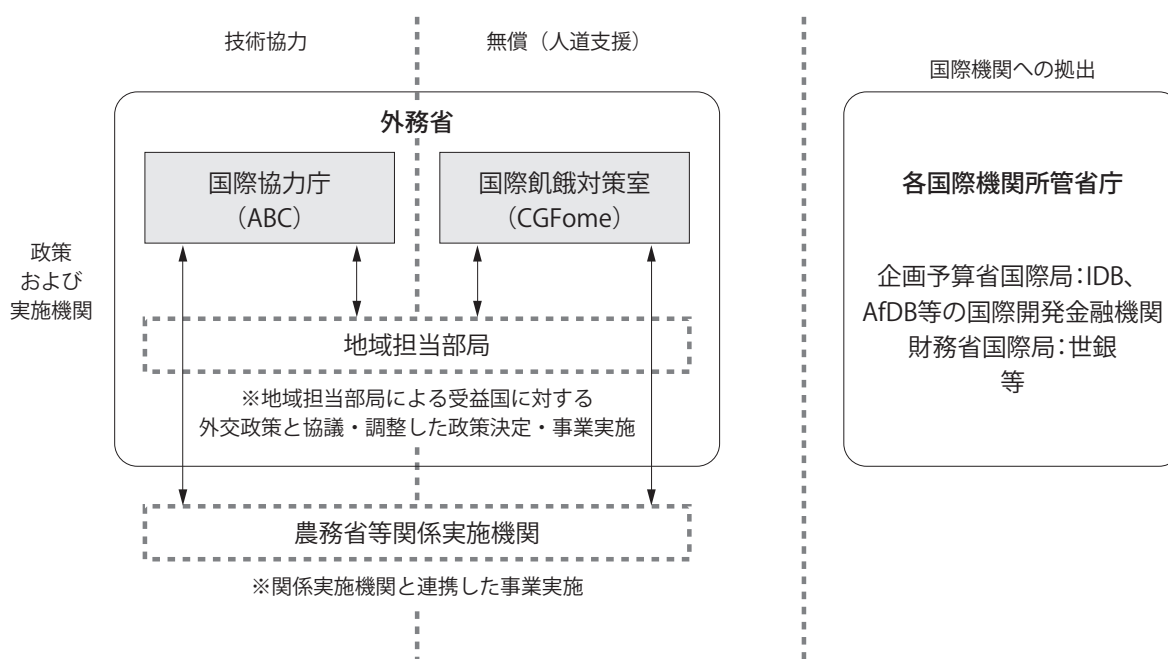
①途上国間協力計画室、②二国間技術協力室、③多国間

協力室、④農牧協力室、⑤保健・社会開発協力室、⑥教育職業訓練協力室、⑦情報技術・電子ガバナンス協力室、⑧防災・都市開発・運輸協力室、⑨三角協力室、⑩管理予算室、⑪国際技術協力計画パートナーシップ推進室。なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

援助実施体制図



30 中国 (China)

援助政策等

1. 基本政策・理念・体制

中国は、1950年より対外援助を実施。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重・内政不干涉等）を基本原則としている。

中国商務部は2014年11月15日、対外援助の管理に関する初の基本法となる「対外援助管理弁法（試行）」を公布した（同年12月15日に施行）。2015年には企業資格認定、パッケージ型プロジェクト、物資プロジェクト、技術援助プロジェクト等4つの部門規則が公布され、関連法整備が進んだ。

2. 援助規模

中国政府・商務部は、2011年に引き続き2014年7月に2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明である。

一方、中国政府・財政部の2016年の発表によれば、2015年の中国の援助支出額は195億3,700万元（約3,125.92億円：1元＝16円で換算。以下同様）とされている。ただし同発表でも、対象国別の実績、具体的案件の概要等の詳細な情報は明らかにされておらず、不明な点が多い。

3. 援助の形態・分野

(1) 対外援助管理弁法等によれば次のとおり。

- ・援助形態：無償援助、無利子借款、優遇借款の3種

類^(注1)。

- ・主たる実施手法：①パッケージ型プロジェクト^(注2)、②物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣

(2) 中国商務年鑑（2016年版）によれば、2015年の具体的な実績は以下のとおり。

- ①各種プロジェクトおよび物資援助：563件
- ②人材育成プロジェクト：3万人を養成

このほか、緊急人道援助をスリランカ、バヌアツ、パキスタンを含む26の国々および国際組織に、30回実施。

中国商務年鑑（2016年版）によれば、2015年、商務部は農業、医療衛生、教育、文化、クリーンな水、地域社会発展、貧困救済等民生分野の援助を強化したとされる。

4. 重点地域

援助の対象は伝統的にアフリカ重視。

また、習近平国家主席は、国連創設70周年の一連のサミットの中で、「南南協力援助基金」「南南協力と発展学院」等を含む対外政策を発表。

5. 対アフリカ援助

2013年8月に国務院新聞弁公室から、2010年に次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多角的発展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、具体的な援助状況^(注3)を紹介している。

2014年年初からのアフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しても、中国政府は支援を行っており、2015年には被害からの再建を主要な内容とする第5回援助を実施し、同時にアフリカ連合と共にアフリカ疾病制御センターの企画建設と運営管理を検討している。

2015年に南アフリカで開催された「第6回中国・アフリカ

注1:無償援助は、主に中小型福祉プロジェクトおよび人的資源開発等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、経済的および社会的に利益のある生産型プロジェクトや大中型インフラプロジェクトの建設等に使用される。

注2:無償支援、無利子借款等で援助を行うインフラプロジェクトの、設計から施工に至るまでの工程のすべて、またはその一部を、設備、建設材料、技術者の調達も含めて中国側が請け負う、中国の最も主要な援助方式。

注3:項目としては①貿易の持続可能な発展の促進、②融資協力レベルの向上、③農業・食料安全協力の強化、④インフラ設備支援、⑤民生・キャパシティ向上、⑥多国間枠組み協力の促進、が挙げられている。

注4:①工業化協力計画、②農業の現代化協力計画、③インフラ協力計画、④金融協力計画、⑤グリーン発展協力計画、⑥貿易および投資の円滑化協力計画、⑦貧困削減・惠民協力計画、⑧公共衛生協力計画、⑨人文協力計画、⑩平和と安全保障協力計画

リカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合においては、習近平国家主席が10大協力^(注4)を提起し、この計画の実施を支援するために、今後3年間で中国側から総額600億米ドルの資金を提供することが決定された。

6. 他国・機関との連携

開発分野における国際協力を強化する方針の下、二国間および多国間で三角協力を試験的に展開しているとされ、商務年鑑によれば、UNICEF、UNIDO等の機関と開発途上国の公共管理、農業、エネルギー・鉱物資源、ビジネスサービス等の研修プロジェクトを実施した。

2015年、アメリカ合衆国国際開発庁、ビル&メリンダ・ゲイツ財団とそれぞれ国際開発分野での協力の覚え書きに署名し、米中両国は農業・衛生・人力資源開発等の分野で協力を開始した。

また国連開発サミット（2015年）には習国家主席が出席、60年来、中国が合わせて166の国と国際組織に4,000億元（約6兆4,000億円）の援助を実施し、60万人超の人員を派遣したことに言及した。その際、中国が①「南南協力援助基金」を設立し、さしあたって20億ドルを提供すること、②後発開発途上国に対して、2030年までに120億ドルの投資をすること、③後発開発途上国、内陸部開発途上国、小島嶼開発途上国の、2015年末までにまだ返還していない政府間の無利子借款債務の免除、④国際開発知識センターの設立について言及した。

そして同じく国連南南協カラウンドテーブルにおいて、習国家主席は今後5年で中国が①100の貧困削減プロジェクト、②100の農業協力プロジェクト、③100の貿易促進援助プロジェクト、④100の生態保護および気候変化対応プロジェクト、⑤100の病院と診療所、⑥100の学校と職業研修センターを含めた「6つの100」プロジェクト支援を提供することを宣言。今後5年で中国は途上国に12万人の訪中研修、および15万人の奨学金

定員を提供し、50万人の職業技術人員を育成すること、南南協力・開発学院を設立すること、そしてWHOに200万ドルの現金援助を提供することを述べた。

7. 実施体制

対外援助は、商務部（対外援助司）が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と部門間調整システム等を通じて協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。

無償援助、無利子援助は国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行（国務院直属機関）を通じて実施される。

8. 開発に関係するその他のイニシアティブ等

中国は、「一帯一路」（「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」）構想を提唱し、「一帯一路」沿線国家のインフラ・資源開発・産業協力および金融協力等の連結性関連プロジェクトへ投融資を目的とするシルクロード基金を設立した。

また、中国はアジアインフラ投資銀行（AIIB）の設立を主導し、2015年末までに57か国（日本は不参加）が設立協定に署名。これまでに50か国が批准書を寄託し、加盟国となった（2016年末時点）。2016年1月の創立総会以降、2016年末までに9件（17.3億ドル）の融資案件が理事会において承認されている。

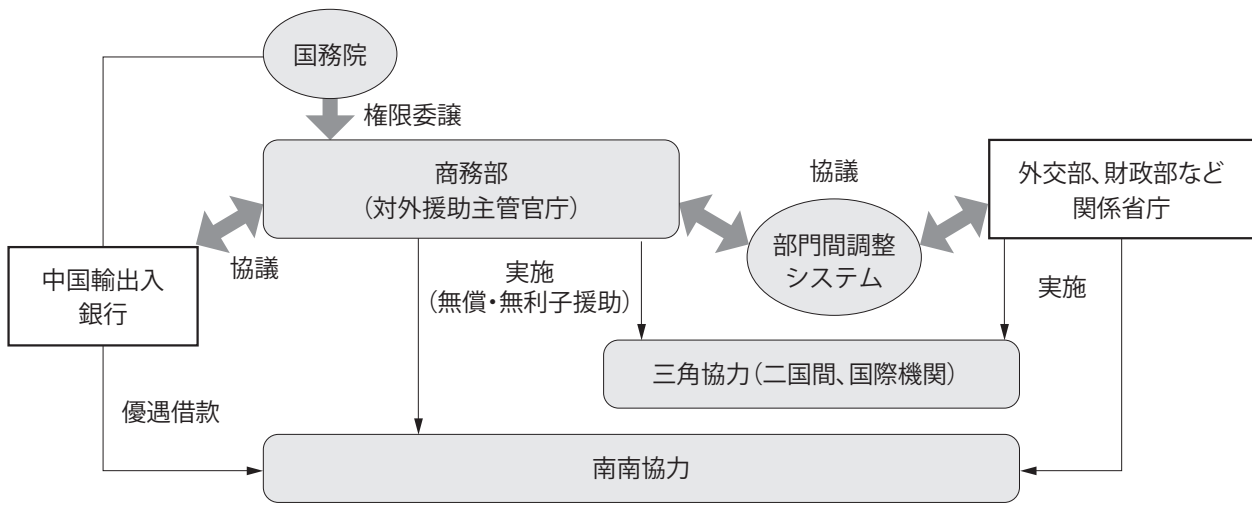
● ウェブサイト

・ 中華人民共和国商務部：<http://www.mofcom.gov.cn/>

● 参考資料

- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2016年商務年鑑

援助実施体制図



31 ハンガリー(Hungary)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上、不可欠な事項と位置付けているほか、EU（欧州連合）加盟国として、開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。ハンガリーは2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の達成、貧困の撲滅、支援対象国における人権に基づく民主主義体制の確立といった国際社会による支援の取組への貢献を約束しており、2001年には最初の国際開発協力戦略を策定し、2003年から国際開発協力を実施している。2014年に策定した現在の中期国際開発協力戦略（2014～2020年）では、①民主的統治の強化等制度の確立、②持続可能な農業生産の向上を目指すグリーン栽培、環境保全と経済成長の両立を目指すグリーン経済および環境・気候変動、③人的資源および能力開発を重点3分野とし、西バルカン、東欧、アフリカおよび中東を重点4地域と設定している。2017年には、本戦略の中間評価を行うとともに、2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの達成への貢献に資するよう戦略を見直すこととしている。

また、2015年7月には、中期国際開発協力戦略に法的根拠を付与し、その着実な実施を図るため「国際開発協力および国際人道支援に関する法律」を施行した。

2. 援助規模

近年の援助規模は次のとおり。ハンガリーの国際開発協力は、EU、国際連合、世界銀行等に提供される多国間援助を中心としており、2014年では国際開発協力の約8割が多国間援助となっている。

(単位:百万ドル)

	2012年	2013年	2014年
ODA実績額	118.42	128.24	144.03
多国間援助(割合)	96.92(82%)	93.91(73%)	113.93(79%)
二国間援助(割合)	21.50(18%)	34.33(27%)	30.10(21%)
対GNI比	0.10%	0.10%	0.11%

出典:外務貿易省作成資料

3. 重点分野・地域

(1) 援助分野

ハンガリーの国際開発協力は技術協力が主流であり、比較優位を持つ分野である教育、水関連、公衆衛生、農業、環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、関連する省庁およびその関連機関が相手国の国家行政機関や地方自治体に対して技術協力を行っている。国際開発協力の一環として、自国が政治的・経済的移行プロセスで得た経験の共有を行っていることが特徴である。EUへ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカンおよび東欧の国々に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。また、ハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水質の保全といった水関連プロジェクトへの取組も実施している。

(2) 重点地域

主な二国間援助対象国および地域別の内訳は次のとおり。

① 二国間援助上位5カ国

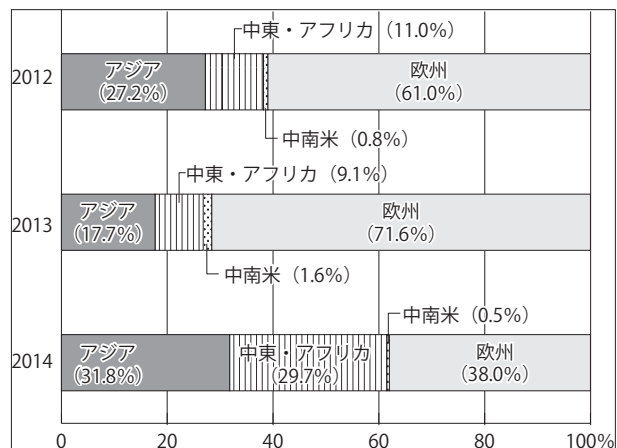
(単位:百万ドル)

2012年		2013年		2014年	
順位	国・地域	金額	順位	国・地域	金額
1	ウクライナ	4.58	1	ウクライナ	7.91
2	セルビア	3.93	2	セルビア	6.45
3	アフガニスタン	1.83	3	スリランカ	1.02
4	中国	0.81	4	ベトナム	0.74
5	イラン	0.54	5	アフガニスタン	0.57

出典:外務貿易省作成資料

* 金額は二国間ODA供与実績（支出純額）

② 地域別内訳



出典:外務貿易省作成資料

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

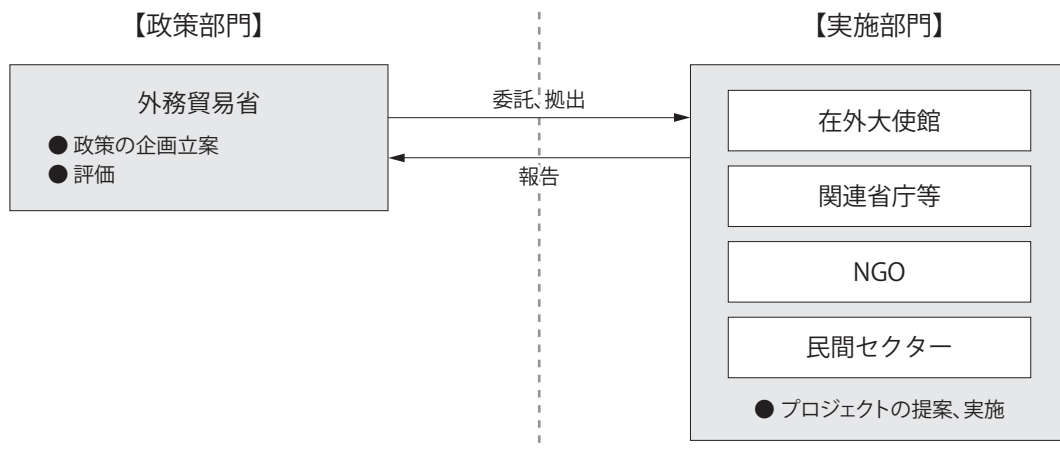
実施体制

ハンガリーは、独自の国際開発援助実施機関を持っていない。政策部門として、外務貿易省が国際開発協力に係る政策の企画立案および評価を行っており、実施部門として、関連省庁およびその関連機関、在外大使館、NGO、民間セクターが国際開発協力に係るプロジェクトの提案および各プロジェクトの実施を行っている。

● ウェブサイト

- ・ハンガリー外務貿易省：<http://nefe.kormany.hu/>
※年次報告書の閲覧可能（ハンガリー語のみ）

援助実施体制図



32 インド (India)

援助政策等

1. 基本方針

インドはOECD加盟国と異なり、ODAではなく、開発協力 (Development Partnership) という名の下、開発援助を実施している。開発協力を規定する法律、基本方針等は特段存在しないが、開発協力はインド独立の翌年にブータンに対して供与されて以来、外交において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。また、開発協力は、基本的にインド単独で実施しており、他のドナー各国との協働は行っていない。

2010年から、開発協力の対GNI比0.7%を目標としている。

2. 援助規模

2015年度の修正予算では、844億ルピー (約1,400億円) が外国への経済協力として計上され、うち、504億ルピー (60%) が無償資金協力、340億ルピー (40%) が有償資金協力となっている (別表参照)。

3. 重点地域

対象国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されている。2015年度には、ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約91%が供与され、残りの約9%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2015年度には全援助額の約66%を占める561億ルピー (うち無償資金協力約237億ルピー、有償資金協力約324億ルピー) が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

4. 開発援助スキーム

(1) IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキーム

従来はインド財務省から被援助国政府に対して財政援助を直接行っていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行 (EXIM Bank : Export Import Bank of India) を通じてクレジットライン (信用供与枠) を与えることとした。クレジットラインの

範囲内で政府間貸付が行われる。貸付の実績については、後出の表「インド政府 (外務省) による途上国支援」の通りである。IDEAは2010年度から実施されており、供与される金額のうち、65%はインドからの物資やサービスの購入に充てられ、残りの35%については被供与国が購入先を決めることができる。過去、168億米ドルが226のクレジットラインとして設定されている。そのうち、87億米ドルがアフリカ諸国向けである。

(2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への無償支援

アフガニスタンの復興やミャンマーの国境地帯に関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが無償支援として行われている。アフガニスタンに対しては、2015年12月にアフガン国会議事堂建設プロジェクトが開始され、医療機器の供給、農業大学への支援、鉱業研究所の創設やバスや関連インフラの提供に向けた準備が行われた。このほか、教育と能力開発も無償支援の対象となった。ミャンマー向けの案件には、地域連結性を高めることを目的としたインドとミャンマーの港湾をつなぐ道路事業や、タイとミャンマーとインドをつなぐ高速道路事業などが挙げられる。その他、IT、病院、農業等の分野でも支援を実施している。対ネパール支援で重要なのは国境の警備設備や鉄道建設、医療機器の供給である。スリランカ向けの援助については、同国の優先度に応じて実施され、国内避難民の再定住のための家屋建設、文化センター建設、寺院再建、病院建設がある。

アフリカ向けはここ10年、力を入れるようになり、2014年度における主な無償支援は、リベリアへのバス15台の供与、ガーナへのトマト栽培研究事業が挙げられる。他のアフリカ諸国に対しては、IT関連設備、病院、薬品、救急車、トラクター等の農業機具等を支援している。

(3) 技術協力

技術協力は、インド技術経済協力プログラム (ITEC : Indian Technical and Economic Cooperation Programme) とその姉妹プログラムであるアフリカに対するコモンウェルス特別プログラム (SCAAP: Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。

2015年度は、発展途上国161か国とパートナー関係

を結び、約284の研修コースに年間8,300人以上の研修生をインド国内に受け入れ、IT、行政学、教育、中小企業、起業、農村開発、再生エネルギー等の研修を実施している。また、軍関係者研修（約2,000名の受け入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機関である。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2015年度には科学捜査、アーユルヴェーダ（伝統医学）^(注1)、米生産等の分野において、37人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

2015年度は自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。

フィリピン、シリア、レバノン、イエメン、ネパール

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受け入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的なインド技術経済協力プログラムITEC^(注2)が開

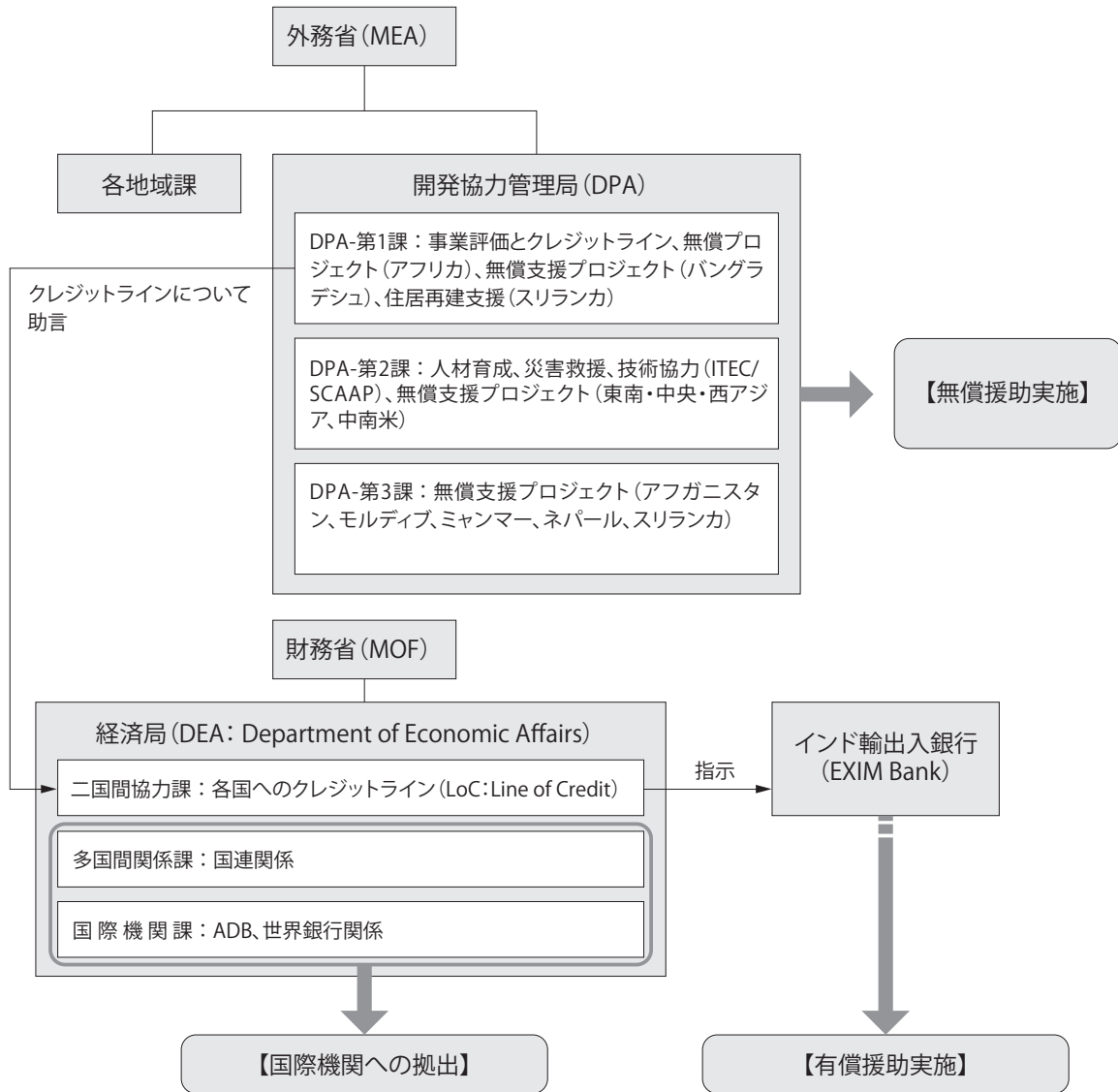
始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理局(DPA: Development Partnership Administration)が新設され体制が一新されている。DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、西アジア、中南米の無償支援事業も第2課の所管である。人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3課が行っている。

その他に对外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課(UNDP等)、同局国際機関課(ADB、世界銀行との関係等)、同局二国間協力課(各国への信用供与=クレジットライン)が挙げられる。

● ウェブサイト

- ・ 外務省開発協力管理局 (DPA) :
<http://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>
- ・ ITEC : <http://itec.mea.gov.in/>

援助実施体制図



注1: インド・スリランカ発祥の伝統的医学で、ユナニ医学（ギリシャ・アラビア医学）、中国医学と共に世界三大伝統医学の一つと呼ばれている。

注2: インド政府による二国間援助計画で、現在158か国が被援助国となっている。広範囲の地域を対象とするのみならず、互恵のための革新的な協力関係を構築しており、インド政府の主要な技術協力計画となっている。

付表 インド政府（外務省）による途上国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and loans to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

国名	援助形態	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
バングラ デシュ	グラント	8.81	281.20	604.66	197.84	213.79
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	8.81	281.20	604.66	197.84	213.79
ブータン	グラント	1,230.37	1,572.98	2,458.30	2,281.74	2,371.89
	ローン	790.99	1,838.00	1,468.49	2,113.42	3,240.80
	総額	2,021.36	3,410.98	3,926.79	4,395.16	5,612.69
ネパール	グラント	191.15	292.55	381.37	303.26	300.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	191.15	292.55	381.37	303.26	300.00
スリランカ	グラント	181.94	248.20	420.80	499.70	500.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	181.94	248.20	420.80	499.70	500.00
モルディブ	グラント	37.39	16.43	9.67	26.08	55.00
	ローン	248.30	0.00	156.10	0.00	158.00
	総額	285.69	16.43	165.77	26.08	213.00
ミャンマー	グラント	67.40	121.87	164.86	104.34	154.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	67.40	121.87	164.86	104.34	154.00
アフガニ スタン	グラント	326.61	490.96	585.31	723.52	682.94
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	326.61	490.96	585.31	723.52	682.94
モンゴル	グラント	2.02	0.75	1.50	2.28	7.50
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	2.02	0.75	1.50	2.28	7.50
アフリカ 諸国	グラント	114.26	239.64	251.92	142.86	200.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	114.26	239.64	251.92	142.86	200.00
中央 アジア 諸国	グラント	29.47	32.66	14.30	11.94	20.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	29.47	32.66	14.30	11.94	20.00
中南米 諸国	グラント	0.02	27.61	4.99	12.17	15.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	0.02	27.61	4.99	12.17	15.00
その他の 途上国	グラント	25.47	30.95	61.28	54.13	83.44
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	25.47	30.95	61.28	54.13	83.44
その他	グラント	215.81	287.18	269.54	262.05	441.13
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	215.81	287.18	269.54	262.05	441.13
総額	グラント	2,430.72	3,642.98	5,228.50	4,621.91	5,044.69
	ローン	1,039.29	1,838.00	1,624.59	2,113.42	3,398.80
	総額	3,470.01	5,480.98	6,853.09	6,735.33	8,443.49

出典: GOI, Expenditure Budget, various Years

(注) 2015年度は修正見積予算額、2011年度から2014年度は実績額(2011年度分から実績額が発表されるようになった。)

33 インドネシア (Indonesia)

援助政策等

1. 基本方針

インドネシアの対外援助は、1955年のアジアアフリカ会議を精神的支柱に据えつつ、1980年代から継続的に実施されてきた。自国の開発目標との調和、相互信頼・利益、自主独立と連帯がその基本原則である。途上国間の南南協力は、先進国から途上国への従来型援助を代替するものではなく、補完するものと位置付け、インドネシアの経験を活かした知識や専門的見地からの助言を共有する (knowledge sharing) との姿勢が強調されている。

現時点でインドネシアに開発援助に関する基本法は存在しないが、現行長期国家開発計画 (2005～2025年) に国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々なチャネルでの国際協力が奨励されている。近年は、国際的地位を高める外交ツールとして、南南協力の有効性に一層関心が向けられるようになった。なお、従来の援助国・機関と協調して、第三国を支援する、いわゆる「三角協力」についても、インドネシアは南南協力を拡充する手段として積極的な採用に努めている。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、2012年6月にDACにより承認された釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みであるグローバル・パートナーシップと、2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で、共同議長を務めた。

同国は被災国としての経験を持つことから、人道支援および防災面での協力にも力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。インドネシアは、新興国の立場から援助協調の議論に発信を続け、また中進国としての責務並びに自国の経済成長へのインパクトにも動機付けられ、開発協力への関与の度合いを強めている。この方針は2014年に発足したジョコ・ウィドド政権にも踏襲されており、中期国家開発計画 (2015～2019年) や政権公約では南南協力における戦略性の強化が謳われたほか、2015年4月にインドネシアが主催したアジアアフリカ会議60周年記念会合では、社会正義や公平性の実現のために引き続き開発援助に取り組んでいくとの力強いメッセージが表明

された。

2. 援助規模

政府発表によれば、2000～2010年の間に約5,600万米ドルの国家予算が南南・三角協力のために支出された (ただし内訳・詳細は不明)。政府は近年一貫して南南・三角協力の予算規模を拡大してきており、この拡大傾向は続いていく見通しである。

3. 重点分野・地域

重点分野に関しては、インドネシアが比較優位を有する以下の3つの切り口、即ち①開発 (貧困削減、村落開発、災害リスクマネジメント、人的開発、食料・エネルギー保障、等)、②グッド・ガバナンスおよび平和構築 (民主化、平和維持、法の支配、等)、③経済的課題 (マクロ経済運営、公的金融およびマイクロ・ファイナンス、等) が、フラッグシップとされている。

1982年以降、インドネシアは研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付などを行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の90以上の国から、延べ4,000名以上がインドネシアの技術協力プログラムに参加した。

重点地域としては、ASEANのメンバー国として、CLMV諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) に対する協力の比率が大き一方、政治的に特別に配慮されているパレスチナや東ティモールといった国・地域に対する協力にも重点を置いている。

4. インドネシア南南・三角協力の拡充計画

既述の通り、インドネシアは対外援助に関する基本法を持たないが、2025年までの長期国家開発計画期間を3期に分け、南南・三角協力を拡充する方針である。

インドネシアが実施する南南・三角協力に対して、従来の援助国・機関の期待は概して高く、日本、ドイツ、米国、ノルウェー、また国際機関としてはUNDP等が、新興援助国としてのインドネシアの能力強化に協力している。インドネシアの知識や経験に着目し、三角協力のパートナーとしてインドネシアの参画を求める機関も多

く、近年ではイスラム開発銀行（IDB）等のアプローチが注目される。

実施体制

インドネシアには、対外援助にかかわりを持つ部局が複数の官庁に散在しているが、これを一元的に管理する部局はまだ存在していない。その代わりに、2010年の国家開発企画庁令に基づき、国家南南・三角協力調整チーム（National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation）が組織され、同チームに名を連ねる関係省庁（国家開発企画庁、外務省、財務省、国家官房）の合議制によって、一体的な南南・三角協力の実現を目指している。同チームは、「運営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3層から構成されており、被援助国、事業実施機関、三角協力のドナー等との関係を調

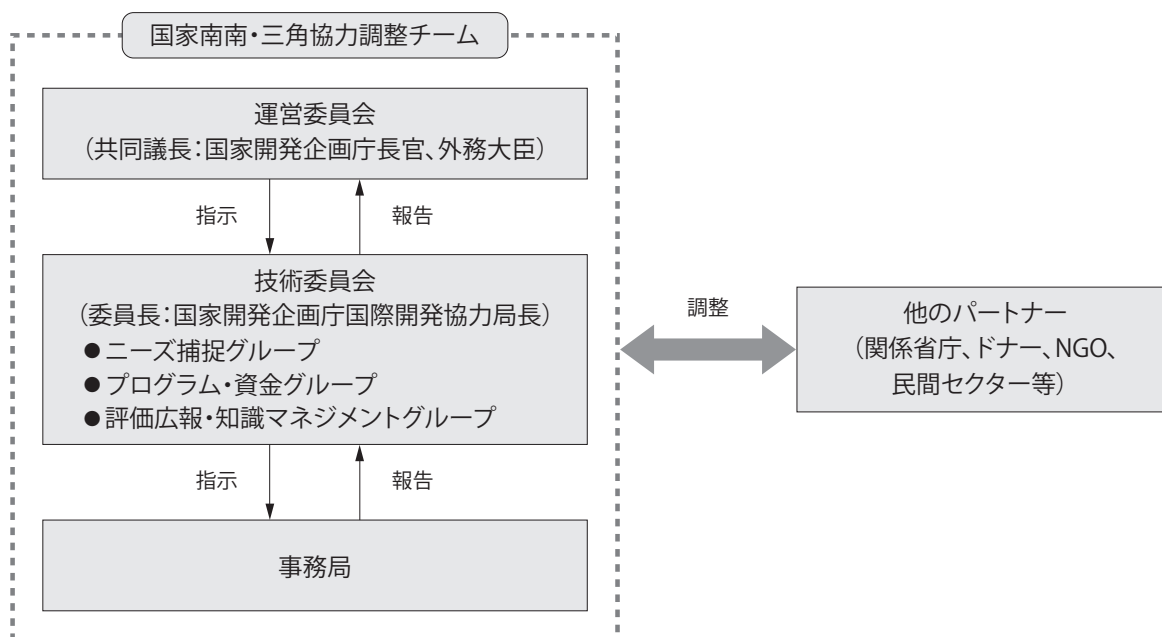
整し、南南・三角協力の統一的窓口（One Gate）として機能することを目指している。

しかし、同調整チームの、寄り合い所帯で予算が無く、専従の職員が配置されていないといった状況を鑑み、専任部局（Single Agency）の創設に向けた動向が加速化している。現在は外務省が主導し、関連の法令・規則の立法化等専任部局創設準備に取り組んでいる。こうした中、国家南南・三角協力調整チームにおける援助リソースの同部局への円滑な移行、同部局の機能強化が、効率的かつ効果的な南南協力・三角協力実施の鍵になる。

● ウェブサイト

● Indonesia South-South and Triangular Cooperation : <http://www.ssc-indonesia.org/>

援助実施体制図



34 マレーシア (Malaysia)

援助政策等

1. マレーシアの南南協力とマレーシア技術協力プログラム

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議 (Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシアにとり南南協力へのかかわりが重要であることを表明したのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (MTCP : Malaysia Technical Cooperation Programme) を立ち上げ、南南協力への取組を開始した。

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞った開発支援としてマレーシア技術協力プログラム (MTCP) を実施している。MTCPには以下の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース (マレーシアの研修実施機関への受入れ〈行政マネジメント、公共医療、教育、貧困削減、持続可能な開発、投資促進、ICT、農業等の分野〉)
- (2) 長期研修コース (マレーシアの国立大学修士課程への受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット (マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援 (被援助国の要請に応じて実施)

2. 重点分野・地域

(1) 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定条件に照らし被援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また国策として掲げられている理念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地域内の平和」、「社会の平等」に沿うもの、およびマレーシアを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム (Economic Transforma-

tion Programme : ETP) の重点12産業分野^(注1)にとって利益のあるプログラムは優先される。

(2) 援助対象国

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフリカ諸国、約6%はCIS諸国^(注2)および東欧諸国、約6%は大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000人以上がMTCPの実施する様々な研修に参加している。

3. TCTP

マレーシア政府は二国間技術協力である南南協力のほかに、日本政府、オーストラリア政府、国連開発計画 (UNDP) およびUNESCOと共に、MTCPの下で途上国に研修を行うTCTP (Third Country Training Programme) を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年からは予算負担比が50 : 50 (イコール・パートナーシップ) となっている。2015年は、貿易・投資促進、中小企業振興、生物多様性、税務行政、労働安全衛生管理、生産性向上等の分野で、ASEAN諸国、アフリカ、中東 (パレスチナ自治区) 等を対象に技術協力を行った。

実施体制

援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管が外務省に移管された。現在は外務省の下で65の研修機関が研修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは高等教育省が所掌しており、国内の大学に留学生を受け入れている。

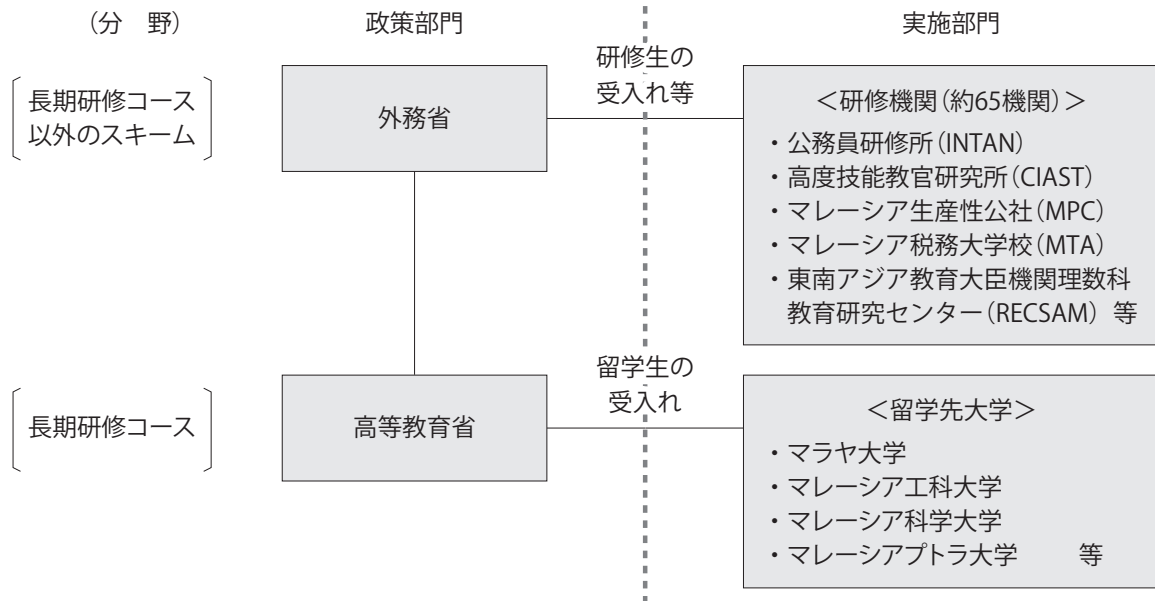
● ウェブサイト

- ・マレーシア技術協力プログラムMTCP : <http://mtcp.kln.gov.my/>

注1: ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発

注2: CIS (Commonwealth of Independent States) 諸国とは、旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはジョージアが脱退 (現在10か国が加盟)。

援助実施体制図



35 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米地域における第2の経済大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。ペニャ・ニエト大統領は2012年12月の就任演説において政権の5本の柱を発表し、外交分野では「地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成」を掲げた。その後、2013年5月に発表した「国家開発計画2013-2018」において、外交施策の目標の一つに、「国内外の開発に貢献する国際協力の推進」を掲げた。なお、具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 基本法・基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力量法 (Ley de cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法) が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が別記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策(メキシコ国内に居住している原住民インディオへの援助、人種差別、宗教的な差別、地理的な差別を受けているものへの援助)、②教育・文化・科学技術、③先進国と発展途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共の安全等が掲げられ、それぞれに透明性や基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁 (AMEXCID : La Agencia Mexicana de Cooperación Internacional para el Desarrollo) の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム (PROCID : El Programa de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」を作成し(2年毎に更新可能)、外務省が策定責任を負っている。2014-2018版PROCIDの目標は以下の通りである。

(一般目標)

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発の促進

- (1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能力の強化
- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進(南南協力、

三角協力の利用)

- (3) メキシコの援助国との戦略的連携による、国益に沿った形での資源と能力の活用
- (4) 経済、観光、文化の側面を強調した、メキシコの国際的プレゼンスの強化

3. 援助規模

(単位:ペソ)

	予算	実績
2014	1億9,784万	2億2,334万
2015	1億9,520万	2億1,618万
2016	2億2,663万	NA

4. 重点地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米全体。

予算については上記のみ公表されており、各国への援助内容、金額はともに公表されていない。

5. 日本との開発協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム (JMPP : Japan-Mexico Partnership Programme) を締結し、以来、この枠組を通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野において、中南米諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助実施主体である国際開発協力庁 (AMEXCID) は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。下部組織として、教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成されている。局別の予算および定員等は公表されていない。

またNGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が施行されており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

2. 国際開発協力庁 (AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

(1) 諮問委員会

「国際開発協力プログラム (PROCID)」策定に関する主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている機関（以下参照）のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的な国際開発協力プログラムの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

〔基本法第15条が定める機関〕

内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

(2) 技術委員会と資金運用

資金運用に関しては基本法の第4章に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。同委員会は、連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。

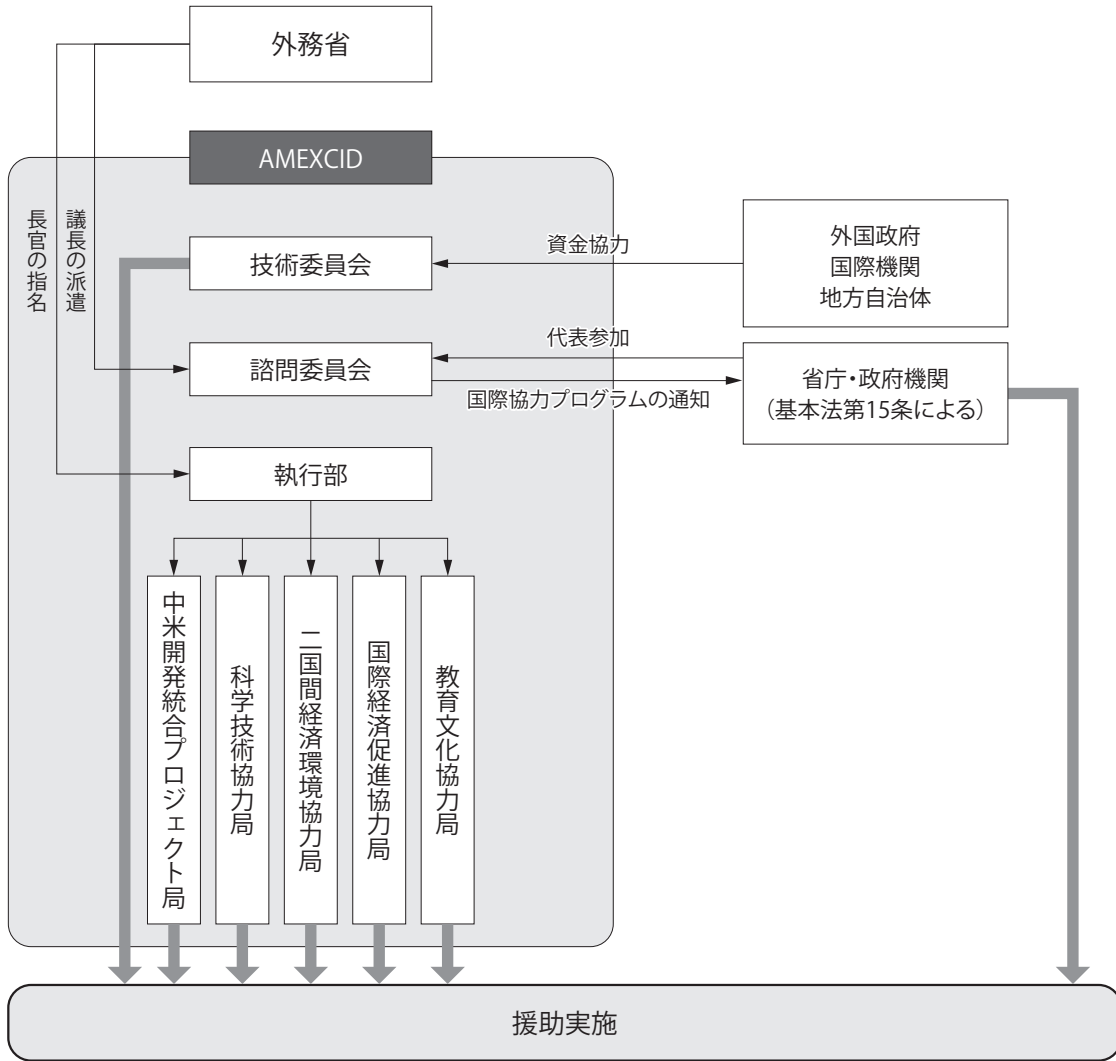
(3) 執行部

外務省の提案を受けて大統領より任命された長官が最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。長官は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能であるが、投票権はない。

● ウェブサイト

- ・ 国際開発協力庁 (AMEXCID) :
<http://www.gob.mx/amexcid>

援助実施体制図



36 南アフリカ (Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省 (DIRCO: Department of International Relations and Cooperation) の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じたアフリカ大陸の統合、民主的、平和的繁栄の実現である。また、基金の供与に当たっては被供与国のオーナーシップを重視し、プロジェクトの実施に主体的に関与することを求めている。

2. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金の近年の支出額は、下記のとおりである。

年度	支出額(千ランド)	
2007	352,172	(約42億円)
2008	475,600	(約57億円)
2009	331,000	(約40億円)
2010	4,000	(約4,400万円)
2011	270,636	(約30億円)
2012	1,070,306	(約120億円)
2013	41,300	(約4億3,000万円)
2014	189,900	(約16億3,300万円)
2015	161,773	(約12億1,300万円)

(報告書公表当時の実勢レートにて換算)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていないため、南アフリカ政府全体としての対外援助統計は存在しない。

3. 重点分野

①南アフリカとその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援および災害救助、⑥人材育成の6分野。

4. 2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)の支援プロジェクト

- ・キューバ経済パッケージ支援(1億1,000万ランド)
- ・トンブクトゥ歴史文書保存支援(720万ランド)
- ・シエラレオネにおけるキューバ医療旅団支援(398万ランド)
- ・西アフリカにおけるエボラ支援(20万ランド)
- ・ブルンジ総選挙における技術支援(3,803万ランド)
- ・アフリカ人材育成基金への拠出(236万ランド)

実施体制

DIRCO事務次官(または代理)、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書(MOU)を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

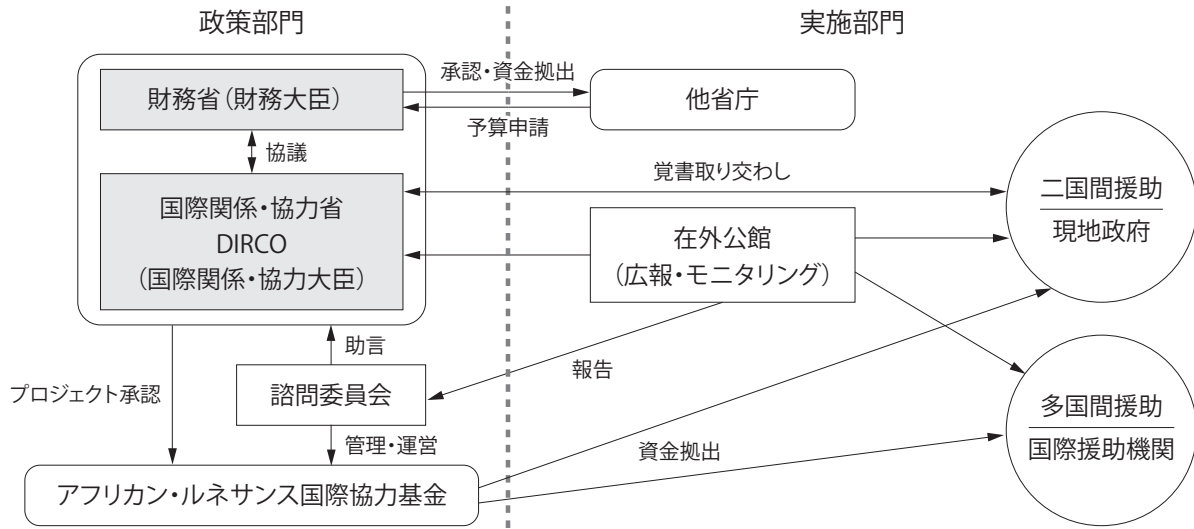
同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年末(例年11月頃)にDIRCOウェブサイト上で公表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、DIRCOでは、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である。

● ウェブサイト

- ・国際関係・協力省(DIRCO): <http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省(National Treasury): <http://www.treasury.gov.za>

援助実施体制図



37 ロシア (Russia)

援助政策等

1. 基本方針

従来、ロシアの国際開発援助は、2007年6月の「開発援助コンセプトペーパー」に基づき実施されていたが、2014年4月に「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」（以下、「国家政策コンセプト」）がプーチン大統領により承認され、国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書であると考えられる。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている^(注1)。

2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となったからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め国際的な責務を担うようになったこともあって、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体(EAEC)^(注2)の危機対策基金へ出資したこともあり、援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は5億ドル前後の水準で推移していたが、2014年は増額されて8億7,600万ドルとなった^(注3)。また、「ロシア連邦の国家財政の運営に関する国家プログラム」によれば、現在GDP比約0.03%^(注4)の国際開発援助資金を、2020年までに同0.1%まで段階的に増加させることとされている。

3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、PKOおよび平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および

電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

4. 重点地域

重点地域としては、CIS諸国、ジョージア紛争後にロシアが独立を承認したアブハジア共和国および南オセチア共和国が筆頭に挙げられている。

5. OECD開発援助委員会 (DAC) との関わり

2016年現在、ロシアはDACに加盟していないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECDに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助」という、より広義の用語が使われている。また、ロシアでは援助額を算出するための統計手法が確立されておらず、当面はOECDの算出方法を使っていくものと考えられるが、一方でこの算出方法ではロシアがウクライナ等の国家予算に対して実施した支援金が計上されず、ドナー国としてのロシアの実態が反映されていないとの批判的な指摘もある。

6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシア政府関係者は、2013年の二国間援助（資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む）と多国間援助の比率は51:49であったが、2014年には二国間援助の割合が大幅に増加し、その比率は75:25となった。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告してい

る。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。2012年5月7日付大統領令では同庁の資金および人材能力の強化が謳われているが、ロシア政府関係者によれば、援助に係る権限の譲渡に否定的な省庁もあり、十分には実行されていない。

また、「国家政策コンセプト」では、援助分野における関係省庁間の調整を行う国際開発援助委員会を設立することが記載されており、同委員会の構成、権限等が今後決定されていく予定となっている。

2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注5)。

● ウェブサイト

- ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

注1:「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は以下のとおり。

(1)優先対象地域(第9条): (ア) CIS諸国、アプハジア共和国、南オセチア共和国およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ) ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ) ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ) その国との協力がロシア連邦の利益に適う発展途上国。

(2)優先分野(第10条): (ア) 被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ) 商品およびサービスの越境移動の手續き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ) 被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ) 被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ) 組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ) ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ) 地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク) 水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ) 情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ) 被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ) 感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ) 初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス) 環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ) 人権保護を含む民主的社会制度の発展。

(3)援助実施のための基本条件(第15条): (ア) 外国政府からの開発援助の供与要請、(イ) 関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ) 様々なイニシアティブを実現するための金銭的又は技術的支援を求める国際機関の要請、(エ) ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ) 被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、又は持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ) 未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

注2:ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日創設。

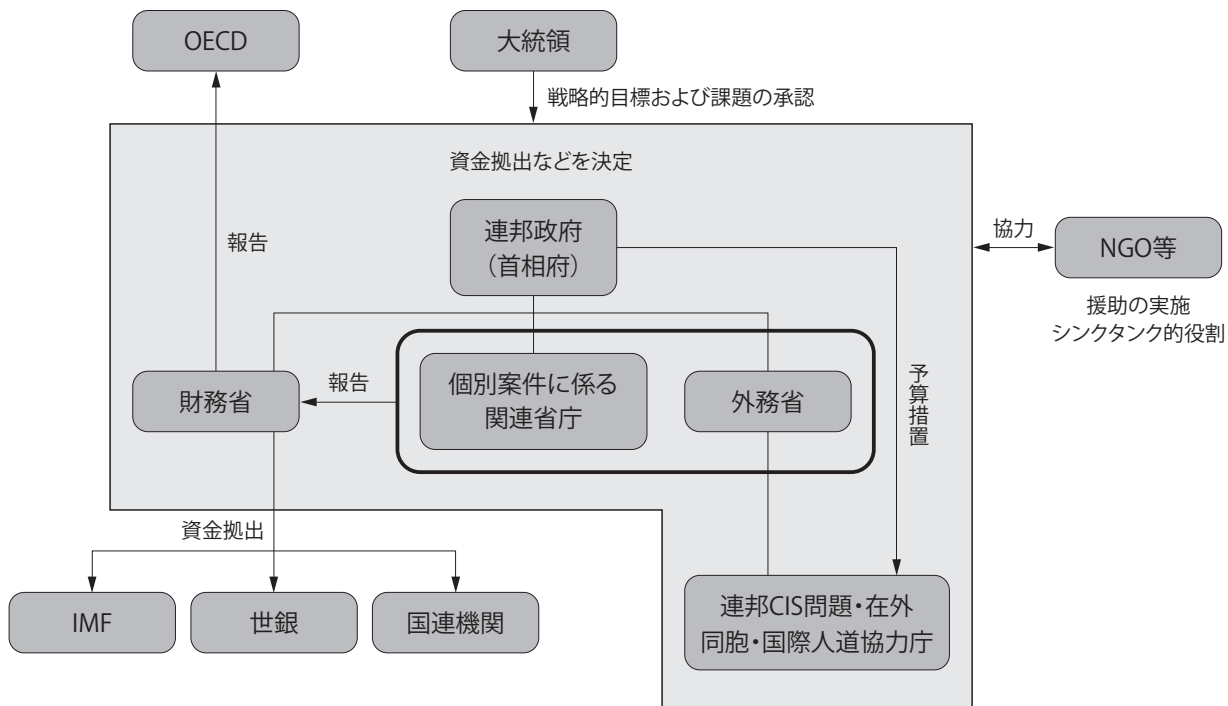
注3:最新の2014年の援助の地域別割合は、東欧および中央アジア40.55%、中南米29.76%、アジア11.99%、アフリカ7.7%、中東および北アフリカ4.58%、その他5.42%となっている。

注4:DAC統計ではGNI指標が用いられているが、「国家プログラム」ではGDPを使用している。

注5:「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」(「国家政策コンセプト」第18条)

「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」(同コンセプト第19条)

援助実施体制図



38 サウジアラビア (Saudi Arabia)

援助政策等

1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助（ODA）については情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金（SFD：Saudi Fund for Development）の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

2. 重点地域

サウジアラビアの援助対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

3. サウジ開発基金（SFD）

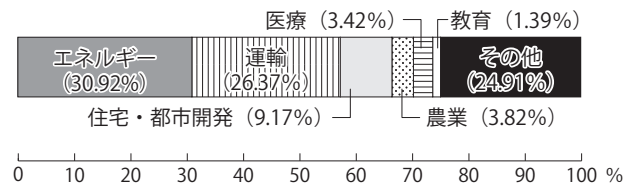
(1) SFDの借款実績等

SFDは二国間借款事業等を実施しており、2015年における借款実績は下記のとおりである。なお、2014年の借款実績と比較すると、借款総額で約5%減（117百万SR〈サウジアラビア・リヤル〉減）となっている。地域別ではアフリカ諸地域への借款額が7%減となっているのに対し、アジア地域への借款額は21%増であった。

SFDによる援助実施国、事業、借款額（2015年）

地域	援助実施国	事業	借款額 (百万SR)
アフリカ	8か国：(ジブチ、リベリア、ベナン、マダガスカル、セーシェル、チュニジア、中央アフリカ、ルワンダ)	9事業：(住宅、港湾、空港、道路、電気〈送電・発電〉、その他)	1,181.25
アジア	7か国：(アフガニスタン、ネパール、ウズベキスタン、モルディブ、スリランカ、ヨルダン、ベトナム)	10事業：(道路、農業、住宅、医療、発電、教育、その他)	1,272.87
合計	15か国	19事業	2,454.12

(2) 援助分野内訳（2015年）



(3) 借款額および借款条件

2015年単独のSFDにおける借款額は24億5,412万SRであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は604件であり、累積貸出額は470億9,868万SRである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (ア) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること
- (イ) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- (ウ) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (エ) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

実施体制

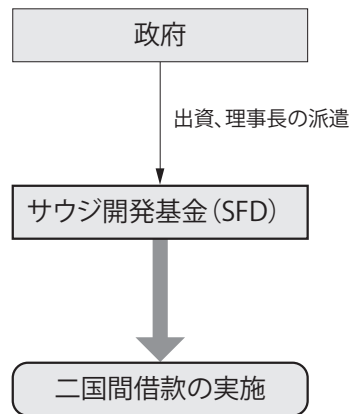
二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

● ウェブサイト

- ・ サウジ開発基金 (SFD) : <http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



39 シンガポール(Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールは、天然資源や広い国土を持たずに自国の国づくりを進める中で、人材育成に重点を置いてきたこと、そして建国以来国際社会からの技術協力によって支えられてきたことを背景として、1965年の独立以来、途上国に対して独自の研修プログラムを実施してきた。政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム（SCP：Singapore Cooperation Programme）」を策定、これが援助政策の基盤となっている。

2. 援助規模

SCP、国際機関への拠出や分担金を合わせた援助予算は以下のとおりである。

(単位:百万シンガポール・ドル)

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
137.8	119.6	120.1	126.0	105.0	107.0	109.1

(参考:Singapore Government Budget)

3. シンガポールの援助スキーム

(1) シンガポール協力プログラム（SCP）

SCPIは、特に人づくりと経済開発におけるシンガポールの経験と知見を途上国へ提供する事業である。毎年7,000名近くの外国政府職員を対象に約300コースを実施しており、2016年現在におけるSCPへの累計参加者は170か国、100,000名以上に上る。対象国は、アジア・大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米とほぼすべての地域に及んでいる。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国^(注1)に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティブ（IAI：Initiative for ASEAN Integration）プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。ASEANは優先地域で、ガバナンス、貿易・経済開発、環境・都市計画、民間航空輸送、陸上輸送、港湾管理、教育、医療、情報通信技術といった

幅広い分野の研修をASEAN加盟国に対して実施している。IAIも、2000年に当時のゴー・チョクトン首相がASEANの経済発展と統合のために開設した。

(2) 第三国研修

シンガポールは44の国や国際機関と協力して質の高い技術協力を効率的に行う第三国研修（TCTP：Third Country Training Programme）を実施している。日本との間のJSPP21（次項）においても採用されている。

(3) 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）

SCPの中でも最大の実績を誇るのが、1994年から日本との間で実施している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP）」を前身とし、1997年からは両国が経費を折半する形式となった「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」である。この下で、国際社会全体の課題への取組や、ASEAN統合に向けた事業が実施されている。また、2015年3月の日星外相会談において、2016年の日星外交関係樹立50周年に向け、JSPP21のさらなる拡充について検討していくことが合意された。2016年4月の日星外相会談でも、その有効性と重要性が改めて確認された。

JSPP開始以降これまでに約360のコースが実施され、延べ95か国・地域、約6,300名の研修員が参加している（2016年3月現在）。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局（TCD：Technical Cooperation Directorate）が担っている。局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算作成を担い、実際の研修コース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を活用していることが挙げられる。このように専門の研修機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となってSCPの運営を担っている。

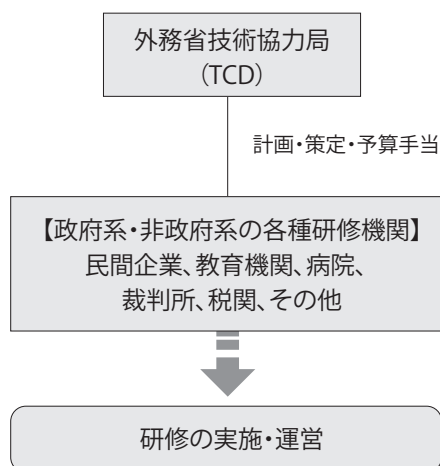
注1:東南アジア諸国連合(ASEAN)に、1995年以降加盟した4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

● ウェブサイト

- ・シンガポール外務省（「シンガポール協力プログラム (SCP)」 関連ページ）：
<http://www.scp.gov.sg/content/scp/>

援助実施体制図

シンガポール協力プログラム(SCP)



40 カタール(Qatar)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

カタール政府内において、開発および人道援助に係る事務は外務省の国際開発局が担っており、具体的政策を策定する。同方針は2010年に決定され、国際開発局内の二つの課（国際開発課および技術協力課）が援助案件をフォローしている。

カタール法2002年第19号(Qatar LAW No.19 of 2002)により設立された「カタール開発基金(the Qatar Development Fund)」が、外務省で決定された援助政策の具体的実施機関であり、アラブ・イスラム諸国を中心に、開発および人道分野への政府援助(有償・無償資金協力、および技術協力)を実施している。カタールは、開発および人道支援を通じた国際平和および安全への貢献をその方針の一つに据えている。

一方で、カタールによる外国への支援は、各慈善団体・NGOを通じても実施されており、この部分が対外援助に占める割合も大きい。

2. 援助規模

2013年、カタールの開発援助予算はGDPの0.87%にあたる17億5,800万米ドル(約63億2,700万カタール・リヤル)であり、内訳は開発支援が69%、人道支援が31%。

一方、同年の支出総額は、約64億8,100万カタール・リヤルとなり、翌2014年は約77億カタール・リヤルに増加した。

3. 重点分野

(1) 開発分野

2013年において、カタールの非政府機関(NGO)による開発分野への援助総額は9億8,000万カタール・リヤルに及び、社会福祉、教育、救援、建設、文化、医療、下水設備、予算支援等の部門に振り分けられている。この内、社会福祉部門への援助額が2億400万カタール・リヤル(全体の21%)と最も多い。

(2) 人道分野

2013年におけるカタールの非政府機関(NGO)による人道分野への援助総額は3億4,800万カタール・リヤルであり、その56%を占める193百万カタール・リヤルが救援プログラム、13%を占める4,600万カタール

・リヤルが食料支援プログラムに充てられている。

4. 重点地域

(1) 2013年において、カタールによる政府援助の最大供与先はシリアであり(15億4,100万カタール・リヤル)、モロッコ、パレスチナ、エジプト、イエメン、スーダンが続く。なお、シリアで騒乱が発生した2011年から2015年2月までの期間で、カタール政府は総額16億米ドル(58億カタール・リヤル)の支援をシリア国民に対して実施している。

(2) また、2013年、カタールによる非政府援助の供与先は、援助総額順にパレスチナ、イエメン、レバノン、シリア、ソマリア、イタリア、スーダンとなっており、上位10か国中7か国をアラブ諸国が占めている。ヨルダンおよびトルコがその後続き、この二か国への主な援助目的はシリア難民支援である。

5. 近年における特徴・傾向

カタールによる援助の恩恵を受けた国は、世界100か国以上に上り、その援助傾向として、とりわけ後発開発途上国への援助に重点が置かれているが、自然災害や紛争に苦しむ諸国に対する援助も手厚いことがその特徴として挙げられる。

また、2013年時点では、援助総額の93%がアラブ諸国向けに実施されている。

実施体制

カタールによる外国への支援は、慈善団体・NGOを通じても行われている。これらの慈善団体は、政府とは独立した組織との位置づけではあるが、各団体の責任者は王族のアル・サーニ一家他、王族に近い有力部族の関係者であり、直接・間接的にカタール支配層の影響が及んでいるといわれる。主な慈善団体概要は以下のとおり。

(1) カタール赤新月社(Qatar Red Crescent)

アイシャ・ Bint・ハリーフ・ビン・ハマド・アル・サーニ会長。1978年に設立。カタール政府から資金援助を受けているが、意志決定および活動については独立しているとされる。

(2) カタール・チャリティー(Qatar Charity)

ガーニム・ビン・サアド・アル・サアド会長。

1992年に設立。非政府組織 (NGO)。非営利団体。プロジェクトの実施においてカタール政府の出資を受ける等、カタール政府との連携も強い。

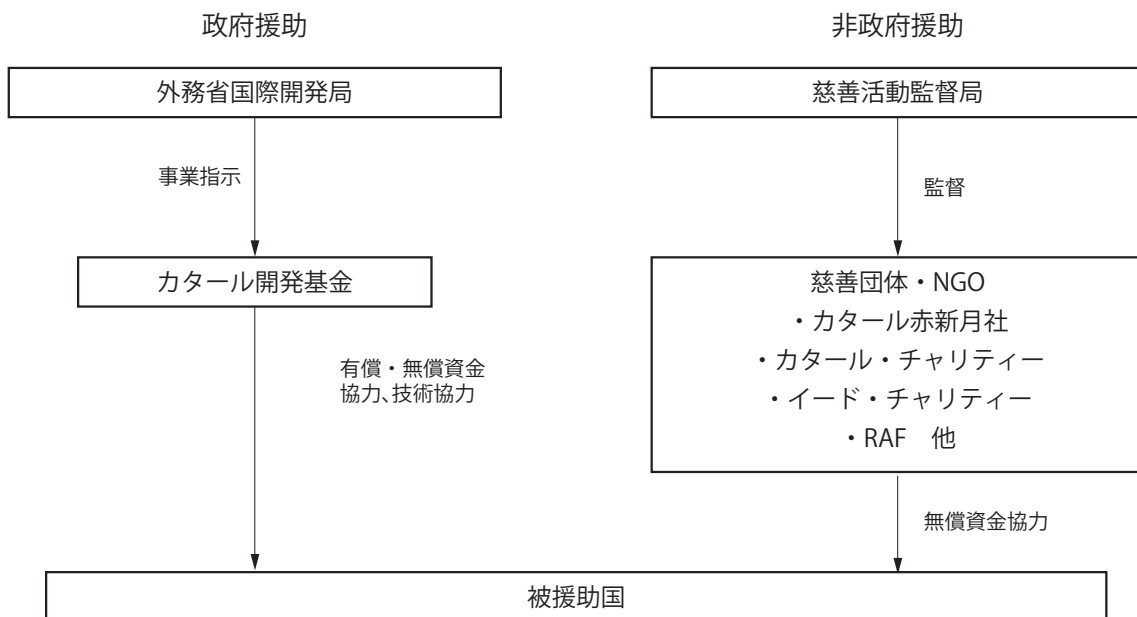
- (3) イード・チャリティー (Sheikh Eid bin Mohammed Al Thani Charity Foundation)
ムハンマド・ビン・イード・アール・サーニー会長。1995年設立、非政府系 (NGO)。
- (4) The Sheikh Thani Bin Abdullah Al Thani Foundation for Humanitarian Services (通称: RAF [由来は、慈悲の意味を有するアラビア語の単語「ra' afa」])

サーニー・ビン・アブドゥラー・アール・サーニー会長。2004年設立、非政府系 (NGO)。

● 文献およびウェブサイト

- ・カタール外務省「海外援助報告2013」(Foreign Aid Report 2013)
- ・OECD、“Qatar’s Development Co-operation”
<http://www.oecd.org/countries/qatar/qatars-development-co-operation.htm>

援助実施体制図



41 タイ (Thailand)

援助政策等

1. 基本方針・目的

タイ政府の現行の政府開発援助（ODA）戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）（2016年時点未改訂）によると、ODAの目的は以下の4点である。

- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上させることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- (3) アジア、アフリカ、中南米において、タイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- (4) 自国での成功事例を活かし、教育と技術協力でベスト・プラクティスを提供することで、開発協力の拠点としてのタイの知名度・評価を上げること

2. 援助規模

タイ国際開発協力機構（TICA：Thailand International Development Cooperation Agency）の2014年9月までの実績としては、実施件数1,565件（ラオス365件、ミャンマー276件、カンボジア128件、ベトナム105件、他のASEAN諸国42件、その他）、金額合計約3億499万バーツとなっている。

タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA：Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency）の2014年9月末までの協力実績は、技術協力事業15件（ラオス10件、ベトナム2件、ミャンマー2件、カンボジア1件）、資金協力事業21件（ラオス17件、ベトナム1件、カンボジア2件、ミャンマー1件）、研修員受入れが236件（CLMV諸国、ブータン、スリランカを対象）、金額合計約266億6,767万バーツとなっている。

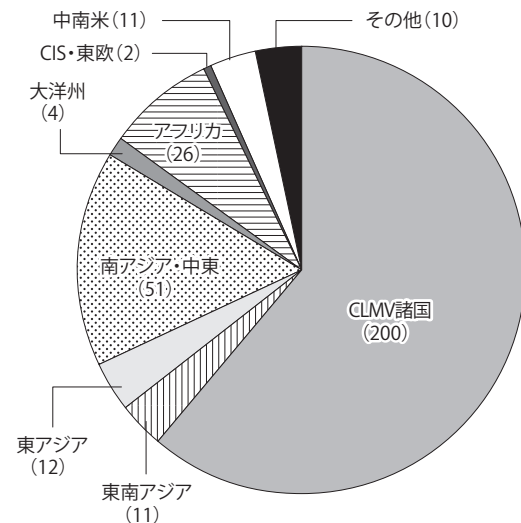
3. 重点分野・地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^(注1)（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国など）、③紛争終結後の国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の開発途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており

5年ごとに見直されることになっている。

技術協力における主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

TICAによる2012年10月～2013年9月の地域別援助割合
(単位:百万バーツ)



4. 南南協力・三角協力

タイODAの中心は、開発途上国の開発を支援し、貧困を削減するための南南協力である。近隣のCLMV諸国から、アフリカや中南米にまで援助の対象を広げている。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小していく中で、三角協力（開発途上国間の南南協力を先進国や国際機関などからの支援が加わったもの）という新たな関係を通して、これまで築いてきたドナー（援助国）との関係を発展させていく方針である。日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。具体的には、TICAとJICAは、アフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）への貢献としてアフリカ諸国を対象とした稲作分野の第三国研修を行っており、2015年10月時点で17カ国58名を受け入れている。また、ASEAN諸国への支援として、ASEAN経済共同体（AEC）を展望した、電力供給の互換性を高めるための配電システム管理技術に関する研修、

注1: 東南アジア諸国連合 (ASEAN) に1995年以降加盟した4か国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

投資環境の調和を目指したメコン諸国向け投資促進政策ワークショップ、他のメコン諸国に比べて優位性の高い業材加工技術に関する研修などを実施予定である。

実施体制

タイ外務省の外局であったTICAは2015年1月に内局化され、引き続き技術協力を担当している。タイ財務省財政政策局の監督下に置かれている政府系機関のNEDAは、有償資金協力（一部の案件については無償も）およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. TICA

2013年時点での職員数は108名。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣等であり、上述の三角協力も担当している。このほかTICAは、ODA戦略文書の策定、技術協力実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

従来は外局であったことから、TICA局長はTICA出身者であったが、内局化に伴い2016年より外務省出身者が就任するなど、人事交流が進められている。

2. NEDA

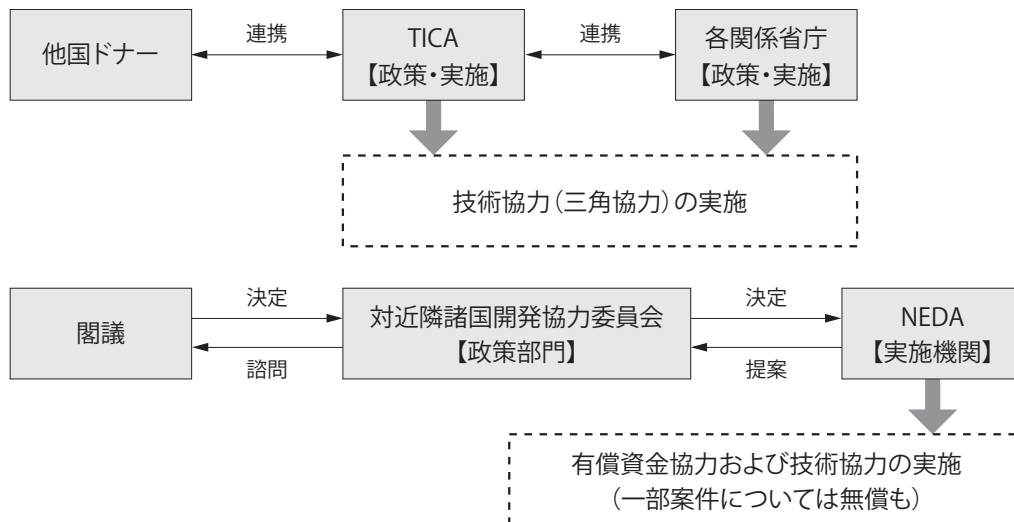
NEDAの前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金（NECF）。2005年にNEDAへと改編された。2016年時点での職員数は42名。ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナムや、東ティモール、スリランカ、ブータンにおける道路等、インフラ整備のためのソフト・ローンの供与およびこれに関連した協力準備調査や研修を実施している。また、ミャンマーのダウエー開発を管理する特別目的事業体（SPV）へも出資している。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件としての取り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ウェブサイト

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/main/en/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/home/en/>

援助実施体制図



42 トルコ (Turkey)

援助政策等

1. 基本政策

トルコの地政学的な影響力が増す中で、ODAは積極的外交に不可欠な手段となっており、トルコは紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ系の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁 (TiKA: Turkish Cooperation and Coordination Agency) がTiKA設置法に基づき外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管された。2005年には国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。

TiKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指している。少なくとも年に一度は開催される開発援助調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦略が政府の外交方針に沿って決定される。開発援助調整委員会はTiKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科学技術研究委員会 (TUBITAK: Türkiye Bilimsel ve Teknolojik Araştırma Kurumu, The Scientific and Technological Research Council of Turkey) およびトルコ商工会議所連合会 (TOBB: Türkiye Odalar ve Borsalar Birliği, The Union of Chambers and Commodity Exchanges of Turkey) の次官補級、副総裁級の代表者から構成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。しかし、同委員会の議事内容は対外秘で、政策・方針についての詳細は公表されていない。

2. 援助規模

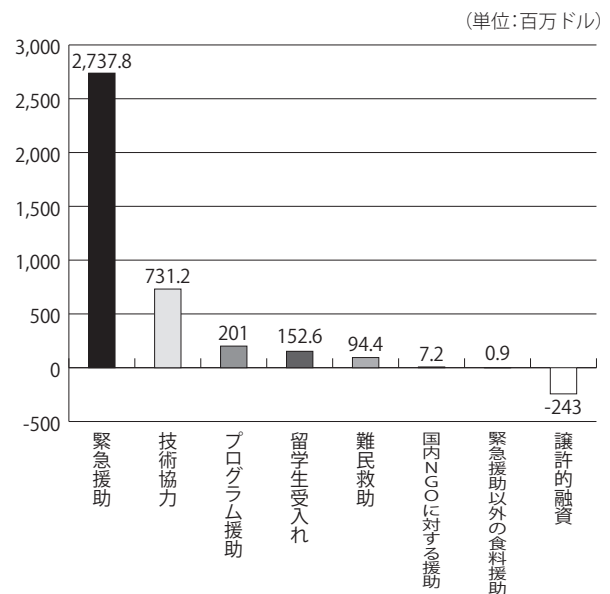
トルコの政府開発援助総額は、約39.2億ドル (2015年) であり、2011年から見ると4年間で約3.1倍増と、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増

加である。トルコの緊急援助は、2011年約2.6億ドル、2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドル、2014年約24.2億ドル、2015年約27.4億ドルと近年大幅に増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また、2015年のトルコの民間企業およびNGOの海外に対する直接投資は約10.8億ドル、うちNGOによる支援は約4.8億ドルとなっており、開発援助における民間企業やNGOの役割も小さくない。

2015年二国間援助の分野別内訳は以下のとおり。



3. 重点地域・分野

2014年のトルコの国別開発援助額を見ると、最も額が大きい国はシリアであり、支援額は約22.9億ドルに上る。次にチュニジア (約2億ドル)、キルギス (約0.85億ドル)、ソマリア (約0.74億ドル)、パレスチナ自治区 (約0.66億ドル)、アフガニスタン (約0.65億ドル) となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリア内戦に伴う多数のシリア避難民^(注1)がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府は、シリア国境に近いトルコ南東部を中心に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

注1: 2016年9月26日付のUNHCR発表ではトルコ国内に、登録ベースで約273万人の避難民がいる。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援（コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々）に力を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタンなどの国々にも援助を拡大しているといえる。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等に50の事務所を有し、2014年には126か国で実施支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。また、前述のとおりNGO等も開発援助の主要な役割を担っている。

2. 日本との開発協力

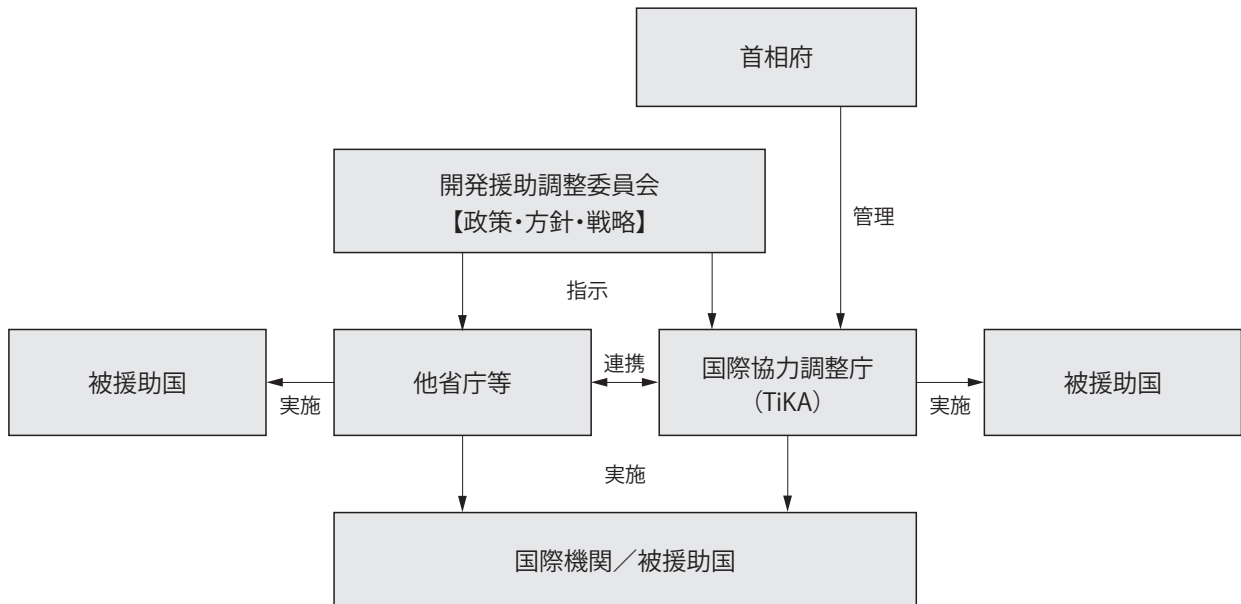
日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年2月に協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「バルカン諸国向け地下資源開発・評価」や「中東向け持続的な水産開発」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。また2011～2014年には、日本とNATO（北大西洋条約機構）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施し、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道の指導を行った。2014年からはアフガニスタンの女子警察官の訓練も行っており、日本からは現職の女性警察官やJICA専門家としてジェンダー分野の専門家が送られている。

2015年度からは、TiKAやその他援助関連省庁向けに、ドナーとなるための能力強化に関する研修を開始し、トルコの対外援助の実施体制の強化を支援している。

● ウェブページ

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKAホームページ：<http://www.tika.gov.tr/>

援助実施体制図



43 アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)

援助政策等

1. 実施体制

アラブ首長国連邦 (UAE) の対外援助は、連邦政府各省庁、各首長国政府機関、首長家の個人による贈与、アブダビ開発ファンド (Abu Dhabi Fund for Development) による貸付、UAE赤新月社 (UAE Red Crescent) による人道支援など、様々な主体と形式により実施されている。2014年版UAE対外援助報告書では、UAEに18の政府系援助実施機関および多くの非政府系援助実施機関があり、それぞれ独自に援助を実施している。

2013年3月、対外援助の一般的政策を提案することを主たる任務として国際協力開発省 (Ministry of International Cooperation and Development : MICAD) が新設された。国際協力開発省は、対外援助を直接に実施したり、上記援助実施機関の業務を統括したりする権限はないが、国際開発人道機関に関する業務、国際人道支援にかかる国内機関との調整、UAE対外支援のモニターと評価、および活動報告等を作成することをその主たる業務としつつ、一方、UAEの対外援助に関する外交窓口としての一面を有していた。

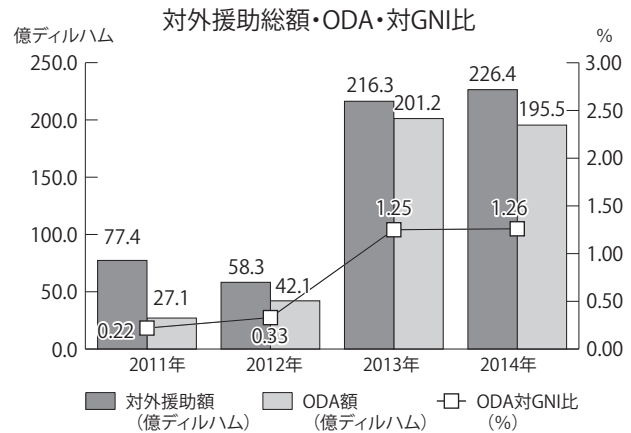
その後、2016年2月に実施されたUAE連邦政府の省庁改編の際にUAE国際協力開発省は解体、外務省と統合され、外務・国際協力省 (Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation) の一部として上記業務を行う形となった。同省より発行されたUAE対外援助報告書は、後述のウェブサイト上で閲覧が可能である。

なお、2014年7月、UAEはアラブ諸国で唯一のOECD開発委員会 (DAC) の参加国^(注1)となった。

2. 援助の概要 (国際協力開発省発行UAE対外援助報告書による。)

(1) 援助規模

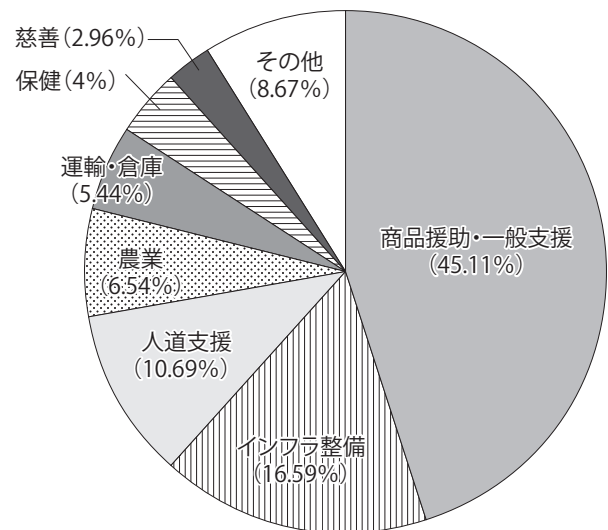
2014年のUAEの対外援助^(注2)の総額は226.4億ディルハム (約62億ドル)。このうち、政府開発援助 (ODA) は195.5億ディルハム (約53.5億ドル) で、対GNI比は1.26%^(注3) (2014年)。



(2) 分野別実績

2014年、UAEの対外援助の主要分野は、「商品援助・一般支援 (45.11%)」、「インフラ整備 (16.59%)」などとなっている。

主要援助分野内訳 (2014年)

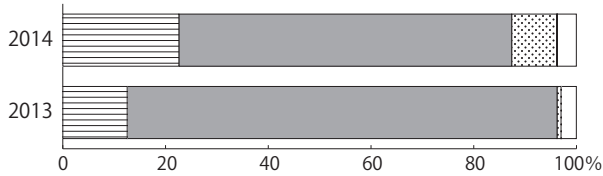


注1: DAC加盟国ではないが、DAC会合への参加・発言が認められる。ただし、意思決定には参加できず、また議長・副議長等を務めることはできない。
 注2: UAE対外援助報告書でいう対外援助 (Foreign Assistance) は、民間資金を含むこと、貸付返済額を含まないこと、慈善としての宗教的・文化的援助を含むこと、受取国を限定しないことで政府開発援助 (ODA) とは異なるとされている。
 注3: OECD開発委員会が発表しているUAEのODAの対国民総所得 (GNI) 比率。

(3) 地域的配分

2014年、UAEの対外援助は150か国向けに支出され、支出総額の6割超がアフリカ向けとなっている(前年と比べアジア・欧州向けが増加)。

地域別割合の推移(2013~2014年)



	2013	2014
アジア	12.53%	22.60%
アフリカ	83.72%	64.81%
欧州	0.78%	8.73%
大洋州	0.01%	0.16%
米州	0.04%	0.03%
グローバル	2.93%	3.67%

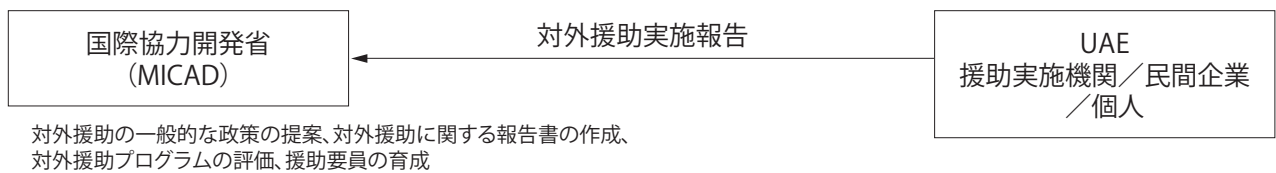
主要受取国(2014年)	受取額(億ディルハム)
エジプト	11.51
ヨルダン	2.51
モロッコ	1.73
パレスチナ自治区	0.34
パキスタン	0.31
その他	2.23

● ウェブサイト

・外務・国際協力省

<https://www.mofa.gov.ae/EN/TheMinistry/UAEForeignPolicy/Pages/UAEFAR.aspx>

実施体制図(省庁再編前/2014年時点)



援助実施機関

